

日本語教育国別事情調査

ヨーロッパにおける日本語教育 と

Common European Framework of Reference for Languages



ヨーロッパ日本語教師会 (AJE)



JAPAN FOUNDATION

国際交流基金

刊行にあたって

国際交流基金では、世界の日本語教育の動向を把握するため、「海外日本語教育機関調査」を実施しています。前回の調査（2003年度）では、海外の日本語学習者が235万人を超えたことがわかりました。この調査のみでは十分に状況を把握できない新たな動きのある地域については、さらに詳細な調査を行っており、2002年3月に『中国日本語事情』および『ロシア・NIS 諸国日本語事情』の二つの報告書を発行しました。今回は、ヨーロッパの日本語教育に関し、特に2001年に欧州評議会（Council of Europe）が発行した The Common European Framework of Reference for Languages: learning, teaching, assessment（「ヨーロッパ言語共通参照枠組み」、以下「CEF」と略）をめぐる動きについて報告書をまとめました。

CEFは、現代言語分野でのカリキュラム、シラバス、試験、資格制度を開発するにあたっての共通の基盤を提供することを目指すものですが、CEFを実際の言語学習に用いるためには、European Language Portfolio（ELP）があります。これは、① Language passport（言語パスポート）：CEFの共通参照レベルで定義された6レベルに沿って言語能力を記入し、提示できる。② Language biography（言語学習記録）：学習者自身が学習過程や達成度の自己評価を行い、今後の学習計画に活用する。③ Dossier（資料集）：学習成果を保管する、の3点から成っており、ヨーロッパ各地で独自の開発が進められているところです。このCEFやELPはヨーロッパ言語に限られたものではないため、日本語に関してもシラバスや能力基準を開発する際に参考になることも多く、今後の日本語教育発展のためには、これらを活用していくことを考えていく必要があります。

この調査は、欧州内に幅広いネットワークを持ち、ヨーロッパの日本語教育の現場に明るいヨーロッパ日本語教師会に調査業務を委託いたしました。非常に多忙な中で調査・執筆作業を進めていただいた執筆者・ご協力者の方々に心より感謝申し上げます。

本報告書が、今後の日本語教育の発展のための一助となれば幸いです。

国際交流基金

はじめに

2001年、ヨーロッパ日本語教師会（AJE）が共催した英国ケンブリッジでの「第6回ヨーロッパ日本語教育シンポジウム」の折、ヨーロッパ内での日本語教育の内容を語るのに、共通の言葉がない、比較するのに、共通の基盤がないことを多くの参加者は実感した。早速、有志によって研究会が発足したが、ヨーロッパ各地にいる会員たちは、物理的にも経済的にも実際に集まることができない状況下、思うような進展はなかった。翌2002年、ブダペストでのシンポジウムのAJE総会にて、AJEのプロジェクトとして企画、実行して行くことが決議された。その後、資金援助を得るために国際交流基金との交渉に入り、2003年7月にこのプロジェクトは委託業務として発進したのである。それから1年半、ようやくここに日の目を見ることになった。

このプロジェクトは「ヨーロッパの日本語教育事情～Common European Framework for Languagesをめぐる～」と題され、目的は欧州評議会が制定したThe Common European Framework of Reference for Languages（ヨーロッパ言語共通参照枠組み：以下「CEF」）を把握し、それが域内の日本語教育におよぼす影響や効果を展望することであった。そのためには、日本語教育の取組みが顕著な国、最新動向が窺われる国を主な調査対象とし、CEFの制定にともなう動向を観察した。一方で、AJEの初の企画プロジェクトとして、AJEの活性化、会員間の情報および知識の共有を目指すものでもあった。プロジェクトの遂行に際し、会員からの協力、情報提供の結果8か国の調査が可能となった。残念ながら、北欧と南欧の調査は、今回はできなかった。

CEFは、1970年代から始まった欧州評議会の言語教育への施策を背景に、1991年のルシユリコンのシンポジウムでヨーロッパ共通の言語能力を規定する枠組みの設定案が出されてから、およそ10年の検討を経てでき上がったものである。言語とは何か、言語教育、言語学習とは何かを熟考し、ヨーロッパにとって何が必要かを考えてきた先見の明、視野の広さ、広範囲の協力体制などには、目を見張るものがある。この背景には、言葉というものと真剣に取り組まなければならないというヨーロッパの宿命があると思われる。ヨーロッパの統合、ヨーロッパ市民としての自覚を目指したとき、多文化、多言語は障害となるべきものではなく、価値ある遺産だと考えられている。“Unity in diversity”（多様性の中での結束）という表現が使われるが、言葉は力、ヨーロッパをヨーロッパならしめるものだと、気づかされた。

このようなヨーロッパにおいて、日本語教育の現状を調査し、直面している課題、そして将来の可能性を探ってみた。調査国における日本語教育は、健闘している。しかし、大きな変動期にあるヨーロッパで、日本語教育は関係ないと、蚊帳の外にいるわけにはいかない。仲間に入らないか、と誘われるのを待っていては、いつまでも仲間には入れてもらえないだろう。存在を主張し、自分が仲間に入ることに価値を訴えていく必要がある。そのためには、同等の知識を有し、相手の土俵で戦えるようになるための努力をしなければならない。日本語教育も、国際的に比較可能で、明瞭な能力評価基準を持つ時期ではないだろうか。

本プロジェクトは、調査者が個人の時間を使って限られた調査を行ったもので、本書の調査結果、記載情報は網羅的なものではないし、刻々と動いているヨーロッパの状況のすべてを記すことは不可能でもある。また、本書に述べた見解はプロジェクト委員会のみのものであり、AJE 全体のものではないことも断っておく。しかしながら、本書を出発点として、将来へつながってくれればと願い、ウェブサイトを中心とした情報源をできるだけ提示するようにした。各地で情熱を傾け、日々奮闘している日本語教育関係者の皆さんの一助になれば幸いである。

最後になったが、このプロジェクトは、国際交流基金との委託契約の機会を得なければ、遂行できなかった。ここに記して感謝の意を表したい。また、各国の調査にあたり、多くの会員、関係者の温かい協力を得た。心より感謝申し上げる。

2005 年 1 月

AJE-CEF プロジェクト委員会

代表 田中和美

委員 大島弘子

小木曾左枝子

櫻井直子

佐藤紀子

スルツベルゲル-三木佐和子

松尾馨

吉岡慶子

Learning and Teaching Japanese Language in Europe and the *Common European Framework of Reference for Languages*

Executive Summary

In recent years, globalization has increased not only in the economic and political arenas, but also in educational and cultural contexts. More and more people are crossing borders for study and research, and we are seeing increasing numbers of people, at varying stages of proficiency, learning Japanese at a variety of institutions. Some learners spend time in a different country as part of the Erasmus Programme, the Junior Year Abroad scheme, or as participants in an exchange agreement with a Japanese university. In such cases, when a learner says that he or she has completed “Intermediate Japanese,” what does this mean? It has become apparent that the information available is limited, and in order to have a clearer idea of the levels in other programmes/institutions/countries, there is a need for a common language to describe those levels and to measure the proficiency of those learning Japanese language. In Europe, where diverse languages co-exist, the need for a common framework of languages has already been addressed, and it provides a common basis for language learning.

The Association of Japanese Language Teachers in Europe (AJE) proposed and undertook a project to survey the latest developments in the field of modern languages, especially in the learning and teaching of Japanese language, in Europe. The focus of the project was to study and observe the implications of the *Common European Framework of Reference for Languages: Learning, Teaching, Assessment* (CEF) published by the Council of Europe in 2001 and to examine its significance for learning and teaching Japanese language in Europe. The project, which was commissioned and funded by the Japan Foundation, began in July 2003, and this is the report on the findings of the survey and some suggestions.

The following eight countries were surveyed by AJE members: Belgium (the Flemish community), France, Germany, Hungary, Ireland, the Netherlands, Switzerland, and the United Kingdom (England).

Chapter 1 Trends in Language Learning in Europe

1.1 Language Policies of the Council of Europe and the European Union

Founded in 1949, the Council of Europe (COE) is the European continent’s oldest political organization, and it currently has 46 member nations. The major aims of the COE are to defend human rights and democracy, to standardize social and legal practices, and to promote a European identity. Japan has observer status, along with Canada, Mexico, the United States, and the Vatican.

The European Union (EU) is group of 25 European countries committed to working together for peace and prosperity. It is a unique organization in that Member States delegate some of their sovereignty. All EU decisions and procedures are based on the Treaties, which are agreed by all the EU countries.

Language policy has been the COE’s domain for some time. It established the European Centre for Modern Languages to work together with its main Language Policy Division “to promote plurilingualism and pluriculturalism among citizens in order to combat

intolerance and xenophobia by improving communication and mutual understanding between individuals.” In the 1960s, the COE took the position that language learning should not just be for an elite group and endorsed the universal learning of modern foreign languages. *The Threshold Level* (van Ek, 1975) published by the COE had a major impact on communicative language teaching. This eventually led to the development of the CEF, which will be further detailed in chapter 1.3.

The EU, on the other hand, considers language vital for the single European market. The EU takes the view that its multiplicity of different traditions and languages is a valuable asset for Europe so they should be preserved and promoted. The Socrates Programme (including the Erasmus Programme) and the Leonardo da Vinci Programme specifically support educational and language enhancement. The EU has identified becoming “the most competitive and dynamic knowledge-based economy in the world” as a major strategic goal for 2010, and has laid out concrete objectives to be attained. A work programme called “Education and Training 2010” has been set up to make the educational and training systems in Europe “the worldwide quality reference by 2010.” Improving foreign language learning is one of the objectives and it addresses the need for everyone to learn two or more foreign languages, in addition to their mother tongues, from an early age. To achieve this objective, “Promoting Language Learning and Linguistic Diversity: An Action Plan 2004–2006” was drawn up by the European Commission. In this document, the CEF and the European Language Portfolio (ELP) are commended as highly valuable in providing a secure basis for language learning.

1.2 The Bologna Process

In 1998, ministers in charge of higher education in France, Germany, Italy, and the United Kingdom signed the Sorbonne Declaration on the “Harmonization of the Architecture of the European Higher Education System.” The following year, 29 European ministers in charge of higher education signed the Bologna Declaration on establishing the “European Area of Higher Education by 2010.” The Bologna Declaration’s objective is to adopt an easily comparable degree system with two main cycles (undergraduate/graduate), to establish a system of credits (such as the European Credit Transfer System: ECTS), and to promote European co-operation in quality assurance in recognizing degrees and qualifications (such as the Diploma Supplement). The implementation of this Declaration is known as the Bologna Process, and the signatory countries have since increased to 41 countries. Achievement of these objectives will create greater ease of mobility and enhance the worldwide attractiveness of the provision of higher education in Europe. The current situation reveals that 80% of European countries have established or are planning to establish the two-cycle system and ECTS.

1.3 *The Common European Framework of Reference for Languages* (CEF)

The Common European Framework of Reference for Languages: Learning, Teaching and Assessment (commonly referred as CEF) is the culmination of a process that the COE has actively pursued since 1971, when it began the development of the Threshold Level. The CEF was published by the COE in 2001, having undertaken an extensive process of scientific research and wide consultation. It describes in a comprehensive way what language learners have to learn in order to use a language for communication and what knowledge and skills they need to develop so as to be able to act effectively. The aims of the CEF

are to provide a common basis for language courses, syllabuses, and qualifications in order to enhance transparency, and to promote and facilitate co-operation among different countries in the field of modern languages. Thus, the CEF provides a basis for the mutual recognition of language qualifications, in turn facilitating educational and occupational mobility. The CEF is of particular interest to course designers, textbook writers, testers, teachers, and teacher trainers, and it is increasingly used in the reform of national curricula and by examination providers.

One of the aims of the CEF is to help to describe the levels of proficiency required by existing standards, tests, and examinations in order to facilitate comparisons between different systems of qualifications. For this purpose, the Common Reference Levels (CEFR: CEF Reference) have been developed. The CEFR sets six levels: A1 (Breakthrough level), A2 (Waystage level), B1 (Threshold level), B2 (Vantage level), C1 (Effective Operation Proficiency), and C2 (Mastery). These levels are introduced using ‘illustrative descriptors’ that were developed and validated during the research process. The ‘illustrative descriptors’ use ‘can do’ statements to describe language proficiency. The global scale is the summary of each level of the CEFR in single paragraphs. The most widely used CEFR is the self-assessment grid, which has the six levels described according to different language skills.

There are many examples of authorities and institutions adopting the CEF into curricula. As the CEFR became increasingly prominent in assessing the level of proficiency in various examinations and certifications, a complex issue that was put into a simple question “How do I know that my Level B1 is the same as your Level B1?” was addressed. The result is the pilot edition of the “Manual for Relating Language Examinations to the CEF,” which was created in order to assist examination providers to develop, apply, and report transparent, practical procedures to help them situate their examination in relation to the CEF.

1.4 European Language Portfolio (ELP)

The European Language Portfolio (ELP) is a document in which those who are learning or have learnt a language, whether at school or outside school, can record and reflect on their language learning and cultural experiences. The portfolio contains a ‘language passport’ section which its owner regularly updates. A CEF self-assessment grid is provided so the owner’s language competences can be described according to CEF, common criteria accepted throughout Europe, and which can serve as a complement to customary certificates. The document also contains a detailed ‘language biography’ section describing the owner’s experiences in each language and which is designed to guide the learner in planning and assessing progress. Finally, there is a ‘dossier’ section where examples of personal work can be kept to illustrate one’s language competences. There are around 70 validated ELPs developed in different countries targeted at different learners. The ELP is used as an educational tool in many institutions to assist language learning.

Chapter 2 Survey of Eight Countries

This chapter reports on foreign language learning in general and the state of learning and teaching Japanese language in each of the eight countries/regions surveyed. Supplementary articles on aspects of CEF/ELP implementation and Japanese language learning

have been provided for each country.

2.1 Belgium (Flemish Community)

Japanese is taught at universities and adult education institutions. “Adult Education Modern Languages Training Profiles” based on CEF was developed by the Ministry of Education, and curricula are being designed to achieve the six CEFR levels. New curricula and materials based on CEF are already being used in 12 languages, including Japanese.

2.1.5 Higher education reform in Belgium and its effect on Japanese programmes

2.1.6 Using CEF reference level in adult education

2.2 France

The Ministry of Education has adopted the CEF and has implemented CEFR levels as attainment levels, setting B2 level as the goal at the end of secondary education. However, Japanese is not included in the list of languages adopting CEFR. Early language learning (from age 5) is to become compulsory by the autumn of 2005, and ELP has been presented as a useful device for use in secondary education.

2.2.5 Higher education reform in France and its effect on Japanese programmes

2.2.6 Japanese language teaching qualifications

2.3 Germany

Within the National Education Standard, the CEF-compliant Foreign Language Standard was adopted in 2004. Each state sets its own curricula, and in Nordrhein-Westfalen state, the attainment level of 1st and 2nd foreign languages at the end of secondary education is B2, while Japanese, being the 3rd foreign language, is set at B1 level. The use of ELP is widely considered to aid language learning in primary and secondary schools, and several ELPs have been validated.

2.3.5 Higher education reform in Germany and its effect on Japanese programmes

2.3.6 Language specialist school and use of ELP in Thüringen State

2.4 Hungary

Hungary made a sweeping reform of its educational system prior to accession to EU membership in 2004 in order to conform to EU standards. In the new National Core Curriculum, the language learning standard was set based on CEF, making B1 or B2 level the attainment level at the end of secondary education. Japanese also had to conform to the standard, so a new exam specification was hastily devised by the Japanese Teachers Association of Hungary.

2.4.5 New university entrance examination and Japanese language

2.5 Ireland

The Language Initiative has successfully introduced the Japanese language into secondary education, but the future is uncertain after 2006, when the funding will expire under this plan. Ireland has been a forerunner in developing ELP, and there are cases in which individual teachers used an ELP translated into Japanese for Japanese learning.

2.5.5 Japanese language learning in secondary schools in Ireland

2.5.6 The use of ELP for learning Japanese in Ireland

2.6 The Netherlands

There are no Japanese courses offered in primary or secondary education. At the university level, the number of institutions offering Japanese has decreased in recent years. CEF is being introduced as part of the promotion of language learning and the Dutch Construct Project has been established to relate exams to CEF.

2.6.5 Recent issues in Leiden University: Bologna Process and CEF

2.7 Switzerland

As the first developers of ELP, the ministers of education of the states encourage the use of ELP, and there are ELP advisors appointed in each state. Befitting a nation with four official languages, ELP is also used by firms such as the Post Office and the National Railway to promote language learning. Japanese language is offered in a number of secondary schools, and ELP is used, aiming at level A1/A2.

2.7.5 Japanese language learning and the use of ELP in Switzerland

2.8 The United Kingdom

The Department of Education and Skills launched the National Languages Strategy in 2002, which stated that all primary schools should introduce language learning by 2010. In 2003, it also announced that language learning would no longer be compulsory for 14–16 year olds. In order to accredit the languages learned, a new recognition scheme called Languages Ladder to complement the existing qualifications and the CEFR is being piloted. Japanese is one of the languages included in the scheme.

2.8.5 Recent policies on modern foreign language and qualification frameworks

2.8.6 Japanese language learning in primary school

Chapter 3 Prospects for Learning and Teaching Japanese Language

3.1 Issues in the learning and teaching Japanese language in Europe

- Due mostly to financial reasons, there have been closures of Japanese departments and courses.
- The number of learners is increasing, putting pressure on resources.
- Learners are becoming more diversified; more young learners, more learners with previous knowledge, fewer learners with academic interest.
- It is unrealistic to have the same goals and curricula as those used for other European languages, as most schools demand.
- At universities, as language learning is not considered an academic field, the teaching staff are undervalued.
- Transparent and coherent assessment criteria are needed.
- Mobility and employability require transparent and comparable qualifications/records of results.

- Status of Japanese teachers is low, and their working conditions are unstable.
- There is a shortage of qualified teachers of Japanese. Very few institutions offer courses for qualification in Japanese language teaching.
- More training opportunities for teachers are required.

3.2 Perspectives on the learning and teaching Japanese language in Europe

From the way Europe is moving, how can the Japanese language capture some sense of its direction and what can be done to enhance its position?

- LLL=Life Long Learning and Early Language Learning
As Europe is pushing all citizens to learn two or more languages from an early age and making it a lifelong activity, it is essential that Japanese language be made widely available as an option.
- More active use of e-Learning and ICT
All EU citizens are to be IT literate and schools are to be linked across all of Europe. There is no reason why Japan cannot also be linked/twinned with schools in Europe.
- CLIL= Content and Language Integrated Learning
CLIL is teaching a subject through the medium of a foreign language and is strongly promoted throughout Europe. As a number of teachers already teach Japanese on top of their main subjects, this is not difficult to achieve. There should be encouragement and support to entice teachers of Japanese to get involved in CLIL, such as providing teaching materials.
- Teacher Training
As a part of language teacher training, it is required to spend time in a country where the target language is spoken. Japan should provide the opportunity for prospective teachers.

3.3 What we can learn from CEF

- A firm and clear notion of language, language teaching, and language learning; long-term planning and funding; solid theory; and empirical research are all essential to provide a reliable and relevant framework.
- Economic and political needs must be taken into account; transparency and comparability are the keys for mobility.
- COE initiated, but many countries took leading roles in coordinating the implementation of CEF.
- CEF/ELP is open, as most documents are on the Internet, and can be downloaded free. It provides user guides, manuals for relating exams, conference presentations, etc., thus making it accessible for all those interested.

3.4 Toward the future of learning and teaching Japanese language

There is an urgent need for a transparent and coherent guide for learning and teaching Japanese language worldwide. *Profile Deutsch*, an adaptation of CEF for German as a foreign language was written by specialists from Germany, Austria, and Switzerland with public funding in 2002. It is a database on CD-ROM in which CEF categories are illustrated and defined with linguistic means for A1 to B2 levels. Guidelines for French as a foreign language were also published in 2004 by France, Belgium, and Switzerland in a refer-

ence book called *Un Référentiel* to describe the CEFR level B2.

We propose that Japan take the initiative in providing reliable, empirically validated descriptors of the Japanese language, make a transparent and comparable framework of levels, and provide tools to use them, such as check lists and examinations. Only with such a firm foundation can the teachers of the Japanese language worldwide promote with confidence what they are delivering.

AJE-CEF Project Team

Project leader:

Kazumi Tanaka	University of London, School of Oriental and African Studies	UK
---------------	--	----

Project members:

Kaoru Matsuo	Universität Duisburg-Essen/University of Duisburg-Essen	Germany
Saeko Ogiso	University of Dublin, Trinity College	Ireland
Hiroko Oshima	Université Paris 7/University of Paris 7	France
Naoko Sakurai	Katholieke Universiteit Leuven/Catholic University of Leuven	Belgium
Noriko Sato	Budapesti Gazdasági Főiskola/Budapest Business School	Hungary
Sawako Sulzberger-Miki	Gymnasium Burgdorf	Switzerland
Keiko Yoshioka	Universiteit Leiden/Leiden University	The Netherlands

第1章

ヨーロッパにおける言語教育の動向

欧州連合（EU）及び欧州評議会の概観

欧州連合（European Union: EU）の概要

設 立	平和を守り、ヨーロッパの経済的社会的統合をすすめ、加盟国間の相互協力を強化する目的で作られた超国家機関。EUは、経済的な統合を目的に発展してきた欧州諸共同体（European Communities: EC）を基礎に、1993年11月1日、EC加盟12か国が批准したヨーロッパ連合条約（マーストリヒト条約）の発効により発足した。
加 盟 国	以下の25か国。イタリア、オランダ、フランス、ベルギー、ドイツ、ルクセンブルク（以上原加盟国）、アイルランド、英国、デンマーク（1973年加盟）、ギリシャ（81）、スペイン、ポルトガル（86）、オーストリア、スウェーデン、フィンランド（95）、エストニア、キプロス、スロバキア、スロベニア、チェコ、ハンガリー、ポーランド、マルタ、ラトビア、リトアニア（2004）
加盟候補国	ブルガリア、ルーマニア、トルコ

欧州評議会（Council of Europe: CE）の概要

設立	第2次世界大戦により大きな被害を受けたヨーロッパの国々が、経済の復興と国力の回復、恒久的な平和を望んで、1949年にフランス・ストラスブールに設立した国際機関。
加盟国	以下の46か国。フランス、イタリア、英国、ベルギー、オランダ、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、アイルランド、ルクセンブルク（以上原加盟国）、ギリシャ、トルコ（1949）、アイスランド（50）、ドイツ（51）、オーストリア（56）、キプロス（61）、スイス（63）、マルタ（65）、ポルトガル（76）、スペイン（77）、リヒテンシュタイン（78）、サンマリノ（88）、フィンランド（89）、ハンガリー（90）、ポーランド（91）、ブルガリア（92）、エストニア、リトアニア、スロベニア、チェコ、スロバキア、ルーマニア（93）、アンドラ（94）、ラトビア、モルドバ、アルバニア、ウクライナ、マケドニア（95）、ロシア、クロアチア（96）、グルジア（99）、アルメニア、アゼルバイジャン（2001）、ボスニア・ヘルツェゴビナ（02）、セルビア・モンテネグロ（03）、モナコ（04）
加盟申請国	ベラルーシ（93年申請）

1.1 ヨーロッパの言語教育政策

1.1.1 ヨーロッパ統合の略歴

第二次世界大戦後、ヨーロッパは、恒久の平和を望み、統合へ向かって歩みだした。欧州統合の最初の一步は、価値観を共有する西欧10か国が、加盟国間の協調を進めることを目的として1949年にフランスのストラスブールに設置した欧州評議会（Council of Europe：CE）により踏み出された。しかし、国家主権にこだわる英国が、デンマークやスカンジナビア諸国とともに、超国家的機関の創出には最後まで抵抗したため、欧州評議会は加盟国に対し拘束力を持たない協議機関として誕生することになった。

欧州評議会は、目標として、以下の3点を挙げている。

- ・人権、議会制民主主義、および法の支配の保護
- ・加盟国の社会的、法的慣行の規範を確立するためのヨーロッパにおける合意形成、
- ・共通の価値観に基づき、異文化の壁を越えた、ヨーロッパ・アイデンティティの自覚促進

（Council of Europe（2003a）より筆者訳）

その活動は人権擁護、民主主義制度の建設強化にはじまり、司法、行政、文化、スポーツ、教育、マスコミ、社会政策等、多岐にわたっている。特に、日本でも話題になったサイバー犯罪に関する条約（日本は2004年に批准）など、多くの多国間条約を制定し、幅広い分野でヨーロッパのスタンダードを設定してきたことが注目される。設立当初10か国だった加盟国は、2004年現在46か国に増え、ほぼヨーロッパ全域を網羅する汎国際機関に発展している。なお、日本は1996年より欧州評議会のオブザーバー国となっている。そのほか、アメリカ、カナダ、メキシコ、パチカン市国もオブザーバー国である。

一方、欧州統合推進派は、1950年代以降欧州評議会とは別に動き、さまざまな統合を試みた。なかでも成功をみたのは、欧州石炭鉄鋼共同体（European Coal and Steel Community: ECS）、欧州原子力共同体（European Atomic Energy Community: Euratom）、欧州経済共同体（European Economic Community: EEC）の三つの共同体であった。1967年には、ブリュセル条約によりこれら3共同体が合併、欧州諸共同体（European Communities: EC）となり、現在の欧州連合（European Union: EU）の基盤となった。さらに、冷戦構造の崩壊、東欧諸国の相次ぐ民主化と市場経済への移行、東西ドイツの統一など、欧州統合を取り巻く環境は激変を重ね、ECはこれらの国際政治状況に対応するために急展開をすることになる。

1992年に調印されたマーストリヒト条約により、EUが誕生、1999年に単一通貨のユーロが導入されるとともに、共通外交安全保障政策、司法内務協力等のより幅広い協調をも目指す政治経済統合体へと発展してきた。EUは、国家主権の一部の委譲を前提に、EU域外に対する統一的通商政策を実施するなど、従来の国際機関とはまったく異なる超国家的機関である。当初6か国だったEU原加盟国は、その後5度にわたり拡大を繰り返し、2004年5月には東欧諸国を含む25か国に増えている。さらに、2007年には新たにブルガリアとルーマニアの加盟が予定されている。

このように、EUと欧州評議会はまったく独立した機関であるが、ヨーロッパにおける永

予算を有している（表1参照）。

教育面での欧州評議会とEUの結びつきは非常に強い。EUアムステルダム条約には、「教育および文化の分野において権限を有する機関、とりわけ欧州評議会との協力を促進する」と明記されており、両者の協力関係の重要性が認識されている。その例として、1997年から2000年に行われたプロジェクト「民主的市民のための教育（education for democratic citizenship）」は欧州評議会にEUやUNESCOが協力、また、欧州言語年2001（European Year of Languages 2001）は欧州評議会とEUが協力して実施されている。

1.1.3 欧州評議会の言語教育政策

欧州評議会には、第三の世界大戦を防ぐためには、個人や自国および地域のアイデンティティを尊重しつつ、さらにヨーロッパ共通のヨーロッパ人・アイデンティティを育むことが肝要だという考えがあった。そのためには、ヨーロッパにおける文化および言語の多様性の受容を確立し、移民や外国人に対する偏見のない寛容な態度を培うことが必要であるとした。このような背景のもと、1954年12月に欧州文化条約（European Cultural Convention）が調印され、文化・教育分野での国際協力の基盤となった。言語教育に関する具体的な活動が始まったのは、1961年、ハンブルクで行われたヨーロッパ文部大臣会議において現代語教育の推進が決議されてからである。当時、エリートに限られていた現代語（modern languages）学習を、すべての人々に開かれた、国際コミュニケーションのために必要な学習へと転換するという画期的な取り組みが行われた。以来、欧州評議会は社会のニーズの変化に応じつつ、現代語学習・教育の促進に積極的に取り組んできた。欧州評議会の言語教育政策の目的は、以下の五つに集約される。

- ・ 複言語主義（plurilingualism）の促進
すべての人は、いくつかの言語でコミュニケーションする能力（1.3参照）を生涯にわたり、必要に応じて向上させる権利がある。
- ・ 言語の多様性（linguistic diversity）の促進
ヨーロッパは多言語（multilingual）社会であり、すべての言語はコミュニケーションやアイデンティティの表現方式として等しく重要である。すべての人は自分の言語を学ぶ権利がある。
- ・ 相互理解（mutual understanding）の促進
ほかの言語を学ぶことは、文化の違いを認め、異文化コミュニケーションを促進するための重要な条件である。
- ・ 民主的市民（democratic citizenship）の推進
多言語社会での個人の民主的、社会的プロセスへの参加は、それぞれが複言語能力（plurilingual competence）を持つことにより実現することができる。
- ・ 社会的結束（social cohesion）の促進
個人の成長や教育、雇用、情報へのアクセス、文化的向上における機会の均等は、生涯を通じた言語学習によるところが大きい。

（Council of Europe, Directorate General IV. Language Policy Division 2004 より筆者抄訳）

これらの目的を達成するために、1957年に設立された言語政策部局（Language Policy

Division) により種々のプロジェクトが行われ、その成果は各加盟国に対する決議・勧告として提示されてきた。1994年には、さらにヨーロッパ現代語センター (European Center for Modern Languages) が設立され、言語政策部局で開発された政策を推進し、言語教育改革を進めるためのプロジェクトを行っている。遂行された数々のプロジェクトの中でも、1971年スイスのルシュリコン (Rüschlikon) で行われた成人教育における言語についてのシンポジウムは、革新的なものとなった。成人教育における言語学習の単位制度 (unit-credit scheme for language learning in adult education) の導入可能性を調査するための調査委員会が結成され、言語学習・教育のプロセスそのものを民主化するという言語教育の新しい原則を打ち出したのである。これは、以下のような欧州評議会の言語教育政策の基本原則として、現在も生かされている。

- ・言語学習は万人のためのものである
- ・言語学習は学習者のためのものである
- ・言語学習は異文化コミュニケーションのためのものである
- ・言語学習は生涯のものである
- ・言語教育は常に調整され、包括的にされなければならない
- ・言語教育は一貫性と透明性 (coherent and transparent) がなければならない
- ・言語学習と言語教育は、状況や使い方の変化、体験に応じて変わる、生涯にわたるダイナミックなプロセスである

(Council of Europe, Directorate General IV. Language Policy Division 2004 より筆者抄訳)

さらに、上記調査委員会は、学習目標を特定するための機能-概念モデルを開発し、文化協力、外国での日常生活においてその国の人々と交流するために必要な最低限の能力を Threshold レベルと規定、その内容を言語材料と言語機能・概念の面から具体的に示した。このモデルは、*The Threshold Level* (van Ek, 1975) として、英語の例が出版され、全世界に広がった communicative language teaching の火付け役を果たした (1.3.1 参照)。

20年後の1991年、再びルシュリコンで欧州評議会とスイス連邦政府により、シンポジウム “Transparency and Coherence in Language Learning in Europe: Objectives, Evaluation, Certification” が開催された。そこでは、以下のことに関して意見の一致が見られた。

- ・相互理解のための言語学習・教育が重要である
- ・言語学習は就学前児童から成人まで、生涯を通して行われるべきである
- ・全レベルのヨーロッパ共通フレームワークの開発が望ましい

(吉島茂ら 2004 より筆者要約)

このシンポジウムが、ヨーロッパ言語共通参照枠組み (Common European Framework of Reference for Languages: CEF) の誕生の契機となり、それを言語学習に応用できるヨーロッパ言語ポートフォリオ (European Portfolio: ELP) の開発へとつながった (1.3 および 1.4 参照)。

1.1.4 EUの言語教育政策

EUの言語教育分野に関する活動は、ヒト、モノ、資本、サービスの自由な移動を目指し、単一市場の創造を目的として進められてきた。人々の真に自由な移動には、市民による実際のコミュニケーションが不可欠であり、そのために互いの言葉や文化の知識が必要であると考えられてきた。東欧諸国のEU加盟により、言語学習の重要性に対する認識はますます強くなっている。また、EUは、特定の言語が支配的になり弱小言語が消滅の危機にさらされることを懸念し、地域語や加盟国の少数派言語を尊重する多言語主義（multilingualism）をとっており、この観点からも言語教育の多様化を推進している。これらの背景から、EUの言語教育政策では以下の点が繰り返し強調されている。

- ・すべてのEU市民が母語プラス二つのEU言語を習得すること
- ・できるだけ早い時期に言語学習を開始すること
- ・学習者や教師の移動により、言語・文化学習の機会を増やすこと
- ・新しい教授法を推進し、そのために教員の教育を充実させること
- ・使われることや教えられることが少ない言語（less widely used and lesser taught languages: LWUTL）の学習を促進すること

(Council of Europe Council of the European Union (1995)
および European Commission (1996) より筆者抄訳)

これらのEUの言語政策は、主に、加盟国間の協力関係を築くための勧告や伝達などの法的文書と、ソクラテスやレオナルド・ダ・ヴィンチなどの行動計画に対する助成プログラムにより、各国における言語教育の質の向上を補完、支援するという形で実行されている。また、EU言語の学習促進の基準を満たした学校への欧州認定証（European quality label）の授与、欧州言語年2001の成功を記念した欧州諸言語の日（the European Day of Languages、9月26日）の設定など言語学習の意識を高めるための啓蒙活動にも力を入れている。以下に、言語教育に関する具体的な活動をみる。

1.1.4.1 ソクラテスおよびレオナルド・ダ・ヴィンチにおける言語教育支援

ソクラテス・プログラムやレオナルド・ダ・ヴィンチ・プログラムは、教育・訓練全般を対象とした行動計画で、現在EU 25か国のほか、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、ブルガリア、ルーマニア、トルコの計31か国が参加対象となっている。プログラムの実施要綱は毎年出され、参加希望者は所定の書式に従ってプロジェクト計画をたて、希望プロジェクトに応じて、個人または団体として助成金を申請する。1989年に創設された、言語学習・教育を対象とするリングア・プログラムは、1995年からはソクラテスに統合されている。言語の学習・教育は、ソクラテス、レオナルド・ダ・ヴィンチ両プログラム全体を通して重要な要素になっており、その目的は以下に集約できる。

ソクラテス

- ・EUの言語、とりわけLWULTの知識を、質量ともに高める
- ・言語の多様性を奨励し、言語教育および学習の改善に寄与する

レオナルド・ダ・ヴィンチ

- ・職業訓練施策の一環として言語技能を高めるための活動を支援する
- ・LWULT を含めた言語の能力を高める
- ・職業訓練の文脈において異なる文化の理解を促進する

(Deloitte & Touche Management Solutions SA (2003) より筆者訳)

具体的には、語学教師や学習者の語学研修や、教材・テストの開発、語学アシスタント派遣などに対する助成プログラムが用意され、言語の学習・教育に年間 3,000 万ユーロの予算が投じられている。2003 年には、両のプログラムに関する評価報告書²が出され、次の点が指摘されている。

- ・全体的に、多言語主義の異文化理解の重要性に対する意識を高めるのに役立っている
- ・留学など、言語学習を直接目的としていないプログラムでも、外国語学習の重要性に対する認識や動機付けを高める効果が見られる
- ・学ばれる言語は英語が圧倒的で、新しい言語や、使われることや教えられることが少ない言語の学習が進んでいない

(Deloitte & Touche Management Solutions SA (2003) より筆者訳)

同報告書は、この結果を元に、欧州評議会との協力関係を強めるなど言語学習の重要性の啓蒙を進めること、加盟国間の人の移動を通じた言語学習を推奨すること、早期外国語学習を進めること、などを提言している。

1.1.4.2 リスボン戦略と「教育と訓練 2010」

2000 年に、EU は、EU を「世界でもっとも競争力があるダイナミックな知識基盤型経済圏」にするためのリスボン戦略とよばれる 10 年計画を採択した。これは、IT 革命への対応も含め、持続的な経済発展を達成し得る、力強い経済圏を目指すもので、経済・社会政策の包括的な戦略である。これを受け、欧州理事会 (European Council) と欧州委員会 (European Commission) は、教育および訓練の分野で 2010 年までに達成すべき 13 の重点目標と、目標達成を測定するための指標を具体化し、「教育と訓練 2010 (Education and Training 2010)」と名づけた。「教育と訓練 2010」はソクラテスなどの助成プログラムとは異なり、目標の設定と達成評価を行う一連の施策、プログラムの総称である。この「教育と訓練 2010」は二つの点で注目される。まず、言語知識がヨーロッパ知識基盤型社会を形成する重要な能力と位置づけられ、外国語学習の重要性がこれまで以上に強調されていることである。もう一つは、「開かれた政策協調」(Open Method of Coordination)³の導入により、各加盟国に共通の教育目標が初めて設定された⁴という点である。EU の役割は依然として加盟国間のヨーロッパ・レベルの活動を援助するにとどまり、加盟各国の政策導入方法には関与しないが、加盟各国は上記目標を達成するための具体的方策を講じる責務を負うことになった

² Deloitte & Touche Management Solutions SA (2003)

³ 各国の合意に基づいた戦略とガイドラインを設定し、各国は自国の実情に合わせた政策を独自に実施、共通の基準 (指標、統計) に基づいて、目標の達成度を評価するという政策調法。2000 年リスボン欧州サミット以降、多くの政策領域において用いられている。

⁴ Council of the European Union (2001)

のである。

13の重点目標の一つである「外国語学習の改善」の具体的なポイントとして、以下の二つが挙げられている。

- ・全ヨーロッパ市民が母語以外に二つ以上の言語を習得し、年齢に関わらず外国語学習が重要であることに気づくこと
- ・学校や職業訓練機関が、効果的な教授方法を取り入れ、生涯にわたって言語学習を継続するよう動機付けること

(Council of the European Union and European Commission (2002) より筆者訳)

また、前者の目標達成度を測る指標として、以下の二つが挙げられている。

- ・中等教育（前期および後期）において外国語を学んでいる生徒の分布
- ・中等教育後期で生徒一人あたりが学んだ外国語の平均数

(Directorate-General for Education and Culture, European Commission. (2003b) より筆者訳)

この二つの指標では、目標達成を多角的に見ることができないため、外国語の習得度を直接測定するためのヨーロッパ外国語能力指標（European linguistic competence indicator）の開発が緊急の課題とされている。この指標は、義務教育修了時点での二つ（またはそれ以上）の言語能力を4技能すべてにわたって測定する試験となる予定で、欧州評議会が制定したCEFに基づいて作成される。このほか、教師教育の質の指標、言語学習に携わる成人の数についての指標、早期言語教育の指標の開発が検討されている。

EUは、また、「教育と訓練2010」で提示された目標達成を目指し、2003年に「言語学習と言語多様性の推進：行動計画2004～2006年（Promoting Language Learning and Linguistic Diversity: Action Plan 2004-2006）」を策定した。この行動計画は、既存の言語教育推進プログラム（主にソクラテスとレオナルド・ダ・ヴィンチ）をより効果的に活用し、加盟各国レベルで必要な行動計画をたてるための具体的な枠組みを与えようというものである。2002年から2003年にかけて欧州委員会の答申案に対して国際機関や各加盟国大臣、各国機関からの300に及ぶ回答を得て策定され、1) 生涯言語学習、2) より良質な言語教育、3) 言語を身近に感じる（language-friendly）環境作りの3領域での行動計画と、それぞれの計画を実現するための具体的提案を行っている。この行動計画の結果は、2007年に報告される予定である。

1.1.5 ヨーロッパと日本

教育面では、欧州評議会の言語政策会議において「日本におけるヨーロッパ言語の教育」が議題に取り上げられたり、前述した「教育と訓練2010」では世界の知識基盤型経済大国として日本と米国との比較が行われるなど、ヨーロッパの日本に対する関心は高い。

欧州評議会においては、日本はオブザーバー資格を有しているが、死刑制度反対の立場をとる評議会は、日本に死刑廃止を求めており、オブザーバー資格の停止が取りざたされている。しかし、議員交流や、欧州評議会の活動への日本の積極的な貢献などを通し、全般的には両者の良好な関係が保たれている。

一方、EU と日本は、1991 年に「日本・EC 共同宣言」が採択されて以来、日・EU 首脳会議の定期開催など、政治、経済の両面で共通の目的に向けて協力が行われている。また、2001 年に採択された行動計画「共通の未来の構築」により、人的・文化的交流に力が入れられている。

EU と日本の交流プログラムには以下のようなものがある。

- ・ EU ビジネスマン日本研修プログラム (Executive Training Program: ETP)
1979 年に始まった、日本語と日本社会に関する 1 年半の研修プログラム。
これまで、800 人を超える若手ビジネスマンが来日。
- ・ 日・EU フレンドシップ・ウィーク
EU の知名度を一般に広げるために、気楽で親しみやすい人々の交流を促すための企画。沖縄サミットでアイデアが生まれ、2001 年から始まる。
- ・ EU 研究・技術開発枠組み計画 (Framework Programme 6: FP6) と科学技術フェロ
ーシップ・プログラム
さまざまな研究分野の国際的な研究協力の枠組み計画で、研究者間の移動、研修、協
力に力が入れられている。EU は日本の参加を奨励かつ歓迎している。
- ・ ヴルカヌス (Vulcanus)⁵
日欧産業協力センターによるプログラム。1996 年に「ヴルカヌス・イン・ヨーロッ
パ」(日本人大学生の欧州企業研修)、1997 年に「ヴルカヌス・イン・ジャパン」(EU
の大学生の日本企業研修)が始まった。
- ・ EU Institute
日本の人々の EU に関する知識を增強し、人的交流を促進するために、日本で初めて
の EU Institute が 2004 年 4 月 1 日に設立され、一橋大学、国際基督教大学、東京外
国語大学、津田塾大学の 4 大学で構成される共同事業 (コンソーシアム) により運営
されている。さらに、第 2 の EU Institute 設立のため神戸大学、関西学院大学、大
阪大学から成るコンソーシアムに活動資金が付与されることが決定した。

さらに、2005 年を「日・EU 市民交流年」と定め、日本と EU の人と人との交流を通じて、相互理解や今後の長期的な交流を促進するよう、姉妹都市、青少年交流、シンポジウムなどの知的交流、文化紹介イベントなど、さまざまなイベントが組み込まれている。

これらの種々のプログラムを通し、EU と日本のつながりは今後も強まっていくと思われる。

参考文献 (和文)

- 外務省 (2003) 「EU 概観『何でもわかる欧州経済と日欧経済関係』」 外務省
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_eu/k_kankei/pdf/eu_01.pdf)
- 外務省 (2004) 「EU 事情と日・EU 関係」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/pdfs/j_k.pdf)
- 久野弘幸 (2004) 『ヨーロッパ教育 歴史と展望』 玉川大学出版

⁵ ヴルカヌスとはラテン語で鍛冶屋の神様を意味し、「鉄は熱いうちに打て」の格言のように「若いうちに多くの経験をしてほしい」という意味を込めて名づけられた。

- 澤野 由紀子 (1996) 「EUにおける教育改革—マーストリヒト条約発効後の教育事業の再編—」『日本教育政策学会紀要』3、pp.75-91
- 園山大祐 (2000) 「EUにおける教育政策の進展—第2次 SOCRATES/LEONARDO 計画の概要—」『大分大学教育福祉科学部研究紀要』22号2 (2000年10月)、pp.591-597
- 財団法人自治体国際化協会 (1999) 「欧州評議会、その組織と取り組み」(<http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/tyosa/121/INDEX.HTM>)
- 駐日欧州委員会代表部 (2004) 「欧州連合 (EU) と日本の関係」(http://jpn.cec.eu.int/relation_jp.php)
- テオ・ゾンマー (加藤幹雄訳) (2000) 『不死身のヨーロッパ—過去・現在・未来—』岩波書店
- 長谷川重四郎 (2001) 「EU 統合への経緯」小倉襄二・有沢僚悦・吉野文雄『EU 世界を読む』世界思想社
- 正躰飛鳥 (2003) 「地域統合と国際交流—EU を事例に」国際交流基金『主要先進諸国における国際交流機関調査報告書』
- 増田正 (2001) 「EU 統合の将来」小倉襄二・有沢僚悦・吉野文雄『EU 世界を読む』世界思想社
- 吉島茂、大橋理枝 (訳・編) (2004) 『外国語教育Ⅱ—外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠』朝日出版社 (<http://www.dokkyo.net/~daf-kurs/library.html>)

参考文献 (欧文)

- Commission of the European Communities (2003a) *communication from the commission, "Education & Training 2010" The success of the Lisbon Strategy hinges on urgent reforms (Draft joint interim report on the implementation of the detailed work programme on the follow-up of the objectives of education and training systems in Europe)* (COM (2003) 685 final)
(http://europa.eu.int/comm/education/policies/2010/doc/com_2003_685-a1_23013_en.pdf)
- Commission of the European Communities (2003b) *communication from the commission to the council, the European parliament, the economic and social committee and the committee of the regions, Promoting Language Learning and Linguistic Diversity: An Action Plan 2004-2006* (COM (2003) 449 final)
(http://europa.eu.int/comm/education/doc/official/keydoc/actlang/act_lang_en.pdf)
- Commission of the European Communities (2004a) *commission staff working paper, new indicators on education and training* (SEC (2004) 1524)
(http://europa.eu.int/comm/education/policies/2010/doc/indicators_en.pdf)
- Commission of the European Communities (2004b) *commission staff working paper, progress towards the common objectives in education and training, indicators and benchmarks* (SEC (2004) 73)
(http://europa.eu.int/comm/education/policies/2010/doc/progress_towards_common_objectives_en.pdf)
- Council of the European Union (1995) *Council resolution of 31 March 1995 on improving*

- and diversifying language learning and teaching within the education systems of the European Union* (Official Journal C 207, 23/08/1995)
- Council of the European Union (2001) *Report from the Education Council to the European Council “The concrete future objectives of education and training systems”* (5680/01 EDUC18, 14 February 2001)
(http://europa.eu.int/comm/education/policies/2010/doc/rep_fut_obj_en.pdf)
- Council of the European Union (2004) *“Education & Training 2010” The success of the Lisbon Strategy hinges on urgent reforms (Draft joint interim report on the implementation of the detailed work programme on the follow-up of the objectives of education and training systems in Europe)* (14358/03 EDUC168-COM (2003) 685 final)
- Council of the European Union and European Commission (2002) *Detailed work programme on the follow-up of the objectives of education and training systems in Europe. Jointly adopted the Council and the Commission on 14 February 2002* (OJ of the European Communities C 142 of 14.06.2002)
(http://europa.eu.int/eur-lex/pri/en/oj/dat/2002/c_142/c_14220020614en00010022.pdf)
- Deloitte & Touche Management Solutions SA (2003) *“Evaluation ex post/midterm of the extent to which the Socrates Socrates1995-1999 and first phase of Socrates II 2000-2006) and Leonardo da Vinci (Leonardo da Vinci 1995-1999 and first phase of Leonardo da Vinci II 2000-2006) have achieved the programmes” linguistic objectives, Final Report.* (European commission DG EAC)
(http://europa.eu.int/comm/education/programmes/evaluation/finalfin_en.pdf)
- Directorate-General for Education and Culture, European Commission (2000) *Socrates: European Community action programme in the field of education (2000-06), Gateway to Education.* Luxembourg: Office for Official Publications of the European Communities.
(http://europa.eu.int/comm/dgs/education_culture/publ/pdf/socrates/brochnew_en.pdf)
- Directorate-General for Education and Culture, European Commission (2002) *Education and Training in Europe: diverse system and shared goals for 2010. the work programme on the future objectives of education and training system*
(http://europa.eu.int/comm/dgs/education_culture/publ/pdf/educ-training/en.pdf)
- Directorate-General for Ed, European Commission. (2003a) *Implementation of “Education & training 2010” Work programme, progress report of working group, “Improving foreign languages learning”* (http://europa.eu.int/comm/education/policies/2010/doc/language-learning_en.pdf)
- Directorate-General for Education and Culture, European Commission. (2003b) *Implementation of “Education & training 2010” Work programme, final list of indicators to support the implementation of the work programme on the future objectives of the education and training systems by standing group on indicators and benchmarks, result of the consultation of the working groups*
(http://europa.eu.int/comm/education/policies/2010/doc/language-learning_en.pdf)

- Directorate General IV, Language Policy Division, Council of Europe (2004) *Plurilingual Education in Europe Draft1 (Draft for Policy Forum “Global Approaches to Plurilingual Education”)* Strasbourg: Directorate General IV, Language Policy Division, Council of Europe
- Education Centre Drumcondra (1997) *The European dimension in the curriculum of the primary school and the junior certificate*
(<http://www.eduvinet.de/eduvinet/irl007.htm#History>)
- European Commission (1996) *White Paper on education and training: Teaching and the Learning society*. (COM (95) 590 final, 29 Nov 1995)
- European Commission (2000) *DECISION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 24 January 2000 on establishing the second phase of the Community action programme in the field of education ‘Socrates’ (No 253/2000/EC)*
(http://europa.eu.int/comm/education/programmes/socrates/decsoc2_en.pdf)
- European Commission (2004a) *LEONARDO DA VINCI: Community Vocational Training Action Programme Second phase: 2000 – 2006, GENERAL GUIDE FOR PROJECT PROMOTERS*
(http://europa.eu.int/comm/education/programmes/leonardo/new/leonardo2/guides/en_1.pdf)
- European Commission (2004b) *LEONARDO DA VINCI: Community Vocational Training Action Programme Second phase: 2000 – 2006, language competences, GUIDE FOR PROJECT PROMOTERS*
(http://europa.eu.int/comm/education/programmes/leonardo/new/leonardo2/guides/en_4.pdf)
- Eurydice (2001) *Foreign Language Teaching in School in Europe* Brussels: Eurydice European Unit.
- Trim, J. (1998) *Background to the Project* in Trim, J. (ed.) *Language Learning for European citizenship Final report of the Project Group (1989-96)* Council of Europe Publishing
- Trim, J. (2001) *Rede Zum Tag der Sprachen am 26. September– The Work of the Council of Europe in the field of Modern Languages, 1957-2001* in Heindler, D., Newby, U. (ed.), *Bericht des Vereins Europäisches Fremdsprachenzentrum in Österreich mit Informationen über das Europäische Fremdsprachenzentrum des Europarats in Graz*. Graz: Verein Europäisches Fremdsprachenzentrum in Österreich

参考サイト (和文)

- 外務省「2005年日・EU市民交流年」 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/koryu_2005.html (参照 2004-5-30)
- 在ストラスブール日本国総領事館 (2002) 「欧州評議会とEUの関係」 http://www.strasbourg.fr.emb-japan.go.jp/jp/europe/PE_Ue01.html (参照 2003-11-27)
- 在ストラスブール日本国総領事館 (2003) 「欧州評議会の概要」
http://www.strasbourg.fr.emb-japan.go.jp/jp/europe/present_PE1.html

(参照 2003-11-27)

駐日欧州委員会代表部 http://jpn.cec.eu.int/home/index_jp.php (参照 2005-01-03)

EU Institute in Japan <http://euij.hit-u.ac.jp/ja/> (参照 2005-01-06)

参考サイト (欧文)

Council of Europe (2003a) *About the Council of Europe*

http://www.coe.int/T/E/Com/About_COE/ (accessed 2003-12-14)

Council of Europe (2003b) *EDUCATION*

<http://www.coe.int/T/E/Cultural%5FCo%2Doperation/education/>
(accessed 2003-12-14)

Council of Europe (2003c) *Forty years of European Cultural Co-operation*

http://www.coe.int/T/E/Cultural_Co-operation/Commun/40CCeng.asp#TopOfPage
(accessed 2003-12-12)

Language Policy Division, Council of Europe *Council of Europe language policy*

http://www.coe.int/T/E/Cultural_Co-operation/education/Languages/Language_Policy/_Summary.asp#TopOfPage (accessed 2005-1-5)

European Commission *Education and training 2010 Diverse system, shared goals*

http://europa.eu.int/comm/education/policies/2010/et_2010_en.html
(accessed 2004-11-20)

European commission *Socrates*

http://europa.eu.int/comm/education/programmes/socrates/socrates_en.html
(accessed 2003-8-21)

European Commission *The European Commission's Action Plan for Language Learning and Linguistic Diversity*

http://europa.eu.int/comm/education/policies/lang/policy/index_en.html
(accessed 2004-12-20)

European Commission *LEONARDO DA VINCI*

http://europa.eu.int/comm/education/programmes/leonardo/leonardo_en.html

1.1 表1 EUの教育・職業訓練プログラム

第2期 2000年1月～2006年12月	情報センター
<p>ソクラテスII (SOCRATES II) (教育分野の行動計画) 予算総額 18億5000万ユーロ</p> <p>1. コメニウス (COMENIUS) (就学前教育および初等・中等教育の質の向上) ・コメニウス1: 学校間提携 (ランゲージ・プロジェクト、ランゲージ・アシスタント制含む) ・コメニウス2: 教員養成および研修</p> <p>2. エラスムス (ERASMUS) (高等教育の質の向上とヨーロッパ的次元の強化) ・エラスムス1: ヨーロッパ大学間提携 ・エラスムス2: 学生および大学教員の他国での勉学・研究 ・エラスムス3: テーマ別ネットワーク</p> <p>3. グルントヴィッヒ (GRUNDTVIG) (多様な成人教育の促進) ・グルントヴィッヒ1: 多国間協力プロジェクト ・グルントヴィッヒ2: 機関提携 ・グルントヴィッヒ3: 成人教育スタッフの留学研修 ・グルントヴィッヒ4: ネットワーク形成</p> <p>4. リングァ (LINGUA) (言語学習・教育の促進) 対象言語: EU20言語、アイルランド語、ルクセンブルク語、EFTA/EEA構成国言語、EU加盟申請国言語 ・リングァ1: 言語学習の促進 ・リングァ2: 学習ツールや教材の開発</p> <p>5. ミネルヴァ (MINERVA) 教育における新テクノロジーの活用促進</p> <p>6. 観察と革新 (各国比較調査、教育政策に関する協力の促進) ARION: 教育政策決定者、教育専門家の各国訪問調査への助成 NARIC: 国境を越えた教育資格の相互認定活動</p> <p>7. 共同活動 (他事業との連携)</p> <p>8. 関連施策 (上記プロジェクトの普及事業、啓蒙活動)</p>	EURYDICE ヨーロッパの教育に関する情報ネットワーク
<p>レオナルド・ダ・ヴィンチ (LEONARD DA VINCI) (職業訓練分野の行動計画) 第2段階 予算総額: 14億ユーロ</p> <p>労働生活に必要な知識や技能の育成、十分な体験の機会提供 研修留学、パイロット・プロジェクト、言語能力、多国間ネットワーク、参照素材の施策</p>	Cedefop 職業訓練開発センター
<p>ユース (YOUTH) (15～25歳の青少年対象事業) 予算総額: 5億2000万ユーロ</p> <p>青少年の交流事業、ボランティア活動のコーディネート ・ユース1: ヨーロッパの若者 (交換留学、交流) ・ユース2: ヨーロッパ・ボランティア・サービス ・ユース3: ユース・イニシアティブ (小規模プロジェクト) ・ユース4: ジョイント・アクション (SOCRATESやLEONARD DA VINCIとの共同) ・ユース5: サポート施策 (若者の国際交流をサポートするための活動)</p>	Eurodesk 欧州情報ネットワーク
<p>テンプスIII (TEMPUS III) (パートナー諸国の高等教育協力事業) 予算総額: 5億2000万ユーロ</p> <p>中東欧、中央アジア、西バルカン諸国等の高等教育改善事業</p>	European Training Foundation 欧州訓練基金
<p>エラスムス・マンダス (ERASMUS MUNDUS) 2004年～2008年 予算総額: 2億3000万ユーロ</p> <p>大学院教育の向上と第3諸国 (非EU国) との学術交流 ・エラスムス・マンダス・マスターコース ・エラスムス・マンダス・マスターコース奨学金 ・第3国の高等教育機関との提携 ・魅力の向上</p>	

参考: 澤野 (2001)、園山 (2000)、EU DECISION253/2000/EC
http://europa.eu.int/comm/education/programmes/programmes_en.html

1.2 ボローニャ・プロセスと高等教育制度改革

1.2.1 ソルボンヌ宣言 (Sorbonne Declaration “Joint Declaration on Harmonization of the Architecture of the European Higher Education System”)

経済面、社会面でヨーロッパ統合の拡大、深化が進む中、高等教育面でも統合を念頭に大きな動きが見られる。1998年5月24～25日、パリ大学創立800年を祝う記念式典が「一つのヨーロッパ大学に向かって (vers une Université Européenne)」というヨーロッパの調和を目指すテーマで開かれ、フランス、イタリア、英国、ドイツの教育担当大臣が出席し、パネルディスカッションなどを行った。それに続き5月28日にパリ大学において、フランス、イタリア、ドイツ、英国の教育担当大臣がソルボンヌ宣言に署名した。

ソルボンヌ宣言は欧州市民の移動性 (mobility: モビリティ) と就職の可能性 (employability) を高め、ヨーロッパ大陸全土の発展を促すために、大学発祥の地としての知識のヨーロッパ (Europe of knowledge) を前面に出し、高等教育における欧州圏の構築を提案している。国際化が浸透していく中、教育の場でも人の動きが国際的になっているにもかかわらず、英国を除きヨーロッパ各国は、まだほかの国、特にアジアやオーストラリアからの留学生が少なく、教育の世界市場において相応の位置を占めていないのが現状である。世界の中での教育面での地位を確立しなければならないという意識が、ヨーロッパの高等教育の統合を図る動きの背景にある。

ソルボンヌ宣言では、下記の内容が確認され、この宣言に署名した国々が、EU加盟国とほかのヨーロッパの国に、この目的に合意しないかと呼びかけている。またヨーロッパの大学に、世界に通用する教育をするよう促している。

「欧州統合は、金融、経済面にとどまらず、高等教育においても同様に行われなければならない。そして、この統合は、学術の中核である高等教育機関が中心となり進められていくべきものである。実際に、ヨーロッパには数多くの伝統ある大学があり、さまざまな研究がなされているにも関わらず、多くの学生、研究者たちは自国にとどまっている。この点を改善するために、教師、学生の交流、知識や情報交換の促進、および教育機関の協力体制の緊密化を高めることにより、ヨーロッパ全体で基本となる教育システムをつくり、学術的国境を取り除くことが急務と言える。このような共通理解に基づき、国内外、ヨーロッパ内で分かりやすく比較可能な学位制度としての2サイクル制の設置、既習科目の単位相互認定を可能にする共通単位制度を利用して修得単位が欧州内どこでも通用するものとするを提唱している。この改革はEU加盟国に限らず、また大学にとどまらず、ヨーロッパにあるすべての高等教育機関が目指すべきものであろう。」

(1998年5月28日ソルボンヌ宣言、筆者抄訳)

1.2.2 ボローニャ宣言 (Bologna Declaration “The European Higher Education Area”)

ソルボンヌ宣言を受け、ヨーロッパの教育担当大臣レベルが集まり、1999年6月19日にイタリアのボローニャ市において、2010年までに高等教育における欧州圏 (European Higher Education Area: EHEA) を構築し、世界に通用する高等教育のための制度を確立さ

せようという声明が出された。これが、ボローニャ宣言である。この宣言には、国単位ではなく、行政区分に基づく次の29か国、31名のヨーロッパの高等教育担当官が署名を行った。

オーストリア、ベルギー・オランダ語共同体、ベルギー・フランス語共同体、ブルガリア、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ連邦教育学術省議会、ドイツ・シェレーヴィツヒ-ホルシュタイン州教育・科学・学術・文化省、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国

この宣言は、ヨーロッパ内の各国の高等教育制度を同一のものとし、学生や教員にヨーロッパ全域での自由な学習と研究の場を与えること、すなわち人の移動性を高め、これにより、高等教育における欧州圏を構築し、世界にヨーロッパの高等教育の価値を改めて認識させることを目指している。現在では40か国がこの宣言に賛同し、高等教育改革に着手している。

ヨーロッパでは、各国が歴史的に独自の高等教育制度を発展させてきた。高等教育において学士課程、修士課程制を全く用いていない国もあること（スペイン、イタリア、ルクセンブルグ等）、伝統的に2課程制を有する国でもそれぞれの課程の年数が異なる場合もあること（イギリスでは学部3年、大学院1年、フランスでは第1サイクル、第2サイクルとも2年）など、学位取得にかかる年数や取得できる資格が異なるという状況があった。そこで、教育内容の明確化と教育制度の同一化を目指さなければならないという認識にいたったのである。

1.2.3 ボローニャ宣言の内容

ボローニャ宣言は、2010年までに高等教育における欧州圏を形成し、世界に通用する高等教育制度を確立させるという目標を掲げ、六つの項目を挙げている。内容は第1項を中心として、その具体的方策を第2項から第6項で表したものである。

- ・第1に、欧州市民の雇用機会の増加と、欧州高等教育の国際競争力の向上を目指して、学位とともに学位補遺（Diploma Supplement）¹の授与を実施、履修内容の把握を容易にし、さらに、他国の大学との比較が可能になる学位制度を採用することとする。
- ・第2に、学部、大学院の2サイクル（cycle）制度を採用することとする。第1サイクルを最低3年の学部とし、第2サイクルである大学院へ進むためには、学部の科目を完全に修めなければならない。第1サイクル修了時に授与される学位は、ヨーロッパで仕事に就くための有効な資格になる。第2サイクルの学業を修めると、修士あるいは博士の学位が授与され、この学位はヨーロッパ各国に通用する。
- ・第3に、学生の自由な大学間移動を最大限に促進するために、欧州単位相互認定制度

¹学位補遺とは、学習者の履修内容、既習知識、既習レベル、学習時間が明確に示されたものであり、比較可能な評価基準を設け、教育の質の保証を目指したものである。

(European credit transfer system : 以下 ECTS) を制定する。単位は生涯教育を含む、高等教育機関外で取得した単位も大学が認証すれば単位として認められる。

- ・第4に、教師、学生が自由に行き来できるような環境を作る。学生には修学、職業訓練の機会を与え、それに関連する情報を提供する。また、教師、研究者、および、職員の場合には、ヨーロッパ内で行った研究、教育、研修の期間を国、機関を問わず、同等に承認し、評価する。
- ・第5に、ヨーロッパ全域で比較可能な評価基準と評価法を開発し、教育水準保証のため、協力を促進する。
- ・第6に、特に、カリキュラム開発、機関間協力、人の移動を促進するための計画、および、修学、訓練、そして、研究の統合プログラムにおいて、高等教育におけるヨーロッパ的次元 (European Dimension) の推進を目指す。

(1999年6月19日ボローニャ宣言から筆者一部翻訳)

ボローニャ宣言と言語教育に関連しては、CEL/ELC (European Language Council) が発表した「ボローニャ宣言と言語に関する課題」(2002年9月30日、ブリュッセル) に見ることができる。この機関は1997年7月に設立され、26か国の高等教育機関、研究所などが参加している。ボローニャ宣言の中で言語が直接関連している項目を取り上げ、言語面で今後高等教育機関が取るべき方向を以下のように述べている。

- ・学生、教師、研究者、職員の移動の増進
欧州の言語、文化の多様性は人の移動を妨げるものと考えられてきたが、人の自由な行き来こそ、多言語、異文化への理解を高め、広げる可能性を持っているものである。したがって、各機関は、教育、研究、事務作業において、必要とされる言語能力の獲得のための支援として、適切な処置を講じ、人々の移動を可能にしなければならない。
- ・機関間協力による高等教育分野でのヨーロッパ的次元の促進
各機関が協力するためには、学生、教師、研究者すべての教育関係者のヨーロッパ言語の高度な運用能力が要求される。多くの分野で英語が学術的言語と認められているが、現状は英語だけで十分であるとは言えない。つまり、高等教育機関は必要な言語技能、能力を培う機会を提供する責任がある。
- ・ヨーロッパ的次元の就業可能な能力を開発すること
ヨーロッパ市民として、どの加盟国でも自由に居住し、就業の権利がある。EUの目的の一つにヨーロッパ労働市場における人の移動を高めることが明記されている。取得学位がヨーロッパ労働市場において実際に有効であるように、学生は複数言語でコミュニケーションができ、必要に応じて、言語のレパートリーを広げることができる力を持っていないといけない。高等教育機関は、そのような能力の習得の機会を提供する責任がある。

(2002年9月30日 “The Bologna Processes and the Language issues” から筆者一部翻訳)

このように言語の問題を無視しては、高等教育欧州圏の構築は実現しないと強く主張し、政府や高等教育機関に言語教育を真剣に取り上げるよう ELC は訴えている。

1.2.4 ボローニャ・プロセス

ボローニャ宣言に基づく改革の動きをボローニャ・プロセスという。今現在も各国の高等教育制度は 2010 年の完了を目指して変化の途上である（教育制度改革例は 2.1.5 および 2.2.5 参照）。実際の進行は、ボローニャ会議で決められたように、2 年に 1 度ボローニャ宣言署名国間会議が持たれ、改革の進捗状況を確認し新たな段階へ向かうための措置がとられている。

2001 年 5 月 19 日にプラハで会議が行われた。2001 年の開催地として東ヨーロッパに位置するプラハが選ばれたのは、欧州圏構想が西欧だけでなくヨーロッパ全域のものであることを象徴的に示すためであった。ボローニャ宣言署名国以外に、リヒテンシュタイン、キプロス、クロアチア、トルコの 4 か国が加わり、33 か国になったが、この会議では、ECTS を大学教育外にも適用させることを視野に入れ、生涯学習の重要性が強調されている。

その後、2003 年 9 月 18～19 日に行われたベルリン会議の共同声明では、2 年間の最重要課題として、教育の質の保証、2 サイクル制の導入、学習者の既習レベルや学習時間の認定の 3 点 que 取り上げられている。そして、2005 年以後の学位取得者には、学位補遺を全員に与える、という達成目標が定められた。ベルリン会議で、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、セルビア・モンテネグロ、マケドニア、アンドラ、ローマ法王庁、ロシアの 7 か国・地域が加盟した。次回の会議は、2005 年 5 月にノルウェーのベルゲンで行われることになっている。

1.2.4.1 ボローニャ・プロセスの進捗状況

政府レベルでの協議で動き始めたボローニャ・プロセスであるが、実際の教育現場ではどのように受け止められているのだろうか。2003 年 7 月にまとめられたボローニャ・プロセスの進捗状況のレポートによると² 高等教育機関の多くは、高等教育における欧州圏構築を支持し、必要なことだと認識している。しかし、とりわけ英国、またスウェーデン、ドイツ、アイルランド、エストニア、リトアニアでは、ボローニャ・プロセスの審議が広く行われてはいない。調査によると、2 割の高等教育機関は、改革には時期尚早だと考えている。さらに、たとえば、フランス、ベルギー、ドイツ、アイルランド、英国では、ボローニャ・プロセスの内容の一部、また改革の速度に抵抗を示している。半数以上の高等教育機関は、改革の実現に教育機関がもっと直接的に役割を果たすべきだと考え、現場での話し合いが十分なされないまま改革が進んでいることを懸念している。さらに、改革にあたり財政的援助がないことが問題だと多くの機関が答えている。

制度改革においては、80%の署名国が 2 サイクル制度を実地するよう法的な措置をすでに取ったか、進行中である。残りの 20%の国は、現在準備の段階にある。実際の教育機関においては、2003 年 5 月の調査時点で、53%が 2 サイクル制を既に導入している、あるいは、

² European University Association (2003) *Trends 2003 Progress towards the European Higher Education Area. Bologna four years after: Steps toward sustainable reform of higher education in Europe.* http://www.bologna-berlin2003.de/pdf/Trends_III_neu.pdf

導入が決定されており、36%が現在協議を行っていた。残り11%の機関は、既存の制度がそのまま適用できるとしている。このような状況から見て、高等教育欧州圏においては2サイクル制が整うことは確実である。学位補遺に関しては、多くの国で適用されつつあるが、主たる対象とする雇用者側の認識が不足している。ETCSに関しては、3分の2の高等教育機関が使用しているが、15%はそれとは異なる制度を用いている、との調査結果である。

この新しい学位制度は、欧州圏内において、内容、レベルとも、簡明であり、比較可能でなければならない。学士、修士の学位をどう捉え、また、どのようなカリキュラムとして記述していくか、より密接な議論が望まれる。ボローニャ・プロセスの次の段階においては、レベル、技能や学習の結果を記述した明確な資格設定、例えばヨーロッパ共通の資格枠組み(European Qualifications Framework)を政府、教育機関が話し合い作っていく必要があるとしている。未解決の問題、実行に困難をとまなうもの、また、認識を広めることなど、多くの課題はあるが、2010年を目標とする高等教育における欧州圏構築を目指して、ボローニャ・プロセスは着実に進んでいる。

参考資料

各宣言

- ・ ソルボンヌ宣言 http://www.bologna-berlin2003.de/pdf/Sorbonne_declaration.pdf
- ・ ボローニャ宣言 http://www.bologna-berlin2003.de/pdf/bologna_declaration.pdf
- ・ プラハ声明 http://www.bologna-berlin2003.de/pdf/Prague_communicuTheta.pdf

The Association of European Universities

<http://www.eua.be/eua/index.jsp>

European Network for Quality Assurance

<http://www.enqa.net/index.html>

European Language Council CEL/ELC

http://www.fu-berlin.de/elc/docs/Bologna_Languages.pdf

1.3 ヨーロッパ言語共通参照枠組み (Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment) の最近の動向

1.3.1 CEF 誕生まで

1.3.1.1 *The Threshold Level*

1960年代、ECとしてヨーロッパ内の相互依存が高まる中、欧州評議会は言語教育の方向性を探るため活発に動き始めた。そして、1970年代にはその言語政策に基づいた数々のプロジェクトを推進した(1.1参照)が、その一つが、教師やコース担当者が学習者のニーズを分析し、学習目標を設定するのを手助けする道具の開発であった。その成果が1975年に発行された英語を例とする *The Threshold Level* (van Ek, 1975) で、当時ヨーロッパをはじめ世界各地の外国語教育に大きなインパクトを与えた。

The Threshold Level の中で用いられている Threshold レベルとは、言語学習者が適切なコミュニケーションを取れると言えるためには、少なくとも何ができれば良いか、という敷居 (threshold) に当たるレベルを示したものだと言える。それまでの、構造主義に基づく言語教育とは異なり、日常生活において一人でコミュニケーション行動ができることを目標に掲げ、そのために必要なトピック、機能、概念、語彙、文法項目を記した。さらに、社会文化能力、自律学習、発音、表記、待遇表現からも言語を見ている。その考え方の土台となったのは、英国の言語学者 D.A. Wilkins が1972年欧州評議会から出した報告書、“The linguistic and situational content of the common core in a unit/credit system” である。この中で、言語をコミュニケーションの道具として位置づけ、言語の概念 (notion) と機能 (function) を紹介している。その後 Wilkins は、1976年 *Notional Syllabuses* を出版するにいたる。 *The Threshold Level* は、直後に発行されたフランス語版などに広範に翻訳、応用されている。Threshold レベルの下レベルにあたる *Waystage Level* (van Ek, 1977) は、2年後に続いて出され、言語学習の縦のレベル分けの指針となった。両書は1991年に改訂版が出され、さらに Threshold レベルの上になる *Vantage* (van Ek & Trim, 2001) もその後、出版されている。

The Threshold Level の包括的な目的は「言語教育の幅と効果を増大することによって、ヨーロッパ内での人や考えの行き来をより容易にする (筆者訳)」(Van Ek, 1975) ことである。この考え方は、後に欧州評議会が制定する共通枠組みに踏襲されている。*The Threshold Level* の内容は、具体的である。例えば、機能としては「賛同、反対する」、「感情を表す」などに使われる言い方が出ている。また、「存在」、「時間」、「空間」、などの概念を表すのに必要な表現がリストされている。一方、文法項目として、単語レベルには冠詞の選択、名詞の複数形、代名詞、動詞、助動詞の活用などがあげられ、合わせて、句、節レベルでの文法項目も提示されており、必要な語彙は、A から Z までアルファベット順にリストアップされている。さらに、社会文化能力としては、挨拶、生活場面、人間関係などが述べられている。発音に関しては上昇、下降イントネーションがいつ使われるかなど、具体的な内容が詳細に述べられている。

1.3.1.2 *The Threshold Level* 後

1990年代半ば、ヨーロッパ統合の動きに合わせて、欧州評議会は、さまざまな既存の言

語能力基準、および言語学習・教育に関連するガイドラインを、一貫した枠組み (framework) として打ち出すことを考え始める。1991年、ルシュリコンでのシンポジウムにおいて、ヨーロッパ共通の言語能力を規定する枠組み設定の案が、個人の言語学習を記録するポートフォリオ作成の提案とともに出された。その後プロジェクト・グループで従来の言語能力基準やレベル設定を分析し、それらの理論的裏付けと客観的な方法論を検討し、一つの言語および一つの教育レベルを超えた、汎用性のあるものを目指すという方針が打ち出された。ルシュリコンのシンポジウム後、スイス政府がポートフォリオ開発に資金投資をすることとなり、またスイスの科学研究費の支給もあり、スイスが開発の中心的役割を担うことになる。そのリーダーとなったのが、B. North で、North が提唱した言語達成度の記述方法論に基づいて開発が始まった。1993年に欧州評議会は、関心を示した加入国からの代表、スイスグループ (実際はフランス人の D. Coste、ドイツ人の G. Schneider、英国人の B. North とスイス人の R. Richterich)、UCLES¹ の M. Milanovic、プロジェクトリーダーの J. Trim そして欧州評議会事務局の J. Sheils からなる委員会を発足した。1993年から1996年に行われたスイス研究プロジェクトでは、レベル判定に用いる能力記述尺度 (descriptors) と言語学習を記録する European Language Portfolio (ELP) の原型が開発された。それは、2,000ほどの「～ができる (can do)」を用いた例示的能力記述文 (illustrative descriptors) を使い、2,800人の学習者のデータを収集し、検証を重ねた大掛かりなプロジェクトであった。その能力記述文を基にした枠組みの執筆は J. Trim、B. North、D. Coste と J. Sheils があたり、Common European Framework of Reference for Languages: learning, teaching and assessment (ヨーロッパ言語共通参照枠組み²) と名づけられ、略して CEF と呼ばれるようになる。1996年に初版が、そして1998年に改訂版が発行された。その後大規模なフィードバックや議論を経て、現在の形の CEF が英語版とフランス語版で、2001年に出版された。CEF の誕生の背景には、ヨーロッパの文化遺産とも言える多文化、多言語の環境がある。ヨーロッパのニーズに合わせるためには、すべてのヨーロッパ人が、言語および文化の境界を越え、お互いにコミュニケーションが図れる能力を開発しなければならない。そのための生涯学習の努力を奨励する必要から、CEF は制定されたと言える。CEF は、開発に10年を費やし、その前段階である *The Threshold Level* から見れば30年の歳月をかけた言語教育の理念である。2004年12月現在、英語、フランス語以外に17の言語に翻訳され入手可能であり、今でもなお翻訳活動が続けられている。日本語訳も2004年に出版された (吉島、大橋 (訳・編) 2004)。以下では、CEF を簡単に説明し、2003年に公開された CEF を既存の試験とどう関連づけていけばいいかという点に関してのマニュアルを中心に、CEF の最近の動向を概観していく。

1.3.2 CEF について

1.3.2.1 目的

欧州評議会によって制定された CEF とはヨーロッパにおいて、外国語教育のシラバス、カリキュラム、教科書、試験の作成時および学習者の能力評価時に共通の基準となるもので

¹ University of Cambridge Local Examinations Syndicate 英国の試験作成機関

² 日本語版のタイトルは、『外国語教育 II- 外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠』となっているが、本稿では、「ヨーロッパ言語共通参照枠組み」と訳す。

ある。また、外国語によるコミュニケーションを行うために、学習者はいかなる知識と言語運用能力を備えていなければならないかを、広範囲にわたって詳細に規定したものである。学習者個人の生涯にわたる言語学習を、ヨーロッパのどこに住んでいても継続的に測定することができるよう、言語運用能力を段階別に明記している。また CEF にはヨーロッパ各国において異なる教育システムのもとで、教育行政関係者、コースデザイナー、教師など教育分野に携わる者が、国境を越えて外国語教育に取り組むことを奨励する意味も含まれている。CEF の目的は次のように要約できる。

- ・目標、内容、方法を明確に記述し、共通の基盤を規定することによって、コース、シラバス、資格の透明性、外国語教育の分野における国際協力を推進する。
- ・言語達成度を表す客観的な基準を設けることによって、異なった学習環境で得た資格を相互認定することを容易にし、結果としてヨーロッパ内の人の移動を促進する。

1.3.2.2 基本姿勢

CEF の基盤となっている複言語主義 (plurilingualism) の言語観は、CEF が誕生するに至ったヨーロッパの事情を強く反映している。従来の多言語主義 (multilingualism) は複数の外国語を母語話者並みに運用できることを目指しており、教育制度の中で外国語の選択肢を増やすことによって達成できるとされてきた。しかし、CEF の推進するヨーロッパが取るべきアプローチとは、このような多言語主義ではなく複言語主義である。特定の社会の中で複数の言語が存在することを重視するという従来のものではなく、個人の言語体験の中で複数の言語知識やそれぞれの言語に付随する文化が、相互の関係を築き、作用しあう点を重視する。つまり、コミュニケーション能力の成立にはすべての言語知識と経験、異文化に対する理解が寄与している、とする考え方である。この背景には、例えば人々が容易に他国と行き来ができ、車に数時間乗れば使用言語が数回変わる、一日に数言語を使う人が多い、というヨーロッパ独自の環境がある。また、より適切な情報や人材を求めて、言語の壁を越える人も多い。教育現場においても「エラスムス計画」などの留学制度によって、より自分にあった教育環境、あるいは情報を求めて、学生がヨーロッパ内に行き来する機会が増えてきている。

このような状況から言語学習・教育の目標は根本的に変わる時期にきていると CEF は捉えている。母語話者を到達目標として多数の言語に熟達することは、もはや目標ではない。学習者、教育者の目標は、異なった場面で、特定の相手に対して、さまざまな能力を使い分けて効果的なコミュニケーションを行うことである。例えば、家族内での会話中、一つの言語から他の言語へ瞬時に使用言語を変換できること、知らない言語でも言語知識、経験を駆使して推測できること、である。言語使用において完璧であることには特に注目をしない。その結果、日常生活に密着した多文化、多言語の中で、相互の言語及び文化を理解し、他の言語および文化に対して寛容であることが可能になる。このように第 1 に人の行き来の多さ、第 2 に言語の枠を越えてより適切な情報を求める動き、第 3 に言語、文化の相互理解と許容の必要性、という 3 点に集約されたヨーロッパの現状が CEF の言語観を形成している。

CEF ではヨーロッパの現状に基づいた言語観、言語学習・教育観を行動志向的 (action-oriented) アプローチとする。このアプローチは言語使用者あるいは学習者を「社会的に行為する者」と捉える。また発話行為を、ある状況下で課題を遂行するための活動の一つである、とする。

1.3.2.3 内容

CEFには、外国語学習に関する広範囲の事項が詳細に規定されている。中でも一番重要視されているのが、外国語学習者、教育者にとって有用な学習段階の厳密なレベル設定である。このCEFのレベル設定は、縦軸と横軸の二方向からなされている。前者は能力レベル段階の記述であり、後者は各レベル内の言語使用の広がりに関する記述である。文法項目、語彙数はレベル設定の基準とされていない。

言語能力の段階別レベルはCEFのCommon Reference Level（以下CEF参照レベル）と呼ばれており、CEFRとも記されることがある。レベル設定にあたって、まずレベルを大きく3段階に分け、それらをさらに2段階に区別し、6レベルで提示している。図1の右側が、長年欧州評議会が広めてきた名称であるが、従来の名称は各国語に翻訳が難しいと不評だったので、言葉を用いるのではなく、A、B、Cでレベルを表すことになった。

図1 CEF参照レベル

C	熟達した言語使用者	—	C2	Mastery
		—	C1	Effective Operational Proficiency
B	自立した言語使用者	—	B2	Vantage
		—	B1	Threshold
A	基礎段階の言語使用者	—	A2	Waystage
		—	A1	Breakthrough

各レベルは、能力記述文によって記述されている。例示的能力記述文には「～ができる」という書き方が用いられ、能力を肯定的に評価するCEFの姿勢が反映されている。「～ができるならばレベルはこうなる」という学習者の「できること（Can do）」からレベルを明らかにする診断的方法を取ることを奨励している。「～ができていないと、このレベル到達とは見なさない」という従来の見方とは異なる。表1はCEF参照レベルの段階別の全体的なレベル記述（global scale）であり、CEFの柱となっているものである。

表 1 共通参照レベル：全体的な尺度

熟達した言語使用者	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。 いろいろな話し言葉や書き言葉から得た情報をまとめ、根拠も論点も一貫した方法で再構成できる。自然に、流暢かつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。 言葉を探しているという印象を与えずに、流暢に、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。複雑な話題について明確でしっかりとした構成の詳細なテキストを作ることができる。その際テキストを構成する字句や接続表現、結束表現の用法をマスターしていることがうかがえる。
自立した言語使用者	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、抽象的かつ具体的な話題の複雑なテキストの主要な内容を理解することができる。 お互いに緊張しないで母語話者とやり取りができるくらい流暢かつ自然である。かなり広汎な範囲の話題について、明確で詳細なテキストを作ることができ、さまざまな選択肢について長所や短所を示しながら自己の視点を説明できる。
	B1	仕事、学校、娯楽で普段出会うような身近な話題について、標準的な話し方であれば主要点を理解できる。 その言葉が話されている地域を旅行しているときに起こりそうな、たいていの事態に対処することができる。 身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結びつけられた、脈略のあるテキストを作ることができる。経験、出来事、夢、希望、野心を説明し、意見や計画の理由、説明を短く述べることができる。
基礎段階の言語使用者	A2	ごく基本的な個人的情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。 簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応ずることができる。 自分の背景や身の回りの状況や、直接的な必要性のある領域の事柄を簡単な言葉で説明できる。
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。 自分や他人を紹介することができ、どこに住んでいるか、誰と知り合いか、持ち物などの個人的情報について、質問をしたり、答えたりできる。 もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

吉島・大橋（訳・編）2004：p. 25より © Goethe-Institut Tokyo

言語使用の横の広がりとは、*The Threshold Level* には、はっきりと取り入れられていなかったが学習者のコミュニケーション能力を図る際には大切な分野である。例えば、ホテルで暖房が効かなかった際にいろいろな対応の仕方が考えられる。「暖房が壊れました。直して下さい」とも、「すみませんが、ちょっと寒いのですが、暖房の調子を見ていただけませんか。それが無理なら、部屋を替えていただくことはできるでしょうか。」と言うこともできる。最初の言い方は言語能力レベルが低く、後者はレベルが高いと、従来は考えられがちだった。しかし、目標達成のためにあえて単刀直入な前者の言い方を選んだほうが効果的な場合もあるだろう。それは、言語能力だけではなく、むしろ言語運用の適切さの問題である。与えられた場面、状況下で、特定の相手に対して適切な言語使用ができるか、という社会言語能力と呼んでいる観点である。CEF では横の広がりとして認識し、言語活動の領域 (domain) を、公的 (public)、私的 (private)、職業的 (occupational)、教育的 (education)

の四つに分けた。そして、それぞれの領域内で言語活動の状況を列挙し、言語能力を記述した (1.3 表 2 参照)。さらに、ストラテジー、テーマ、タスクなどからも言語活動を捉えている。

CEF にはさらに、学習者や外国語話者が自らの言語能力を確認するために、自己診断がある。これは、ELP にも用いられ (1.4 参照)、言語技能別に分かれている CEF 参照レベルの自己評価表 (self-assessment grid) と呼ばれ、広く普及している (1.3 表 3 参照)。

CEF の記述は非常に多岐にわたり、詳細で厳密であるが、画一基準を押し付けるものではない。むしろ、実際に使用する者が CEF の言語理論を理解したうえで、記述や例をもとに、状況に合わせて適用していくことが期待されている。例えば、学習者の能力の記述、あるいは、評価時におけるレベル数の設定に関しては、使用者が状況や学習者のレベルに合わせ、融通を利かせて用いることを CEF は奨励している。このように、CEF は言語教育に携わっている者の指針となるものである。

1.3.3 CEF 導入の活用例

本稿の第 2 章で見ていくように、CEF は調査対象国 8 か国すべてに何らかの形で導入されている。国の言語政策に反映している場合、達成目標を CEF 共通参照レベルを用いて設定しているケースもある。具体的な例は第 2 章でいくつか取り上げるが、まずは、ヨーロッパ各国で CEF を活用している実例を以下に列挙する³。

- ・ポーランドでの CEF

1999 年の教育改革の際、初等・中等教育の外国語教育のシラバス・デザイン、教員養成のカリキュラム改定、学習者の自己評価、言語能力測定の面において、CEF が活用された。

- ・カタロニア (スペイン) での CEF

カタロニア語とスペイン語が公用語であるカタロニアで、カリキュラムデザインと評価の面で CEF が参考とされ、CEF 参照レベルが基準として採用され、言語の教育と評価の基準点を CEF に見出している。具体的には、国立の成人語学教育機関で、カリキュラムデザイン、各段階の言語能力規定をするのに役立てた。また、バルセロナ自治大学は、CEF をもとに評価基準を設ける試みをしている。

- ・英国の Open University での CEF

Open University は 30 年以上の歴史を誇る、英国の放送大学である。スペイン語のコースを発足させる際、CEF を活用し、習得目標や達成度を CEF 参照レベルと合わせ、設定した。CEF の寄与した大きな点は、コミュニケーション能力の育成に関する記述である。また、視聴覚教材を作成する段階で、CEF が詳細に記述したインターアクション、コミュニケーション活動が役立った。

- ・バーゼル大学 (スイス) での CEF

スイスでは、大学入学資格試験に合格したものは、全員大学入学資格が得られる。フランス語圏、イタリア語圏、ロマンス語圏からの入学者に対して、ドイツ語圏のバーゼル大学は試験ができない。よって、語学能力の判断が難しいことが受け入れ側では問題となって

³ Council of Europe (2002) *Common European Framework of Reference for Languages: Learning, Teaching, Assessment Case Studies*

いた。大学入学時に CEF 共通参照レベルの全体表とアンケートを用いて自己診断をさせ、受け入れ態勢を整えることに役立っている。

また、現在、ヨーロッパ各国において、いかに CEF をより具体的に取り入れていくかという問題に焦点をあてたプロジェクトが進行している。例えば、第 2 言語・外国語としての自国語学習・教育に、ドイツでは *Profile Duetsch* が、フランスでは *Un référentiel pour le français* が既に出版されている。これらは、CEF 参照レベルを Threshold、Vantage レベルと結びつけ、言語学習における必要な学習項目を割り出し、表示している。各種技能、場面、領域などと能力記述文とを検索できるような CD-Rom も完成している (3.4 参照)。

さらに、オランダ教育・文化・科学省は 2003 年にヨーロッパにおける外国語教育の開発を図ることを目的として、いくつかのプロジェクトを始めることにしたが、その一つがオランダ CEF 構築プロジェクト (The Dutch Construct Project) である。プロジェクトの目的は、「読解」と「聴解」の語学試験開発に携わる関係者が、試験項目を CEF に関連づけるのに役立つような手段を開発することである。先に述べた「語学能力試験の CEF への関連付けに関するマニュアル」を補足するものだとされる。現在までに、プロジェクトチームは、試験項目の CEF との関連性を測るための一つの手段として、試験項目のチェック枠 (The Dutch CEF Grid) を開発した (Alderson, Figueras, Kuijper, Nold, Takala, & Tardieu 2004b)。

一方、EU でも CEF の有用性を認めている。EU は、ヨーロッパ市民の言語学習を広める目的、特に母語と二つの言語習得の促進をしている中で、各国の言語政策の効果を計ることを考えている。そのために、そのヨーロッパ言語能力指標 (European linguistic competence indicator) の開発が始められ (1.1 参照)、ヨーロッパ一斉の言語テストをし、国別比較することを決めた。その尺度として EU 加盟国内で広く普及しており、信頼性が高いということによって CEF が使われることになっている。

1.3.4 語学能力試験を CEF に関連付けるマニュアル (Manual for Relating Language Examinations to CEF)

前節で見たように、英語、フランス語版が出版されてから 3 年たった現在、CEF を作成し、ヨーロッパ内にその考え方を広めて行こうとする初期の目的は、ある程度達成されたと言える。ただし、CEF に関して問題点が指摘されていないわけではない。まず、欧州評議会が発行した CEF そのもの、また CEF に関する資料集は長く、抽象的で、わかりにくい。いろいろな項目に分けた表が多々あり、それも項目ごとに網羅されているわけではなく、恣意的に例示されているので理解するには時間がかかる。日々の授業に追われている教師は、実際に即時現場に役に立つことを求めているので、CEF にあえて取り組もうとする意欲が湧かない。この点を補うためには、より読者にわかりやすく改善した出版物を出すことと共に、CEF をじっくり読み込み、理解した研究者が教員養成や教員研修の場で、CEF を広めることが必要である、という意見がある。

さらに、CEF がさまざまな国や機関で実施に移されているが、学習者が学習した結果が、真に機関を超え、国を越えて実際に相互認証されているのであろうか、認証されうるのであろうか、という本質的な疑問の声が上がっている。異なる機関で学習し、B1 と認定された 2 人の言語能力が、同じであるとどのように証明できるのだろうか。「私の B1 レベルとあな

たの B1 レベルと同じだとどうわかるのか」という問いに始まり、欧州評議会の言語政策部局は、語学能力試験の CEF への関連付けに関するマニュアルのパイロット版 (Manual for Relating Language Examinations to CEF) を 2003 年 9 月に作成、ウェブ上に公開した。そのパイロット版は 146 ページにおよぶ内容のものである。ただし、同内容をまとめたマニュアルの概観 (Overview of Preliminary Pilot Version) も公開されているので、以下に簡単に紹介する (Takala 2004a も参照のこと)。現在多くの語学試験が CEF との関連を主張しているが、ほとんどのものはその根拠や検証結果を提示していない、あるいはその根拠が適当ではない、などであり、危惧される状況である。マニュアル作りの一番の関心事は、水準を保つことであり、信頼性、妥当性の高い試験の普及を推進する目的で、試験開発ではないとしている。

1.3.4.1 目的

マニュアル作成に直接かかわったのは、さまざまな分野で、CEF に長年関わっている B. North、N. Figueras、P. van Avermaet、S. Takala そして N. Verhelst 氏とである。その他に C. Alderson、J. de Jong、J. Trim 氏らもプロジェクトの一部に貢献している。マニュアル作成は、2002 年 7 月のヘルシンキにおけるセミナーが、その発端となっている。

このマニュアルは、試験開発者に試験作成にあたって基本となる方法と技術の原則を提供するものである。その目的とするところは、CEF に関連して試験を位置づける際の作成者の手助けであり、具体的には、次のことを促進する。

- ・試験作成過程の透明化のために、試験関係者を啓蒙すること
- ・試験をほかの試験と比較可能にすること
- ・試験開発に関わる国内および国を越えての機関間、関係者間のネットワーク充実に寄与すること

つまり、このマニュアルは、試験の作成マニュアルや、簡便な試験作成方法の秘訣の伝授書でもない。また、ある特定の試験の作成の仕方や、理論、方法論を供するものでもない。よって、単なる技術面でのガイドというより、行動を起こすための指針である、という立場を取っている。

1.3.4.2 関連付けの過程

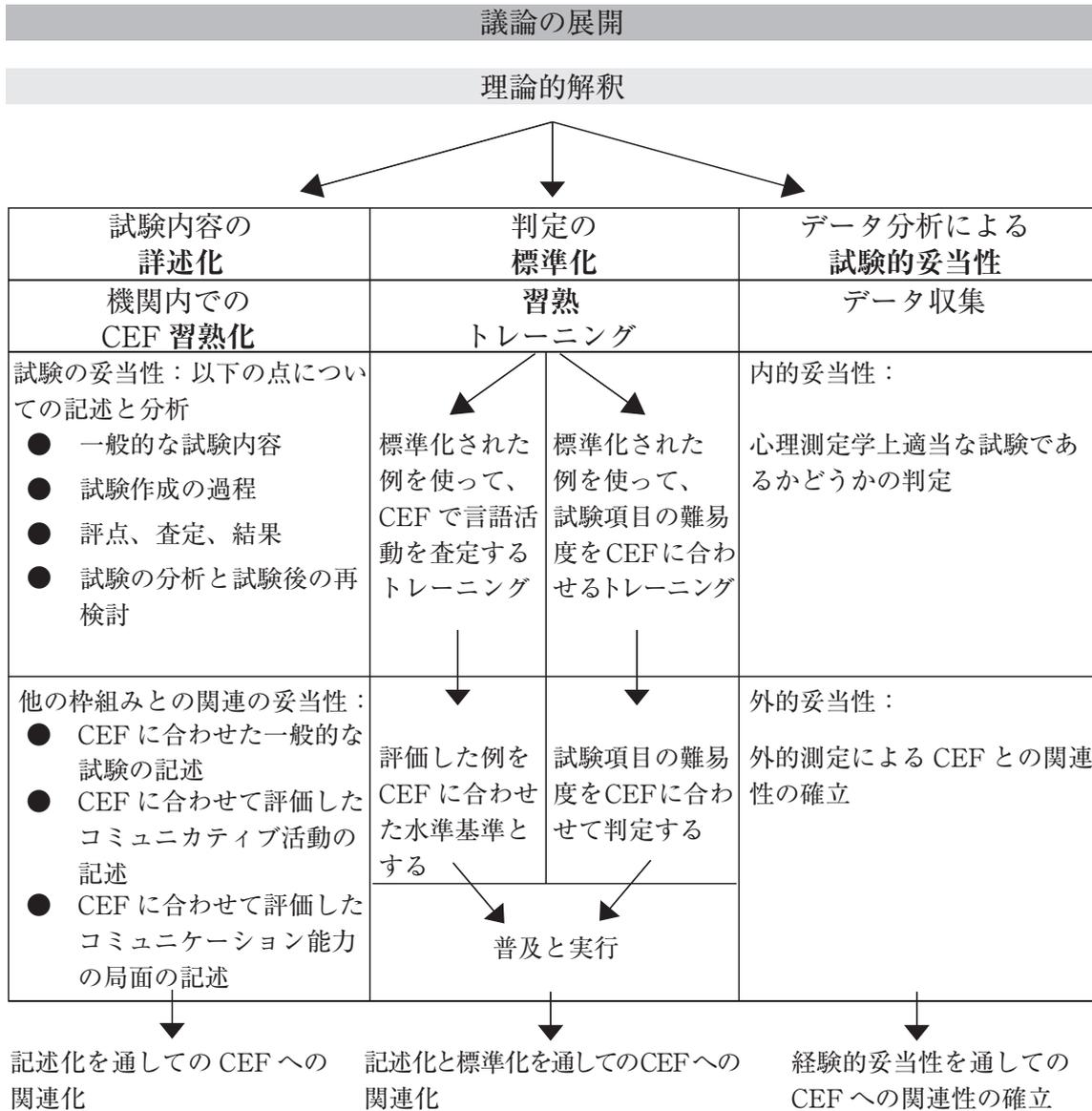
試験を一貫して、適切に CEF に関連づけしていく作業の責務は試験作成・実施関係者にある。マニュアルでは、これらのプロセスの手順を図にして示している (図 2 参照)。そこに出てくる考え方を簡単に説明する。

- ・習熟化 (Familiarisation) : 関係者が CEF の考え方、レベル、記述文などに習熟する。
- ・詳述化 (Specification) : 試験の目的、学習者のニーズなどを基に、試験の構成や内容を表す。そして、その内容を CEF の分類とレベルに関連づけて分析する。その際には、CEF が主たる参考書となるが、*The Threshold Level*、*Profile Deutsch*、*Un Référentiel* などの既に開発されたものの記述内容を参照することができる。
- ・標準化 (Standardisation) : 関係者一同が CEF レベルの意味するところを共通理解して、それを実行に移すことによって判定の標準化を図る。そのためには、まず、CEF につい

て習熟し、次に関係者が CEF レベル判定のトレーニングをし、試験内容と関係する具体例をあげ、それについて議論し、判定基準を定めていくことである。

- ・ 経験による妥当性 (Empirical validation) : データを収集し、分析を行うことにより、試験そのものの妥当性と CEF との関連における妥当性を図る。

図2 語学試験を CEF に関連づけていく過程の図式



(Relating Language Examinations to CEF Manual Overview より筆者訳)⁴

また、欧州評議会の言語政策部局は、マニュアルを使用して、CEF を既存の語学試験に関連づけようとしている関係者からのフィードバック、ケーススタディのデータ収集にも積極的であり、マニュアルの利用者に対しての評価表なども提供している。マニュアルに沿っ

⁴ Council of Europe (2003) Relating Language Examinations to the Common European Framework of Reference for Languages: Learning, Teaching, Assessment (CEF) Manual Overview of Preliminary Pilot Version
http://www.coe.int/T/E/Cultural_Co-operation/education/Languages/

て、標準化し、検証し、その結果を報告することによって、試験を CEF に関連付けることができる。現在、フィンランドでは前項試験を CEF に関連づけるプロジェクトが行われおり、ドイツのゲーテ・インスティテュートは口頭表現を CEF と関連付けし基準化するプロジェクトを行っているなどの報告がある。2007 年には、試行が終わり完成されたマニュアルが出される予定である。マニュアルが完成し、その結果としては、CEF 認定されたヨーロッパ内の語学試験を、一覧表で表すことができる。そして、それぞれの試験成績によって、CEF 参照レベルとの対照ができるようになる。

1.3.5 CEF の今後

EU の政策にも位置づけされた CEF は、ヨーロッパでの言語教育に共通の枠組み、共通の記述レベルを提供し、ヨーロッパ内での言語教育関係者に共通の指標を与えた。ヨーロッパ内で言語能力をお互に通じる用語で語られるようになったことは、価値あることだ。

今後さらに、どのような形で、どのくらいの汎用性を持って、CEF がヨーロッパ内に浸透していくか、また国際的にどのように受け入れられていくか、見ていく必要がある。CEF 開発者の間では、自己満足に陥ることなく、さらに次々と改良策、応用策のプロジェクトが生み出されていくことは、確かであるので、目が離せない。

参考文献

Alderson, J. C. (Ed.) (2002). *Common European Framework of Reference for Languages: Learning, Teaching, Assessment: Case Studies*. Strasbourg, Council of Europe.

Alderson, J. C., Figueras, N., Kuijper, H., Nold, G., Talaka, S., & Tardieu, C. (2004a). *The Dutch CEF Construct Project*. Presentation at EALTA Conference, Kranjska Gora, Slovenia, May 14-16, 2004.

----- (2004b). The development of specifications for item development and classification within the Common European Framework of Reference for Language: Language, teaching, assessment. Final Report of the Dutch CEF Construct Project.

Bailly, S., Devitt, S., Gremmo, M. J., Heyworth, F., Hopkins, A., Jones, B., Makosch, M., Riley, P., Toks, G., Trim, J (Eds.). (2002). *Framework of Reference for Languages: Learning, Teaching, Assessment A Guide for Users*. Strasbourg, Council of Europe.

Council of Europe (2001). *Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment*. Cambridge: Cambridge University Press.

Council of Europe (2002). *Common European Framework of Reference for Languages: Learning, Teaching, Assessment Case Studies*. Strasbourg, Council of Europe.

de Jong, J. H.A.L. (2004). *The role of the Common European Framework*. Presentation at

EALTA Conference, Kranjska Gora, Slovenia, May 14-16, 2004.

Takala, S. (2004a). *Manual for Relating Examinations to the common European Framework*. Presentation at EALTA Conference, Kranjska Gora, Slovenia, May 14-16, 2004.

----- (2004b). *Development of foreign language proficiency in Finland: some facts and explanations*. Presentation at the National Language Conference, Adelphi, Maryland, the U.S.A, June 22-24, 2004.

http://66.102.9.104/search?q=cache:sQ80XvmPDCQJ:www.nlconference.org/docs/Takala_paper.doc+Sauli+Takala&hl=ja (2004年12月5日現在)

van Ek, J.A. & Trim, J.L.M. (1991) *Threshold 1990*. Cambridge, Cambridge University Press.

van Ek, J.A. & Trim, J.L.M. (1991) *Waystage 1990*. Cambridge, Cambridge University Press.

van Ek, J.A. & Trim, J.L.M. (2001) *Vantage*. Cambridge, Cambridge University Press.

藤原美枝子 (2003) 「ヨーロッパにおける言語運用能力評価の共通フレームワークーコミュニケーション能力の新しい理解をめぐってー」、『言語と文化』第7号、甲南大学国際言語文化センター、pp101 - 124.

吉島茂、大橋理枝 (訳・編) (2004) 『外国語教育Ⅱ－外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠』 朝日出版社 (<http://www.dokkyo.net/~daf-kurs/library.html>)

参考サイト

ヨーロッパ評議会の CEF に関するサイト

http://culture2.coe.int/portfolio/documents_intro/common_framework.html (2004年12月5日現在)

ヨーロッパ評議会による Relating Language Examinations to the Common European Framework of Reference for Languages: Learning, Teaching, Assessment (CEF) のマニュアル、および概要がダウンロードできる

http://www.coe.int/T/E/Cultural_Co-operation/education/Languages/Language_Policy/
(2004年12月5日現在)

de Jong、Takala 氏とオランダ CEF 構造プロジェクトチームの EALTA Conference における発表内容について

<http://www.ealta.eu.org/conference/2004/programme.htm> (2004年12月5日現在)

オランダ CEF 構築プロジェクトの試験項目チェック枠 (The Dutch CEF Grid) のサイト

<http://www.ealta.eu.org/dutch/grid.htm> (2004年12月5日現在)

European Commission 2003 Summary of the First report on the activities of the working group on languages (EXP.LG/17/2003)

http://europa.eu.int/comm/education/policies/2010/doc/langsynthesis_en/pdf (2004 年 12 月 5 日現在)

European Commission, Implementation of “Education and Training 2010” Work Programme, Progress Report Nov 2003

http://europa.eu.int/comm/education/policies/2010/doc/language-learning_en.pdf

1.3 表2 言語使用の外的コンテキスト：能力記述文のカテゴリー

領域	場 所	機 構	関係者
私 的 領 域	家庭：家、部屋、庭 本人の 家族の 友人の ホステル、ホテルの一室 田舎、海辺	家族 社会的ネットワ ーク	両親（祖父母）、子孫、兄弟、おば、 おじ、いとこ、義理の両親、配偶者 親友、友人、知人
公 的 領 域	公的な場所： 道、広場、公園 公共交通機関 小売店、スーパーマーケット 病院、診察所、医院 運動場、競技場、公会堂 劇場、映画館、舞台 レストラン、パブ、ホテル 礼拝所	行政当局 立法 司法 厚生 奉仕団体 協会 政党 宗派	公的機関のメンバー 公務員 店員 警官、軍人、警備 運転手、車掌 通行人 選手、ファン、観客 演劇役者、観衆 ウェイター、バーテンダー 受付係 聖職者、会衆
職 業 領 域	事務所 工場 作業所 港湾、鉄道 農場 空港 小売店、店舗 サービス産業 ホテル 行政機関	会社 多国籍企業 国有会社 労働組合	雇用者／被雇用者 支配人 同僚 部下 職場友達 顧客 受付係、秘書 清掃人
教 育 領 域	学校：講堂、教室、運動場、競 技場、廊下 単科大学、総合大学 講義室、セミナー室、学生会館 宿舎、実験室、食堂	学校 単科大学 総合大学 学者集団 専門家 教育機関 成人教育機関	教室の先生 教育スタッフ 管理人 助手 親 級友 教授、講師 同僚の学生 図書館や実験室のスタッフ 食堂のスタッフ、清掃人 運搬人、秘書

事 物	イベント	行 為	テキスト
備え付け家具や通常家具 衣服 家電製品 玩具、道具、個人用の衛生用品 骨董品、書籍 野生動物、家禽、ペット 木、植物、芝生、池 家事の道具 ハンドバッグ レジャー／スポーツ用品	家族行事 出会い 偶発的な出来事、事故 自然現象 パーティー、訪問 散歩、サイクリング ドライブ 休日、遠足 スポーツ	日課 着衣、脱衣 調理、食事 洗濯 日曜大工、 ガーデニング 読書、ラジオ、テレビ 娯楽 趣味 ゲームとスポーツ	電報 保証書 レシピ 業務マニュアル 小説、雑誌 新聞 ちらし パンフレット 個人の手紙 放送・話し（の録音）
お金、財布、小銭入れ 用紙 品物 武器 リュックサック ケース、取っ手、ボール プログラム 食事、飲み物、スナック菓子 パスポート、免許	偶発的な出来事 事故、病気 公的な会合 民事訴訟、裁判 仮装行列、罰金、逮捕 試合、コンテスト 上演 結婚、葬儀	有料、無料の 公共サービス 医療サービスの利用 車／鉄道／船／ 飛行機での旅 公的な娯楽と レジャー活動 宗教的礼拝	公的発表と掲示 ラベルと包装 小冊子、落書き チケット、時刻表 掲示、規則 プログラム 契約 メニュー 聖典、説教、賛美歌
事務用機器 産業機器 産業用工作道具	会合 面接 宴会 会議 見本市 協議会 季節大売り出し 労働災害 労働争議	仕事の経営 事業運営 生産活動 事務手続き トラック運送 販売業務 販売、市場調査 コンピュータ操作 会社の維持	仕事の手紙 報告と覚書 生命・安全の警告 業務マニュアル 規則 宣伝材料 ラベルと包装 業務の説明 方向指示 名刺
筆記具 学校の制服 道具と服装 食べ物 AV機器 黒板とチョーク コンピュータ 書類かばんや通学かばん	入学、学期始め 別れ 訪問と交換 参観日／参観のタベ 運動会、試合日 素行上の問題	朝礼 授業 試合 遊び時間 クラブ活動と 社会活動 講義、作文課題 実験室での実験 図書館での作業 セミナーと個人指導 宿題 ディベートと議論	（上記の）加工して いないテキスト 教科書、読み物 参考図書 板書の文章 OHP コンピュータ画面の上の テキスト ビデオスクリプト 練習問題 雑誌記事 抄録 辞書

吉島・大橋（訳・編）2004：pp48-49 より
©Goethe-Institut Tokyo

1.3 表3 共通参照レベル：自己評価表

		A1	A2	B1
理解すること	聞くこと	はっきりとゆっくりと話してもらえれば、自分、家族、すぐ周りの具体的なものに関する聞き慣れた語やごく基本的な表現を聞き取れる。	(ごく基本的な個人や家族の情報、買い物、近所、仕事などの) 直接自分につながるのある領域で最も頻繁に使われる語彙や表現を理解することができる。短い、はっきりとした簡単なメッセージやアナウンスの要点を聞き取れる。	仕事、学校、娯楽で普段出会うような身近な話題について、明瞭で標準的な話し方の会話なら要点を理解することができる。話し方が比較的ゆっくり、はっきりとしているなら、時事問題や、個人的もしくは仕事上の話題についても、ラジオやテレビ番組の要点を理解することができる。
	読むこと	例えば、掲示やポスター、カタログの中のよく知っている名前、単語、単純な文を理解できる。	ごく短い簡単なテキストなら理解できる。広告や内容紹介のパンフレット、メニュー、予定表のようなものの中から日常の単純な具体的に予測がつく情報を取り出せる。簡単に短い個人的な手紙は理解できる。	非常によく使われる日常言語や、自分の仕事関連の言葉で書かれたテキストなら理解できる。起こったこと、感情、希望が表現されている私信を理解できる。
話すこと	やり取り	相手がゆっくり話し、繰り返し返したり、言い換えたりしてくれて、また自分が言いたいことを表現するのに助け船を出してくれるなら、簡単なやり取りをすることができる。直接必要なことやごく身近な話題についての簡単な質問なら、聞いたり答えたりできる。	単純な日常の仕事の中で、情報の直接のやり取りが必要ならば、身近な話題や活動について話し合いができる。通常は会話を続けていくだけの理解力はないのだが、短い社交的なやり取りをすることはできる。	当該言語圏の旅行中に最も起こりやすいたいていの状況に対処することができる。例えば、家族や趣味、仕事、旅行、最近の出来事など、日常生活に直接関係のあることや個人的な関心事について、準備なしで会話に入ることができる。
	表現	どこに住んでいるか、また、知っている人たちについて、簡単な語句や文を使って表現できる。	家族、周囲の人々、居住条件、学歴、職歴を簡単な言葉で一連の語句や文を使って説明できる。	簡単な方法で語句をつないで、自分の経験や出来事、夢や希望、野心を語るることができる。意見や計画に対する理由や説明を簡潔に示すことができる。物語を語ったり、本や映画のあらすじを話し、またそれに対する感想・考えを表現できる。
書くこと	書くこと	新年の挨拶など短い簡単な葉書を書くことができる。例えばホテルの宿帳に名前、国籍や住所といった個人のデータを書き込むことができる。	直接必要のある領域での事柄なら簡単に短いメモやメッセージを書くことができる。短い個人的な手紙なら書くことができる：例えば礼状など。	身近で個人的に関心のある話題について、つながりのあるテキストを書くことができる。私信で経験や印象を書くことができる。

B2	C1	C2
<p>長い会話や講義を理解することができる。また、もし話題がある程度身近な範囲であれば、議論の流れが複雑であっても理解できる。 たいていのテレビのニュースや時事問題の番組も分かる。標準語の映画なら大多数は理解できる。</p>	<p>たとえ構成がはっきりしなくて、関係性が暗示されているにすぎず、明示的でない場合でも、長い話が理解できる。特別の努力なしにテレビ番組や映画を理解できる。</p>	<p>生であれ、放送されたものであれ、母語話者の速いスピードで話されても、その話し方の癖に慣れる時間の余裕があれば、どんな種類の話し言葉も難無く理解できる。</p>
<p>筆者の姿勢や視点が出ている現代の問題についての記事や報告が読める。 現代文学の散文は読める。</p>	<p>長い複雑な事実に基づくテキストや文学テキストを、文体の違いを認識しながら理解できる。 自分の関連外分野での専門の記事も長い技術的説明書も理解できる。</p>	<p>抽象的で、構造的にも言語的にも複雑な、例えばマニュアルや専門的記事、文学作品のテキストなど、事実上あらゆる形式で書かれた言葉を容易に読むことができる。</p>
<p>流暢に自然に会話をする事ができ、母語話者と普通にやり取りができる。 身近なコンテキストの議論に積極的に参加し、自分の意見を説明し、弁明できる。</p>	<p>言葉をことさら探さずに流暢に自然に自己表現ができる。社会上、仕事上の目的に合った言葉遣いが、意のままに効果的にできる。 自分の考えや意見を精確に表現でき、自分の発言を上手に他の話し手の発言にあわせることができる。</p>	<p>慣用表現、口語体表現をよく知っていて、いかなる会話や議論でも努力しないで加わることができる。 自分を流暢に表現し、詳細に細かい意味のニュアンスを伝えることができる。 表現上の困難に出会っても、周りの人がそれにほとんど気がつかないほどに修正し、うまく繕うことができる。</p>
<p>自分の興味関心のある分野に関連する限り、幅広い話題について、明瞭で詳細な説明をすることができる。 時事問題について、いろいろな可能性の長所、短所を示して自己の見方を説明できる。</p>	<p>複雑な話題を、派生的問題にも立ち入って、詳しく論ずることができる。一定の観点を展開しながら、適切な結論でまとめ上げることができる。</p>	<p>状況にあった文体で、はっきりとすらすらと流暢に記述や論述ができる。効果的な論理構成によって聞き手に重要点を把握させ、記憶にとどめさせることができる。</p>
<p>興味関心のある分野内なら、幅広くいろいろな話題について、明瞭で詳細な説明文を書くことができる。 エッセイやレポートで情報を伝え、一定の視点に対する支持や反対の理由を書くことができる。 手紙の中で、事件や体験について自分にとっての意義を中心に書くことができる。</p>	<p>適当な長さでいくつかの視点を示して、明瞭な構成で自己表現ができる。 自分が重要だと思える点を強調しながら、手紙やエッセイ、レポートで複雑な主題を扱うことができる。読者を念頭に置いて適切な文体を選択できる。</p>	<p>明瞭な、流暢な文章を適切な文体で書くことができる。 効果的な論理構造で事情を説明し、その重要点を読み手に気づかせ、記憶にとどめさせるように、複雑な内容の手紙、レポート、記事を書くことができる。 仕事や文学作品の概要や評を書くことができる。</p>

1.4 ヨーロッパ言語ポートフォリオ (European Language Portfolio: ELP)

ヨーロッパ言語ポートフォリオ¹ (European Language Portfolio: 以下「ELP」) は、欧州評議会によって考案され、ヨーロッパ各地で、言語学習、異文化学習のために使用されている。ELP は、一つのものがあるというわけではなく、学習者、学習環境、学習目的などに応じて、さまざまな ELP が開発されている。本書巻末資料 3 の ELP 認定リストからも分かるように、現在までに約 70 の ELP が開発され、欧州評議会の認定を受けている。ELP は、欧州評議会の言語教育政策を推進するために考案されており、言語学習を促し、欧州評議会加盟国間の移動を促進することが目的とされている。そして、ヨーロッパ言語共通参照枠組み (Common European Framework of Reference for Languages : 以下「CEF」) の目的を実行する教育的ツールであり、CEF の共通参照レベル (Common Reference Level : 以下 CEF 参照レベル) の詳細な記述を、実際に学習の場にも用いることができるものである (1.3.2 参照)。

欧州評議会の定義によると、ELP は学習者が、取得した資格をはじめ、重要な言語的、異文化的経験を、国を越えて明瞭な形式で記録でき、そして生涯にわたり使用できる言語学習に関する個人の記録である。構成は、言語能力が確認できる言語パスポート (language passport)、学習目標を設定し、自己評価により学習進行状況を把握し、記録できる言語学習記録 (language biography)、学習成果が保管できる資料集 (dossier) の 3 部から成る。ELP を用いることにより、学習者は積極的な言語学習が可能となる。そして、ELP は、ヨーロッパ共通の能力レベル記述である CEF 参照レベルが基盤となっているので、その所有者は、どこの国で、どの言語を学習するとしても、自己の言語能力を明確に提示することができる。

本稿では、ELP がどのようなものであるかということ、その考案および開発にいたる背景、目標、目的、機能、構成、使用、認定、現状等にわたり説明していく。

1.4.1 ELP 考案、開発にいたる背景とその目標

1.4.1.1 ELP 考案、開発にいたる背景

ELP 考案、開発のきっかけとなったのは、1991 年にスイスのルシュリコンで行われたシンポジウムであった (1.1.3 参照)。そのシンポジウムで、CEF の開発促進とともに、ELP の形式および機能を考案する委員会を設立するという提案がなされた。シンポジウムの報告書には、CEF を基盤とした上で、「ELP には、ヨーロッパ共通基準に対応する資格を記入するセクション、学習者が明確に自己の言語学習経験を記録できるセクション、そして学習成果のサンプルを入れるセクションを含むべきである」(Little 2002, p.182) と言及されている。これが、現在の 3 部構成からなる ELP の原案となり、また ELP と CEF の明確な関係の基になったものであると言える。

1990 年代半ばに、最初の ELP がスイス、ドイツ、フランスで開発され、1997 年には、欧州評議会により ELP 開発における提案が正式に発表された。そして、1998 年から 2000 年の 2 年半にわたり ELP パイロットプロジェクトが実行され、欧州評議会加盟国のうち 15 か

¹『外国語教育Ⅱ－外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠』では、訳語として「ヨーロッパ言語学習記録帳」が使用されているが、本稿では「ヨーロッパ言語ポートフォリオ」と訳す。

国²および三つの組織³が参加し、ELPの開発、試行的導入が行われた。

欧州言語年 2001 には、ヨーロッパ各地で ELP 導入が試みられ、あらゆる環境で ELP が開発、使用できるように、さまざまな研究が行われ、その指針も出来上がっていった。現在は、試行的実施も終わりの段階に入り、ELP 普及の規模も大きくなっている。

1.4.1.2 ELP の目標

ELP は、欧州評議会の言語教育政策に反映したものでなければならず、また CEF との関連も非常に重要なものと捉えられている。以下が『ELP の原則および指針 (European Language Portfolio: principles and guidelines)』(2000&2004) で規定されている ELP の目標である。

- ・ヨーロッパ市民の相互理解を深める
- ・多種多様な文化、生活を重んじる
- ・言語的、文化的多様性を保護すると同時に促進する
- ・生涯にわたり複言語主義を身につける
- ・言語学習者を育成する
- ・自立学習 (independent language learning) ができる能力を開発する
- ・言語学習プログラムに透明性および一貫性を持たせる
- ・移動を容易にするために、言語能力および資格を明瞭に記述する

(Council for Cultural Cooperation 2000a, p.2 & Language Policy Division 2004, pp.2-3 より筆者訳)

この中の複言語主義は、CEF の基盤となる言語観であり、また言語学習プログラムの透明性および一貫性は CEF の重要な原則でもある (1.3.2 参照)。このことから分かるように、ELP と CEF は、密接に関連している。それは、CEF の目標がヨーロッパにおける言語教育の向上を図るための共通基準を与えることであるのに対し、ELP はその共通基準を用い、欧州評議会が目指す複言語主義、複文化主義 (pluriculturalism) の促進を実現していく教育的ツールであるからである。複言語主義、複文化主義を推進していくためには、個人の言語学習、異文化経験の記録ができ、そして、その記録が正式に認められる必要がある。その記録を可能にし、自己の言語能力を CEF 参照レベルに基づき提示できるものが ELP である。

1.4.2 ELP の目的、機能、構成、使用

1.4.2.1 ELP の目的

ELP は、欧州評議会の多くの加盟国により、積極的な導入が図られているが、それは以下の二つが主な目的とされている。

² オーストリア、チェコ、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、オランダ、ポルトガル、ロシア、スロベニア、スウェーデン、スイス、英国の 15 か国。

³ EAQUALS (European Association for Quality Language Services)、CercleS (Confédération Européenne des Centres de Langues de l'Éducation Supérieure /European Confederation of Language Centres in Higher Education)、European Language Council の三つ。

- ・学習者が、学習段階のどのレベルにおいても、自己の言語的技能を多角的に伸ばしていることを認識し、学習動機が高められるようにする
- ・学習者が習得した言語的技能、文化的技能の記録ができるものを提供する

(Schneider & Lenz 2001, p.3 より筆者訳)

1.4.2.2 ELP の機能

後述する ELP の 3 部構成は、教育的機能 (pedagogical function) と報告的機能 (reporting function) が基盤となっている。この二つの機能が担う役割は、以下のようにまとめられる。

報告的機能

- ・公的試験で与えられる言語に関する資格を補足するものとして、ELP 所有者の具体的な言語学習経験、外国語の熟達度、到達度を示す
- ・学校教育内、学外両方の言語学習を記録する

教育的機能

- ・複言語主義、複文化主義を促進する
- ・言語学習過程を ELP 所有者に、より分かりやすく示し、自律学習 (learner autonomy) を育成する

1.4.2.3 ELP の構成

学習者は、異なる環境において、さまざまな目的で言語を学習しており、またその年齢も異なる。それゆえ、ある特定の学習者グループそれぞれに適した ELP が、ヨーロッパ各地で開発されている。欧州評議会が認定する ELP は、上記の二つの機能を担うものでなければならず、そして、言語パスポート、言語学習記録、資料集の三つから構成されることが原則とされている。実物は、インターネットで参照、またダウンロード可能な ELP もある (本書巻末資料 3 参照)。以下に 3 部構成の内容を説明していく。

1.4.2.4 言語パスポート Language Passport

言語パスポートは、ELP 所有者の言語に関する資格、CEF 参照レベルを基盤とした自己評価表 (self-assessment grid) にしたがつた言語技能の熟達度、そして言語学習経験、異文化経験等を簡潔に記入するページである。ELP 所有者の言語に関する能力が確認できるよう、学習しているもしくは学習した言語の自己評価を、CEF 参照レベル (A1 ~ C2 の 6 レベル) に基づき、技能別に記入できるようになっている。技能は、聞くこと (listening)、読むこと (reading)、やり取り (spoken interaction)、表現 (spoken production)、書くこと (writing) の五つのコミュニケーション技能に分かれており、学習言語の技能別レベルを、言語パスポートに記入することができる。また、自己評価だけでなく、教師による評価、言語関係の学位、資格のような教育関係当局による評価も入れることができる。そして、言語学習経験、異文化体験に関しては、学校教育における言語学習経験、それ以外の経験、職場における言語使用、その言語の母語話者との接触等も記入できるようになっている。

この言語パスポートは、ELP 所有者が持っているすべての言語能力を、誰がどこでも簡単に確認できる、その名の通り、言語能力を証明するパスポート的な役割を担っている。15 歳以上の学習者に対して使用することが奨励されている成人向け標準パスポート (Stand-

ard Adult Passport) があり、それは欧州評議会 ELP ウェブサイトよりダウンロード可能である。

1.4.2.5 言語学習記録 Language Biography

言語学習記録は、ELP 所有者が学習目標を設定し、自己の学習過程を観察し、重要な言語学習、異文化経験を記入していくページである。言語パスポートとの違いは、言語パスポートが ELP 所有者の言語技能の熟達度、言語学習、異文化経験を簡潔にまとめるものであるのに対し、言語学習記録は、学習者が学習計画を立て、それを実行していく上で、自己の学習過程、学習進度を観察し、自己評価を行っていく助けとなる言語学習ダイアリーのようなものであるということである。

内省学習に重きを置いたこの言語学習記録は、教育的観点から見た場合、ELP の中心的な役割を担っていると言える。また、個人差はあっても、言語パスポートは言語コース開始時および終了時に記入を行えばよいが、言語学習記録は学習期間中に毎週、毎月といったペースで記入していくものである。言い換えれば、言語パスポートはある時点までの言語技能の熟達度、言語および異文化学習の記録を示す総括的評価 (summative assessment) であるのに対し、言語学習記録は現在進行中の言語技能の熟達度、言語および異文化学習の記録を示す形成的評価 (formative assessment) であると言える。

言語学習記録は、内省学習を促進することが使用目的の一つであり、学習者が目標言語の各技能において、何ができるのかという自己評価を行う。その自己評価は、CEF 参照レベルの自己評価表に対応したチェックリストを使って行う。チェックリストは、自己評価表にある各レベルに対し、技能別に、達成すべき目標が能力記述文 (descriptor) で詳細に書かれている。その記述は、CEF 参照レベルに反映しているため、「～ができる」という例示的能力記述文 (illustrative descriptor) となっている。欧州評議会 ELP ウェブサイトからダウンロード可能なチェックリストに、スイスで開発されたもの (英語・フランス語) があり、その英語版のレベル A1 を翻訳したものが本稿の資料 1 である。

チェックリストは、各レベルの各技能に、いくつかの項目が用意されているので、学習者は、明確に自己の言語学習を省みることができる。そして、今の自分に必要なことは何かを考え、次の目標を立てていくことができる。自己の言語学習を計画、観察、評価することは、自律学習を育成、促進する上で非常に重要なことである。また、言語学習記録では、学習者が学校教育内、学外の両方で得た言語的、異文化的知識を記入するページもある。これは、いくつかの言語および文化能力を伸ばしていくといった複言語主義および複文化主義を促進することが目的であると言える。

1.4.2.6 資料集 Dossier

資料集には、ELP 所有者である学習者が、学習言語の熟達度を示すのに重要だと思うものを、自己の判断により入れていく。ここでは、言語パスポート、言語学習記録に記入してある言語学習、文化学習において達成したこと、経験したことの記録を保管しておくことができる。具体的には、学習内容をまとめたもの、プロジェクトワーク、言語に関する資格の証明書、教師からのフィードバック等を保管しておくものだと言えよう。年少の学習者にとっては、教科書を補足するために目標言語の教材をまとめたスクラップブックのようなものとなりうる。また、もう少し年齢が高い学習者にとっては、公的試験で問われる技能と関連したプロジェクトワークの結果などを入れるものになりうる。そして、成人の学習者にとっ

ては、目標言語を使用し、実際の生活で達成できる能力を証明できるもの、例えば、手紙のサンプル、メモ、レポートのようなものを保管しておける。また、書く能力だけでなく、話す能力も示したい場合は、カセットテープ、ビデオテープを資料集に入れることもできる。

1.4.2.7 ELP の使用

ELP をどのように使っていくかということは、立場によって異なってくるが、使用者は大きく分けて、学習者、教育機関および教師、そして雇用主に分けることができる。

学習者は、学習の場が正規教育の枠内であろうとなかろうと、言語学習を記録することができる。言語学習記録をしていくということは、学習の計画を立て、その学習過程を観察し、学習したことを自己評価していく能力を開発することにつながる。それは、自己の言語的技術および重要な異文化経験の記録を示す証拠にもなり、また学習で達成したことをファイルしていくこともできる。学習者にとっては、総括的な言語学習の記録となる。そして、転校する、進学する、言語コースが始まる、キャリアアドバイザーと会う、就職活動をするといった機会に、自己の言語能力を示すために ELP を提示することができる。

教育機関および教師にとっては、欧州評議会が制定する CEF 参照レベルと照らし合わせ、その教育機関のコースおよび資格等をより明確なものにできる。また、新入生や転校生、留学生を受け入れる際、その学習者が学習言語を使用し、何ができるかということが分かるので、教育機関、教師にとってもレベル等の対応が容易になる。

雇用主にとっては、言語能力が社員採用に関わる場合は、ELP に記録されている情報からその候補者の言語的技術を判断することができる。また、ある仕事に要求される言語的技術を特定することも可能である。

1.4.3 ELP の認定

2000 年 10 月に行われた欧州評議会教育大臣会議で、大規模な ELP 導入を奨励していくことが決議された。これと同時に、文化協力審議会により、ELP の認定委員会 (Validation Committee) が設立された。認定委員会は、1 年に 2 回会議を行い、提出された ELP の審査を行っている。

1.4.3.1 ELP の認定条件

欧州評議会の認定を受けるには、その ELP の質、妥当性、透明性が判断される。審査は、欧州評議会が定める『ELP の原則および指針』を基に行われる。どの ELP も欧州評議会の言語教育政策に反映したものを開発することが大前提となる。認定 ELP には、以下のことが求められる。

- ・ ELP は、複言語主義および複文化主義を促進するツールである
- ・ ELP は、その学習者の所有物である
- ・ ELP は、正規の学校教育かどうかに関わらず、学習者が習得した言語的および文化的能力、経験を評価する
- ・ ELP は、自律学習を促進するツールである
- ・ ELP は、学習者が言語学習過程を観察する助けとなる教育的機能、言語熟達度を記録する報告的機能、両方を兼ねそろえたものである
- ・ ELP は、CEF 参照レベルを基盤とする

- ・ ELP は、学習者の自己評価（通常教師の評価と併用）と教育関係当局および試験機関による評価を奨励する
- ・ ELP は、ヨーロッパで認識および理解されるための最低限の必要な要素を備えている
- ・ ELP は、ある一連の ELP を学習者が生涯を通し所有できる。また、学習者の年齢、目的、環境に応じ、そのニーズを満たせるものを提供する

(Council for Cultural Cooperation 2000a, p.2 & Language Policy Division 2004, pp.3-4 より筆者訳)

開発者は、以上のことを踏まえ、ELP を言語パスポート、言語学習記録、資料集の 3 部構成で作成することが条件とされる。

1.4.4 ELP パイロットプロジェクトの結果およびこれからの課題

1.4.4.1 ELP パイロットプロジェクトの結果

『ELP パイロットプロジェクト最終報告書 (European Language Portfolio: final project on the piloted project)』(2000) が正式に発表され、全体的に非常にいい結果が出ている。パイロットプロジェクトでは、欧州評議会加盟国のうち 15 か国および三つの非政府組織が参加し、ELP の実用性、可能性、効果が検証された。初等教育、中等教育、高等教育、成人教育、職業訓練にわたるすべての教育関係当局において ELP 導入が試みられ、プロジェクトに参加した総学習者数は、およそ 3 万人、教師数は 1,800 人と報告されている (Schärer 2000, p.7)。

ELP 導入の目的は、そのプロジェクトにより異なり、初等教育低学年における外国語導入、移民が学校教育を受ける必要性から、言語学習における学校全体のカリキュラム開発等、さまざまであった。また、規模も大きいものから小さいものまで、種々であったが、全体的に結果はよく、ELP は教育的ツールとして言語学習に効果的で、また欧州評議会の言語教育政策を促進するものであると報告されている。プロジェクトに参加した 68% の学習者が、「ELP 記入に費やした時間は有意義であった」と答えている。また、70% の教師が、「ELP は学習者にとって有益なツールである」、そして、78% の教師が「ELP は教師にとって有益なツールである」とフィードバックを残している (ibid., p.10)。

ELP において中心的な役割を担う自己評価に関しても、多くの学習者が CEF 参照レベルを基盤とする ELP は、自己の言語能力を評価する動機を与えると報告している。70% の学習者が、「ELP は自己の能力を評価する動機を与える」、「自己評価と教師の評価を比べることが役に立つ」、また 62% の教師が「学習者は自己の言語能力を評価することができる」と答えている (ibid.)。

ELP における自己評価は、自己の能力を理解し、学習動機を高める教育的ツールであると言えるが、この評価法は学習者、教師の両者にとって新しい方法であるということもあり、いくつかの課題が残されている。自己評価において、学習者が自己の能力を過大評価してしまったり、反対に過小評価してしまったりする傾向があるといった問題が指摘されている。また、教師と学習者の評価に差が出てくることも問題の一つで、それは統計結果にも表れている。65% の教師が学習者の自己評価に同意したと答えているのに対し、教師が自分自身の評価に同意したと答えている学習者は、53% であった (ibid.)。この結果からも分かるように、自己評価の方法論にはさらなる見直しが必要であると言える。

また、ELP の報告的機能に関しては、学習者、教師の両者が、ELP の位置づけを明確にしてほしいと報告している。ELP の自己評価が最終評価においてどのように使用されるのか、ELP が従来の試験とどう関連してくるのか、ELP の自己評価が就職等の際、雇用主によって正式に認められるのかなどの疑問点が挙げられている。

1.4.4.2 これからの課題

1998 年から 2000 年の試行段階を終え、現在は、さらに大きな規模で ELP 導入が試みられている。しかし、これは容易なことではなく、問題点もある。ELP 導入に積極的かどうかということは、国によって異なり、教育関係当局が ELP 導入に非常に力を注いでいる国もあれば、そうでない国もある。ELP は、学校教育の内外を問わず、すべての言語学習を評価し、年齢、熟達度を問わず、さまざまな学習者に使用されることが望ましいと、欧州評議会は考えている。しかし、これが長期的に実現可能かどうかということは、いかに教育制度の中で ELP が取り入れられ、定着していくかということにかかっていると言える。

ELP の構成に関しては、パイロットプロジェクトでも言語パスポート、言語学習記録、資料集の 3 部構成は、有効なものであると実証されているが、これからのさらなる開発にあたり考慮されるべき点も挙げられている。一つは、就職活動等に ELP を提示する際、人選をする雇用主側にとって、ELP は情報が多すぎるという点である。雇用主側に ELP を詳細にわたり見る時間があればいいのだが、現実にはある程度まとまった情報の方が好まれる。それゆえ、就職活動の助けとなる履歴書のような役割を果たす、1 ページにまとめた成人向け標準パスポートを開発するのも一つの手段ではないかという提案がされている。また、ELP を開発する際、言語パスポート、言語学習記録、資料集の 3 部構成にすることは原則であるが、その内容に関しては開発者側の意図に任されている。特に、言語学習記録、資料集に関しては、どこまで開発者側に自由を与えるかということも考えていかなければならない課題とされている。

ELP の中心的役割を果たす自己評価に関しても、いくつかの課題が残されている。学習者が学習計画を立て、学習過程を観察して行く上で、言語学習記録における自己評価は非常に重要なものである。そして、自己評価を行う言語学習記録のチェックリストにある能力記述文は、CEF 参照レベルと並行していなければならないのだが、ELP によっては、わかりにくいものもあることが指摘されている。これに関しては、『ELP における自己評価の能力記述文バンク (A bank of descriptors for self-assessment in European Language Portfolio)』(2004) が発行され、開発者にとって、能力記述文開発にあたる指針となっている。既に認定されている ELP の能力記述文が CEF の能力記述文と並行してリストされている。例えば、口頭でのやり取りという技能に関して、A2 レベルではどのような記述文があるかを見ることができる。また、これにともない『ELP 開発者ガイド (Guide for Developer of European Language Portfolio)』(2001) の能力記述文開発に関連する第 6 章 (Introduction to the bank of descriptors for self-assessment in European Language Portfolio (2004)) も改訂され、その使用方法も示唆されている。

自己評価の方法に関しても、さらなる開発が望まれている。学習者が自律的に正確な自己評価をする能力を身に付けるためには、学習者、教師両者のトレーニングが必要であり、それも現在進行中であるプロジェクトに残されている課題の一つである。

ヨーロッパ各地でプロジェクトは続けられており、欧州評議会主導のセミナーも定期的に行われ、各国の代表者および専門家が集まり、ELP を推進していく上でのさまざまな課題

が検討されている。教育的機能だけではなく、学習者が言語熟達度を提示できる報告的機能としての有効性が活かされるには、ELP のさらなる普及が重要だと言われている。地域、機関といったレベルだけではなく、ELP が言語教育政策として正式に取り入れられ、国（州、共同体）で奨励されていく必要性が示唆されており、その理想的な例として、ドイツのテューリンゲン州における ELP 導入が挙げられている（2.3.6 参照）。大きな規模での ELP 普及により、多くの教師、学習者に ELP が活用され、そして、それが ELP の改良、浸透につながっていくことが望まれている。

参考文献

- Council of Europe (2004) *European Language Portfolio: Council of Europe seminar sponsored by the Ministry of National Education, Turkey, the Turkish National Education Foundation and the Association of Turkish Private Schools* (Reported by D. Little). Strasbourg: Council of Europe (DGIV/EDU/LANG (2004) 3). (<http://culture2.coe.int/portfolio>)
- Council for Cultural Cooperation (2000a) *European Language Portfolio (ELP) : principles and guidelines*. Strasbourg: Council of Europe (DGIV/EDU/LANG (2000) 33).
- Council for Cultural Cooperation (2000b) *European Language Portfolio (ELP) : rules for the accreditation of ELP models*. Strasbourg: Council of Europe (DGIV/EDU/LANG (2000) 26 rev. 2). (<http://culture2.coe.int/portfolio>)
- Council for Cultural Cooperation (2002) *European Language Portfolio (ELP) : guidelines for the submission of ELP models for validation*. Strasbourg: Council of Europe (DGIV/EDU/LANG (2002) 12). (<http://culture2.coe.int/portfolio>)
- Council of Europe (2001) *Common European framework of References for Languages: learning, teaching, assessment*. Cambridge: Cambridge University Press. (<http://culture2.coe.int/portfolio>)
- Language Policy Division (2004) *European Language Portfolio (ELP) : principles and guidelines with added explanatory notes (Version 1.0)*. Strasbourg: Council of Europe (DGIV/EDU/LANG (2000) 33rev.1 Revised in June 2004). (<http://culture2.coe.int/portfolio/>)
- Lentz, P. & Schneider, G. (2004) *A bank of descriptors for self-assessment in European Language Portfolio*. Strasbourg: Council of Europe. (<http://culture2.coe.int/portfolio/>)
- Lentz, P. & Schneider, G. (2004) *Introduction to the bank of descriptors for self-assessment in European Language Portfolio*. Strasbourg: Council of Europe. (<http://culture2.coe.int/portfolio/>)
- Little, D. (2002) The European Language Portfolio: structure, origins, implementation and challenges. *Language Teaching* 35 (3) : 182-189.
- Little, D. & Perclová, R. (2001) *European Language Portfolio: guide for teachers and teacher trainers*. Strasbourg: Council of Europe. (<http://culture2.coe.int/portfolio>)
- Little, D., Ridley, J. & Ushioda, E. (2002) *Toward Greater Learner Autonomy in the Foreign Language Classroom*. Dublin: Authentik.
- Little, D. & Simpson, B. (2003) *European Language Portfolio: The intercultural component*

and learning how to learn. Strasbourg: Council of Europe (DGIV/EDU/LANG (2003) 4). (<http://culture2.coe.int/portfolio>)

Schärer, R. (2000) *European Language Portfolio: final report on the pilot project*. Strasbourg: Council of Europe. (<http://culture2.coe.int/portfolio>)

Schneider, G. & Lenz, P. (2001) *European Language Portfolio: guide for developers*. Strasbourg: Council of Europe. (<http://culture2.coe.int/portfolio>)

Ushioda, E. and Ridley, J. (2002) *Working with the European Language Portfolio in Irish Post-Primary Schools: Report on an Evaluation Project*, CLCS Occasional Paper No 61. Dublin: Trinity College, Centre for Language and Communication Studies. (http://www.tcd.ie/CLCS/portfolio/ELP_network/OccPaper61.pdf)

吉島茂、大橋理枝 (訳・編) (2004) 『外国語教育Ⅱ－外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠』 朝日出版社 (<http://www.dokkyo.net/~daf-kurs/library.html>)

参考ウェブサイト

欧州評議会 ELP ウェブサイト

<http://culture2.coe.int/portfolio/> (2004年12月現在)

ダブリン大学トリニティカレッジ言語コミュニケーション学科 ELP ウェブサイト

Centre for Language and Communication Studies, Trinity College, University of Dublin

<http://www.tcd.ie/CLCS/portfolio/index.html> (2004年12月現在)

1.4 資料1 自己評価チェックリスト例

自己評価チェックリスト

レベル A1

言語: _____

あなたができると思うことを記録するために、このチェックリストを使って下さい (1の欄)。他の人 (例: 先生) にも、あなたが何ができるかを評価してもらって下さい (2の欄)。3の欄は、あなたがまだ出来ないけれど重要だと思う項目に印を付けて下さい (3の欄 = 目標)。また、先生とも相談して、リストにはないけれど、あなたができることや今のレベルで言語学習に重要なことがあれば、それを項目に入れて下さい。

以下の印を使ってください。

1と2の欄

✓ 普通にできます

✓✓ 簡単にできます

3の欄

! 私の目標です

!! 私にとって一番重要です

印を付けた項目が全体の80%以上になったら、レベルA1に達したと言えるでしょう。

	私の評価	先生・他人の評価	私の目標
→👂 聞くこと	1	2	3
少しずつ意味が分かるように、間を置いて、とてもゆっくり、はっきりとした発音で話してもらえば、理解できます。			
歩いていくまたは公共の乗り物で、どこからどこまで行く、といった簡単な指示が理解できます。			
はっきりとした発音で、ゆっくり話しかけられれば、質問・指示が理解でき、短く簡単な指示に従うことができます。			
数、値段、時間が理解できます。			
👂→ 読むこと			
新聞の記事に出てくる人についての情報 (住んでいる所、年齢など) が理解できます。			
公共行事の日程表やポスターから、コンサートや映画の情報を見つけ、その場所や時間が確認できます。			
自分自身の情報 (名前、名字、生年月日、国籍) を記入するために、質問事項 (入国許可書、ホテル宿帳) が十分理解できます。			
日常よく見かける標識・掲示板に書かれている言葉、表現が理解できます (例: 「駅」、「駐車場」、「駐車禁止」、「禁煙」、「左側通行」)。			
「印刷」、「保存」、「コピー」など、基本的なコンピュータ用語が理解できます。			
短く、簡単に書かれている指示に従うことができます (例: どこからどこまでどうやって行く)。			
絵はがき (例: 旅先からの挨拶) に書かれている短く、簡単なメッセージが理解できます。			
日常生活で、友だちや同僚が書く簡単なメッセージ (例: 「4時に戻ります」) が理解できます。			

以下の印を使ってください。

1 と 2 の欄

✓ 普通にできます

✓✓ 簡単にできます

3 の欄

! 私の目標です

!! 私にとって一番重要です

印を付けた項目が全体の 80% 以上になったら、レベル A1 に達したと言えるでしょう。

	私の評価	先生・他人の評価	私の目標
 話すこと やり取り	1	2	3
誰かを紹介すること、簡単な挨拶、いとまごいの表現を使うことができます。			
現在必要なことや馴染みのある話題であれば、話を始めたり、話に応えたり、簡単な質問をしたり、質問に答えたりすることができます。			
自分の言いたいことを話し相手にゆっくり繰り返してもらったり、言い換えてもらったりして、助けを出してもらえば、何とか意味を通じさせることができます。			
指差したり、ジェスチャーを使ったりして、簡単な買い物ができます。			
数字、数量、価格、時間を何とか使うことができます。			
物のやり取りができます。例えば、物を貸したり、借りたりすることができます。物をあげたり、もらったりすることができます。			
どこに住んでいるか、誰を知っているか、何を持っているかなどの質問をすることができます。また、ゆっくり、はっきりと話しかけられれば、同様の質問に答えることができます。			
「来週」、「先週の金曜日」、「11 月に」、「3 時」といった時の表現を使うことができます。			
 話すこと 表現			
個人情報（住所、電話番号、国籍、年齢、家族、趣味）を伝えることができます。			
自分の住んでいる所がどんな所か説明できます。			
方略（ストラテジー）			
分からないとき、分からないと伝えることができます。			
相手にもう一度繰り返してほしいとき、頼むことができます。			
相手にもっとゆっくり話してほしいとき、頼むことができます。			
 書くこと			
必要な書類に自分自身の情報（職業、年齢、住所、趣味）を記入することができます。			
グリーティングカード（例：誕生日カード）を書くことができます。			
はがきに簡単なメッセージを書くことができます（例：旅先からの挨拶）。			
どこにいるか、どこで会うかなどのメッセージを書くことができます。			
自分自身について（例：どこに住んでいるか、何をしているか）、簡単な表現を使い、文を書くことができます。			

注 このチェックリストは、欧州評議会 ELP ウェブサイトからダウンロードできるスイスで開発されたもの (<http://culture2.coe.int/portfolio//documents/appendix2.pdf>) を筆者が日本語に翻訳したものである。

These descriptors were developed for the Common European Framework and the Portfolio in the Swiss National Science Foundation project: Schneider, Günther & North, Brian (2000) *Fremdsprachen können-was heisst das?* Chur/Zürich, Rüegger

第2章

ヨーロッパ各国の言語教育と日本語教育

2.1 Belgium ベルギー



地図は、http://europa.eu.int/abc/maps/members/belgium_en.htm を元に作成

正式国名：ベルギー王国 Kingdom of Belgium

1. 面積	32,545km ² (出典：ベルギー政府 HP)
2. 人口	1,026 万 3 千人 (2001 年、出典：ベルギー政府 HP)
3. 首都	ブリュッセル

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/belgium/data.html>

国の言語、使用状況

ベルギーは連邦国家で、連邦政府、地域行政政府、言語共同体の三つの同レベルの政治形態から成り立っており、それぞれが立法、および施行機関を持つ。公用語はオランダ語、フランス語、ドイツ語の3言語で、教育省は各言語共同体政府にある。したがって、文化・教育に関しては、オランダ語共同体、フランス語共同体、ドイツ語共同体が担い、決定権を保持している。各言語における教育機関の内訳は、オランダ語 55.84%、フランス語 43.62%、ドイツ語話者 0.54%である。

今回の調査は、オランダ語共同体の教育に関して行った。この共同体での国語はオランダ語で、第2国語フランス語、その他、使用頻度の高く学習必修言語は英語である。また、この他に、ドイツ語、スペイン語、イタリア語が学習言語として選択科目に組み入れられている。

2.1.1 ベルギー・オランダ語共同体の教育制度

義務教育	年齢								
	20/21	博士(最低3-4年)		博士(最低3-4年)		修士1年			
		修士2年		修士1年		学士4年			
		1年		学士3年		3年		学士3年	
		学士3年		2年		2年		2年	
		2年		1年		1年		1年	
		1年							
	18/19	大学				単科大学			
		高等教育							
	18/19	7年 (オプション)		7年 (オプション)		7年 (オプション)		7年 (オプション)	
		6年		6年		6年		6年	
		普通科	5年	芸術科	5年	技術科	5年	職業科	5年
	第3レベル								
15/16	4年		4年		4年		4年		
	普通科	3年	芸術科	3年	技術科	3年	職業科	3年	
第2レベル									
13/14					2年		2年		
					普通科	1年	職業科	1年	
中等教育・第1レベル									
11/12								6年	
								5年	
								4年	
								3年	
								2年	
								1年	
6/7	初等教育								
6									
2.5	就学前教育								

2.1.1.1 教育段階

	行政管轄 (国、州、市町村)	年齢 / 年数	授業料 公的助成制度	就学 / 在学 ・進学率	学期制度年度 各休みの長さ
初等教育	共同体立 13.78% カトリック立 ¹ 63.96% 州立 0.05% 市立 / 区 22.21%	6 ~ 12 歳	無料	100%	年度 9/1 ~ 7/31 秋休み 1 週間 クリスマス休暇 2 週間 春休み 1 週間 復活祭休暇 2 週間 夏休み 8 週間
中等教育	共同体立 16.33% カトリック立 75.53% 州立 3.18% 市立 / 区立 4.89%	12 ~ 18 歳	無料	100%	同上
高等教育	共同体立 カトリック立 単科大学 (Hogeschool) ²	18 歳 ~	授業料無料。ただし、 毎年登録費を払う。 額は機関によって異なるが、 年間 500 ユーロ前後。家庭の財政 的事情により奨学金 制度があり、70 ~ 257 ユーロになる。 教材は実費。 また、旧植民地から の学生は全て無料で、 奨学金制度もある。	高等教育進 学率 57% (2002/2003 年度)	前期：13 週間 9 月末 ~ 12 月末 後期：13 週間 2 月初 ~ 5 月中

2.1.1.2 統一／全国カリキュラム、試験制度

オランダ語共同体の統一カリキュラムはないが、Eindterm という到達目標を設定している。その目標は初等教育・中等教育では、各学年の科目ごとに記載され、成人教育ではコース内容ごとに記載されている。そして、授業プラン作成、教科書選択は各学校が任されているが、共同体が承認しているプログラムを採用しなくてはならない。また、監査官による視察もあるため、共同体のコントロールはしっかりしている。

高等教育は、現在進められている高等教育制度改革に基づいて再編されているが、2004 年 9 月にそのシステムが実施されると、各教育機関のプログラムはオランダ語共同体で認可される必要がある (2.1.5 参照)。

¹ カトリック系等の私立の学校も政府から援助があり程度の差はあるが、管理下にある。

² ベルギーでは中等教育修了後の教育機関として大学、および、Hogeschool (単科大学) がある。これは、高等技術学校・専門学校などと訳されているが、コース内容は単科大学に近い。3 ~ 5 年のコースで、修了時には、その内容に応じて、ソーシャルワーカー、助産婦、教員資格 (幼稚園・小学校・中等教育前期) 心理学アシスタントなどの資格を取得し、学位として Bachelor が授与される。また、Hogeschool の中には、生産管理工学技術者・建築技師の資格が取れるものもあり、それは、Master の学位が授与される。

	統一カリキュラムの有無、管理	試験制度・評価制度
初等教育	統一カリキュラムはないが、共同体の設定した到達目標に向け、各学校の責任で教材・授業内容が決定される。その際に、アドバイザーとして CLB (Centrum voor leeringen begeleiding) という機関がある。この機関のアドバイザーはそれぞれ、担当学校があり、その学校の児童一人一人のファイルを所持し、細かいケアをしている。5～7年に1度、共同体から査察のために検査官が来て、授業レベル、児童の学習レベル、状況をチェックする。また、校長からの要請に応じて、共同体から教育アドバイザーを呼ぶことも可能である。	国家統一試験はないが、学期ごとに期末試験があり、学年末の全体評価で点数が満たないと進級できず、留年もありうる。反対に優秀な生徒は飛び級することもあるが、評価は担当教師を中心として学校の責任で判断する。 また、CLB が共同体の規定に基づいた試験問題を作成、実施し、その試験結果から対象学校のレベルを確認する。最低レベルに達しない場合は、共同体からの指導が入る。
中等教育	同上	初等教育同様、学年末試験において十分な成績がとれないと進級できず ³ 、逆に飛び級もある。評価は担当教師と校長の成績会議で判定される。また、初等教育のように、共同体の査察、CLB によるレベル評価も実施されている。
初等教育・中等教育を終えていないが、修了書を必要とする者のため下記の試験が実施されている。 Examencommissie van de Vlaamse Gemeenschap voor het Basis Onderwijs Examencommissie van de Vlaamse Gemeenschap voor het Secundair Onderwijs		
高等教育 (BA、MA、PhD)	2004 年 9 月から欧州で新しい高等教育制度が導入され、それに基づいたカリキュラムが設定されている (2.1.5 参照)。	前期・後期と 2 回試験があり、担当教官による成績判定会議で合否、および、グレードが決定される。無試験入学のため、1 学年・2 学年間の留年が多い。学部によって異なるが、2 年次への進級率は 20%～50%。

2.1.1.3 大学入学方法

中等教育修了証明があれば、無試験で入学可能。ただし、医学部・歯科学部・理工学部など、いくつかの学部では入学試験が実施されている。また、オランダ語母語話者でない学生に対して、オランダ語能力試験を課している大学もある⁴。

2.1.1.4 最近の教育に関しての一般的動向

a) 就学・進学率に関して 高等教育に進学する生徒が増え、普通高校ではほぼ 100% の生徒が進学している。
b) 水準に関して 2003 年「国際教育到達度 OECD PISA IEA」評価学会の国際学力調査で、ベルギーは科学の 11 位を除いて全て世界 10 位以内であった。共同体ごとに結果を見ると、オランダ語共同体は、全ての科目で上位 5 位に入っており、特に、数学では世界第 1 位を占め、フランス語共同体の学校とオランダ語共同体の学校の学力差が問題となっている。

³ 2003～2003 年度中等教育で各学年で留年している学生の割合 (クラスの中で一般生徒より年上の生徒)

1 年生 19.8% 2 年生 23.6% 3 年生 27.9% 4 年生 31.1% 5 年生 36.2% 6 年生 37.2% 平均 28.9%

⁴ ルーヴェン・カトリック大学 (<http://www.kuleuven.ac.be/english/admission/language.htm>)

c) 履修科目に関して

小学校では履修科目が決まっているが、中等教育では必修科目と選択科目がある。70～80年代に増えた選択科目は、主に予算の問題で90年代以降減る傾向にある。ただし、言語教育は例外で、四つ目の学習言語が以前は、ドイツ語だけであったが、現在は、イタリア語、スペイン語と選択の幅を広げている。また、履修時間は、数学、科学の時間数を増やしている。高等教育では2004年からの欧州単位相互認定制度導入後、選択の幅が広がると見られている。

d) 試験制度に関して

現状の制度が点数偏重主義であるとの批判があり、最近の動向として、授業では自主学習を重視し、何を知っているかではなく、何ができるかを評価することによって“Leren leren（学ぶことを学ぶ）”という考え方になってきている。特に、職業高校でその傾向が強い。

e) 財政に関して

慢性的な予算不足のため、公立機関に対する政府の補助金とカトリック立も含めた私立機関に対する補助金額の差が問題となっている。しかし、教育はすでに共同体予算全体の50%を占めており、増加させるのは難しく、逆にほかの部門で予算が欠乏すると教育予算が削られる可能性もあることが懸念されている。

f) 教師、教員に関して

中等教育の教員が首都ブリュッセル行政地区で、小学校の教員はベルギー全土では不足していて、キャンペーンが実施されている。特に、質が高く、動機付けの強い教師が減少している。

g) ヨーロッパ内の移動に関して

中等教育では2週間程度の生徒の交換滞在（例：イタリア、ポルトガル）の機会、あるテーマに関しての討論会などのプロジェクトがある。主に、普通高校で行われている。

高等教育ではエラスムスを利用した学生・教官の移動が盛んであり、2004年度からボローニャ・プロセスに基づき導入される高等教育システムを利用すると、単位の相互認定ができるため、学生がベルギーに限らず、欧州レベルで自分の専門の教授のいる他大学で単位を取り、登録大学で学位を取得することも可能になる。一方、教官も他大学で教える機会が増え、人の移動はますます増大することが考えられる。

h) その他

ICT教育を奨励している。現在、中等教育機関に15人に1台、インターネット接続のあるコンピュータがある。この数は欧州議会が行った実情調査の結果の平均より多少多い数になっている。そして、中等教育のカリキュラムにはICTを用いた授業を組み入れている。

その内容は、プレゼンテーション機能、プロジェクト機能、コミュニケーション機能のスキルとしてソフトの使い方を学ぶ。また、会計や設計等、専門に必要なテクニカル機能としての指導もある。語学教育では異文化、外国語の理解を深めるため他国の学校との電子メールのやりとりが行われているところもある。

2.1.2 言語教育

2.1.2.1 CEF に関して

a) 外国語教育政策に CEF が取り入れられているか。何かの公式な文書に触れているか。
2001 年 2 月にベルギー・オランダ語共同体から出された成人向け言語教育のための “Adult Education Modern Languages Training Profiles” に記載されている。
教育省が出した中等教育のガイドラインで CEF に触れており、検討の結果、中等教育ではカリキュラムには取り入れないとしている。(2.1.2.4 参照)

b) 実際に CEF がレベル記述、評価、シラバスなどに取り入れられているか。
成人語学教育のレベル記述に取り入れられ、共同体から予算が出ている成人教育機関ではこの記述に準じてカリキュラムを立てなくてはならなくなった。
Level 1.1 : A1 (Breakthrough)
Level 1.2 : A2 (Waystage)
Level 2 : B1 (Threshold)
Level 3 : B2 (Vantage)
Level 4 : C1 (Effective Operational Proficiency)
ある機関では、日本語のものも含め、12 か国語のカリキュラムができており、それに基づく教科書の開発も進んでいる。

第 2 言語としてのオランダ語能力認定試験のレベル記述に取り入れられている。
Certificaat Nederlands als Vreemde Taal (Certificate of Dutch as a foreign Language)
4 levels/profiles:
1) Profiel Toeristische en Informele Taalvaardigheid (PTIT) = Waystage (Level A2)
2) Profiel Maatschappelijke Taalvaardigheid (PMT) = Treshold (Level B1)
3) Profiel Professionele Taalvaardigheid (PPT) = Vantage (Level B2)
4) Profiel Academische Taalvaardigheid (PAT) = Effective Operational Proficiency (Level C1)
また、中等教育・成人教育で行われているフランス語能力試験のレベル記述に取り入れられている⁵。

c) 最近の動向
オランダ語共同体から予算が出ている成人教育機関だけでなく、それ以外の成人教育の機関でも、CEF への関心が高まっている。
今後、高等教育制度改革によって単位の相互認定がされると、選択科目として日本語を認めている機関の教員にも CEF に対する関心が広がる可能性がある。
中等教育においては、CEF のカリキュラムへの導入は行われていないが、EU が行った “Excellent-project” に参加したある普通高校では、フランス語・英語教師が CEF に関するワークショップで、CEF を具体的に活用したプラン作成、評価方法などについて学び、現在もシラバス作成に参照するなど、比較的の前向きに受け入れられている。一方、職業科高校では、あまり紹介されていない。

2.1.2.2 ELP に関して

a) 外国語教育政策に ELP が取り入れられているか。何かの公式な文書に触れているか。
オランダ語共同体認可の成人教育向け (16 歳以上) ELP が作成され、公表されている。義務付けるなど政策には、取り入れられていない。

b) 実際に ELP が学習、評価などに取り入れられているか。
機関として取り入れられている場合はない⁶。

⁵ Test de connaissance du Français <http://www.ciep.fr/delfdalf/index.htm>

⁶ 主な理由として、下記のことが挙げられた。

記入作業が多く煩雑な作業が増える。その反面、ELP の活用法の一つと挙げられている就職活動には価値が見出されていない。自己判断書より、従来の履歴書、推薦状のほうが重視されている。

c) 最近の動向

ルーヴァン・カトリック大学経済学部における選択科目の英語教育で ELP が用いられている。そこでは自己評価に基づき、学習方法、学習項目、学習時期を学習者が決定し、自律学習によって、言語能力を高めていく教育を行っている。

2.1.2.3 初等教育での言語教育

オランダ語共同体の学校における言語教育に関して：

キーワードを “Communicatie” (Communication) と設定し到達目標として次の三つの項目を挙げている。

- ・実際に運用できる能力を身につける
- ・外国人とコミュニケーションがとれる能力を身につける
- ・外国人とコミュニケーションをとりながら、異文化への視野を広げる

上記に基づき、初等教育・中等教育ともに各言語、各学年、4 技能ごとに目標と終了時の運用能力が記述されている。

a) 履修可能言語

5 年次より第 2 国語としてフランス語が必修。ただし、ブリュッセル行政地区、ブリュッセル周辺の両言語併用地区では 3 年次より第 2 国語としてフランス語が必修である。

b) 達成目標、基準、試験

4 技能別に記載されている。週平均 4～6 時間の授業で ICT も多く導入されている。CEF/ELP の取り入れはない。

2.1.2.4 中等教育での言語教育**a) 履修可能言語**

フランス語：1 年次から 6 年次まで必修科目。生徒の履修に応じて週 3～5 時間
 英語：2 年次から 6 年次まで必修科目
 ドイツ語：4 年次から選択科目に組み入れられている
 スペイン語：5 年次から選択科目に組み入れられている
 イタリア語：5 年次から選択科目に組み入れられている

b) 達成目標、基準、試験

4 技能別に記載されている。CEF/ELP はカリキュラムに取り入れられていない。その理由として、中等教育における語学教育の目標は、コミュニケーション能力の向上だけでなく、高等教育への橋渡しも含まれており、CEF/ELP は内容がそぐわないとしている。ただし、言語能力試験は CEF 基準が取り入れられている試験を実施している。

2.1.2.5 その他の教育現場での言語教育**a) 履修可能言語**

成人教育で言語教育が盛んである。特に、非オランダ語母語話者へのオランダ語教育、第 2 国語であるフランス語教育、外国語としての英語教育に力が入れている。

b) 達成目標、基準、試験

達成目標、基準、試験は CEF に準じている (2.1.6 参照)。

2.1.2.6 (語学) 教員の公的制度：資格認定、養成、研修

- ・初等教育・中等教育：教員免許が必要。単科大学・大学で取得する。
- ・高等教育：修士号が必要。
- ・公立成人教育機関：EU内の機関で取得した免許・学位。
- ・外国人教官に関して：
 - － EU内の機関で免許・学位を取得した場合、通常、その免許・学位が認められる。
 - － EU外で資格・学位を取得した場合、その学位の認承制度がある。それはEUがエラスムス・ソクラテス制度を制定した折設立されたNARIC-Networdの中のNARIC-Vlaanderenが承認手続きを行っている。初等教育・中等教育の教官はオランダ語共同体教育省が判断するが、高等教育については、複数のオランダ語共同体にある大学の教授の証明を受け、オランダ語共同体教育省から承認が下りる。
 - － オランダ語非母語話者教官には1970年11月25日付け王立法令(Royal Decree)により、3段階にレベル分けされたオランダ語の試験に合格しなければならない。主に勤務開始から3年後に受験する。

2.1.3 日本語教育

2.1.3.1 最近の動向

- ・教育省が成人教育の語学カリキュラムにCEFの取り入れを義務付けたため、成人教育語学学校で新しいコースカリキュラムが作成された。日本語のカリキュラムも作成され、それに関して成人教育に携わっている教員の会議ももたれている。(2.1.6参照)
- ・オンラインの日蘭辞書の開発が進められている。
- ・日本語の学習動機として、マンガ、ファッション、音楽、アニメ、武道(柔道など)を挙げる学習者が増加し、大学でも卒業論文のテーマとして上記の事柄を選択する学生も出てきた。それにともない、マンガ、アニメなどを活用した授業の可能性について検討が始まっている。一例として、ルーヴァン・カトリック大学では現代文化指導と日本語指導を念頭に置いたマンガに関するサイト⁷の構築の試みがある。
- ・上記の事柄から社会的に日本への関心が高まってきたこと、日本企業が現地化を進めていることから、日本語の夜間クラス、企業派遣の日本語授業が増えてきている。また、オランダ語共同体では2.1.2.6の教員雇用制度から、機関がオランダ語母語話者教員を希望する傾向があり、日本人母語話者の教官が少なく、オランダ語話者の教師が増加している。
- ・高等教育機関では、ボローニャ・プロセスによって単位制度が導入されると、日本語だけ履修することが可能になり、学生が日本語を専門科目や選択科目として学習し多様性が出てくるのではないかと考えられている。それにともない、妥当性のあるレベル分け試験、学年別のクラスではなく学習者の言語能力によってクラス編成を行うモジュールコースの編纂の必要性が認識され始めている。

⁷ <http://akira.arts.kuleuven.ac.be/hc/manga>

2.1.3.2 日本語教師の団体

日本語教育／教師の団体 問い合わせ先	対 象	人 数	備 考
ベルギー日本語教師会 http://akira.arts.kuleuven. ac.be/bnk/	日本語教育に 携わる者・興 味がある者	32人 (2004年/11月 現在)	・年1回～2回の日本語教育 ワークショップ開催 ・2か月に1回勉強会実施 ・語学教育関連の催し企画運 営、または参加 ・学習者向け「日本語話そう 会」主催

2.1.3.3 日本語の教員

	資格・背景	地位／処遇	日本語教員養成・研修
初等	なし		
中等	なし		
高等	欧州の大学の修士号を有するもの EU外で学位・教職免許を取得し た場合は認可手続きが必要(2.1.2.6 参照)	専任講師 非常勤講師	上記教師会のワークショップ・ 勉強会 国際交流基金の教師研修
その他 成人	公立校：共同体の大学の学位を有 するもの。EU外学位・教職免許 を取得した場合は認可手続きが必要 (2.1.2.6参照)。 私立：機関によって異なる	専任講師 非常勤講師	

2.1.3.4 その他

	制度／機関	期 間	備 考
日本留学	高等教育機関では機関ごとに大学間協定を結んで行っ ている。 文部省の奨学金制度 JETプログラム プライベート機関による交流(例：ロータリークラブ)	3週間から 1～2年	プログラム によって
日本との 交流	姉妹都市提携有り Hasselt & 伊丹市 Gent & 金沢市	交換留学制 度がある	
日本語関係行事(スピーチ、 能力試験など)	年に1回日本語スピーチコンテストが行われている。		

2.1.3.5 日本語教育における問題点、要望、今後の展望

オランダ語共同体では言語教育が重要視されており、ヨーロッパの国々とのレベルの統一、カリキュラムの標準化が進められている。日本語教育は高等教育・成人教育で行われているが、上記共同体の動きにともない、日本語のカリキュラムも新しく作り直されている。その意味において日本語教育はオランダ語共同体の言語教育で安定した地位にあると言える。

また、日本語教育の新しい動きとして2.1.3.1で述べたように、学習者の増加と興味の変化、

企業を含めた社会の要望に応じたシラバス作り、オランダ語母語話者の教員の増加という状況がある。

こういった状況を考慮するに、新しい言語観、教育理念に基づく教育課程の構築、日本語教員養成・指導が必要であるが、そのためには、教材、情報がまだ不足し、十分とはいえない。日本語教員の中には、社会的地位が不安定で、日本語を教えることだけでは生活できずに他の仕事にも同時に従事している人もおり、教室活動の向上のため時間を割く余裕がない場合が多い。従って、以前、国際交流基金が実施していた欧州巡回セミナーのようなものが開催されると、日常業務を調整して参加することも可能であり、この実施が望まれている。

さらに、現在、オランダ語母語話者向けの日本語教科書はまだ出版されていないが、2004年2月に行われたオランダ語共同体で日本語教育に従事している教師の初回の集まりでは、今後の目標としてCEFに基づいた教科書の開発の必要性が確認された。すでに教育省の承認を受け実用に向けてプログラム作りがされているCEFの参照レベルに基づく日本語のカリキュラムや、ルーヴァン・カトリック大学で開発中のオンラインのオランダ語／日本語辞書が、その教科書開発の一助になると思われる。

一方、現在、初等教育・中等教育での日本語教育がまだ行われておらず、関係者の間でその開設が希望されている。

2.1.4 情報源

オランダ語共同体 教育省ホームページ

<http://www.ond.vlaanderen.be>

・オランダ語共同体 教育開発部

<http://www.ond.vlaanderen.be/dvo/>

・オランダ語共同体 教育省 統計資料

<http://www.ond.vlaanderen.be/onderwijsstatistieken/2002-2003/stat.%20jaarb.03deellhdstl.pdf>

・初等教育フランス語指導基準

<http://www.ond.vlaanderen.be/dvo/basisonderwijs/lager/eindtermen/frans.htm>

・ICT

<http://www.ond.vlaanderen.be/ict/>

・中等教育現代語教育指導基準

http://www.ond.vlaanderen.be/dvo/secundair/specifieke_eindtermen/aso/modernetalen.htm

・NARIC-Vlaanderen

<http://www.ond.vlaanderen.be/hogeronderwijs/interna/naric/>

・学位承認

<http://www.ond.vlaanderen.be/hogeronderwijs/interna/naric/aca-gelijkwaardigheid.htm>

・オランダ語共同体の承認済み成人教育向け（16歳以上）ELP

<http://www.ond.vlaanderen.be/dvo/volwassenen/taalportfolio/index.htm>

・非オランダ語母語教師のオランダ語試験についての情報

<http://www.ond.vlaanderen.be/edulex/database/document/document.asp?docid=12389>

<http://www.ond.vlaanderen.be/edulex/database/document/document.asp?docid=13188>

「国際教育到達度 OECD PISA IEA」評価学会の国際学力調査 2003 年の試験結果

http://www.pisa.oecd.org/document/55/0,2340,en_32252351_32236173_33917303_1_1_1_1,00.htm

教員キャンペーン

- ・首都ブリュッセル行政地区

<http://www.leerkrachtinbrussel.be>

- ・オランダ語共同体

<http://www.ond.vlaanderen.be/leraren>

第 2 言語としてのオランダ語能力認定試験

<http://www.cnavt.org/main.asp>

- ・レベル 1 記述 =Waystage (Level A2)

<http://www.cnavt.org/files/3a=ptitprofil.pdf>

- ・レベル 2 記述 =Treshold (Level B1)

<http://www.cnavt.org/files/3b=pmtprofil.pdf>

- ・レベル 3 記述 = Vantage (Level B2)

<http://www.cnavt.org/files/3c=pptprofil.pdf>

- ・レベル 4 記述 =EffectiveOperationalProficiency (Level C1)

<http://www.cnavt.org/files/3d=patprofil.pdf>

姉妹都市提携

- ・Hasselt 市、伊丹市

<http://www.trabel.com/hasselt-japanesegarden.htm>

- ・Gent 市、金沢市

<http://www.city.kanazawa.ishikawa.jp/sister/city/ghentj.htm>

2.1.5

ベルギーにおけるボローニャ・プロセスと言語教育への影響

櫻井直子

ベルギーの高等教育機関はオランダ語共同体、フランス語共同体にあり、ボローニャ宣言(1.2 参照)にもそれぞれの共同体の高等教育担当大臣が署名を行い、その実施も各共同体がその方針に従って行っている。実施形態は、学位の名前である Bachelor (バachelor) と Master (マスター) の頭文字をとり、BaMa 制度と呼ばれている。両共同体とも高等教育機関の行政管轄に基づくグループを形成し、2004 年 9 月から Bachelor 課程が実施され、その 1 年生が 4 年目になる 2007 年から Master 課程が開始される。本稿では、各共同体がボローニャ・プロセスをどのようにベルギーの教育制度の中に取り入れたかについて述べ、また、オランダ語共同体にあるルーヴァン・カトリック大学¹ の例を挙げ、この制度のコース課程、言語教育への影響を観察する。

1. オランダ語共同体でのボローニャ・プロセス

オランダ語共同体には四つの総合大学と、そのほか多くの Hogescholen (ホーフスクール) と呼ばれる日本では単科大学にあたるものがある。従来、多くの高等教育機関は 4 年間の課程で、前半 2 年の Kandidaat (カンディダート) 学位課程、後半 2 年の Licentiaat (リソシアート) 学位課程からなり、その後は Doctraat (ドクトラート) に進む形態をとってきたが、これからはボローニャ宣言に沿って、欧州単位相互認定制度 (ECTS) を採用し、3 年間の Bachelor 課程、その後を Master 課程とする変革を進めている。

まず、総合大学と単科大学がそれぞれ授与していた学位をどのように位置づけるかが検討され、3 年間、合計 180 単位 (各年 60 単位) で取得できる Bachelor は総合大学、単科大学、全ての高等教育機関で授与することとした。そして、その後の Master は一部の単科大学のコースを除き²、総合大学で授与することとした。また、学生が Bachelor 取得後 Master 課程への進学が容易にできるように、Master と Doctor を授与できる総合大学 1 校と、Bachelor のみ授与できる単科大学数校をいっしょにして五つの Associatie (アソシアーシ) といわれる大学連合を形成することになった。

連合名、および構成大学数 (総合大学・単科大学含む) は次のとおりである。

・ルーヴァン・カトリック大学 (オランダ語共同体) 連合³ :

ルーヴァン・カトリック大学 (オランダ語共同体)、および、カトリック系の 12 大学

・アントワープ州総合 / 単科大学連合⁴ :

アントワープ州にある 5 大学

¹ Katholieke Universiteit Leuven <http://www.kuleuven.ac.be>

なお、ルーヴァン・カトリック大学とブリュッセル自由大学はオランダ語圏とフランス語圏それぞれにあり、同じ名称であるが、それぞれ全く独立した機関である。

² 単科大学の中には生産管理工学技術者、建築技師の資格が取れるものもあり、Master 資格が授与される。

³ vzw.Associatie K.U.Leuven、<http://associatie.kuleuven.be/>

⁴ vzw.Associatie Universiteit in hogescholen Antwerpen http://www.associatie-antwerpen.be/main.asp?c=*AA

- ・ゲント大学連合⁵：
国立ゲント大学、および、西フランダース州にある3大学
- ・リンブルグ州総合/単科大学連合⁶：
リンブルグ州にある4大学
- ・ブリュッセル行政地区大学連合⁷：
ブリュッセル自由大学（オランダ語共同体）、首都ブリュッセル行政地区にある1大学

一方、Master 取得に必要な単位数に関して、高等教育機関で議論が巻き起こった。前述のように、ほとんどの機関は現在合計4年間のプログラムを実施しており、ボローニャ宣言で提唱されている3年間のBachelor 課程と2年間（120単位）のMaster 課程を導入すると、以前よりMaster 取得までに1年多くかかることになる。このことは、学生に不利であるとして、オランダ語共同体の教育大臣は、Master を60単位、1年間で取得可能にする方針を打ち出した。これに対して、オランダ語共同体の高等教育機関は学長レベルで協議を行い、教育レベル維持の観点から抗議文を提出し、結局、学科によって1年または2年でMaster を授与する方針で改革が進められることになった。そして、2005年の早い時期に、教育大臣から正式にオランダ語共同体高等教育機関のMaster 課程を2年にする方針が打ち出されると見られている。

教育課程内容に関しては、各学科で審議決定し、大学当局の査定を受けて承認された後、共同体教育省の認可を得るものとし、大学内部の主導権は保持されることになった。そして、2004年度からECTSを採用し、Bachelor 課程を開始した。その学生がBachelor を取得する2007年からMaster 課程を実施することとなっている。

BaMa 制度の実施はトップダウン式の行政改革で、総合大学の中にはルーヴァン・カトリック大学（オランダ語共同体）のように前向きな機関と、ゲント国立大学のように積極的でない機関があり、全く問題なく行われているわけではない。教員と学生による反対運動があり、何度かデモがあった。反対の最も大きな理由は、この制度導入によって高等教育機関のプログラムは各共同体の承認を得なくてはならなくなり、それによって機関の独自性、個別性が失われることである。つまり、ボローニャ・プロセスはヨーロッパ内の大学の学位が等価になり、相互認定ができることであるので、それぞれの高等機関のプログラムが適正であるか判定が必要になったからである。また、ブリュッセル行政地区大学連合の総合大学であるブリュッセル自由大学（オランダ語共同体）では、その理由とは別に、連合結成によりこの総合大学のみ現在の大学名が連合名として残らないことが教官や学生の気持ちに大きく影響を及ぼし、民主的な教育に反するものとして何度もデモがおきた。

2. フランス語共同体でのボローニャ・プロセス

フランス語圏には三つの総合大学とそのほか多くのHaute école（オートエコール）と言われる単科大学がある。従来の学位は、オランダ語共同体と同じく、4年課程で、2年間のCandidature（カンディダチュール）学位課程と、2年間のLicence（リサンス）学位課程からなる。また、Candidature 取得後、すぐにLicenceに進まず、専門以外にもう一つ、別の

⁵ vzw Associatie Universiteit Gent, <http://www.augent.be/>

⁶ vzw Associatie Universiteit - Hogescholen Limburg (AUHL)

⁷ vzw Universitaire Associatie Brussel, <http://www.vub.ac.be/associatie/>

専門を修学したい学生には、オプションとして1年コースのDEC (diplôme d'études complémentaires : ディプロム・デチュッド コンプレマンテール) がある。また、2年間のLicenceの間に、専門の研究をさらに深めるためDES (diplôme d'études spécialisées : ディプロム・デチュッド・スペシャリゼ)、あるいは、DEA (diplôme d'études approfondies : ディプロム・デチュッド・アプロフォンディ) というコースがオプションとして設けられている。Licenceのあとは、博士論文執筆を目的とするDoctrat (ドクトラ) がある。その学位形態を、ボローニャ宣言に基づき、3年のBachelor、1～2年のMaster、その後Doctorに変革するよう教育課程の編纂が進んでいる。Master課程の長さに関しては、フランス語共同体教育大臣もオランダ語共同体と同様、Bachelor 180単位、Master 60単位を提唱したが、ルーヴァン・カトリック大学 (フランス語共同体)、ブリュッセル自由大学 (フランス語共同体) はMaster課程を2年にするとし、現在、1年または2年のMasterという形で進んでいる。そして、Bachelor課程は2004年9月から、Master課程はその学生がBachelorを修了する2007年から開始されることになっている。

その形態は、オランダ語圏共同体と同様、BachelorからMasterへの進学を容易にすることを目的とし、Master取得が可能な三つの総合大学を中心に、大学区 (academie : アカデミー) と呼ばれる高等教育機関のグループを形成するものである。10の大学と30ほどの単科大学が三つの大学区に分けられている⁸。

大学区名と各区の総合大学名は次のとおりである。

・「ルーヴァン」大学区⁹ :

ルーヴァン・カトリック大学 (フランス語共同体)、および、その他3大学と複数の単科大学

・「ワロニー - ブリュッセル」大学区¹⁰ :

ブリュッセル自由大学 (フランス語共同体)、および、その他2大学と複数の単科大学

・「ワロニー - ヨーロッパ」大学区¹¹ :

国立リエージュ大学、および、その他2大学と複数の単科大学

この制度実施については、フランス語共同体でも反対運動がある。主な理由として、まず、大学区の実施によって教育課程の統一化が必要となり、それによって、各機関の個性、教育課程の独自性がなくなり、単一化してしまうことがある。また、高等教育欧州圏の形成により大学間の競争も起きるため、レベルの高い教育課程を提供し、学術的なレベルを上げることより、学生を多く集めることに専念する機関が出てくることを懸念していることが挙げられる。さらに、現行学位の廃止などへの反対もあり、総合大学、単科大学などで反対デモがあった。2003年12月11日にはルーヴァン・カトリック大学 (フランス語共同体) で教官、学生共同のデモが実施され、その後、教育大臣との話し合いがもたれた。また、2004年12月1日にはリエージュ大学の約50人の教授がボローニャ宣言に基づく高等教育改革は、フランス語共同体で唯一の公立大学であるリエージュ大学に大きく不利益をもたらし、その結

⁸ Académies universitaires, <http://www.cfwb.be/ciuf/information/academies.html>

⁹ Académie universitaire 'Louvain', <http://www.adcp.ucl.ac.be/presse/communiqués/academie6-2004.html>

¹⁰ Académie universitaire Wallonie-Bruxelles, <http://www.ulb.ac.be/academie/index.html>

¹¹ Académie universitaire "Wallonie-Europe", <http://www.ulg.ac.be/presse/communiqués/academieulg.html>

果、「ベルギー憲法に反する」として法廷に訴えるという決議をした。

3. ボローニャ・プロセスの教育課程への影響

ボローニャ・プロセスの教育課程への影響の一例としてルーヴァン・カトリック大学（オランダ語共同体）について述べる。この影響は学部内の変化と、他学部、他国大学との共同課程の構築という二つに分けられる。

a) 学部再編成

新システム導入にともない新しい学位制度、単位制度を取り入れるだけでなく、これらを利用して大学全体の学部の再編成が行われた。文学部では、従来、専門言語によって、ロマンス語学科、ゲルマン語学科、ラテン・ギリシャ語学科、古代東方学科、アラビア・イスラム学科、中国学科、日本学科、東洋スラブ学科に分けられていて、学科によって履修できる言語が決められていた¹²。それを、専門内容に応じて、言語文学科、言語地域研究学科と二つに分け、言語履修方法も変更された。つまり、言語文学科では単位制度を利用して、専門に関わらず履修言語は、オランダ語、フランス語、英語、ラテン語、ドイツ語、ギリシャ語、イタリア語、スペイン語から自由に選択できることとし、言語教育に柔軟性を持たせ、学習者の必要と興味に応じて言語を学習できるようにした。一方、言語地域研究学科は、アラブ・イスラム学専攻課程、日本学専攻課程、エジプト・メソポタミア学専攻課程、中国学専攻課程、スラブ・東欧学専攻課程に分かれ、それぞれの課程ごとに言語が専門科目として定められている。日本語に関しては、日本学専攻課程の必修専門科目であり、新システム導入後も変化はない。ただし、単位相互認定制度が導入されることにより、他学部や他大学の学生が日本学専攻課程の学生としてではなく、日本語だけ履修することが可能になり、学生の多様性が出てくるのではないかと考えられている。それにともない、妥当性のあるレベル分け試験、学年別のクラスではなく学習者の言語能力によってクラス編成を行うモジュールコース導入の必要性が認識され始めている。

文学部に限らず、他学部でも再編成作業が行われたが、文学部、言語文学科と同じように、単位制度を活用して、言語の選択を増やし、学生自身が学習言語を決められるようにする傾向にあると言える。例えば、経済学部では、従来1～3年が英語、2～4年はフランス語が必修科目と決められ、オプションとして4年次にドイツ語かスペイン語が履修可能となっていた。それが、新学位制度導入開始の2004年度からはBachelor 1～2年生は英語とフランス語が必修で、同時にドイツ語またはスペイン語が選択科目として履修でき、Bachelor 3年生とMaster 1年生では英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語のすべてが選択科目となり、その中から2言語履修することになった。

b) 他学部・他大学との共同課程の構築

他の学部のMaster課程への進学が容易になる、他国の大学の科目を登録大学の科目として履修可能になるといった可能性が高くなり、今後いろいろな意味での流動性が高くなると見られている。例えば、言語地域研究学科の日本学専攻課程では、副専攻として経済学が選択できるようになっているが、BaMa制度実施後、日本学専攻課程Bachelorを取得した学生は、そのまま経済学部のMaster課程に進むことができ、その履修科目に応じて、Master

¹² 例えば、ロマンス学科はフランス語、スペイン語等、ゲルマン語学科は英語、オランダ語、ドイツ語など

van Bedrijf economie (経営学修士)、Master van Bleids economie (経済政策学修士) の学位が取れるようにする方向で学部間の話合いがもたれている。

国内だけでなく、国を越えた大学間での動きもある。他国の大学の科目を登録大学の科目として履修可能にするために、日本学科を持つ大学の学部長、学科長が欧州レベルの話合いを進めている。特筆に値することとして、2004年12月8～9日にオランダのライデン大学で“Congress on the Internationalization of Non-Western Studies (非西洋研究の国際化に関する学術大会)”があり、講演、発表、ワークショップが企画され、30余りの大学から参加があった。この大会の目的はヨーロッパの高等教育機関の交流、協力を推進するために“European League for Non-Western Studies in Europe (ヨーロッパにおける非西洋学問のヨーロッパリーグ)”の構築の可能性を探ることであり、会期中に専門別に会議が行われ、大学間の協力体制に関して話合いが持たれた。日本学に関してはルーヴァン・カトリック大学(ベルギー・オランダ語共同体)、ライデン大学(オランダ)、ハイデルベルグ大学(ドイツ)、オックスフォード大学(英国)からの代表が集まり、“International Joint MA Program (国際共同修士課程プログラム)”として学生と教官の交換体制、共同研究などの協力体制について話し合われ、覚書に署名した¹³。2005年12月には第2回大会がルーヴァン・カトリック大学(ベルギー・オランダ語共同体)で開催される予定になっており、さらに具体的なことが明確にされ、リーグへの参加大学も増えると思われる。

このような他大学との共同プログラムが可能になるのも学位の透明化が進められ、単位を相互認定できるからであるが、そのほかに財政的な側面からの理由もある。それは、ボローニャ・プロセスに基づく学位課程の改革が進むにつれて2年間のMaster課程が主流になりつつあることから生じている。他国同様ベルギーにおいても2年間のMaster課程を考えなければ、ヨーロッパで通用する学位の質が確保できないとして、2年間のMaster課程導入の必要性が大学学長をはじめとする関係者から出されているが、教育課程が1年間増えることによる予算の増加が今のところ見込めず、現状の教官でやりくりせざるを得ない状況である。そこで、1年間本母校で授業を受け、もう1年を他大学(日本の大学も視野に入れている)で受け、単位を取るということが考えられたのである。そして、Master課程の種類もMaster1年課程、Master2年課程(本母校+日本/欧州の他大学)、MasterPhil3年コース(本母校+欧州他大学+日本の大学)というように多様性を持たせる方向が提案され、検討されている。

このように各大学とも、ボローニャ・プロセスを進めているが、Master課程に関してはさまざまな可能性を模索しており、ボローニャ・プロセスの結果および評価は、現在のBachelor1年生が卒業する2008年を待たなければならないであろう。

¹³ Memorandum of Understanding for Co-operation and Exchange in the framework of a Network of European Universities for Co-operation in the field of non-Western studies” 署名は学部長、学科長の参加があったルーヴァン・カトリック大学(ベルギー・オランダ語共同体)、ライデン大学(オランダ)、ハイデルベルグ大学(ドイツ)の3大学が行った。

2.1.6

ベルギー・オランダ語共同体、成人言語教育における CEF の導入

櫻井直子

ベルギー・オランダ語共同体では成人向け言語教育のガイドライン “Adult Education Modern Languages Training Profiles (成人教育現代語学習概要：以下 Profiles)¹⁾” が 2001 年 2 月に出された。この Profiles には、言語能力レベルが技能別に細かく記載され、そのレベルは、CEF の参照レベルに基づいている。現在、この共同体内にある成人教育の各言語教育機関はコースプログラムを Profiles にあわせ再構成している。本稿では、Profiles が出された経緯と内容、Profiles をもとに作られた言語カリキュラムの作成例を述べ、CEF の言語教育への浸透を概観したい。

1. “Adult Education Modern Languages Training Profiles” の作成経緯

ベルギー・オランダ語共同体では、以前から、成人教育の質の向上が求められてきた。そして、ヨーロッパの今の動向である「欧州市民の移動性 (mobility) と、就職の可能性 (employability) の促進と生涯教育の奨励」を念頭に置き、1999 年 3 月 2 日、ベルギー・オランダ語共同体教育省から、成人教育に関する法令 (Adult Education Decree) が出された²⁾。この法令は、成人教育の教育機関制度、教官雇用制度等の運営面から、教育レベル等の教育内容に関わるものまで、全般にわたる事柄を細かく規定したものである。そこには、成人教育の中心的目的の一つとして「言語をマスターするために必要な知識、技能、および、姿勢を学習者に提供する (4 条)」と明記されている。さらに、言語教育は二つの分野、つまり、一般外国語教育と第 2 言語としてのオランダ語教育からなり、いずれの分野も Richtniveau (リヒトニヴォー) と呼ばれる指標によって段階分けされると記載されている。Richtniveau は英語では Guide Level と訳されている。この法令に基づき、教育省関係者、成人言語教育機関校長、語学教師などから構成される成人言語教育委員会が設置され、その結果として Profiles が作成された。

2. “Adult Education Modern Languages Training Profiles (成人教育現代語学習概要)” の内容

Profiles は 2001 年 2 月に出されたが、その能力記述文は、CEF を参照して「～ができる」という書き方が用いられ、Richtniveau レベル 1～4 の段階ごとに記載されている。表 1 は CEF 参照レベル、成人教育に関する法令、および Profiles のレベルを並べて記載したものである。

¹⁾ Adult Education Modern Languages Training Profiles 購入情報も記載
<http://www.ond.vlaanderen.be/publicaties/database/publicatie.asp?nr=106>

²⁾ “Decreet van 2 maart 1999 tot regeling van een aantal aangelegenheden van het valwassenenonserwijs en diverse uitvoeringsvesluiten” (1999 年 3 月 2 日付け法令 成人教育とさまざまな実施に関する規則、および、いくつかの要件)

表1 CEF 参照レベル、ベルギー・オランダ語共同体法令、Profiles の言語能力レベル対応表
 (“Modern Languages Training Profiles” p.13 : 1.2、p30 ~ 32 : 4.2 ~ 4.5 参照し筆者作成)

CEF Common Reference Level	Adult Education Decree	Modern Languages Training Profiles	
		Module	Linear
Mastery C2	—	—	—
Effectiveness C1	Richtniveau 4	Module 4	1 or 2 years course
Vantage B2	Richtniveau 3	Module 3	1 or 2 years course
Threshold B1	Richtniveau 2	Module 2	2 or 3 years course
Waystage A2	Richtniveau 1.2	Module 1.2 ³	1/2 or 1 year course
Breakthrough A1	Richtniveau 1.1	Module 1.1	1/2 or 1 year course

ベルギー・オランダ語共同体では、モジュール式コース (Modular organization) と年次コース (Linear organization) という2種類の言語コース形態があり、教育機関によって採用している形態が異なる。前者は教育内容が、モジュール (Module) という単位に分けられていて、学習者は、モジュールごとに学習するもので、後者は、コースが年度 (Linear) で区切られているものである。Profiles にはモジュール式コースと、年次コースと別立ての章を設け、各モジュール、各年次の Richtniveau ごとに習得言語能力を記述し、最低必要授業数⁴を定めている。ただし、CEF 参照レベルで Mastery (C2) にあたる Richtniveau は法令でまだ設定されておらず、Profiles にも記載はない。また、この Profiles のレベルは、一般外国語教育と第2言語としてのオランダ語教育⁵の双方を対象とするとしている。

CEF 参照レベルを参考にレベル設定を行った理由は、CEF がヨーロッパで一定の評価を得、浸透してきている現状を踏まえ、CEF を参照することにより、ベルギーの成人言語教育の修了証明書がヨーロッパ全域で認められるようになり、より価値の高いものにするためである。そして、学習者が他国に移動しても、就職の機会や、勉強の継続の機会を得ることができ、人の行き来が促進されることになる。さらに、一時学習を中断しても、再開することが容易になり、生涯教育の推進につながると考えるからである。

3. モジュール式コース (Modular Organization)

モジュール式コースは、学習内容に基づきコースの区切りが設定されているため、学習時

³ Richtniveau 1 にあたる Module 1 は言語により 1.1 ~ 1.3、1.1 ~ 1.4 と分かれている。

⁴ 授業のコマ数のことで、オランダ語で lestijden という英語には teaching period と訳されている。授業時間は1授業は50分と考えている。

⁵ 第2言語としてのオランダ語教育 CEF に基づく初級コース授業カリキュラム：

http://www.ond.vlaanderen.be/dvo/volwassenen/inhouden/sosp/talen/anderetalen/modulair1/NT2_niveau1_1.pdf

http://www.ond.vlaanderen.be/dvo/volwassenen/inhouden/sosp/talen/anderetalen/modulair1/module1_1_A.htm

期、学習場所を学習者が決定することができ、学習形態の柔軟性が増すことが特徴である。Profiles では、モジュール・レベルごとにコース開始時のレベル (Entry Level) とコース修了時のレベル (Exit Level) を記載し、モジュールの種類、履修方法にも言及している。表 2 はモジュール式コースの下位レベルを含む構成、授業数、CEF 参照レベルとの対応を一覧にまとめたものである。表 2 から分かるように、モジュールは Richtniveau に基づき 1～4 まで四つに分けられ、さらに下位分類されている。

ここで、特記すべきことは、Richtniveau 1 にあたる Module 1 の授業数の設定が言語によって違うことである。つまり、ヨーロッパ言語は Module 1 が二つのレベルに分けられ、各 120 授業数、計 240 授業数が奨励されているのに対して、「アラビア語、中国語、日本語」のグループでは四つのレベルに分けられ、その倍の 480 授業数としている。その理由として、中等教育でこれらの言語教育が行われていないこと、日常生活で習得する機会が少ないため全くの初心者として始める学習者が多いこと、ヨーロッパ言語と言語的に異なる言語であることなどが挙げられている。また、「ギリシャ語、ポーランド語、ロシア語、トルコ語」は、さらに別のグループになっており、その Module 1 の長さは 3 レベル、360 授業数である。言語グループによるもう一つの違いは、Module 1 と Module 2 は、全言語に設けられているが、Module 3 と Module 4 は、日本語、アラビア語、中国語、ギリシャ語、ポーランド語、ロシア語、トルコ語にはないことである。現状ではまだ必要性が低いのだが、今後の学習者の動向に応じ、再検討されるであろう。

次に、モジュールの種類について言及する。モジュールは、連続性のモジュールと、平行性のモジュールと呼ばれている二つの種類のモジュールからなっている。連続性モジュールというのは、前のモジュールと次のモジュールが積み上げ式のカリキュラムになっており、例えば、Module 1.1 が修了しなくては、次の Module 1.2 のレベルへは進めないといったものである。それに対して、平行性モジュールは、前のモジュールと次のモジュールが口頭能力・筆記能力といった技能別記述によって設定されている。例えば、Module 3.1 は Richtniveau 3 の口頭能力、Module 3.2 は Richtniveau 3 の筆記能力コースのため、どちらから先に履修してもかまわないことになる。Profiles においては、Module 1 と Module 2 は連続性のモジュール、Module 3 と Module 4 は平行性のモジュールで作成されている。したがって、Module 1 と Module 2 においては、技能別の能力は Module 1.1、1.2 の下位レベルごとにそれぞれ「話す-会話技術」「書く」「読む」「聞く」が記述されている。

表2 モジュール式コース (Modular Organization)

(“Modern Languages Training Profiles” p.41 ~ 197 を参照し筆者作成)

Richtniveau/ Module	適応言語	下位レベル	CEF との対応	授業数	モジュールの種類
Richtniveau1/ Module 1	欧州言語	Module 1.1 ・会話技術 ・書く ・読む ・聞く	Breakthrough	120	連続性のモジュール： 積み上げ式で、下位 レベルごとに、4 技能 の能力が示され、例 えば、Module1.1 が習 得されてから 1.2 に進 むことができる。
		Module 1.2 ・同様	Waystage	120	
	合計 240				
	ギリシャ語 ポーランド語 ロシア語 トルコ語	Module 1.1	Breakthrough	120	
		Module 1.2	Breakthrough & Waystage	120	
		Module 1.3	Waystage	120	
	合計 360				
	日本語 アラビア語 中国語	Module 1.1	Breakthrough	120	
		Module 1.2	Breakthrough	120	
		Module 1.3	Waystage	120	
Module 1.4		Waystage	120		
合計 480					
Richtniveau2/ Module 2	全言語共通	Module 2.1	Threshold	120	連続性モジュール
		Module 2.2	Threshold	120	
		Module 2.3	Threshold	120	
		Module 2.4	Threshold	120	
Richtniveau3/ Module 3	欧州言語	Module 3.1 ・口頭能力	Vantage	120	平行性のモジュール： 下位レベルが技能別 になっており、どち らから始めてもよい。
		Module 3.2 ・筆記能力	Vantage	120	
Richtniveau4/ Module 4	欧州言語	Module 4.1 ・口頭能力	Effectiveness	120	平行性のモジュール
		Module 4.2 ・筆記能力	Effectiveness	120	

修了証明書は、下位レベルモジュール修了ごとに、教育省が定めたモジュール修了証明書が出され、一つの Richtniveau に必要なモジュールをすべて修了すると、Richtniveau 修了証明書が渡される。ただし、ヨーロッパ言語の Richtniveau 1 のみ、Module1.1 が Richtniveau1.1、Module1.2 が Richtniveau1.2 と対応しているため、上記とは異なる。

共同体はモジュール式コースを採用した場合、その教育機関のプログラムに縛られず、学

習者自身が、学習場所、学習時期が選択できるため、コース形態としてモジュール式コースを奨励している。しかし、運営面の利点から年次式コースを採用している教育機関も多い。

モジュール式コースと年次式コースのカリキュラムのレベル設定は表1のとおりである。さらに、Richtniveau 1の授業数、Richtniveau 3、4設定に関する言語による相違も同様である。つまり、両者の違いは、修了証明書の発行の仕方に現れている。モジュール式コースでは各Richtniveau修了時に教育省の証明書が受領できるのとは別に、下位レベルモジュール修了時ごとにモジュール修了証明書が教育省から出される。これはモジュールが教育省のレベル記述に基づいているからである。それに対して、年次式コースでは、年次学習項目は教育機関の裁量に任されているため、年次終了ごとに教育省の証明書は発行されず、Richtniveauが修了した際のみ、教育省の証明書が発行される。ただし、教育機関は、その機関の学年末試験に合格した学習者に対して、その機関の証明書を発行することはできるとしている。

4. Profilesに基づくカリキュラムの一例

上記Profilesが出され、ベルギー・オランダ語共同体にある成人教育語学教育機関は、これに基づく新たなカリキュラムの作成を始めた。特に、公立機関ではProfilesに基づく授業が義務となり、共同体からの助成の条件となったため、教育省の検査官による査察が行われたことから導入が早く進んだ。ここではカリキュラム作成の一例として、ベルギー、ルーヴァン市にある成人向け語学教育機関Centrum voor Levende Talen (以下CLT)⁶について述べる。この教育機関の校長、教師が上記の成人言語教育委員会に入っていることもあり、いち早く導入が開始された。この機関は、年次コースを採用しており、授業数はProfilesの奨励している1年間120授業数で、4年間分のカリキュラムが作成された。

作成にあたってWaystage 1990 (Van Ek & Trim,1990a)⁷、Threshold 1990 (Van Ek & Trim,1990b)⁸を参考に用いた。その理由は、これらの本もCEF同様に各レベルの能力記述がされているのだが、その記述の方法が異なっており、カリキュラムを構築する上で、これらのガイドラインのほうがCEFより使いやすいと考えたからである。その違いは、まず、CEFにおいては総括表に基づき、各4技能について、発話なら経験談を言う、聴解なら発表、指示を聞くなどというような具体的な場面を設定し、その場面において各レベルの学習者が何ができるかが記述してある。それに対して、これらの本の記載はより具体的で、タスク遂行のために各レベルで習得すべき表現、語彙、文法などの言語項目が列記してあり、カリキュラム作成に対してより実際的な指針を与えると判断したためである。

各言語能力レベルは、WaystageレベルがCEF参照レベルのA2、ベルギーの成人教育に関する法令のRichtniveau 1.2、またThresholdレベルはCEF参照レベルのB1、Richtniveau 2にあたる(表1参照)。そして、各レベルの言語項目をLanguage functions(言語の機能)、General notions(一般的概念)、Themes and specific notions(テーマと個別概念)、Grammatical summary(文法)、の四つに分け、それぞれに、場面、文脈を設定し、その中に含まれるべき語彙、表現などを細かく記述してある。カリキュラム作成者は、目標言語でそれぞれの場面でどのような、語彙、表現を用いるかを考慮し、カリキュラムの作成にあた

⁶ <http://www.clt.be/index.htm>

⁷ J.A.van Ek and J.L.M.Trim (1990) *Waystage 1990*, Cambridge University Press.

⁸ J.A.van Ek and J.L.M.Trim (1990) *Threshold 1990*, Cambridge University Press.

った。Threshold レベルは当初、英語教育を念頭において作成されたため、CLT では英語のカリキュラムがまず着手され、完成した。カリキュラムはできあがった時点で、教育省に提出され承認を受け、授業に反映できるよう、各月に何を教えるかを含めた年間プログラムが作られ、その後各週プログラム、教案が作成されている。

日本語のカリキュラムも4年間分が、他の言語を追いかける形で2002年初めに第1稿、その後手を加え、2002年6月に第2稿が完成した⁹。教育省の承認も受け、現在、年間プログラムが作成されている。現在のカリキュラムはRichtniveau 1.1とRichtniveau 1.2、つまりCEF参照レベルA1のBreakthrough、A2のWaystageの4年間分で、2005年度から、Richtniveau 2（CEF参照レベルのB1、Threshold）の4年間分のカリキュラム作成が着手される予定である。

5. 今後の課題

本稿ではCLTの例を挙げたが、ベルギー・オランダ語共同体のほかの言語教育機関でもCEFに基づいたカリキュラムが作成されており、2004年2月にはベルギー・オランダ語共同体の公立言語教育機関で日本語を教える教師がCLTに集まり、CLTで作成されたカリキュラムの説明会、および、意見交換会が行われた。CEFに基づくカリキュラム作成はかなりの労力を必要とするため、機関独自のものを作成できないところ、例えば、アントワープの公立言語学校などでは、現在、CLTのカリキュラムが使用されている。また、CEFの日本語への応用がまだ多くなされていないことからベルギー以外の国の日本語教師にも配布されている。今後の課題として、現在のカリキュラムはCEFを念頭に概念から教室活動へという方向で作られているが、CLTのカリキュラムを使用した教師フィードバックを通して、ベルギー・オランダ語共同体の教育現場で使いやすく、効果的なカリキュラムに変更していくこと、日本語表記指導を具体的にカリキュラムに盛り込んでいくことが挙げられる。現在、カリキュラムを使用した日本語教師へ出したアンケートの回答が返ってきており、そのフィードバックを参考に改定していくことになっている。さらに、欧州評議会から、CEFの評価法についてガイドラインが出されているが、それを踏まえて法令の定めたRichtniveauを効果的に、明確に評価するための評価基準の構築の検討が始まっており、CLTでは勉強会が開かれている。また、最終目標としてオランダ語母語話者のための日本語教科書の開発が期待されている。

⁹ N.Sakurai, I.Verplancke (2002) *Leerplan Japans*, Centrum voor Levende Talen

2.2 France フランス



地図は、http://europa.eu.int/abc/maps/members/france_en.htm を元に作成

正式国名：フランス共和国 Republic of France

1. 面積	54万7,000km ² (日本の約1.5倍)
2. 人口	6,168万人 (2004年11月現在の推計)
3. 首都	パリ

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/france/data.html>

国の言語、使用状況

1. 国語、公用語 フランス語
2. その他使用言語 地域語（フラマン語、アルザス語、ブルトン語、バスク語、オック語、カタラン語、コルシカ語等）が多数ある。地域語人口、総人口の10%である。その中には、学校の言語授業で教えられているものもある。その他、国境近くでは、ドイツ語、イタリア語、スペイン語も話されている。

2.2.1 フランスの教育制度（改革後）

義務教育	年齢	高等教育	3				
			2				
			1 博士課程 (Doctorat)				
		高等教育	2	3			
			1 修士課程 (Master)	2			
			3	1 グランゼコール(Grands Ecoles)			
		教育	20/21	2	2		
			19/20	1 学部 (Licence)	1		
			18/19	大学 (Université)	グランゼコール 入試準備過程		
		中等教育	17/18	3	3	3年目は任意	
			16/17	2	2	2	2
			15/16	1	1	1	1
				普通過程	技術過程	職業高校	職業訓練センター
			高校				
教育	14/15	4					
	13/14	3					
	12/13	2					
	11/12	1					
	中学校						
初等教育	10/11	5					
	9/10	4					
	8/9	3					
	7/8	2					
	6/7	1					
	小学校						

2.2.1.1 教育段階

	行政管轄 (国、州、 市町村)	年齢・年数・ 義務教育	授業料 公的助成制度	就学 / 在学・ 進学率	学期制度 (年度) 各休みの長さ (公立校)
初等教育	公立は、教育省の管轄。 私立の学校もある。私立の場合、カトリック系、ユダヤ教系のような宗教関係と、宗教とは一切関係のない学校も存在する。	6～11歳 (5年間) 16歳まで義務教育。 何年生まで教育を受けるべきであるとは定められていない。	公立は無料。 私立は、授業料を出すのが、学校によっては、政府の補助金を受けている学校もある。 教科書無償貸与。	約100%の就学率。飛び級、落第が小学校1年生からある。通信教育あり。 親が学士号を有する場合、在宅での教育も可能。	9月～6月。 夏休み、2か月。 11月に1週間。 2月に2週間。4月に2週間の休み。 普通、週4.5日制、水曜日が休みで、教会で宗教教育を受けることが多い。学校によっては、土曜日にも休みの4日制を取り、夏休みを短くする場合もある。
中等教育	同上	11～15歳 (4年間) 15～18歳 (3年間) 16歳まで義務教育。	同上。 高校からは教科書は自費購入。 家庭の経済事情により、給食費援助、高校での教科書購入費援助等ある。	高校への進学率約80%。 高校1年(15歳)での留年率が高く15%。 69.1%がバカロレア(高校卒業資格試験)まで進む。	学年の休みは同上。ただし中等教育からは、水曜日授業があり、土日が休みの週5日制。
高等教育	大学は教育省の管轄。 研究機関である大学と違い、国の要人、会社の幹部などの養成をするグランゼコール(grandes écoles)には他の省管轄の機関もある。	18歳～。 ボローニャ・プロセス前は、バカロレア取得後2年で学位 DEUG、3年で学位 Licence、4年で学位 Maîtrise、5年で学位 DEA またはもっと職業専門的な学位 DESS 等を取ることができた。改革後は、学士課程3年、修士課程が2年、博士課程が3年。	大学は、登録料のみ、学費は無料。 グランゼコールには私立で有料のものもある。 公立のグランゼコールには、入学した時から公務員として給料をもらって勉強出来る所もある。	約半数が進級出来ない。 最初の DEUG 課程(2年)では、2年での学位取得率は、45.5%。 最長5年在学でき、最終学位取得率は75.5%。	従来は、10月～5月 授業は年25～30週間。 1学期末試験は1月か2月、2学期末試験は6月(2～3週間) 追試は9月に行われていたが、教育改革後、6月に1学期と2学期の追試が行われるようになり、授業開始が9月になる。

2.2.1.2 統一／全国カリキュラム、試験制度

	統一カリキュラムの有無、管理	試験制度・評価制度
初等教育	B.O. (Bulletin Officiel) という毎週刊行される教育省の雑誌に指導要項、授業時間数、プログラムが載るが、教科書は各担当教師が選ぶ。	小学校3年(8歳)進級時に、フランス語と数学の全国共通テストが行われる。
中等教育	同上	<p>中学1年(11歳)入学時に、フランス語と数学の全国共通テストが行われる。2002年度には、中学2年(12歳)進級時にも、フランス語、数学の全国共通テストの試みがあったが、翌年は取り止めになった。</p> <p>中学の最終学年に、中学卒業能力資格(Diplôme National du Brevet)を得るための、フランス語、地理歴史、数学の3教科の試験がある。しかし、この試験に不合格でも高校には進める(2003年度合格率78.2%)。</p> <p>バカロレアの試験が高校2年次と3年次の2回にわたって行われる¹。</p> <p>一般バカロレアには、理科系、経済系、文学系があり、受験科目はそれぞれ異なる。その他、技術バカロレア、専門バカロレアもある。(2004年度全体合格率80.1%)</p>
高等教育 (BA、MA、PhD)	4年毎に各大学がカリキュラムを教育省に提出、審査を受ける。	学期末成績がつく(2学期制)

2.2.1.3 大学入学方法

次の三つのうち、一つの条件を満たすものは、大学に登録できる。

- ・バカロレアの取得者
- ・大学入学検定試験(DAEU)合格者
- ・職業歴などから、大学入学の資格有りとして大学が判定した者

現役の高校生の場合は、7月にバカロレアの合格が判明すると同時に、大学に登録が可能になる。しかし、前年度中に希望の大学、学部の第1志望、第2志望を決定、1月には、オンラインで大学に予備登録をしておく場合が多い。2～3月になると大学は、オープンキャンパス・デーを設け、説明会を開くので、希望の大学、学部の様子を見に行くことができる。

登録料は、大学によっても、また都市と地方の大学でも差があり、登録課程によっても異なる。一般に、上の課程になるほど高くなる。

¹ 高校2年の時に受ける試験は、専門によって数が違い、理科系バカロレアではフランス語のみ、経済系ではフランス語と生物の2科目で、文科系ではフランス語、生物、数学の3科目である。

2.2.1.4 最近の教育に関しての一般的動向

a) 就学・進学率に関して

バカロレアの合格率が75%を超えるようになってから、大学生の質が年々落ち、大学が専門学校化している。2004年11月に教育相から出された初中等教育改革案では、バカロレアの受験科目を現在の12科目から半分の6科目に減らし、他の科目は平常点でつけるようにする、という項目が盛り込まれており、実現されれば、合格率がなお上がることが懸念されたが、高校生、教育関係者の大反対でバカロレア改革に関する部分はカットされることになった。

b) 水準に関して

大学の授業でもおしゃべりをやめない幼児化した大学生が多く、フランス語の綴りの間違いが多いこと、記述（論文）式の試験の結果が良くないことが、どの専攻分野でも問題になっている。また、講演形式の授業では、ノートがとれない学生が出てきた。中学、高校でも、生徒の集中力の低下が目立つ。

c) 履修科目に関して

中学で1週間に1回1時間、発見（découverte）という時間がもうけられている。これは、個人的に、またはクラス全体で、複数分野にわたる内容で自分（達）のやりたいプロジェクトを計画し、調査し、目的を達成するものである。目的は自律学習とITを用いた資料調査。高校でも同じ趣旨の授業（週2時間）があり、その成果を最終的に外部の教師も加わる審査員の前で発表し、その点はバカロレアに加えられる。

d) 試験制度に関して

2004年から、ヨーロッパ・セクションや東洋セクションが特別に設けられている高校で、その中で教えられている外国語を学び、バカロレアでその言語のテストにも合格した者には、合格証書の中にその履歴の記載が加えられることになった。

2005年度から、中学校4年生（15歳）の時に受験出来るBrevet d'études fondamentalesという資格試験が作られる予定である。これは、進学希望ではない生徒に就職に役立つ資格を与えることが目的で設けられるものである。現在実験的に、中学校4年生の授業プログラムの1部に職業高校が行う授業を取り入れるというようなことも行われている。

e) 財政に関して

2003年秋、教育・研究担当相が国立研究機関所属の研究者550人の雇用契約を臨時雇用に変え研究所の活性化を計る、と発表したことを皮切りに、これを「頭脳への宣戦」ととった研究者達が、2004年1月から「研究を救おう」（Sauvons la recherche）のスローガンの元に署名運動を始めた。教育費、研究費が減少する研究環境悪化傾向に危機感を感じた大学教員、研究者、学生が加わり、署名は6万になり、全国デモも行われ、約3,000人の研究所所長達が辞表を突き付けるまでに発展した。結局、政府が550人の研究者を正規雇用にし、教員、研究者1,000人の増員も約束することにより、この運動は終結した。

f) 教師、教員に関して

中学、高校では、正規の資格を持った教員以外を採用しなくなっている。大学では、教授が次々に定年退職でやめ、世代交代が進んでいる。2002～2003年度調査によると、教授の平均年齢は52.7歳（総数18,200人）、助教授は44.3歳（総数33,800人）。女性の占める割合は、教授で16%、助教授で38.5%である。

中学、高等学校教員資格を保持している者が大学で働いているのは、13,317人。大学の非専任教師は21,671人である。

g) ヨーロッパ内の移動に関して

中学でも高校でも、ヨーロッパに目を向けるようになり、各機関のプロジェクトの中に必ず外国語言語活動、国際文化交流が盛り込まれるようになった。そして、外国の教育機関との協定を基にした生徒と教師の流動性を高めるプロジェクトは特別な関心を集めるようになった。

エラスムス・プログラムでフランスの大学に勉強しに来る学生の数も増え、パリの大学の日本語クラスでもエラスムス学生の参加が目立つようになった。フランス政府は、学生の留学促進のための奨学金の数を増やし、2003年度は、134機関、5,000人に与えた。また、2002年に80か所で行われ、ヨーロッパ各地から学生、教師5,000人の参加を集めたヨーロッパ夏期大学の試みの規模を大きくしようとしている。

h) その他

若年層の失業問題が深刻で、何の資格も取得できないままに学校をやめてしまった若者達の社会参加を助けるための教育、援助の必要性が取り上げられるようになった。

近年、政府が力を入れ、また補助金も出しているのが、識字能力向上対策である。小学校の低学年から読み書き学習に問題を呈する児童を早い段階で発見し、いかに読み書きに興味を持たせ、落ちこぼれないように導くか、国レベル、地方自治体レベル、学校レベルで、放課後も休暇時も含めての色々なプログラムが組まれている。問題のある児童には、フランス語以外の言葉を母語として話す児童、フランス語を理解しない両親を持つ児童が多く含まれているために、他の言語環境で育っていることがその児童のフランス語の読み書き学習にプラスになってもマイナスにはならないと考える方向で、いろいろな対策が取られている。

2004年2月26日号のB.O.（政府刊行物）に2ページにわたり、2004年5月のヨーロッパ拡大に際しての教育的指針が出た。その中で、「ヨーロッパの春」（2004年3月23日頃）、「ヨーロッパ10日間」（2004年5月）、「ヨーロッパの日」（2004年5月9日）などの記念日を利用して、クラスでこのテーマをいろいろな形で取り上げて学習すること、教師が協力して図書室に関して資料を揃えること、政府主催のヨーロッパ関係のコンクール（例えば「あなたのヨーロッパについて語ろう」‘Raconte ton Europe’）への学級参加やその他の活動の企画が奨励された。また、全国の小、中、高校に、拡大ヨーロッパの壁地図と資料集が配付され、中学校3年（14歳）のクラスには、新ヨーロッパという題の映画が配付された。

2.2.2 言語教育

2.2.2.1 CEF に関して

a) 外国語教育政策に CEF が取り入れられているか。何かの公式な文書に触れているか。

2002年8月29日号のB.O.では、幼稚園から小学校へと続く語学教育のプログラムが取り上げられている。今は移行期であるが、2005年度からは、幼稚園の最終学年（5歳）から耳ならしのように外国語教育を始めることになり、それから小学校2年（8歳）までの3年間が一つのサイクルとされ、小学校3年（9歳）から5年（11歳）までが次ぎのサイクルで、それが終わった時点の達成目標がCEFのA1レベルであると明記されている。幼稚園と小学校で外国語（または地方語）を教えるようになると、中学校1年時（11歳）で外国語の達成目標を評価するためのテスト（練習問題）が必要だが、英語、ドイツ語、スペイン語の場合は既にネット上に評価ツールバンクの一部として公開されており、その評価はCEFの基準に基づいていると2003年7月17日号のB.O.に書かれている。

b) 実際に CEF がレベル記述、評価、シラバスなどに取り入れられているか。

外国人に対するフランス語の試験として、CIEP（Centre International d'Etudes Pédagogique）という公的機関が行っているものが三つあるが、その試験のレベルはCEF基準を用いて記述されている。

- ・DALF（Diplôme Approfondi de Langue Française）は、C2にあたり、DALF合格者は、大学入学時に、フランス語の試験が免除される。
- ・DELF（Diplôme d'Etude en Langue Française）には二つのレベルがあり、上がB2、下がB1に相当する。
- ・TCF（Test de Connaissance du Français）は、留学生が大学の1年に入るための予備登録する際受けるテストであるが、三つのレベルがあり、それぞれA1、A2、B1に相当する。

その他、リヨン第2大学の管轄で他の大学でも行われている試験（CLES）は、高等教育で専門としてではなく外国語を勉強した者に資格を与えるのが目的の試験である。現在は、英語、スペイン語、ドイツ語において、三つのレベルが存在し、レベル1がB1、レベル2がB2、レベル3がC1に当たる。2004年から、このCLESレベル2は、正規の小学校教師になるために必要となった。また、CLESレベル3は、中等教育のバイリンガルクラスやヨーロッパセクションで言葉以外の授業をその外国語で教授するために必要なレベルである。

2004年7月に外国語としてのフランス語教育における *UN REFERENTIEL : Niveau pour le français* が出版された。これは、CEFレベル毎の記述書の第1弾であり、B2レベルの記述を細かく行ったものである。

c) 最近の動向

フランスの学校教育指導要綱は、学科毎にまとめて、新学年の初めに B.O. と呼ばれる政府刊行誌に掲載される。その中の高等学校の外国語教育指導要綱では、2003 年度から、卒業時のコミュニケーション能力達成目標を CEF のレベル基準を用いて示すようになった。2004 年度 9 月 8 日にでた今年度版でもそれを踏襲し、ドイツ語、英語、アラビア語、中国語、スペイン語、ヘブライ語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語の 9 か国語の高校最終達成目標を CEF のレベル基準を用いて表している。それによると、第 1 外国語の達成目標は、会話能力を除き、話し言葉の理解、話す力、書き言葉の理解、書く力ともに B2 と設定された。

2.2.2.2 ELP に関して

a) 外国語教育政策に ELP が取り入れられているか。何かの公式な文書に触れているか。

B.O.2002 年 4 月 18 日号で教育省が小学校の外国語教育プログラムの中で ELP に触れている。それは、幼稚園、小学校で外国語教育が義務になると、中学校との連携がうまく行われなければならないので、各生徒の言語学習歴を小学校から中学校に伝える書類として、既に使われはじめているような ELP は役に立つだろうという言及である。

公式な文書とまでは言えないが、欧州言語年と定められた 2001 年以来、いくつかの教育区 (académie) のホームページ²で、ELP への言及、説明が見られるようになった。

b) 実際に ELP が学習、評価などに取り入れられているか。

組織的に利用している所はない。語学教師の個人的な利用に留まる。

c) 最近の動向

ビジネス・フランス語の中級学習者のための ELP が 2003 年に考案された。
教師のための ELP も作られるそうである。

2.2.2.3 初等教育での言語教育

a) 履修可能言語

教育省の政策では、外国語教育の開始時期が益々早まり、2002 年からは小学校 3 年 (10 歳) からの外国語教育が義務になり、2005 年からは、幼稚園の最終学年から週 1 時間半から 2 時間 (週の総学習時間は 26 時間) の外国語、または地域語の導入がなされる。その場合、ほとんどが英語、あるいはドイツ語である。地域語の場合は、幼稚園からフランス語とのイマージョン教育も行われている。

b) 達成目標、基準、試験

小学校卒業時点での外国語達成目標が CEF の A1 レベルであると明記されている。なお、初等教育では、すべてのレベルで、母語の習得と一つの外国語の勉強がプログラムの中心となっている。母語の場合、幼稚園の 1 年生 (3 歳) からの第 1 サイクルでは話し言葉が上手になることがまず目標で、幼稚園の最終学年 (5 歳) からの第 2 サイクルで、読み書きに入る。

外国語教育より 2 年早く進むという形になっている。初等教育では、発言することが奨励されており、言葉のやりとり、会話、議論は生徒間、生徒教師間で定期的に行われており、これは、母語教育でも外国語教育でも同じである。

2.2.2.4 中等教育での言語教育

a) 履修可能言語

従来中学 1 年 (11 歳) で第 1 外国語 (必修) を選び、中学 3 年 (13 歳) で第 2 外国語 (必修) を選ぶ。中学 4 年 (14 歳) で第 3 外国語を加えることもできる。第 1 外国語とし

² ベルサイユ教育区 <http://www.ac-versaille.fr>、ルーアン教育区 <http://www.ac-rouen.fr>

ては、ドイツ、英、アラビア、アルメニア、カンボジア、中国、デンマーク、スペイン、フィンランド、現代ギリシャ、ヘブライ、イタリア、日本、オランダ、ノルウェー、ペルシャ、ポーランド、ポルトガル、ロシア、スウェーデン、トルコ、ベトナム語の中から選択可能であるが、選ばれるのは、ほとんど、英語かドイツ語である。第2、第3外国語としては、その他、バスク、ブルターニュ、カタロニア、コルシカ、メラネシア、オック、タヒチ等地域語も選択できるが、第2外国語としては、ドイツ語、スペイン語、イタリア語が選ばれることが多い。第3外国語は、文系の生徒が、選択することが多く、ラテン語、ギリシャ語などである。

中学校1年からは、バイリンガルクラスというのも存在し、高校のヨーロッパ・セクションではイマージョン教育も行っている。

b) 達成目標、基準、試験

B.O. 特別号には、高校3年生の外国語教育のプログラムがのっているが、その中で、第1・第2・第3外国語の運用能力の達成目標がCEFの6段階基準を用いて示されている（日本語は入っていない）。

バカロレア試験では、第1外国語は筆記試験、第2外国語は筆記か口頭試験、第3外国語は口頭試験を受ける。

2.2.2.5 その他の教育現場での言語教育

生涯教育、社会人教育の一環として市や地方自治体が安い授業料で提供している成人のための語学講座が多くある。会社が社員の授業料を負担する制度もある。民間語学学校も多数存在する。大学の夜間成人講座もある。

a) 履修可能言語

英語、ドイツ語、スペイン語を始め多数の言語。

b) 達成目標、基準、試験

それぞれの機関で決められており、統一されたものはない。外国語としてのフランス語教育においては、コースレベルの説明にCEF参照レベル基準が用いられている場合もある。

2.2.2.6 (語学) 教員の公的制度：資格認定、養成、研修

CAPES (中等教員資格認定・採用試験)、Agrégation (中・高等教育教員資格認定・採用試験) に合格後、1年間は現場研修。小学校の教員の場合、国家試験を受ける代わりに、IUFM という教師養成の機関で2年研修を受ける。以後は随時、働きながら必要に応じて語学研修などの研修の申請ができる。

2005年度から幼稚園の最終年から外国語を教え始めるにあたって、語学教員を必要数確保するための現職教師の語学研修や外国人アシスタントの研修が重要事項として取り上げられている。そして、研修内容の一部として必ず、ICTを盛り込まなければならないことになっている。

CIEP (Centre International d'Etudes Pédagogique) という国の教員養成機関では、(外国の) 小学校で生徒にフランス語を教える教員の語学研修を行っているが、その際の教員のフランス語レベルはCEFのB2に達していなければならないと規定されている。

2.2.3 日本語教育

2.2.3.1 最近の動向

a) 初等教育

第1外国語の学習開始時期が低年齢化しているが、まだ日本語教育への影響はみられず、公立の小学校での日本語の導入はなく、私立の数校での教育に留まっている。

b) 中等教育

日本語は、中学校1年（11歳）から始める第1外国語、3年（13歳）から始める第2外国語、4年（14歳）から始める第3外国語のいずれとしても教えられているが、数としては、第3外国語がほとんどである。しかし、50人の学習者を有する学校が20校以上もあるなど、学習者数は増加している。それで、日本語教育を縦に繋ぐプログラムの必要性の声が、中等教育の現場の教師から上がっている。Frédérique BARAZER 著『日本語のまねきねこ』のように現場の教師が作った教材も開発され始めた。

高校生は、CNED と呼ばれる国の機関が行っている通信教育で日本語を履修し、バカロレアの試験の一つとして選択することもできる。日本語は第2外国語としても学べたのだが、現在では第3外国語のみになっている。

また、2003年度から、IB（インターナショナル・バカロレア）の日本語部門が正式にフランスのバカロレアとして認められた。この試験の受験者は、フランスのインターナショナル・スクールの国際セクションでの継承語としての国語の履修者か、あるいは、東京のリセ・フランコ・ジャポネの生徒であり、バカロレアの科目の中で、歴史地理と国語のみを日本語で受ける。受験者は、2003年度が11人、2004年度が13人。

c) 高等教育

大学では、25校ほどが日本語教育を行っているが、多くの現場で学習者数増加が目立っている。その中で既習者の割合が徐々に多くなってきている。それは、中等教育に日本語が浸透してきた結果である。大学の日本語教育は初心者教育であると今まで思われてきたが、現実問題として既習者対策が意識されるようになってきた。

また、求められる授業内容も変化しつつある。若者の失業率が高い状況の中で、学問的な日本語教育より実用的な日本語教育を求める学生の声が大学でも聞かれるようになり、また、日本語教育が一般化し、日本語が特別な学問ではなくなりつつある状況の中、専門家養成のための日本語の授業ではなく、日本語非専攻者対象の授業への要望も高まっている。その結果、実用的な日本語の授業のできる教授能力のある日本人教師の重要性が高まっている。

d) 成人教育、その他

日本語を教えている民間学校には10年以上も続いているものが数校存在する。パリ市が運営している市民講座は、授業料が他の民間学校と比べて破格に安い（年80ユーロ）15年前の開講当初から日本語は大盛況である。日本語の夜の成人クラスとして有料で日本語を教えている大学もある。主な地方都市には、日仏友好協会が存在するが、活動の一環として日本語の講座を開催している所もある。

2.2.3.2 日本語教師の団体

日本語教育／教師の団体 問い合わせ先	対 象	人 数	備 考
フランス日本研究学会 Société Française des Etudes Japonaises (SFEJ) http://www.sfej.asso.fr	日本に関する研究者で、高等教育で日本語教育に携わっている人が多い	160 人	日本語教育への関心は高くない
フランス日本語教師会 Association des Enseignants de Japonais en France (AJE) http://e.aejf.free.fr	日本語教師	104 人	日本人教師がほとんど
ローヌ・アルプ日本語学、日本語教育研究会 Centre de Recherches Rhône-Alpin Sur la Linguistique et l'Enseignement du Japonais (CER-RA-LEJ)	リヨン第3大学とグルノーブル第3大学の日本語科教員が中心	5 人	

2.2.3.3 日本語の教員

	資格・背景	地位／処遇	日本語教員養成・研修
初等	学士以上	非常勤講師	
中等	専任になるには、Maîtrise の学位取得後 Agrégation 試験に合格することが必要。補助教員、時間講師も存在。		Agrégation 試験に合格してから1年研修
高等	助教授職は博士号が条件。教授職は、habilitation という博士論文指導のための資格が必要。その他は、非常勤講師か、常勤でも1年契約の講師。	外国人差別はない。外国籍を所持したままで助教授、教授になれる	特になし
その他成人	特になし、普通学士以上	非常勤講師	民間の日本語学校で1週間程度の教員養成講座を設けている所もある

2.2.3.4 その他

	制度／機関	期 間	備 考
日本留学	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの大学が、日本の大学と交換留学協定締結 文部科学省奨学金（日本語日本文化研究生、研究留学生） 夏期語学研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・1か月～1年 ・1年～1年半 ・1～2か月 	授業料相殺、相互ホームステイ、日本側自治体の生活費補助 仏国交流基金 (Fondation de France) の補助金の可能性
日本との交流	各地の日仏友好協会 ・姉妹都市、姉妹校 ・JET プログラム		
日本語関係行事（スピーチ、能力試験など）	年1回日本語スピーチコンテストが開催されている。パリで12月に日本語能力試験、JETRO ビジネス日本語試験		

2.2.3.5 日本語教育における問題点、要望、今後の展望

- ・正規の日本語の教員になるのが難しい。現在日本語の教員資格認定制度には、Agrégation しかないが、この試験は毎年きちんとある試験ではない。例えば、2003 年度はあったが、2004 年度は行われなかった。2005 年度実施予定であったが結局政府の決定で行われないことになった。弱小科目の試験がカットされる風潮に危機を感じた Agrégation 関係者（元および現審査委員）が署名を集め教育省に手紙を書き送ったが、2006 年度の実施についても現在未定である。また合格者の数（ポストの数と一致する）も非常に少なく、2003 年度は 13 人中 1 人だけであった。また、博士論文提出後の大学の助教授ポストも狭き門で、2004 度は全国で三つしかなかった。中等教育の発展、初等教育への拡大と、正規の教員数を増やすためにも、日本語の CAPES 取得試験（中等教育教員資格、採用試験）の実施が待たれる。
- ・正式に日本語教育の勉強をせずに教えはじめる人が多いので公的な日本語教師養成（研修）講座の実施が望まれる。
- ・パリなどの大都市では教えたい人の数がポストの数を上回って就職口がないが、反対に、小地方都市では、日本語を学びたいという需要はあっても、日本語教師がおらず講座を開けないという問題がある。また、国の通信教育（CNED）で、2003 年度より、第 1、第 2 外国語としての日本語教育課程が姿を消し、第 3 外国語のみ可能となったため、教師のいない地域では、第 1、第 2 外国語としての日本語の習得が困難な状況になってしまった。
- ・初等教育から日本語が教えられる状況になり、初等、中等、高等教育を一貫し、また第 1、第 2、第 3 外国語としての日本語教育を連携するプログラムの必要性は以前から認識されているにもかかわらず、1987 年の第 3 外国語指導要項以後、未だに何も公的出版物が発行されていないのは残念である。その上、他の外国語教育（中国語も含まれている）が CEF の基準に基づいた共通達成目標をかかげ、共通枠組み作りを行っているのに、日本語については未だそのような取り組みが行われていない現状をなんとかしなければならぬ。

2.2.4 情報源

教育省関係

- ・教育省ウェブサイト <http://www.education.gouv.fr>
- ・統計資料 <http://www.education.gouv.fr/stateval>
- ・教育省刊行雑誌 B.O. <http://www.education.gouv.fr/bo>
- ・初等教育指導要項 <http://www.education.gouv.fr/botexte/bo02018/MENE0200871C.htm>

その他

- ・公共事務 <http://vosdroits.service-public.fr>
- ・CIEP <http://www.ciep.fr>
- ・フランス語試験 DELF、DALF について
CIEP <http://www.ciep.fr/delfdalf/>
- ・国際関係プログラムに対する国の援助について
Eduscol <http://www.eduscol.education.fr>
- ・評価ツールバンク <http://www.banquoutils.education.gouv.fr/>

- ・ビジネス・フランス語の中級学習者のための ELP <http://www.formation-distance.com>

参考文献

- ・BEACCO, BOUQUET, POQUIER (2004), *UN REFERENTIEL : Niveau B2 pour le français*, Les Editions Didier
- ・新聞記事 (OVNI 2004 年 5 月 1 日号) 「研究者達が蜂起し、3 か月闘う」

2.2.5

フランス高等教育制度改革の日本語教育への影響

大島弘子

1. 高等教育制度改革

a) 改革前と改革後の教育制度の変化

従来の制度では、フランスの大学では、第1サイクルとしてDEUG (Diplôme d'Etudes Universitaires Générales) という専門初期段階に当たる2年の教育課程があり、その後第2サイクルとしてLicence、Maîtriseという1年ずつの課程があり、上の課程に進むには、1つ1つの課程を修了し学位を取得することが必要であった。Maîtriseの次は、第3サイクルの博士課程であるが、その1年目がDEA (Diplôme d'Etudes Approfondies) という課程で、この学位を取得後、博士論文を書いていた。つまり日本の教育システムとは異なり、大学入学の2年後にDEUG、その1年後にLicence、またその1年後にMaîtrise、さらにその1年後にDEAと、細かい学位が存在していた。

このような制度にボローニャ宣言で採択された2サイクル制(学部3年・修士課程2年)を適用させるには、DEUGの2年間と次の1年(Licence)をまとめて、一つ目のサイクルにし、新Licenceと名付け、さらにMaîtriseとDEAを統合した2年間を二つ目のサイクルMasterとした。そして博士課程の1年目であったDEAという課程は廃止されることになり、博士課程(Doctorat)は3年間になった。この欧州高等教育制度改革をフランスでは、Licence、Master、Doctoratの頭文字を取ってLMD改革、または、バカロレア以後各学位取得までにかかる年数から3-5-8改革と呼ぶ。二つ目のサイクルMasterは、初めはフランス語風の綴りMastaireであったが、後に国際的なMasterに変更された。

b) 改革の流れと内容

2002年4月に初めて教育省の省令が出され、高等教育における欧州圏構築をめざすための教育新組織の大枠が示された。この省令はフランス国内以外にも、仏領ポリネシア、ニューカレドニアでも適用される。省令には以下のことが明示されている。

- ・教育体系は、Licence、Master、Doctoratの3つからなる
- ・2学期制、単位制に基づく
- ・単位は、欧州圏内のどこでも通用する加算式のECTS(単位相互認定制度)を導入する
- ・卒業証書にはDiploma Supplement(学位補遺)と言われる記述書をつけ、国際移動の場合に本人の既習知識が明らかになるようにする¹

また、欧州圏での移動や単位の比較を可能にするための目安として、Licence取得には180単位、Master取得には300(180 + 120)単位を必要とすることが明記されている。

その後、Licenceの学位について、続いてMasterの学位についての省令が次々として出され、高等教育改革の詳細が明らかになった。この教育改革の目的は、教育制度を共通にすること

¹ フランス語の学位補遺のモデルは、http://www.amue.fr/Telecharger/LMD/SupplementDiplo_Annexe1-modele.pdf よりダウンロード可能

により欧州圏内の流動性を促進することであり、さまざまな国から来る多様な背景を持った学習者を受け入れるための受け皿となる教育体制が必要である。そのため各教育機関には、種々の個人の学習課程を考慮した幅広い教育カリキュラムを提供することが望まれる。また、ボローニャ宣言以後のヨーロッパでの、母語プラス二つのヨーロッパ言語の学習、IT分野の奨励政策の流れの中で、一つの専門分野だけでなく、複数分野専攻（例えば、情報工学＋スペイン語＋イタリア語専攻）を可能にするための枠組として、主専攻、副専攻という今までなかったシステムが導入されることになった。

省令の中で、Licenceは6学期とすると規定されているが、これは3年と同義ではない。学習者の動機、または、就職して一時学業を中断するなどの状況に応じて、2年で終えることもできるし、4年かけることも可能である。つまり、ECTSの中では、学生の個人の学習リズムや生活の必要に合わせて、短期間で集中的に単位を取得しても、時間をかけて取得してもいいわけである。また、学生個人の興味や必要に合わせての複数分野専攻、多数分野専攻の可能性も考慮されている。これらの省令は、2003年9月に開かれたボローニャ宣言ベルリン会議（1.2参照）で議論されたように、高等教育改革の中での各教育研究機関に自治と責任を要求するものでもあり、各機関は新カリキュラムを提出し、国の審査を受けなければならないとする。つまり、国主導で教育内容を決めるのではなく、各機関がそれぞれ提供できるLicenceとMasterの分野、専攻、単位などを決め、国がそれを審査するわけである。

LMDの導入は、フランスのすべての高等教育機関で一斉に同時期に行われるわけではなく、A（2003年～2006年）、B（2004年～2007年）、C（2005年～2008年）、D（2006年～2009年）の4つの異なる時期に徐々に導入される。そのため、現在すでにLMDのシステムに移行した所もあるが、将来の改革へ向かって準備段階の所もある。

学生側は、LMD/ECTS導入により、現行の学位と大学入学無試験制度が廃止されることを懸念し、なおかつ、教育改革と歩調を合わせるような形で2003年5月に教育省が提出した大学自治法案により、各大学の自治権が拡大し、学費の引き上げ、実質上の民営化、大学間格差などが生じることをも危惧することになった。そのため、2003年11月5日にフランス西部のレンヌ市のレンヌ第2大学で起こった学生の授業妨害を皮切りに、抗議運動が全国に飛び火し、12月5日のデモは29大学が参加する大がかりなものになった。しかし、結局、教育大臣が話し合いの中でこの法案を引っ込めたことにより、学生の反対運動は下火になり、LMD改革自体の実現が危ぶまれるようなことにはならなかった。

c) 改革の問題点

前述したように、この教育制度改革では、国主導で教育内容を決めるのではなく、各高等教育機関がそれぞれ提供できるLicence、Masterの分野、専攻、単位の内容を決め、国に提出する。そして国がそれを審査し、許可または、拒否、あるいはコメントをつけてもう一度協議の上での再提出を求めたりする。ただし、問題は、この改革のために特別な予算が組まれるわけではなく、新教員が雇われるわけでもない、ということである。つまり、今ある人材を最大限に用いなければならない。また、教育制度が共通化され、教育制度、学位、内容等が明確になると、学生側は各国機関を比較評価するようになるため、欧州圏内の留学生を数多くフランスに受け入れ、ヨーロッパにおけるフランスの地位を強化するためには、大学側は、いろいろな学習課程を経て来た学生のニーズに幅広く応えられるような魅力的なカリキュラムを提出しなければならない。一つの学部だけで提供できる教育内容には限度があるため、同じ機関内での隣接学問領域との連携、他の専門領域と専攻を組み合わせることな

どにより教育内容を充実させること、などが必要になる。さらに地方の大学など、研究教育機関が小規模で、一つの機関内で十分な教育内容を提供できない場合には、他の機関と協同で一つの Licence や Master の認可を求める可能性も考慮に入れ、これからの発展を模索しなければいけない。

2. 改革の日本語コースや授業への影響

この改革の流れの中で、日本語教育も当然のことながら、影響を受けている。パリの高等教育研究機関は規模が大きいので、同じ機関内の他の学部と協同でいろいろなカリキュラムを組むこともでき、パリで日本語教育を行っている二つの大学（パリ第7大学と INALCO）の連携も可能である。その利点を利用して、たとえば、パリ第7大学の東洋語学部日本語学科の新カリキュラムでは、1年1学期から、従来の様に日本語のみを主専攻として教えるだけではなく、選択制の六つの学習課程（Parcours と呼ばれる）が、他の学部、学科との連携で提供されており、将来的な複数分野専攻の可能性が初めから考慮されている。六つの学習課程の一つは、FLE と呼ばれる外国人に対するフランス語教育課程を副専攻として選択するものである。日本語学習者の多くは、日本に行ってフランス語を教えたいと考えているため、日本語とフランス語教育の二つを同時に学習できるコースが人気を集めている。二つ目のバイリンガル課程では、学生は日本語以外にもう一つ東洋語（中国語、韓国語かベトナム語のうちから選択）を学ぶ。三つ目は、言語学を副専攻とするもの。四つ目の課程は、現代文学を副専攻とするもの。五つ目は、地理学を副専攻とし、六つ目は、英語を副専攻とするものである。今まで、日本語専攻の学生のみに専門教育を行っていた教育機関でも、もっとさまざまな教育内容を学生に提供できるようになったのである。

Parcours の導入は、複数分野専攻など、学生により広い選択の幅を与えることを目指しており、その中では、日本語学科の授業も他の学科の Parcours として使われ、日本語にも、主専攻、副専攻の区別が導入される。つまり、学生にとっては、他の何かを主専攻で学びながら、日本語も3年間副専攻として学び続けるということが可能になり、学位にも副専攻として記入されることになる。今まで日本語専攻の学生のみを育ててきた日本語学科は、大きな影響を受けざるを得ない。主専攻と副専攻の日本語の授業は理想としては別々に行われることが望ましいが、予算増も教員増もなしで行われる改革では、少なくとも当面は、その実践は不可能である。一例として、主専攻の学生が受けなければならない日本語の授業の中で、副専攻の学生のみは、一部の授業（応用会話の授業と読解の授業）は受けなくてもいいとする解決方法が取られる。それに、主専攻と副専攻の学生を両方含む授業では、学生数増加とレベルのばらつきは避けられない。

その他、ヨーロッパ内の人の動きを容易にすることをめざすこの教育制度改革には、当然のことながら、専門外の外国語教育の強化も折り込まれている。パリ第7大学でも、Licence の2、3、4学期に、専攻以外の外国語をとらなければいけないことになり、英語、ドイツ語、スペイン語、中国語、日本語の中から一つを選択することが可能になった。そのため、専門家の養成のみを行っていた日本語学科でも、LMD 適用後は、週に2、3時間程、他学部の日本語非専攻者に授業をしなければならなくなる。結果として、教員数の増加が絶対必要であるし、種類もレベルも違う授業のプログラム作り等の教員の負担も増える。

以上、専門家養成の日本語教育機関への影響を見たが、今まで日本語教育を非専攻者に行ってきた教育機関では、また違う影響を受ける可能性がある。LMD 改革では、Master の学位取得のためには、専門外の外国語の単位を一つ取得しなければならない。教育省は、そ

の達成レベルを CEF の B2 か最低 B1 に定めたい意向であり、その場合、年間 50 時間程の日本語の非専攻者対象の授業でも同じ基準が要求されることになる。しかし、同じ学習時間数で同じ達成レベルが求められれば、フランス人学習者にとって、日本語を選択するのは、ヨーロッパ言語に比べて非常に不利である。このような高いレベルが求められるなら、日本語など非ヨーロッパ言語を取るのをあきらめ、すでにある程度高いレベルに達している英語やスペイン語などを続ける学生数が増加し、日本語の学生数が減少することが危惧される。

しかし、すでに LMD に移行している機関の非専攻者対象の授業からは、肯定的な意見も聞こえている。今まで、同年齢の学生ばかりいたクラスにもっと年齢の高い学生達加わるようになり、クラスの雰囲気が落ち着いたものになり、講義内容に深みが加わった、ということだ。

まだ LMD に移行中の機関が多い現段階では、この改革の評価をすることは不可能だが、日本語を専門に教えている機関でも、日本語を専門としない学生に教えている機関でも、規模の大きい所も小さい所も、それぞれに、この教育制度改革の影響を免れず、さまざまな問題に直面し、解決のための努力を続けて行かなければならない。

参考文献、サイト

EURYDICE (2003) Focus sur les structures de l'enseignement supérieur en Europe 2003/2004, Evolutions nationales dans le cadre du Processus de Bologne. Commission européenne. (Internet : <http://www.eurydice.org>)

La Maison des Universités <http://www.cpu.fr>

教育省 Ministère de l'éducation nationale
<http://www.education.gouv.fr>

パリ第 7 大学 Université Paris 7
www.diderot7.jussieu.fr

新聞記事

『フランスニュースダイジェスト』「大学生の抗議運動、長期化」2003 年 11 月 27 日号

2.2.6

フランスにおける日本語の教員資格の現状と問題点

大島弘子

フランスで日本語を教えている日本人の数はかなり多いが、学校の時間講師、個人授業をしたり、大学の常勤でも1年または2年働き1回更新ができるだけの短期契約で働いている場合が大部分で、日本語を教えることだけで定年まで生活できるのはほんのひと握りの教師達である。そして、そのひと握りの教師達が、実際に日本語の教師としてより優秀であるとは言えない場合もある。その原因は、教員資格取得の難しさと、その教員資格試験の内容と実際の教育現場で要求されている実践能力とのずれ、そして教員研修、教員養成の問題にある。

1. 日本語の教員資格

フランスの高校または大学で専任教員のポストを得るための資格は、二つしかない。これは、日本語だけではなくすべての教科においても同じ状況である。一つは、1年かけて受験準備をし Agrégation (アグレガシオン) という教員資格・採用試験に合格し、agrégé(e) (アグレジェ) と呼ばれるアグレガシオン資格保持者になることである。教員養成のための高等教育機関も存在するが、やはりこの試験に合格しないと安定したポストにはつけない。学科によってはこの試験のための準備講座を設けていることもあるが、教職課程を取れば教員免許がもらえるというシステムはフランスにはない。

アグレジェの資格は、生涯有効である。アグレジェになると、政府が決めた高等学校で教育実習担当教官のもとで1年の研修期間を経て、自分の勤務校に配属される。つまり、日本のように教員採用試験受験前に短い教育実習を行うのではなく、採用試験合格後研修するわけである。アグレガシオンの試験の中には、現場の教授能力を試すような科目はない。アグレジェになると、給料もアグレジェの給与体系で計算されるようになり、それはそうでない教師よりもかなり額が高い。4年勤務すると、他の学校への移籍も自由にでき、その際、勤務先として大学を希望し、ポストを獲得できれば大学に勤務することもできる。実際、アグレジェの多くは、大学で働いている。だが、高等学校の教師としての労働条件で働くため、助教授が年間192時間の授業をるところをアグレジェは384時間やらなければならない。それでも高校に比べて年間授業数も少なく、生徒の保護者との懇談などの仕事もないという理由から、大学勤務を選ぶアグレジェが多い。

日本語のアグレガシオンは、1985年から実施されているが、2年に一度の割でしか行われず、しかも1回に採用されるのは2名程である。現在、日本語のアグレジェはフランスに帰化した日本人とフランス人を併せても20名程しかおらず、全員高校、または大学で日本語を教えている。

日本人がアグレガシオンを受験するためには、その難しさ以外のもう一つの大きな障害がある。受験資格に国籍条項があるため、フランス国籍所持者でなければならないということである。日本国籍の場合は、少なくとも、願書提出以前に国籍申請をしなければならない。申請条件は厳しく、フランス人と結婚でもしていない限り、容易に国籍は取得出来ない。しかし、試験に合格すれば、フランスの公務員となり、帰化した日本人でも採用の際の差別な

どはない。その他にも、40歳未満でなければならず、学位としては、Maîtrise（バカロレア取得後大学での4年間の学業に相当）を取得していなければならないなどの条件もある。

他の資格取得方法は、博士論文を仕上げ、博士号保持者となることである。そして、フランス人と同じように公募に応募して、助教授として大学に採用されることである。1990年代から、助教授、教授のポストに外国籍のまま就任できるようになった。助教授として採用されると、外国人でも給料、労働条件などの待遇差はなく、65歳の定年まで勤めることができる。また、4年経てば、他の大学に移籍することも可能である。現在、フランス全土で日本人の助教授は、日本語以外の専門科目を教えているものも含め20名程である。地方大学では、専門家不足から日本人教師が日本事情の授業（歴史、思想、経済等）をする例もあるが教師数が多いパリでは、フランス人は日本事情、または語学の授業を行う時は文法の授業、日本人は語学の中でも練習、会話というような実践的な授業を行う役割分担がはっきりしており、専門が日本語でない日本人教師の場合も、主に日本語を教える仕事をしていくことになる。

2. アグレガシオンについて

この試験は、どの分野でも等しく難関である。さらに、日本語の場合、全国のポスト数が少ない上に、試験は2年に一度しかない。受験者は少ないが、合格者はわずかであるため、競争がきびしい。2003年には、筆記試験の受験者が13名であり、そのうち3名が口頭試験に残り、最終的に合格したのは1名のみであった。

試験準備のために、1年ほど前に、B.O.という教育省刊行誌にアグレガシオンのプログラムが掲載される。その中で、筆記試験、口頭試験のそれぞれの必読文献、参考文献が載る。例えば、「川端康成『たんぽぽ』、新潮社の第一版1964年、または講談社文芸文庫の改訂版1996年」のように細かく指示され、受験希望者はそれに従って受験勉強にとりかかる。プログラム掲載時期には、書店の店頭指定文献が並ぶ。パリ第7大学とINALCO（国立東洋語学研究所）が共同で行っているアグレガシオンの準備講座に登録して、専門家の授業を受けることもできる。ただし、この準備講座は大学の正規授業として認められておらず、無償で教員が行っているため、年に2、3回しか開講されていない。現在フランスでは、ボローニャ・プロセスのLMD高等教育制度改革移行（2.2.5参照）のまっただ中であるが、パリ第7大学では、カリキュラムの内容に幅をもたせ、取得可能単位の種類を多様化するために、このアグレガシオン準備講座を正式に日本語のカリキュラムの中に入れることを考えている。1年準備講座に出席した学生に単位を与えること、筆記試験合格者に単位を与えること、最終合格者に単位を与えること等の可能性が議論されている。

アグレガシオンの内容は、2005年度から少し改定されるが、2003年度の試験の概要を見ると、筆記試験が次の4種類ある。①仏語小論文（プログラムに必読文献4冊が提示された）、②日本語小論文（社会科学系のテーマ「1990年以後の日本の政治制度」がすでにプログラムの中で与えられ、参考文献も示された）、③仏文和訳、④和文仏訳である。③と④は、プログラムの中で内容が提示されない試験であり、受験者にはどのような傾向のテキストが選ばれるか全く見当がつかない。①と②がそれぞれ7時間、③と④がそれぞれ4時間の長丁場で、頭脳と同様体力の勝負でもある。口頭試験もまた、肉体的にきつく、毎日1種類5日間続く。口頭試験は、5人の審査員全員の前での発表という形で行われ、実際の発表時間（30分のものと45分のものと2種類ある）以外に、準備時間が決まっており（テストにより2時間、3時間、5時間と長短がある）、例えば、2003年度の初日は、1時半から古典文学

作品の分析を日本語で行うテストであったが、準備時間が2時間のため、受験者は11時から等間隔で指定された時間に到着し、くじを引いて、プログラムに既に発表されたテキストの中から一つ自分のテスト問題となるテキストを選び、準備する。準備のための部屋が一つ用意されており、そこには辞書、必読文献、参考文献などが備わっており、監督官の指示に従い席を決め準備を行う。もちろん、不必要に部屋を出ることは許されない。5種類の試験の三つはフランス語、二つは日本語で行われる。フランス日本学の中心と言える教師、研究者からなる審査員5人は、毎日試験後も討議をし、点数を出して、最終日に加算する。審査員にとっても肉体的にきつい試験である。

3. 教員資格の内容と実際の教育現場で要求されている実践能力とのずれ

アグレガシオンの出題傾向は学術的で、受験者には日本社会についての高度な専門知識が要求される。また、日本語、フランス語ともに、高度なレベルの読み書き能力、話す能力が必要とされる。その反面、日本語教育経験は問われず日本語の教授能力を試す問題もない。教授能力は、合格してからの1年の現場研修で簡単に身につくものと考えられているわけである。

つぎに、博士論文を終えて、助教授になる場合であるが、日本学は、文学であっても、日本語学であっても、経済であっても、同じ一つの第15セクションとして扱われるため、一つのポストにさまざまな専門の応募者が殺到する。そのため、日本語教師として採用されたといっても、必ずしも日本語を専門に勉強した言語学出身者とは限らない。その上、フランスでは、フランス語を母語同然に話せない外国人研究者を、その人の専門分野で採用することはほとんどあり得ず、語学教師として採用することが多い。このような状況の下では、日本語の専門でないものが、日本語教師として助教授ポストを獲得するという場合が多くなる。そして、自分の研究分野の研究のみを行い、日本語教育には力を入れない、という悲観すべき状態となるのである。

上記の二つの資格は、手に入れるためには、どちらも長年の努力と高度な専門知識が求められ、容易に取得できるような資格ではない。しかし、採用に際して、日本語教師としての質はほとんど問題にされないのであるから、その資格を得て、日本語教師として安定したポストを得ても、現場経験がなかったり、あっても十分ではなかったりする。学術的、専門的には優れた人材でも、日本語教師としての現場での教授能力には問題がある場合も多い。

また、この状況を逆に見れば、日本語教育の現場で長年経験を積んで、申し分のない日本語教授能力を持った人材でも、上記のいずれかの資格がない場合、いつまで経っても、不安定な状況にいざるを得ない。

4. 教員養成の問題

どんな状況で働いているにしろ、フランスで現在日本語を教えている者は、日本人だということだけで日本語を教え始め、1人で、または日本語教師会のネットワークを利用して、試行錯誤を続けながら日本語の教師として今までやってきた場合が多い。また、上記のような安定した資格を得て自分の専門外の日本語を教えるようになった少数の教師達も、試行錯誤を続けながら日本語の教師としてやっていかなければならない。そのような暗中模索の中での孤立路線を救うには、教員養成、教員研修の充実が不可欠だと思われる。

現職の語学教員研修は、他の語学では、公的な機関が行い、勤め先がその費用を負担する場合もあるのに、日本語にはなく、あるのは民間の語学学校が行う1週間の短期研修のみで

あり、費用も非常に高い。日本語教育の専門機関である大学等が、このような研修を安く行えばよいのだが、そこでも日本語教育を専門としない研究者が多く日本語教育を行っている状態では、日本語教員の専門性の問題が正面から議論されることはなく、従って、教員養成、研修の必要の実感が薄い。日本学研究者の日本語教育に対する認識の改善と、教員資格と現場で求められる能力との溝を埋めていくことが、フランスでの日本語教育を促進させて行くためのこれからの重要課題であろう。

参考サイト

- ・ B.O. という教育省刊行物のサイト
www.education.gouv.fr/bo
- ・ 2003 年度、日本語アグレガシオンのプログラム
<http://www.education.gouv.fr/bo/2002/special13/default.htm>

2.3 Germany ドイツ



地図は、http://europa.eu.int/abc/maps/members/belgium_en.htm を元に作成

正式国名：ドイツ連邦共和国 Federal Republic of Germany

1. 面積	35.7 万 km ² (日本の約 94%)
2. 人口	8,254 万人 (2003 年)
3. 首都	ベルリン (約 340 万人)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/germany/data.htm>

国の言語、使用状況

1. 国語 ドイツ語
2. 公用語 ドイツ語
3. その他使用言語 ソルビア語、デンマーク語、フリジア語、ロマニー語

州の数が 16 あり、教育、学術および研究の権限は各州にある。各州に教育省が存在し、連邦政府は州と共同でのみ、決定や実施をすることができる。連邦と州は、「教育計画・研究振興のための連邦・州委員会 (Bund-Länder-Kommission für Bildungsplanung und Forschungsförderung –Geschäftsstelle : BLK)」の中で協力し、州は「州文部大臣常設会議 (Kultusministerkonferenz : KMK)」の枠組みで相互の調整を図っている。

2.3.1 ドイツの教育制度

年齢	高等教育	博士号 職業上の資格につながる各種卒業資格 (学士、修士、国家試験、バチュラー、マスター)				
		総合大学 工科系総合大学 工科大学 専門大学 連邦行政専門大学 専門単科大学 (技術、教育、芸術、音楽)				
19	後期中等教育	職業資格につながる卒業資格	専門大学入学資格	大学入学資格		
				13	13	
		12 学校と企業	12	12	12	12
		11 職業教育	11	11	職業上級学校	11
17		10	(10)	専門上級学校	ギムナジウム 高学年	
		職業基礎訓練	職業専門学校			
16	前期中等教育	10年修了で中級卒業資格 (実科学校卒業資格)				
		9年修了で最初の卒業資格 (基幹学校と卒業資格)				
		(10)	10	(10)	10	
		9	9	9	9	
		8	8	8	8	
		7	7	7	7	
		基幹学校	実科学校	総合学校	ギムナジウム	
		6 ベルリン州、ブランデンブルグ州では基礎学校6年制				
		5 その他の州では学校別あるいは2年制学校によるオリエンテーション段階				
		11	初等教育	4		
3						
2						
1						
基礎学校						
7	就学前教育	幼稚園 (任意)				
3						

2.3.1.1 教育段階

	行政管轄 (国、州、 市町村)	年齢・年数	授業料 公的助成制度	就学 / 在学・ 進学率 ¹	学期制度 (年度) 各休みの長さ (公立校)
初等教育	市町村	4年 (1～4年) 一部の州では6 年	公立学校は、 授業料無料	104% (2000/2001)	学期：8～7月 休み：冬2.5週、 春・秋2週、 夏6週
中等教育	基幹学校： 市町村 それ以外： 州	ギムナジウムの 場合9年 (5～ 13年生) 一部の州では 12年生まで	授業料は無料。 国による助成 制度 ² あり	就学率99% (2000/2001) そのうちギム ナジウム在籍 率 29.6% (2002)	学期：8～7月 休み：冬2.5週 春・秋2週 夏6週
高等教育	国、州		ほとんどの州 で無料 ³ 国による助成 制度あり	32.4% (2001)	学期：大学は10月 ～3月 (冬学期)、 4月～9月 (夏学期) 休み：大学は5か月 専門単科大学は3か 月

2.3.1.2 統一／全国カリキュラム、試験制度

	統一カリキュラムの有無、 管理	試験制度・評価制度
初等教育	各州別のガイドラインあり。 他に、4年生修了レベルのナシ ョナル教育スタンダードあり。	年は担任教師による評価 (人間関係・学習態度・ 学習内容) を文書にまとめ通知表とする。3年生よ り成績がつく (5段階)。
中等教育	各州別のガイドラインあり。他 に、9年生、10年生修了レベル のナショナル教育スタンダード あり。	ギムナジウムでは、アビトゥア (Abitur) 4教科 (2科目重点科目・2科目基礎科目) 試験で修了し、 これが大学入学資格になる。成績は12年生、13年 生の成績、アビトゥアの試験成績を総合した点数 により1～4まで。最高点は768～840点で1.0、 合格の最低ラインは280点 (4.0)。
高等教育 (BA、MA、 PhD)	統一カリキュラムなし。 大学数： Universität (総合大学) 103校、 それ以外の大学270校。ほとん どが州立。私立大学はドイツ国 内に62校 (2003/2004)。	Diplom (Universität)：ディプロマ総合大学 Le- hramtsprüfung (教職試験) Diplom (Fachhochschule)：ディプロマ高等専門大 学 Magisterprüfung (マギスター試験) Bachelorprüfung (学士試験)、Masterprüfung (修 士試験)、Doktorprüfung (Dr. 試験)、Habilitation (博士号取得者に対する教授資格試験)。得られる タイトルは、総合大学か高等専門大学か、あるいは 選んだ学科によって異なってくる。

¹ 初等・中等教育就学率は、UNESCO Institut for Statistics (2003) による。

² 連邦教育助成法 (Bundesausbildungsförderungsgesetz : BAföG)

³ 二つ目の学科を履修する学生や在学期間が長すぎる学生から、1学期につき数百ユーロ程度の学費を導入する動きあり

2.3.1.3 大学入学方法

冬学期（10月）に始まる学科が多いが、基本的に年2回（夏学期、冬学期）入学の機会がある。入学試験はなく、アビトゥア合格が入学資格となる。通常は希望大学に願書を送るが、生物学、医学、心理学、歯学、経営学、薬学など特定の学科に関しては、大学配分中央局（Zentralstelle für die Vergabe von Studienplätze : ZVS）に願書を送り、その後希望大学に振り分けられる。医学、心理学など人気の高い学科では、大学入学者制限（Numerus-clausus）制度により、大学入学資格試験（Abitur）の点数の高いものから希望大学に入学を許可される。ただし、2004年8月の大学の学生選抜方式に係る法改正により、2005/2006年冬学期から大学の学生選抜裁量権が増大。学生定員の20%が優秀アビトゥア修了者から、20%は大学配分中央局の入学待機者から選ばれ、残りの60%は大学独自の選抜方法（アビトゥアの成績、専門分野の能力テスト、面接など）により選ばれるようになる見込み。

2.3.1.4 最近の教育に関しての一般的動向

<p>a) 就学・進学率に関して 初等教育：少子化により就学者数は1997年から減少の一途で、この傾向は2015年まで続く見込みである。 高等教育：進学率が1995年から増加し続け、2003年には史上初めて新入学生数が200万人を超えた。そのうち6,500人が60歳以上で、これも新しい傾向である。SPD（社民党）は、大学進学率40%を政策として掲げている。</p>
<p>b) 水準に関して 初等・中等教育：2001年12月に発表された32か国で行われたOECD（経済協力開発機構）の生徒学習到達度調査（Programme for International Student Assessment : PISA-Studie）で、ドイツは読解、数学、科学の全てで20位以下という結果に終わり、さらに州や学校によって学力に大きな格差があることが示され、大きな議論を呼んでいる。 高等教育：ドイツの大学国際的水準の低下への危惧から、国際競争力を意識したエリート大学の養成について議論が繰り返された結果、エリート大学助成プログラムの準備が進められている。2006年から2011年の間に総額19億円の予算を計上。公募競争により選ばれる最大10大学が、2006年より助成を受ける予定。詳細については、連邦と州の合意が難航しているが、2005年初頭までに教育計画・研究振興に関する連邦・州委員会（BLK）の会合にて結成される予定。</p>
<p>c) 履修科目に関して 初等・中等教育：これまでの半日であった学校をより合理的に編成して教授や学習を改善するために、連邦政府は「未来の教育・保育」プログラムを策定、全日教育課程を全国に増やすよう、2004年から2007年の間に40億ユーロを投資する。 高等教育：ドイツの大学で取得できる学位は、これまで Magister（マギスター：日本の修士課程相当）か Diplom（ディプロマ）が普通であったが、高等教育大綱法の改正によって少ない履修科目で短期間で卒業できる Bachelor（学士号）および Master（修士号）制度が1998年より導入されはじめている。ポローニャ宣言を受け、2010年までに全大学実施を目指している。</p>
<p>d) 試験制度に関して 高等教育：Bachelor および Master 制度が導入され、受験者は着実に増えている（Bachelor または Master に在籍する学生は1999/2000は約6,700人であったが、2002/2003冬学期には67,000人に増加⁴⁾）。これまで多くの学科に、博士号取得者のための教授資格試験（Habilitation）があったが、今後教授としての適正試験としては廃止し、国際的に行われている能力・資格確認方式を取り入れる。</p>
<p>e) 財政に関して 高等教育：各州とも財政難のため、授業料導入の動きがある。また、財政難による学部閉鎖あり。日本学科が閉鎖される例もある。</p>

⁴ Statistisches Bundesamt (2003) Hochschulstandort Deutschland 2003による

f) 教師、教員に関して

初等・中等教育：初等・中等教育内では学科により（英語・情報科学など）教師が不足しており、2015年までに7万人の教員不足が出る見込みである（ただし、学科によっては就職難）。養成期間の短縮、教員養成課程以外での高等教育修了者への教員資格の授与、理論と実践の結びついたより効果的な教師養成など、教員養成制度の見直しがなされている。

高等教育：2002年より、若手研究者のための準教授の制度がもうけられた。しかし、全体的な財政難のため、州によっては大学の統廃合や人員削減の施策も出ている。

g) ヨーロッパ内の移動に関して

初等・中等教育レベル：ノルトライン＝ヴェストファーレン州（以下 NRW 州）では約 200 校がコメニウスに参加。

ドイツの大学への留学：1992/93年には123,000人だった留学生が、2002/2003年には227,000人と大幅に増加している（84%増。このうち、エラスムス・プログラム利用者は11,831人）。そのうち、欧州諸国からの留学生は136,000人で最も多く、ついでアジアからの56,000人が多い。他国の大学への留学：2001年に外国へ留学したドイツ人は51,200人で、92/93年と比べると46%増えている。最も多い留学先は英国及び北アイルランド（9,800人）で、ついで米国が人気である。2002/2003年にエラスムス・プログラムを利用してドイツから留学した学生は18,482人であった。

移動のための施策：単位相互認定制度（ECTS）および学位補遺（Diploma Supplement）が、州文部大臣常設会議（Kultusministerkonferenz：KMK）および大学学長会議（Hochschulrektorenkonferenz：HRK）に強く推奨され、導入が進められている。

学術交流：研究領域では、欧州委員会が欧州域内の研究者が欧州域内の他国で研究をする場合に奨学金を出す「マリー・キュリー・フェローシップ」というプログラムで、1999年から2001年の間、このプログラムを通じてドイツを研究実施場所とした研究者は全体のわずか10%で、ドイツの不人気を現している。このため、連邦政府は大学の近代化、国際化のために必要な予算を1999年から大幅に引き上げた（2000年は20億マルク）。

h) その他

初等教育：2001年発表のPISA調査結果を受け、2002年に州文部大臣常設会議は90年代から懸案だった教育の全国統一のスタンダードの制定を推し進めることを決定。2003年12月に、中級卒業資格（10年生、15歳）の主要3教科（ドイツ語、数学、第1外国語）の到達レベル、続いて2004年10月に基幹学校卒業資格（9年生、14歳）の主要3科目、および初等教育修了段階（4年生、9歳）の主要2科目（ドイツ語、数学）の到達レベルを制定した。

高等教育：連邦政府は、1998年および2001年にそれぞれ第4次および第5次高等教育大綱法改正を可決、大学制度の抜本的改革が進行中である。これにより、大学評価が初めて義務づけられ、その結果により大学の助成金配分が決まることになった。また、若手研究者のためのポストとして新たに準教授（ジュニア・プロフェッサー）職を導入。2001年には、教授給与に業績給を導入する高等教育教員給与改正法案も可決している。さらに、Bachelor（学士号）およびMaster（修士号）制度の導入に際し、学術的内容の一定の質を確保するために accreditation システムを立ち上げている。

全体：教育の機会均等のために、連邦教育助成法（Bundesausbildungsförderungsgesetz：BAföG）が2001年に改正されたほか、識字率を上げるための各州プログラム、男女の教育機会の均等化、障害者の学習支援、英才児教育の促進などに力を入れている。

2.3.2 言語教育

2.3.2.1 CEF に関して

a) 外国語教育政策に CEF が取り入れられているか。何かの公式な文書に触れているか。

初等・中等教育：州文部大臣常設会議が 2003 年および 2004 年に決議したナショナル教育スタンダードの第 1 外国語スタンダードには、CEF が全面的に取り入れられている。また、多くの州の外国語教育ガイドラインに CEF が参照されている。ベルリン州の 2004/2005 年の日本語の学習指導要綱では、中等教育後期の到達目標は B2 とされ、能力の種類やテーマ分野別に CEF に準じた能力記述表が提示されている。

職業訓練：州文部大臣常設会議は 2002 年に職業訓練における言語能力証明に関する取り決めを決議し、各州が CEF に基づいた A2、B1、B2 の三つのレベルの試験を行い、証明書を発行することを求めている。

市民大学（Volkshochschule：VHS）：2002 年の VHS 連盟で導入が決定された。

b) 実際に CEF がレベル記述、評価、シラバスなどに取り入れられているか。

ギムナジウム：NRW 州においては第 1・第 2 外国語では、B2（Vantage）、日本語が対象となる第 3 外国語では B1（Threshold）が適用内容として明記されている。

高等教育：CEF を利用する大学が増えている。レベル記述に用いているところが最も多いが、カリキュラム開発、評価に用いている機関もある。また、ドイツには高等教育機関共通の語学能力証明システムである UNICert が 1991 年から存在し、加盟している 53 高等教育機関のうち 4 機関で日本語の試験も行われているが、このレベル記述は CEF との対応付けがされている。ドイツ学術交流会は、2004 年冬学期より語学能力証明の記入に当たり、UNICert か CEF のどちらかのレベル記述を用いるよう指定している。

成人教育：CEF レベル記述を利用する市民大学が増えている（バイエルン州、ハンブルク州、ニーダーザクセン州、ラインラント・プファルツ州、ヘッセン州）。そのほか、職業訓練における州文部大臣常設会議認定の言語能力試験作成および評価、外国語としてのドイツ語の試験のレベル記述には CEF が広く用いられている。

c) 最近の動向

初等・中等教育：2003 年から 2006 年にかけて、教育計画・研究振興のための連邦・州委員会（BLK）と七つの州合同の CEF/ELP のモデル・プロジェクトが行われている。2004/05 年より全 16 州において初等教育への外国語教育の導入が実現したのを受け、初等教育と中等教育の連携を、CEF/ELP によってスムーズに行えるようにすることが目的である。一方、CEF がコミュニケーション能力を基盤としていることから、文法教育がおろそかになるのではないかと懸念もある。

高等教育：BA/MA 制度導入に伴って、大学レベルで CEF を取り入れる機関（言語センター）が増えていくと思われる。

2.3.2.2 ELP に関して

a) 外国語教育政策に ELP が取り入れられているか。何かの公式な文書に触れているか。

初等・中等教育：上述の教育計画・研究振興のための連邦・州委員会（BLK）と 7 州による CEF/ELP のモデル・プロジェクトにて、初等教育と中等教育の連携としての ELP を開発中。

b) 実際に ELP が学習、評価などに取り入れられているか。

初等・中等教育：小学校 3 年からの一斉導入を目指し、テューリングン、ベルリン、ブレーメン、などの州で ELP の試行が行われている。

高等教育：教師の個人的な使用の報告はあるが、大学としての導入の報告はない。

成人教育：一部の VHS（バイエルン、ベルリン）で導入されている。

なお、ドイツ国内では九つの ELP（うち初等教育用が五つ、中等教育前期が四つ）が開発されており、そのうち四つが欧州評議会の認定を受けている（巻末資料 3 参照）。

c) 最近の動向

初等・中等教育：上述のように、七つの州合同でモデル・プロジェクトが行われており、小学生からの一斉使用を目指した全国共通 ELP を開発中。

高等教育：高等教育では ELP はあまり使用されていないが、2004 年 2 月の大学言語センター研究会にて高等教育での ELP の活用についてのワークショップが行われるなど、一部の教師や言語センターには関心が高い。

市民大学：言語部会議や各種セミナーで ELP が取り上げられている。市民大学用の ELP の開発プロジェクトが立ち上がる予定であったが、難航している。

2.3.2.3 初等教育での言語教育**a) 履修可能言語**

2002 年の州文部大臣常設会議の決議により、2004/2005 年度までにドイツ全国で初等教育に正式に第 1 外国語（英語またはフランス語）が導入された。

b) 達成目標、基準、試験

授業内容は文法や語彙の体系的な学習ではなく、多言語を使う喜びを発見し、ほかの言語や文化を知ることが目的とされている。そのため、通常第 3 学年からは成績評定の結果が進級に影響するが、外国語科目の成績評定は進級には影響しないとしている州が多い。評価に ELP を用いている州もある。

2.3.2.4 中等教育での言語教育**a) 履修可能言語**

英語、フランス語、ギリシャ語、ヘブライ語、イタリア語、ラテン語、オランダ語、ポーランド語、ロシア語、スペイン語、トルコ語、日本語、中国語、アラビア語（実際には州によって異なる）。

b) 達成目標、基準、試験（NRW 州の例）

最年少の 5 年生から外国語が義務付けられている（英語や、近年ではフランス語を取り入れる学校も増えている）。7 年生から第 2 外国語必須選択科目（フランス語・英語・ラテン語）、9 年生から第 3 外国語も選択可能。ただし 7 年生から 10 年生まで第 2 外国語を選択しなかった生徒は 11 年生から第 2 外国語が必須選択である（スペイン語、日本語、ロシア語など）。12、13 年生からはアビトゥアまで外国語を 1 科目選択しなければならない。一般に 4 科目のアビトゥア試験の科目の選択はかなり複雑である。それぞれの生徒が選択した科目により、外国語の履修内容も変わる。

2.3.2.5 その他の教育現場での言語教育

高等教育：大学によってさまざまであるが、最も多いミュンヘン大学では 35 か国語が提供されている。

市民大学：年間約 16 万 6 千の言語コースが提供され、述べ約 180 万人が言語を学んでいる。

提供言語は、学校によってさまざまであるが、外国語としてのドイツ語はほとんどの市民大学で開講されている。新移民法の成立により、2005 年 1 月以降に入国する外国人はインテグレーション・コースでのドイツ語学習が義務付けられる。

2.3.2.6（語学）教員の公的制度：資格認定、養成、研修

初等教育、中等教育（基幹学校、実科学校）：教員養成専門大学を卒業（第 1 次国家試験後実習、その後第 2 次国家試験）

成人教育：市民大学の講師になるに当たって、資格は必要ではない。履歴書、面接で採用が決まる。各州のVHS連盟は講師研修プログラムを実施している。その他の成人教育施設においては、組織的な養成、研修は行われていない。

ギムナジウム・総合学校：大学教育学部を卒業（第1国家試験後実習期間、その後第2国家試験）教職在職中に実績、試験などによりさらに上の資格取得する。（例：校長）

大学講師：担当言語の分野でDiplomかMA（マギスター）、またはPh.D取得を採用条件としている。

2.3.3 日本語教育

2.3.3.1 最近の動向

a) 初等教育

普通学校では実施校該当なし。

b) 中等教育

学習者数約1,500人。学習者数はここ数年横ばい状態だが、現行の日本語実施形態が需要を満たしていないのが現状である（他の外国語教科との関係）。日本語を取り入れているギムナジウムはドイツ全56校。このほとんどが、クラブ活動に近い自由選択科目（AG）である。正式な教科として日本語実施している学校は20校。このうちアビトゥアの口頭試験を実施している学校は10校に満たない。2004年にノルトライン＝ヴェストファーレン州において、ドイツ初の日本語筆記試験が行われた。また、教師養成に関しては、正式に日本語を教科として教える教師資格は確立されておらず、ほとんど解決の見込みがたっていない。

c) 高等教育

日本学主専攻の学生は、2002/03年冬学期で2,524人。大学で日本語を学ぶ学生総数は、約7,000人ほどである。日本学主専攻の学生は、2002/03年冬学期で2,524人。学習者数は、年々増加傾向にある。日本学（主専攻/副専攻）を擁す大学は22校。それ以外の大学で日本語の授業を行っているところは、約40校。日本学科での日本語授業の必修履修年数は、普通基礎課程の2年間で、週6時間から20時間と、大きな開きがある。教師数は、大学予算削減で減少したところもある一方、プロジェクトの拡大、国際交流基金の助成、クラス増設などで増加したところもある。

d) 成人教育、その他

市民大学（VHS）：全国市民大学連盟の統計（1999年）によると、市民大学の機関2,435校のうち、141校が日本語を開講。ドイツ全国で590の日本語コースが開かれており、参加人数は6,300人弱である。日本語教育を受けて講師になった者はほとんどいない。経験、自己学習と、「VHS日本語講師の会」が主催する研修会などで教授法を向上し、知識を高める。

その他の機関：ケルン日本文化会館日本語講座、ボッフムのNRW州立言語研究所、フランクフルトの財団法人日本語普及センターなど、市民大学以外の機関での日本語学習者はおよそ2,000人程度と推定される。これを加えると、一般成人の日本語学習者は7,000人を超え、その数はドイツにおける全日本語学習者の50%に当たる。

2.3.3.2 日本語教師の団体

日本語教育／教師の団体	問い合わせ先	対象	人数	備考
ドイツ市民大学日本語講師の会		市民大学の日本語講師	80人	
ドイツ語圏大学日本語教育研究会 (JaH)		ドイツ語圏の大学講師	約40人	
ドイツ語圏中等教育日本語教師会 (VJS)		中等教育教師	68人	

2.3.3.3 日本語の教員

	資格・背景	地位／処遇	日本語教員養成・研修
初等	対象者なし	—	—
中等	現役語学教師。日本の教員資格保持者、または大学日本学専攻の修士号保持者。	ほとんどがパートタイム ⁵ 。複数の学校を掛け持ち。	大学の養成講座はない。ベルリン州中等教育における非日本人日本語教師養成が2度行われた。教員研修としては、中等教育日本語教師会主催の研修会がある。
高等	専任講師は、日本語教育、または言語学分野でMAまたはPh.D取得。高いドイツ語能力が求められる。非常勤講師については、あまり資格は問われない。	専任講師の場合、契約は通常2年間。専任講師は全日勤務と半日勤務に分けられる。非常勤は時給制で、1年ごとに契約更新。	現大学講師を対象としたドイツ語圏大学日本語研究会 (Jah) による年1回のシンポジウム。
その他成人	資格保持者は皆無。日本語教授に関心のある者が携わっている。	講座が開講した場合のみ時間給で支給される。非常勤教師と同じ	「ドイツ市民大学日本語講師の会」で年1回行われる定例研修会、この会の支部で行われる勉強会で、質を向上し、知識を深める。

2.3.3.4 その他

	制度／機関	期間	備考
日本留学	<ul style="list-style-type: none"> 日本の大学とドイツの大学による交換留学制度 ドイツ学術交流会 (DAAD) 文部科学省 	1年間 1年間など	授業料相殺、宿舍提供など補助あり。学部生の場合、月800ユーロ。
日本との交流	<ul style="list-style-type: none"> 八つのギムナジウムが日本の高校と姉妹校提携を結んでいる。 欧州青年日本語集中研修 (外務省) 日独勤労青年交流プログラム (ベルリン日独センター) 日独学生交流 (ベルリン日独センター) その他、音楽やスポーツを通じた交流プログラム多数。 	3週間 2～3週間 2週間	欧州より20名程度の青年が訪日。京都での日本語研修。労働関係事情を中心とした研修。
日本語関係行事 (スピーチ、能力試験など)	<ul style="list-style-type: none"> 大使館主催のスピーチコンテスト 外務省主催の作文コンテスト 紅祭り (ベルリン日本語祭り。2003年から) 日本語能力試験 (デュッセルドルフ、シュトゥットガルト、ベルリン) JETRO ビジネス日本語能力テスト (ボーフム) 		

⁵ 学校には時間給講師制度が存在しないため、教員は全て社会保険のついた正規採用。授業時間数に応じた%によりパートタイム講師として雇用されることが多い。

2.3.3.5 日本語教育における問題点、要望、今後の展望

ここ数年、日本のテレビゲーム、アニメやマンガがブームとなり、全体的に日本語学習者が増えており、特に低年齢化しているのが新しい傾向である。

初等・中等教育では、中等教育での正規科目としての日本語授業の定着と初等教育への進出が今後の課題である。学校間・教師間の情報交流など、ネットワークの構築が早急に望まれる。そのためには、教師のPC環境を整えることが必須である。また、教材開発、学習要綱に添った教科書の作成、教員養成の方法やコースの確立の必要性が認識されてきている。

成人教育では、元来は成人教育施設である市民大学の日本語コースにも、マンガなどの影響から日本語に親近感を覚えた若い受講者が増え、従来から幅広かった受講者の年齢層が一層広がっている。また、市民大学の性質上、年齢だけでなく受講者の学習速度や授業出席状況も多様であり、授業の運営に多くの工夫が求められる。しかし、市民大学の講師には、日本語教育の専門教育を受けた者が少ないうえ、同僚日本語教師のいない各町で孤軍奮闘しているのが現状である。これまで行ってきた教師研修や、講師の勉強会がより一層必要となるであろう。

大学では、ギムナジウム（中等教育）や市民大学ですでに日本語を学んだ者の日本学科入学者が増加しており、大学とそれ以外の日本語教育の連携がこれまで以上に問題となってきた。

また、州の財政難が直接影響し、統廃合の危機に立たされている日本学科もある。大学改革による学士課程修了者の就職先、就職率に関連して、今後、日本学科入学者数の動向が注目される。

また、ドイツでは外国語教育政策に欧州評議会の方針が積極的に取り入れられてきている。CEFの言語教育観は初等・中等教育で強く推奨されており、CEFを用いたレベル記述は大学や市民大学においても幅広く使用されている。また、ELPは初等・中等教育で推奨されているほか、一斉導入を目指した新モデル開発のプロジェクトが進行中であり、市民大学用のELP開発の動きもある。これらの影響は日本語教育にも徐々におよんでおり、CEFやELPに関する教師の研修や、日本語の特質を踏まえた能力記述やELPの開発などの準備が望まれる。一方で、これらの外国語教育政策が、文法・文型中心教授法が伝統であったドイツの外国語教育に定着していくかどうか、今後の見極めが肝要であろう。

2.3.4 情報源

教育事情

- ・ Eurydice European Unit (2003) *Structures of education, vocational training and adult education systems in Europe Germany 2002/2003*
http://www.eurydice.org/Documents/struct2/frameset_EN.html
- ・ Eurydice European Unit (2000) *European Glossary on Education, Volume 2: Educational institutions*
http://www.eurydice.org/Doc_intermediaires/term_tools/en/frameset_term_tools.html
- ・ Eurydice Focus on the Structure of Higher Education in Europe 2003/04
<http://www.eurydice.org/Documents/FocHE/en/FrameSet.htm>
- ・ Forum Bildung <http://www.forum-bildung.de/templates/index.php>
- ・ 連邦政府新聞情報庁編纂 (2003) 『ドイツの実情』 ソシエテーツ出版

<http://www.tatsachen-ueber-deutschland.de/1653.0.html>

言語教育事情

- ・ UNIcert <http://rcswww.urz.tu-dresden.de/~unicert/>
- ・ Gemeinsamer europäischer Referenzrahmen für Sprachen: lernen, lehren und beurteilen
<http://www.goethe.de/referenzrahmen>
- ・ Das Europäische Portfolio der Sprachen <http://www.manfred-huth.de/fbr/port.html>

日本語教育事情

- ・ カイ・ゲネンツ (2001) 「日本語ブームから 20 年—ドイツにおける日本語教育の現状と問題点『世界の日本語教育 第 6 号』 国際交流基金日本語国際センター
- ・ 国際交流基金日本語国際センター (1998) 「海外の日本語教育の現状 = 日本語教育機関調査 1998 年 = 」
- ・ ボート・フォン・コップ (2003) 「ドイツの教育システムにおける日本—小中高等学校及び社会人向け講座などの教育機関について」 国際交流基金編 『国別文化事情』 pp.133-147
- ・ 持田節子 (2003) 「ドイツ中等教育における日本語ガイドラインについて」 国際交流基金編 『世界の日本語教育 日本語教育事情報告編』 第 7 号
- ・ 持田節子 (2003) 「ドイツ中等教育機関における日本語授業について」 国際交流基金編 『国別文化事情』 pp.148-152

統計

- ・ Kultusminister Konferenz <http://www.kmk.org>
- ・ Sekretariat der Kultusministerkonferenz (2003) *STATISTISCHE VERÖFFENTLICHUNGEN DER KULTUSMINISTERKONFERENZ Dokumentation Nr. 171 - Schüler, Klassen, Lehrer und Absolventen der Schulen 1993 bis 2002*
- ・ Statistisches Bundesamt (2003) *Hochschulstandort Deutschland 2003*
- ・ Statistische Bundesamt <http://www.statistik-bund.de>
- ・ UNESCO Institute for Statistics 2003 <http://www.uis.unesco.org>

2.3.5

ドイツの大学教育制度改革と日本学科への影響

猿渡晶子

1. ドイツにおけるボローニャ・プロセス

従来ドイツの大学で取得できる学位は Magister（マギスター：修士号に相当する）と Diplom（ディプローム：理系の学科で多く取得される）であった¹。しかし、2010年までにヨーロッパ諸国における統一的な大学システムの実現を目指すボローニャ宣言に基づき、1999/2000年冬学期からドイツの大学でも BA（Bachelor）/MA（Master）制度が導入されてきている。この制度は、Universität（総合大学）だけでなく、Fachhochschule²（専門単科大学）にも同様に導入される。これまで、専門単科大学の修了資格は総合大学修了資格と区別されていたが、新制度導入後は両大学の資格は同等とみなされ、MA 修了後はともに博士課程に進むことが可能となる。この制度によれば、3年または4年で BA 取得、1年または2年で MA 取得が可能となる。現在、ドイツでは大学の平均在学期間は6年であるが³、BA 制度導入により、在学期間が約半分に短縮されることになる⁴。また、BA/MA 制度の全国的導入とともに、ヨーロッパ各国の大学で認められた共通の欧州単位相互認定制度（ECTS）の導入がすすめられている。BA 取得には180または240単位、MA 取得には60または120単位が必要である。ECTS 導入により、ドイツ国内の他大学で学ぶのはもちろん、ヨーロッパ内の他大学に席を移すことも簡単になる。BA/MA 制度をいつ導入するかは、大学、学科によってさまざまであるが、2004/2005年冬学期には、総合大学・専門単科大学あわせて、BA 制度導入学科は1,253、MA 制度導入学科は1,308学科にのぼり、これは全体の23%に相当する⁵。以下の表1に見る通り、これは1999/2000年冬学期から比べると飛躍的な増加と言える。

表1 ドイツ全土における BA/MA 導入学科数の推移

	BA 導入学科数	MA 導入学科数	BA/MA 総数
1999/2000 冬学期	123	60	183
2000 夏学期	202	104	306
2000/2001 冬学期	277	165	442
2001 夏学期	382	217	599
2001/2002 冬学期	471	293	764
2002 夏学期	544	367	911
2002/2003 冬学期	633	439	1,072
2003 夏学期	747	886	1,633
2003/2004 冬学期	854	1,044	1,898
2004 夏学期	951	1,173	2,124
2004/2005 冬学期	1,253	1,308	2,561

2. 日本学科における BA/MA 課程の導入

日本学科では、2004 年夏学期までに、Tübingen（テュービンゲン）大学、Bochum（ボーフム）大学、Düsseldorf（デュッセルドルフ）大学が BA 課程を導入済みである。2004/2005 年冬学期からは、新たに Marburg（マールブルク）大学で従来からの Magister 課程と平行して BA 課程が導入されている。これら BA 課程を導入した日本学科では、入学者の増加がみられる。日本学科に限らないが、BA 課程の長所として主に次のことがあげられる。

- ・短期間で卒業できる
- ・修了後 MA に進学、もしくは就職という選択の可能性がある
- ・国際的に認可比較可能な卒業証明 Bachelor 資格の取得ができる

上記以外の大学でも BA/MA 課程導入準備をすすめているが、学業期間および内容構成については、各日本学科に任されており、かなり異なる。以下に、マールブルク大学とテュービンゲン大学における BA/MA 課程の具体例を示す。

- ・マールブルク大学日本研究センター：BA 4 年 /MA 1 年。BA は、1 年間の日本留学を含み、所定の単位を取得できる。企業での実習によっても所定の単位取得が可能である。マールブルク大学では Megister 課程の入学者も平行して受け付けているが、2004/2005 年冬学期の Megister 課程と BA 課程の新入生の登録比率は半々であった。
- ・テュービンゲン大学日本学科：BA 3 年 /MA 2 年。BA 課程では主専攻である日本学に重点をおき、副専攻は一つのみとしている。テュービンゲン大学では、日本に焦点を当てた経済学と日本学の組み合わせが特色である。Magister 課程も平行して入学者を受け付けているが、Magister では主専攻二つ、もしくは主専攻ひとつに副専攻二つの選択が可能である。

受講科目などの内容構成は、大学によってさまざまであるが、BA 課程では主に日本語の習得に重点をおき、経済学や企業での実習を取り入れるなど、学問的専門性を追求するより、将来的な職業訓練を視野に入れた科目構成にしているところが多い。ただ、今のところドイツ国内での BA 課程に関する認知度の低さから、卒業後の就職先に難を来すことが懸念されているが、これは BA 課程の普及にともなって解決されるであろう。BA 取得卒業生の就職先、就職率が今後注目される。

3. 日本学科の現状

今まで無料であった学費だが⁶、ドイツ各地の大学で学費制度の導入が進められている。

¹ 法学部のように Staatsexamen（国家試験）をもって最終学位とする学部もある。

² 専門単科大学は、総合大学が学問的な研究を重視するのに比べ、主に実務を学ぶことを目的にした大学である。

³ ドイツでは伝統的に学費が無料であることから、学生の身分を享受して卒業までに 8、9 年要する者も少なくない。

⁴ 在学期間の短縮により、州は学生に対する学費の負担を軽減できるというメリットがある。

⁵ http://www.hrk.de/de/service_fuer_hochschulmitglieder/155.php

⁶ ドイツの大学のほとんどが州立で、大学予算は州の財政でまかなっている。私立大学で学ぶ学生は全体のわずか 1.7%（Statistisches Bundesamt 2003 報告書による）にすぎない。

長期在学の学生に対して、1学期につき500ユーロ程度の学費を払う措置がとられている大学が多い⁷。学費導入は、財政難に喘ぐドイツの大学にはもはや避けて通れない道だが、大部分の学生は学費導入に不賛成で、2003年秋/冬にはドイツ各地でデモやストライキが行われた。

財政難のあおりを受けて、統廃合に追い込まれる学部も少なくない。各大学とも躍起になって予算削減につとめているのが現状で、定年になった教授の後任を新規採用しない、講師の契約延長を拒否するなど人員削減に余念がない。ここ5年以内に現大学教職員の40%を削減することを目標に掲げている大学もある。日本学科に関しても、統廃合の危機に立たされているところは少なくない。学生の「セップク」演出抗議も空しく、Göttingen（ゲッティンゲン）大学日本学科が教授の退官とともに閉鎖されたのは記憶に新しい。また、同一州内に日本学科を有する大学が二つ、もしくはそれ以上ある場合は、日本学科を一つの大学に統合しようとする動きがある。しかし、統廃合の危機にさらされているのに反して、学生数自体は、ほとんど全ての日本学科でここ数年かなり増加している。例えば、経済学と日本語の組み合わせの地域研究学日本専攻という新専攻が導入されたBonn（ボン）大学では、学生数が大幅に増えた。また、特にノルトライン＝ヴェストファーレン州にある大学（デュッセルドルフ大学、ボーフム大学、ボン大学など）では、日本学科入学者が大幅増加しているが、これは、同州で2001年から日本語がアビトゥア（Abitur）試験の正式科目に認定され、2004年、はじめて日本語のアビトゥア試験が行われたことも無縁ではないだろう。

さらに多くの日本学科がBA/MA課程を導入することにもなう学生数の変化と、BA/MA課程の成果と結果が今後注目される。

参考サイト

大学学長会議 Hochschulrektorenkonferenz

http://www.hrk.de/de/service_fuer_hochschulmitglieder/155.php

高等教育改革制度

http://www.hrk.de/de/download/dateien/statistik_BAMA.pdf

統計資料 Statistisches Bundesamt Deutschland

<http://www.destatis.de/>

テュービンゲン大学

<http://www.uni-tuebingen.de/JAPSEM/>

⁷ しかし、ドイツでは「大学の学費を払う」という概念がなかったため、1学期に500ユーロの出費でも多いと感じる学生が多い。

2.3.6

テューリンゲン州の外国語教育政策と外国語特別ギムナジウムでの ELP 活用例

松尾 馨

2001年、ドイツの中央に位置するテューリンゲン州の人口12,000人の小さな町に、ドイツで初めての州立外国語特別ギムナジウムが設立され、外国語の一つとして日本語が導入された。テューリンゲン州では、CEFやELPも積極的に導入が進められている。本稿では、テューリンゲン州の外国語教育政策を概観するとともに、外国語ギムナジウムの訪問調査をもとに、ELPの活用現状について報告する。

1. 第1外国語のナショナル教育スタンダード

ドイツでは、90年代ごろから児童・生徒の学力低下への危惧が高まり、教育に関する全国統一のスタンダードの必要性が取りざたされていた。2000年に32か国で行われたOECDの生徒の学習到達度調査（Programme for International Student Assessment: PISA-Studie）で、ドイツは読解、数学、科学のすべてで20位以下という結果に終わり、さらに州や学校によって学力に大きな格差があることが示された。このPISA調査結果を受け、2002年に州文部大臣常設会議（Kultusministerkonferenz: KMK）はナショナル教育スタンダードの制定を押し進めることを決定。2003年12月に、中級卒業資格（10年生、15歳）の主要3教科（ドイツ語、数学、第1外国語）についてのスタンダード、続いて2004年10月に基幹学校卒業資格（9年生、14歳）の主要3科目および基礎学校修了段階（4年生、9歳）の主要2科目（ドイツ語、数学）についてのスタンダードを制定した。

第1外国語（英語・フランス語）のスタンダードにはCEFの言語能力観や参照レベルが全面的に採用され、中級卒業資格はB1、基幹学校卒業資格はA2と定められた。ヨーロッパ内での国際協力とグローバル競争の重要性の観点から、語彙、文法、文章構造などを中心とした伝統的な学校外国語教育から脱し、コミュニケーション能力や異文化適応能力を重視した外国語教育へ変革することが強く求められている。KMKの決定は各州に対する拘束力を持っており、各州は、このスタンダードを教育シラバス、教員養成、教員研修などを通して教育課程に反映させること、また比較可能な学力テストを行うことが義務づけられており、外国語教育全体の改変が迫られているといえるだろう。

2. テューリンゲン州の外国語教育政策

a) 外国語教育概観

テューリンゲン州では、2001年度より、基礎学校3年生（8歳）からの外国語教育が義務づけられ、すべての教育段階で外国語教育が実施されることになった。1999年から2001年にかけて改定された各外国語のシラバスはCEFの内容を直接反映してはいないが、KMKのナショナル教育スタンダード制定を受け、各教育段階の外国語教育の到達基準はCEFと対応させたレベルを設定している。各教育段階での外国語教育制度を表1に示す。

基礎学校では、2003年度には1年生（6歳）からの外国語授業（20校）や、2言語または3言語併用授業（6校）を試みている学校もある。提供される外国語は、英語、フランス語、ロシア語、イタリア語の四つである（他州の小学校で提供される外国語は通常1または2か

国語)が、実際には英語を導入する学校が圧倒的に多い。教員の教授能力や言語資格が大きな問題となり、2002年から州は市民大学と提携を結び、小学校の教師全員に対して英語の研修への道を開いている。

ギムナジウムのうち、独英バイリンガル学校(3校)、および独仏バイリンガル学校(3校)では、5年生より主言語(英語または仏語)が第1外国語として教えられる。7年生からは、このほかに、地理、歴史、社会の実教科目でバイリンガル授業が行われる。

表1 テューリンゲン州の外国語教育制度

学校区分	外国語		学年		言語活動領域	到達レベル
基礎学校 1～4年生	第1	英語、フランス語、 イタリア語、ロシア語	3～	必修	会話参加、 やりとり、 ききとり	A1
普通学校 (コース1) 5～9年生	第1	英語	5～	必修	全て	A2
普通学校 (コース2) 5～10年生	第1	英語	5～	必修	全て	B1
	第2	英語、フランス語、 ロシア語	7～10	選択 必修	全て	A2+
ギムナジウム 5～10年生	第1	英語、フランス語、 ラテン語	5～	選択 必修	全て	B1+
	第2		7～		全て	B1
	第3	ギリシャ語、スペイン語、 イタリア語	9～	選択 必修	全て	B1
ギムナジウム 高学年 11～12年生	第1	ギムナジウム低学年の言 語を引き続き学習	11～12	選択 必修	全て	B2+
	第2					B2
	第3					B2
	第4	その他の言語			全て	A2

b) テューリンゲン州の外国語教育新理念およびプロジェクト

テューリンゲン文部省は、「欧州言語年2001」を契機に、「テューリンゲンの学校における多言語使用(すべての児童・生徒および教師が複数言語が使える)」を謳った外国語教育理念を同年に策定、外国語教育の効率を上げるために次のような2010年までに達成すべき外国語学習の目標を打ち出した。

- ・基礎学校：他の言語や文化に触れ、外国についての意識を高める。そのために、外国語を短いシリーズ授業にしたり、他の教科で外国語を使うなどして、統合的に教える。
- ・中等教育：5年生から二つの外国語を教える。ギムナジウムでは、三つ目の外国語を8年生から必修とし、第1外国語は10年生までに終了し、文化や文学中心の授業や他教科のバイリンガル授業に切り替える。

さらに、これらの目標を達成するために、以下の点が重要だとしている。

- ・教師間の連携：特定外国語科目の教師だけで固まらず、学校で「言語科目会議」開くなど、母語を含むすべての言語教師の協力関係を築くこと。また、言語がより現実的な形で使われる状況を作るために、他のすべての教科教師と協力する。
- ・母語の原則：母語（ドイツ語）をはっきりと発音し、正しい表現を用いるなど、外国語教育の基礎として、すべての教科において母語（ドイツ語）教育の徹底を図る。
- ・バイリンガル授業：外国語を単なる学習の対象からコミュニケーションの媒体へと変えるために、すべての科目でバイリンガル授業を利用する。これには、ある科目の授業をすべて（または一部ドイツ語を混ぜて）外国語で行う「バイリンガル授業」や、あるテーマに即していくつかの異なる教科で二つの言語を用いて授業を行う「バイリンガル・モジュール」などの形態が考えられる。
- ・異文化学習：異文化適応能力を養うとともに、自国文化への気づきを深め、異文化に対する知識や寛容性を養い、偏見をなくす。
- ・新メディア：新しいメディアやテクノロジーの発達により、ペアワークや小グループの練習活動、自習の形態が多様化し、教師の役割が変わりつつある。また、異文化学習のきっかけとなる実物素材として利用することもできる。
- ・動機付け：外国語学習を生涯続けていくための自律学習の土台を築くために、授業で言語への意識を高める。また ELP などを用いる。バイリンガル・モジュールや集中的な外国語滞在、新しい技術の導入を通して、より早い時期に言語知識の活用場を与える。
- ・教員の資質：「チューリンゲンの学校における多言語使用」を実現するためには、全教員が外国語能力を持つことが求められる。養成や研修において常に外国語、異文化能力の向上に配慮する。

また、これらの目標達成に向けて、「基礎学校における多言語使用：5年生から二つの外国語を」、「バイリンガル・モジュールの計画・実施」、「林間学校での外国語学習」、「チューリンゲン・モデル ELP の試行」など八つのプロジェクトを企画、振興している。

3. 外国語特別ギムナジウム

a) 設立の経緯と概要

欧州言語年 2001 を契機とした外国語教育の認識の高まりの中で、外国語教育に重点をおいたギムナジウムを作ろうという動きが強まった。以前から英才教育にも力を入れているチューリンゲン文部省は、すでに存在した音楽やスポーツ、自然科学などの特別ギムナジウムに加えて外国語の英才教育のためのギムナジウムを作ることを決定。18 世紀に教育学者ザルツマンによって設立され、当時ヨーロッパで名声を得たという伝統あるギムナジウムが外国語ギムナジウムとして選ばれ、新校長の就任後わずか 3 か月の準備期間で外国語ギムナジウムとしての授業が開始された。

5 年生から 12 年生（10 歳から 17 歳）の 8 年間に、日本語などの非ヨーロッパ言語を含む最低四つの外国語を学習するという全寮制の学校で、チューリンゲン州だけでなく近隣の州からの生徒も入学している。1 学年あたりの人数は 50 人程度で、通常のギムナジウムには入学試験はないが、このギムナジウムでは丸 1 日かけて入学試験が行われ、基本的言語能力や認知力の高い生徒が選抜される。

外国語のカリキュラムは、表 2 の通りである。各外国語の履修時間数は、普通ギムナジウムより数時間多く用意されており、10 年生の時点での第 1 外国語の英語の到達目標は、普

通ギムナジウムの B1+ に対し、外国語ギムナジウムでは C1 とされている¹。これらの学習を支援するために、10 人程度の少人数制、全日授業の実施（ドイツでは通常半日授業のギムナジウムが多い）、放課後教師に自由に質問できる自習時間の設定などの工夫が行われている。

通常は第 3 外国語として提供されることが多い非ヨーロッパ言語が、第 2 外国語として位置づけられているのが特徴である。これは、習得に要する時間が長いため、早い時期に始めるのだそう。それぞれ、ネイティブ・スピーカーの教師（日本語 1 人、中国語・アラビア語各 2 人）が授業を担当している。履修者の内訳は、2004 年の 7 年生の例では、アラビア語 25 人、中国語 12 人、日本語 11 人と、アラビア語の人气がいちばん高い。この外国語の選択は、前年の終わりに行われる各言語の紹介のためのオリエンテーションを経て決められ、その内容が言語の選択に大きく影響しているようである。これらの外国語の授業は、現在のところ 10 年生（15 歳）までのカリキュラムが用意されているが、その後ギムナジウム高学年まで継続して行われる予定で、非ヨーロッパ言語は通算 7 年間勉強されることになる。

表 2 外国語カリキュラム（時間数）

学年	第 1 外国語	第 2 外国語	第 3 外国語	第 4 外国語	課外授業
	英語	非ヨーロッパ言語	ロマンス語系	スラブ語系	(自由選択)
		日本語 中国語 アラビア語	スペイン語 フランス語	ロシア語 チェコ語 ポーランド語	スペイン語 b ラテン語
5	7	—	—	—	2
6	5+1 a	5	—	—	2
7	5	5	—	—	2
8	4	3	4	—	2
9	3	3	4+2 a	4	2
10	—	3	4+2 a	4+2 a	2

a : 2 言語併用による実教科目の授業 b : 2004/05 年からはラテン語のみ

外国人、特に日本人との接触が少ない町での非ヨーロッパ言語の学習においては、その国の人や文化に触れる機会が非常に貴重である。日本語や中国語の授業の一環として、昼休みに書道や折り紙の時間を設けたり、インターネットを使用したりという工夫が行われている。しかし、何よりも印象的だったのは「ネイティブ教師が教材です」という校長先生の一言である。日本人日本語教師は、教室では貴重な文化教材なのである。

b) ELP の活用

テューリンゲン州は初等教育（8～11 歳）用、中等教育前半（10～16 歳）用、中等教育後半（15 歳～）用の ELP² を開発し、2002 年に正式な ELP として欧州評議会から認定され

¹ 「非ヨーロッパ言語」の到達目標は CEF レベルでは記述されていない。CEF が非ヨーロッパ言語を対象としていないことと、テューリンゲン州では日本語の授業自体が新しく判断が難しいことが理由だそうである。

² 3 部の ELP はすべて一つのファイルにとじられており、教育段階が変わっても継続して同じファイルが使えるように工夫されている。

ている。前述したように、チューリングゲン州ではこれらの ELP の試行プロジェクトが行われている。これは、外国語学習の始まる小学校3年生からの一斉導入を目指したもので、他の6州と共同で進めている「小学校用ドイツ共通 ELP 開発プロジェクト」の一環でもある。2003年から1年半の試用計画で、各種学校のモデル校24校で生徒8,500人に「チューリングゲン・モデル ELP」が無償で配布された。当然ながら外国語ギムナジウムも ELP モデル校に選ばれた。

チューリングゲン ELP は、チューリングゲンの言語教育シラバスの能力モデル（自己管理能力：Selbstkompetenz、社会的能力：Sozialenkompetenz、方法能力：Methodenkompetenz、教科能力：Sachkompetenz）を取り入れ、以下のような構成になっている。

- ・言語学習記録 (Sprachenbiografie)
 - S1 私の言語学習の概観
 - S2-K 私の言語能力 (言語能力の自己評価：教科能力)
 - S2-H 私の学習を助けてくれるもの (学習方法の自己評価：方法能力)
 - S2-Z 私の学習目標 (学習目標・計画の設定：自己管理能力)
- ・資料集 (Dossier)
 - DI 私のベストな学習成果物
 - DII 私の経験 (社会的能力)
 - DIII 私の趣味
 - DIV 私の言語プロジェクト
- ・言語パスポート (Sprachenpass)

外国語ギムナジウムでは、ELP は外国語科全体の取り組みとして導入され、各教師は外国語教科会議で決められたスケジュールや内容に従って ELP の教室活動を行っている。ELP 導入の最初の時間は以下の手順で進められた。

1. ポートフォリオの全体構成の説明
2. 言語学習記録 (S1) の記入
3. 五つの言語能力分野の記述例を理解するための活動
4. 五つの言語能力分野の自己評価 (S2-K) の記入
5. 「私の学習計画」(S2-Z) の記入

全ての外国語科目で、1学期に2回(年に4回)上記4、5の一斉記入の時間が設けられ、教師は毎回翌週に5の学習計画について助言を記入して返却している。日本語学習者の ELP 記入例を文末に挙げる。

c) ELP の成果

外国語ギムナジウムの校長は、ELP を「自己批判能力が身につく」「外国語学習の動機付けに非常に有効」と評価している。ELP 試行プロジェクトの中間報告では、「ELP の使用は開始年齢が低ければ低いほど効果があり、開始年齢が高いほど不評である」という結果も出ており、今後基礎学校レベルからの ELP 導入にますます拍車がかかりそうである。

日本語の生徒にも概して好評であるが、「記入量が多く大変」「言語能力を自分で評価する

のは難しい」などの否定的な意見も多く聞かれた。日本語担当教師の話では、非ヨーロッパ言語の語学教師の間でも「難易度がCEFと一致しない項目がある」「言語能力の記述法が必ずしもその言語に合っていない」「ELPを用いた指導法がいまひとつわからない」という意見が多く、指導に苦勞しているということである。例えば、ELPの能力記述は、日本語のカタカナや漢字などの文字の習得を考慮しておらず、「平易に書かれた文章が理解できる」というような能力記述があっても、どの文字で書かれたものを「平易な文章」とすればいいか判断に困る。また、これらの文字の習得は他の言語よりも時間がかかるため、学習の最初の段階では自己評価表に「～ができる」と記入するまでに期間を要する。目に見えて「できる」ようになる項目が少なければ、かえって動機付けを下げることになりかねない。さらに、ELPの評価項目と授業の間に直接関連がないため、「できる」かどうかの自己評価をしにくいという問題もある。

このような点を考慮すると、日本語に合った言語能力記述表を作る、特に文字の特殊性を配慮した、進歩が見えやすい細かな段階の能力記述表を用意する、記入頻度を多くして一度に記入すべき負担を減らす、CEFの評価項目と関連した授業活動や評価・テストを行う、ELPの記入時間を設定するだけでなく、ELPの使い方に関する教師研修を行うなどの工夫が必要であろう。

テューリンゲン州に限らず、ドイツのほかの州でもELPの使用が始まりつつあり、中等教育での日本語授業にELPを持った生徒がやってくる日はそう遠くない。それまでに、文字教育や必要学習時間など日本語の特質を踏まえたELPが開発されることが望ましいだろう。

参考サイト

文部科学省 PISA テスト

http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/index28.htm

KMK ナショナル教育スタンダード

<http://www.kmk.org/schul/Bildungsstandards/bildungsstandards.htm>

テューリンゲン文部省 学校における言語教育およびELP

<http://www.thueringen.de/tkm/hauptseiten/schul.htm>

ELP の記入例 1

S2
K

LESEN

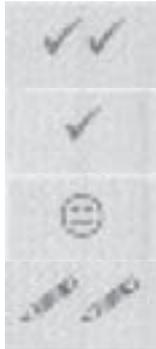
Sprache: Japanisch

Datum: 05/05/03 06/09/02 07/03/02 22/06/04

A1	Ich kann vertraute Wörter, Namen und ganz einfache Sätze verstehen.	✓✓	✓✓	✓✓	✓✓
	Ich kann Plakate, Prospekte und Schildern einfache Informationen - z.B. zu Ort, Zeit, Preisen - entnehmen.	✓✓	✓✓	✓✓	✓✓
	Ich kann Anweisungen und kurze Texte verstehen und einfache Informationen herausfinden.	✓✓	✓✓	✓✓	✓✓
	Ich kann einen Fragebogen - z.B. in einem Hotel - soweit verstehen, dass ich die wichtigsten Angaben zu meiner Person machen kann wie Name, Vorname, Geburtsdatum oder Anschrift.	✓✓	✓✓	✓✓	✓✓
A2	Ich kann Texte zu mir vertrauten Themen verstehen, wenn sie in einfacher Sprache geschrieben sind.	✓	✓	✓	✓
	Ich kann in Anzeigen, Fahrplänen, Prospekten u.ä. alle wesentlichen Informationen verstehen.	☺	☺	☺	✓
	Ich kann kurze Texte verstehen und darin bestimmte Informationen auffinden - z.B. das Kinoprogramm oder die Resultate im Sportteil einer Zeitung.	☺	☺	☺	✓
	Ich kann kurze persönliche Mitteilungen verstehen - z.B. Briefe, Postkarten, E-Mails oder SMS.	☺	☺	✓	✓
B1	Ich kann in einfachen Alltagstexten - z.B. in Briefen und Broschüren - wichtige Informationen auffinden und verstehen.	!!	!!	☺	✓
	Ich kann längere Texte mit gebräuchlicher Alltags- oder Berufssprache nach gewünschten Informationen durchsuchen.	!!	!!	!!	!!
	Ich kann die Beschreibung von Ereignissen, Gefühlen und Wünschen verstehen, wenn sie in Briefen oder kurzen Erzähltexten vorkommen.	!!	!!	!!	☺
	Ich kann literarische Texte verstehen, wenn überwiegend mir bekannte Wörter darin vorkommen und eine einfache Handlung zu Grunde liegt.	!!	!!	!!	!!
	Ich kann Artikel und Berichte verstehen und ihnen Einzelheiten entnehmen.	!!	!!	!!	!!
	Ich kann Texte verstehen, in denen Meinungen, Einschätzungen oder Haltungen dargelegt werden.	!!	!!	!!	!!
	Ich kann verstehen, welche Absicht der Autor verfolgt - z.B. in Zeitungstexten oder in Kritiken.	!!	!!	!!	!!
	Ich kann zeitgenössische literarische Texte lesen und dabei den Handlungsverlauf, die Gesamtautlage sowie einige Details verstehen.	!!	!!	!!	!!
B2	Ich kann lange, komplexe literarische und Sachtexte, die viele Informationen enthalten, verstehen.				
	Ich kann technische Anleitungen sowie Fachartikel aus meinen eigenen und auch anderen Fach- bzw. Interessengebieten verstehen.				
	Ich kann literarische Texte lesen und sowohl das Wesentliche als auch Details verstehen.				
	Ich kann in längeren Analysen, Berichten und Kommentaren Meinungen, Standpunkte und Zusammenhänge erfassen.				
	Ich kann in Berichten, Kommentaren und auch literarischen Texten erkennen, welche stilistischen Mittel eingesetzt wurden.				
	Ich kann praktisch alle Arten geschriebener Texte verstehen, einschließlich abstrakter, strukturell komplexer oder stark umgangssprachlicher literarischer oder nicht-literarischer Texte.				
	Ich kann ein breites Spektrum langer und komplexer Texte verstehen und dabei implizite Bedeutungen sowie feine stilistische Unterschiede erfassen.				
	Ich kann an Online- oder Offline-Computerkonferenzen teilnehmen.				

ESP-Themen2002 Portfolio-Bogen-akt. Model Nr. 22.2002 v

ELP 記入例 1 凡例



とてもよくできる、ほとんど問題なくできる、と思ったらこのマークを記入しましょう。

かなりできる、と思ったら、このマークを記入しましょう。

あまりうまくできない、と思ったら、これを記入しましょう。

まだ知らないこと、またはとても難しいことには、このマークを書き入れましょう。

(筆者訳)

ELP 記入例 1 日本語訳 8

S2-K 私の言語能力

読み

- A1 よく知っている言葉や名前、非常に簡単な文を理解できる。
ポスターやパンフレット、看板の、簡単な情報（場所、時間、値段など）を取り出せる。
マニュアルや短いテキストを理解し、簡単な情報を取り出すことができる。
主な個人情報（名前、名字、生年月日、住所）を記入するために、質問事項（ホテル宿帳など）が十分理解できます。
- A2 ごく簡単な言葉で書かれたテキストなら、身近なテーマのテキストを理解できる。
広告、時刻表、パンフレットなどの基本的な情報は全て理解できる。
短いテキストを理解し、特定の情報を見つけることができる。（例えば、新聞のスポーツ欄の結果や映画の上映予定）
短い個人的な知らせを理解できる。（例えば、手紙、はがき、eメール、SMS など）
- B1 簡単で日常的なテキスト（手紙やパンフレット）の中から重要な情報を引き出し理解することができる。
非常によく用いられる、日常の、あるいは仕事上の言葉の長いテキストから、必要な情報を捜し出すことができる。
手紙や説明文の、出来事、感情、希望の表現を理解することができる。
大部分が知っている言葉で書かれ、簡単な筋が基本になっている場合は、文学的なテキストを理解できる。
- C1 新聞記事やニュースを理解し、その細部まで理解できる。
自分の関連外の分野での専門的な記事も、長い技術的説明書も理解できる。
文学テキストを読み、詳細まで理解できる。
長い分析や、報告、解説文の、筆者の考えや視点とその関係が理解できる。
報告や解説文、文学テキストを、文体の違いを認識しながら理解できる。
- C2 抽象的で構想的にも複雑な、もしくは高度に口頭表現を使った文学、および文学以外の書き物を含めて、書かれたテキストがすべて理解できる。
非明示的な意味や文体の微妙な違いを味わいながら、幅広い分野にわたって長い複雑なテキストが理解できる。
オンライン及びオフラインのコンピュータ会議に参加できる。

(筆者訳)

ELP 記入例 2

S2

Was mir beim Lernen in Japanisch hilft

Das hilft mir beim Hören:



- Ich bin bereit, anderen Personen zuzuhören. ④ ○ ○ ○
✓
- Ich höre auch dann weiter aufmerksam zu, wenn ich einzelne Wörter nicht sofort verstehe. ④ ④ ○ ○
✓
- Ich fertige mir selbstständig Notizen an. ④ ○ ○ ○
✓
- Ich weiß in etwa, worum es geht, wenn ich vorher auf das Thema eingestimmt bin - z. B. durch Anschauungsmaterial. ④ ④ ○ ○
✓
- Ich konzentriere mich auf Schlüsselbegriffe oder Sinnzusammenhänge. ④ ○ ○ ○
✓



Das hilft mir beim Lesen:

- Ich markiere bedeutsame Aussagen im Text. ④ ○ ○ ○
✓
- Ich fertige selbstständig Notizen an. ④ ○ ○ ○
✓
- Ich kann unbekannte Wörter aus dem Sinnzusammenhang, durch Vergleich mit anderen Sprachen oder durch Wortbildungskennnisse erschließen. ④ ④ ○ ○
✓
- Ich benutze Wörterverzeichnisse oder Wörterbücher (einsprachige und zweisprachige) ④ ④ ④ ○
✓

ESPTourigen2000-Partikel2-Sprachtestfrage Lernhilfen-04k, Modell Nr. 32.2002 b

S2-H私の学習を助けてくれるもの

私の 日本語の 学習を助けてくれるもの

次の事柄は、私の聴解を助けてくれます。

- ・ほかの人の言うことを聞こうという心の準備をします。
- ・すぐに理解できない言葉があっても、続けて注意深く聞きます。
- ・自分でメモをとります。
- ・事前にそのテーマに関心を持っていると、何について話しているか大体理解できます。
- ・中心となる概念や文脈に集中しています。

次の事柄は、私の読解を助けてくれます。

- ・テキストの大切な部分に印をつけます。
- ・メモを取ります。
- ・知らない言葉があっても、ほかの言語と比べたり、造語の知識を使ったりして、文脈から推測できます。
- ・辞書（1言語または2言語）や語彙表を使います。

(筆者訳)

2.4 Hungary ハンガリー



地図は、http://europa.eu.int/abc/maps/members/hungary_en.htm を元に作成

正式国名：ハンガリー共和国 Republic of Hungary

1. 面積	約 9.3 万 km ² (日本の約 1/4)
2. 人口	約 1,014 万人 (2000 年)
3. 首都	ブダペスト

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/hungary/data.html>

国の言語、使用状況

1. 国語 ハンガリー語 (マジャル語)
2. 公用語 ハンガリー語 (マジャル語)
3. その他使用言語 少数民族言語として、アルメニア語、ウクライナ語、ギリシア語、クロアチア語、ジプシー語 (ロマ語およびベアーシュ語)、スロバキア語、スロベニア語、セルビア語、ドイツ語、ブルガリア語、ポーランド語、ルシン語、ルーマニア語がある。「少数民族の権利に関する法律」で、少数民族と認められた前記 13 の民族言語は公的な使用が認められている。少数民族学校 (初等・中等教育) も正式に認可されている。

2.4.1 ハンガリーの教育制度（2005年以降）

義務教育	高等教育	大学院	博士（最低3年間）												
			3												
			2												
			1												
			修士（2年間）												
			2												
			1												
			大学学部	総合大学		単科大学		短期大学							
				3	学士	学士									
				2			2								
	1				1										
	中等教育	中等教育		職業専門学校	職業高校	普通高校 ギムナジウム	普通高校 ギムナジウム	普通高校 ギムナジウム							
				4	4	4	12	12							
				3	3	3	11	11							
				2	2	2	10	10							
				1	1	1	9	9							
							8	8							
						7	7								
							6								
							5								
初等教育			初等教育	8年制小学校（国立）											
	8														
	7														
	6			6											
	5			5											
	4			4	4										
	3			3	3										
	2			2	2										
	1			1	1										
	年齢	20/21		19/20	18/19	17/18	16/17	15/16	14/15	13/14	12/13	11/12	10/11	9/10	8/9

2.4.1.1 教育段階

	行政管轄 (国、州、 市町村)	年齢 / 年数 義務教育	授業料、 公的助成制度	就学 / 在学・進学率 (2003/2004 年度)	学期制度(年度)、 各休みの長さ (公立校)
初等教育	国：教育省 地方自治体	6～14歳 8年制 義務教育	国・公立は無料。 私立は有料。	ほぼ100%の就学率。 飛び級、落第が小学 校1年生からある。 通信教育あり。学校 に在籍しながら在宅 での教育も可能。	9月～6月半ば 週休2日制、 秋休み1週間、 冬休み10日間、 春休み1週間、 夏休み10週間
中等教育	同上	9年生～12年生 までの4年間あ るいは5年間 (14歳から、0年 生を入れて5年 制の学校もある)、 6年制の学校の 場合は13歳から 6年間) 18歳まで義務教 育	国・公立は無料。 私立は有料。	14歳から17歳ま での就学率は96%強。 16歳から大学入学資 格試験受験可。通信 教育あり。学校に在 籍しながら在宅での 教育も可能。	同上
高等教育	国：教育省		成績優秀者には奨 学金が支給される。 国立大学でも入学 時の点数が低い学 生は有料、在学中 に成績が上がれば 無料になる。	2年制の短期大学や 専門学校などを含 めた18歳から22歳 までの就学率は47.2%。	9月～7月 年間授業週数 26～28週

2.4.1.2 統一 / 全国カリキュラム、試験制度

	統一カリキュラムの有無、管理	試験制度・評価制度
初等教育	ナショナル・コア・カリキュラム (NAT) とナショナル・カリキュラム (Keret Tanterv) が存在する。NATは基本枠。その下に位置するナショナル・カリキュラムに基づき、個々の教育機関に科目やシラバス策定、教科書の選択に関して自由裁量が許されている。	全国共通試験はない。
中等教育	同上	2005年から従来の中高等教育修了試験と大学入学資格試験が一本化され、2レベル(中級および上級)の大学入学資格試験 Érettségi vizsga が導入される。科目は全部で5科目。必須科目4科目(ハンガリー語ハンガリー文学、数学、外国語、歴史)ともう1科目を志望大学の専門によって学生が自由に選択。
高等教育 (BA、MA、 PhD)	71の教育機関 内訳：国立大学31、私立大学40	単位制度：180単位、専攻によってはインターンシップ30単位。 各教育機関が実施する卒業試験。2名の教授が承認した卒業論文とその審査による。

2.4.1.3 大学入学方法

2005年度から大学入試制度が変わる。従来あった中等教育修了（大学入学資格）試験と大学入学試験が1本化し、大学入学試験が廃止され、2レベルの大学入学資格試験（中級と上級）が導入される。中級より上級の方が難易度が高く、受験者はどちらを受けてもかまわない。試験科目は5科目で、4科目（ハンガリー語・ハンガリー文学あるいは少数民族語とその文学、歴史、数学、外国語—少数民族教育を受けている学生以外）が必須、後の1科目が自由選択科目である。各大学は専門ごとに、受験科目が決まっている。資格試験の受験科目とレベルは各大学が設定するが、各大学に義務づけられているのは中級レベルの試験である。中級レベルの大学入学資格試験の筆記試験問題は全国统一問題であるが、口頭試験は詳細な出題基準に基づいて本人の通う教育機関の教師が問題を作成し評価する。上級レベルの大学入学資格試験の場合、出題基準のレベルが高く、筆記・口頭いずれの場合も全国统一試験問題である。試験は基本的に120点満点であるが、上級試験はレベルが高いため、試験結果が「中」以上の成績を上げれば試験の成績に7点が加算される。高校の成績で60点まで取得可能で、残り60点が資格試験の成績で決まる。また、学外の外国語検定試験中級資格で7点、上級資格で10点が加算される。（2.4.5参照）

2.4.1.4 最近の教育に関しての一般的動向

a) 就学・進学率に関して

6歳から15歳までの就学率は2001年から100%である。14歳から17歳までの中等教育への就学率は1999年には88.0%であったが、2003年には96.4%に向上した。一方、18歳から22歳までの若者の就学率は、短大や専門学校などを含めた高等教育へは同年30.8%から47.2%へ上昇した。大学就学率だけを見ると17.5%から23.2%に上昇している。

b) 水準に関して

初等・中等学校での語学教育やIT教育が盛んになっている。
国際教育到達度評価学会（The International Association for the Evaluation of Educational Achievement：IEA）が1999年に世界38の国・地域でおこなった第3回国際数学・理科教育調査（第2段階調査（TIMSS-R））のデータによれば、ハンガリーは数学の平均得点で世界第9位（日本は第5位）、理科の平均得点では世界第3位（日本は第4位）であった。

c) 履修科目に関して

情報処理教育が初等教育から重視されており、2003年度まで毎年学生一人につき約230ユーロ分のパソコン購入費が親の税金から控除されていた。特筆すべきはイマージョン教育の普及である。1987年に中等教育で導入されたバイリンガル教育学校（ハンガリー語と外国語による授業を行う）は、2001年には96校、1989年度に導入された初等教育では、2001年には68校と全国的に飛躍的に増加しており、イマージョン教育の発展が著しい。2004年には、中国人移民の増加にともなって中国語とハンガリー語のバイリンガル教育高校が設立された。

d) 試験制度に関して

EU加盟後新しい制度に移行。2005年度の入学試験から中等教育修了試験（大学入学資格試験）と大学入学試験が1本化され、中級と上級の大学入学資格試験という二つのレベルの体制となる。

e) 財政に関して

1989年以降教育分野への財政援助が減少し続けている。初等・中等・高等教育のいずれにおいても財政難である。教師あるいは教育機関が独自にEUのプロジェクトに応募し、プロジェクトへの補助金交付という形で財政支援を受けることが一般的になっている。大学では財政難で閉鎖される学科が出てきている。定年退職をした教授や教員の補充をしないうで自然消滅を待つところもある。

f) 教師、教員に関して

国公立の教育機関で働く教員の給与がきわめて低いため、語学教師の場合、教職に就く教員資格保持者が少なく、また優秀な教師が民間会社へ流出している。

g) ヨーロッパ内の移動に関して

1997年からハンガリーもエラスムス、レオナルド・ダ・ヴィンチ等のプログラムに参加しており、EU域内での学生や教員の交流が盛んである。2004年5月1日EU加盟と関連し、ナショナル・コア・カリキュラム（NAT）は、学生やEU域内国民のヨーロッパ内の移動を想定し、ハンガリー人としてのアイデンティティの保持とヨーロッパへの帰属意識を強調している。そのために、外国語教育に力を入れており、各種のプロジェクトに補助金の交付や、バイリンガル教育小学校・高校の設立奨励、そこでの予備課程（いわゆる0年生）の導入がみられる。ボローニャ宣言に基づき、ハンガリーの大学制度がヨーロッパ全域と同様に学士課程3年、修士課程2年、博士課程3年に移行する。大学等ではヨーロッパ内の大学と提携し、提携校の卒業証書も一度に取得できる大学もある。またヨーロッパ内の大学との単位互換制度もあり、大学によっては交換留学生が多く学ぶところもある。これにともない、2005年には学位補遺制度（1.2参照）を導入しなければならず、学位補遺使用マニュアルが作成された。またブダペスト商科大学観光学部では国際的な実験の一環として学位補遺制度が導入されている。

h) その他

公教育（初等・中等教育）では、ナショナル・カリキュラム（Keret Tanterv）に基づき、教育内容、シラバスの策定や教科書の決定において学校や教師の自由裁量権がかなり認められている。学習者中心という教育方針がナショナル・コア・カリキュラム（NAT）で強調されている。ヨーロッパの一員としてのハンガリー国民の育成が公教育の大きな目標として掲げられている。

2.4.2 言語教育**2.4.2.1 CEF に関して****a) 外国語教育政策に CEF が取り入れられているか。何かの公式な文書に触れているか。**

2003年12月改定のナショナル・コア・カリキュラム（NAT）では公教育においてはCEFに基づいて外国語教育を行うように指導されている。

b) 実際に CEF がレベル記述、評価、シラバスなどに取り入れられているか。

2003年までは民間の語学学校以外ではレベル記述などは取り入れられていなかったが、現在のナショナル・コア・カリキュラムには、各教育レベルでの到達目標、レベル記述が詳細に記載されている。これに基づき、大学入学資格試験の出題基準と評価がCEF参照レベルを基準とするようになった。民間の語学学校でもシラバスに取り入れているところもある。外国語としての自国語教育に関しては、到達目標をCEF参照レベルに合わせて設定しているところもあるが、国の認定はまだ受けていない。

c) 最近の動向

CEFはすでにハンガリー語訳が完成し市販されている。2003年度に改定されたナショナル・コア・カリキュラム（NAT）で明文化されたため、初等・中等・高等教育において2004年度からはレベル・評価・シラバス全てがCEFを基準とするようになる。高等教育機関の教員の間では大きな関心を持たれている。民間の語学学校ではレベル記述や評価、シラバスなどで既に取り入れられている。初等・中等・高等教育の教育現場で次第に関心を持たれ始めている。

2.4.2.2 ELP に関して**a) 外国語教育政策に ELP が取り入れられているか。何かの公式な文書に触れているか。**

教育省に所属するフランス語教師が欧州評議会との調整役兼国内での普及コーディネーターとしてELPの導入に積極的に取り組んでいる。2001年夏に教師用指導書が完成し、2002年1月に教育省が認定する教材リストにELPが入り、2003年には国内全県でELPが紹介された。

b) 実際に ELP が学習、評価などに取り入れられているか。

半公的機関であるキシユ・アールパード全国公教育サービスがハンガリー教育省の支援を受けて作成した中等教育向け（認定番号 15.2001）、初等教育向け（認定番号 16.2001）、成人向け（認定番号 17.2001）の ELP が 2001 年に認定された。それに先立ち、1998 年 12 月から 2001 年までの ELP 開発期間中に、まず中等教育においてフランス語と少数民族言語であるスロバキア語を対象に試験的に ELP が導入された。第 1 外国語の場合、首都ブダペストを含む全国で学校数 9 校、学習者数 280 人、第 2 外国語の場合、学校数 7 校、学習者数 140 人であった。ハンガリー独自に開発された初等教育向けの ELP の場合は、1999 年度に全国 20 校で初級英語、イタリア語、ロシア語、少数民族言語としてのドイツ語とスロバキア語を対象に導入された。成人向けはブダペストの民間語学学校の英語とドイツ語クラスで試験的に利用された。ELP は、2001 年に中等教育用、初等教育用、成人用がそれぞれ 5,000 部ずつ発行された。ELP を使用している学習者数は、2001/2002 年度で初等教育、中等教育第 1 外国語、第 2 外国語が各々 1,000 人、合計で 3,000 人。2002/2003 年度は初等中等教育第 1 外国語で各 300 人、中等教育第 2 外国語で 500 人、合計で 1,100 人。2003/2004 年度は初等教育、中等教育第 1 外国語で各 1,500 人、第 2 外国語 2,000 人、成人教育 500 人で合計 5,500 人となっており、漸増普及の傾向にある。

c) 最近の動向

現在全国の初等・中等学校約 50 校で 100 人の教師が ELP を使用している。2004 年 9 月に教師用指導書 II が発行された。このように ELP は徐々に浸透しつつあり、現場の教師も好意的に歓迎する傾向があるが、その一方で教員を養成する大学や文学部の各外国文学言語学科の教員が積極的に受け入れる姿勢に欠けており、ELP が全国的に急速に普及するにはまだまだ障害や問題がある、と教育省の ELP コーディネーターは指摘している。

2.4.2.3 初等教育での言語教育

a) 履修可能言語

主として英語、ドイツ語。各教育機関の裁量で選択は自由であり、他の言語でもよい。非ハンガリー語母語話者の場合はハンガリー語を第 1 外国語としなければならない。1989 年度学期から初等教育でイマージョン教育が導入され、バイリンガル教育小学校（ハンガリー語と外国語によって授業が行われる学校）が設立された。初めて小学校 1 年生から外国語教育が始まり、週 8 時間の授業が導入された。当初は保護者や社会の要求という自発的な動きで始まったもので、公的機関に支援されて始まったものではなかった。全国の小学校数 3,760 校のうちバイリンガル教育小学校は 2001 年度 68 校あり、全国的に増加している。ブダペストだけでなく地方にもバイリンガル教育小学校が存在する。

b) 到達目標、基準、試験

4 年生から必須。達成目標（CEF 参照レベルに則って）

第 1 外国語：小学校 6 年生で A1、小学校 8 年生で A1/A2

第 2 外国語：小学校 8 年生で A1

2.4.2.4 中等教育での言語教育

a) 履修可能言語

主として英語、ドイツ語。各教育機関の裁量で選択は自由で、他の言語でもよい。非ハンガリー語母語話者の場合はハンガリー語を第 1 外国語としなければならない。1987 年に中等教育で導入されたイマージョン教育を行うバイリンガル教育学校は 2001 年には 96 校に増加した。バイリンガル教育高校では予備課程（0 年生）が認められている。

b) 到達目標、基準、試験

4 年間あるいは 5 年間（0 年生を含む）義務教育修了の 12 年生まで二つの外国語の履修義務づけられている。大学入学資格試験では最低一つの外国語を受験科目に含めなければ

ならない。新しい入試制度に合わせて現代外国語の入試出題基準も新しくなった。

到達目標（CEF 参照レベルに則って）：

- 第1外国語：12年生修了時に最低でも B1 レベル。12年生修了時に B1 レベルを望む学生は10年生修了時に A2 レベルに到達していなければならない。12年生修了時に B2 レベルを望む学生は10年生修了時に B1 レベルに到達していなければならない。
- 第2外国語：12年生修了時に最低でも A2 レベル。12年生修了時に B1 レベルを望む学生は10年生修了時に A1 レベルに到達していなければならない。

2.4.2.5 その他の教育現場での言語教育

a) 履修可能言語

民間の語学学校では、さまざまな外国語が教えられている。

b) 到達目標、基準、試験

目標は中級レベル。試験は教育省から試験実施機関として認可を受けた機関が実施する外国語能力認定試験（筆記と口頭試験があるのが特色）と国際的な外国語検定試験（当該外国語のみを使用）の2種類がある。

2.4.2.6（語学）教員の公的制度：資格認定、養成、研修

2002年度までは初等教育教員養成大学（3年制）と大学（修士課程卒業生対象）において教員養成が行われていた。2003年度に前者の教員養成大学が総合大学に統合され、初等教育の教員は大学の文学部教育学科教員養成課程において養成が行われるようになった。教員資格には、初等教育1～4年生教員資格、5～8年生教員資格、中等教育教員資格の3種類がある。中等教育教員資格は修士課程を修了し、教員養成単位を取得した者に与えられる。

2.4.3 日本語教育

2.4.3.1 最近の動向

a) 初等教育

学校によっては、ナショナル・コア・カリキュラムに基づき、非常にしっかりとしたカリキュラム、シラバスを用いて日本語教育が行われている所もある。主としてゲームや歌などを取り入れた楽しい授業が試みられている一方で、早くからひらがな、カタカナが導入され、大きな成果をあげている。ただ高学年に進むに従い、強力な動機付けがないと、日本語学習を継続するのが難しく、学習者数の減少が見られる。

b) 中等教育

2005年度から従来の中等教育修了試験（大学入学資格試験）が廃止され、新たに中級・上級という2レベルの大学入学資格試験が導入されることになった。一方、教師不足や財源不足という理由で日本語教育が廃止された学校もある。EU加盟後青年海外協力隊は漸次引き上げることが予定されているが、教師の大半が協力隊員である現状では、引き上げ後の中等教育機関における日本語教育の存続が危惧されている。学校によっては第2外国語として採用されたところもあるが、初めての経験でシラバス作成に関して混乱している。中等教育全体の学習者数はあまり変化していない。

c) 高等教育

EUの教育制度に適応するため、大学制度改革が進行中。従来の3年半から4年の

College、5年のUniversity制度が廃止され、3年の基礎教養課程（学士課程）と2年の修士課程という一律の制度に移行。従来とは異なり、日本学科入学のための入試科目として日本語を選択する義務がなくなるため、大学の日本学科ではそれへの対応が迫られることになる。学士課程の選択必須科目あるいは自由選択科目としての第2・第3外国語としての日本語の地位は従来と変わらない予定である。日本語能力試験は、ハンガリー教育省によって外国語資格試験としての認定を受けていない。国家資格試験としての日本語検定試験は、国立ブダペスト商科大学でのみ実施されている。試験は、日本語ビジネス・観光外国語検定試験で、筆記試験および口頭試験からなり、筆記試験ではハンガリー語から日本語への翻訳能力を問う試験もあることが特徴である。レベルは初級・中級・上級レベルの3つのレベルがある。受験者数は、2002年15人、2003年14人、2004年14人であった。ここ数年学習者の微増が続いていたが、2004年の新学期は、どの教育機関でも学習者が著しく増加した。

d) 成人教育、その他

民間の語学学校でも多くはないが日本語教育が行われている。地方の都市に日本の姉妹都市から文化交流の一環として日本語教師が派遣され、日本語講座を開いているところもある。民間でも2004年度の新学期から学習者の増加が目立った。

2.4.3.2 日本語関係の団体

日本語教育／教師の団体	対 象	人 数	備 考
ハンガリー日本語教師会 A Magyarországi Japán-nyelv Oktatók Társasága (MJOT)	ハンガリーで日本語教育に携わる個人。初等・中等・高等・成人教育全般にわたる。特別会員としてハンガリーの日本語教育に関心のある個人（国外国内を問わず）。学生は準会員。	正会員 25 人 特別会員 9 人	会員のうち日本語母語話者 18 人。ハンガリー人 14 人。ウクライナ人 2 人。
ハンガリー日本学会 Japanisztikai Társaság	ELTE 大学日本学科に在籍したことのある新旧の教員及び学生、卒業生ならびにその他の高等教育機関日本学科の教員、学生に限られる。それ以外では学会理事の承認を得れば、日本に関心を持つ個人の入会も認められる。	会員数 70 人	日本学研究者や学生が多い。

2.4.3.3 日本語の教員

	資格・背景	地位／処遇	日本語教員養成・研修
初等	常勤となるには何らかの教員免許（教員養成大学卒業者）が必要	常勤教員もいれば非常勤教員もあり、学校によって異なる。	ELTE 大学文学部教育学科外国語教員養成課程で日本語教育が行われている。ここでは日本語教師の免許は取得できないが、外国語教師の教員免許が取得でき、それで日本語を教えることも可能である。国際交流基金ブダペスト事務所主催による研修セミナーがある。ハンガリー日本語教師会も定期的に勉強会を開いている。
中等	同上 常勤になるには中等教育教員免許（MA 取得者のみ）が必要	青年海外協力隊員が大半。常勤、非常勤講師	国立の ELTE 大学と私立のカーロリ大学に日本語教員養成課程があり、既に卒業生を送り出している。国際交流基金ブダペスト事務所主催でセミナーが開かれている。ハンガリー日本語教師会も定期的に勉強会を開催。
高等	母語話者インストラクターの場合は BA でもなれるが、常勤になるには現状では最低でも MA、今後は Ph.D が必要とされる。 教授資格は大学が認定任命するのではなく、教育省の管轄する教授資格認定委員会で決定。大学院大学の場合は habilitation 取得が必要。	母語話者の場合は非常勤が多い。常勤になるのは、ポストが限られているので、人種国籍を問わず難しい。 母語話者、ハンガリー人を問わず Ph.D を取得すれば昇進差別はない。	国際交流基金ブダペスト事務所主催でセミナーが開かれている。ハンガリー日本語教師会も定期的にセミナーや勉強会を開いている。
その他成人	資格が必要な学校と全く必要ない学校がある。	非常勤	

2.4.3.4 その他

	制度／機関	期間	備考
日本留学	<ul style="list-style-type: none"> 学部卒業生以上が対象の文部科学省奨学金。 日本語・日本学専攻の学生に限られた国際交流基金の研修生 大学間提携による交換留学制度 	1 年半	授業料免除、渡航費・生活費支給 同上。
		2～8 か月	授業料免除。
日本との交流	<ul style="list-style-type: none"> 姉妹校提携 交換留学協定制 姉妹都市交流で小学生や高校生の短期受け入れ、ホームステイ ハンガリー・日本友好協会やその支部同士、またロータリークラブなどの交流 		
日本語関係行事（スピーチ、能力試験など）	<ul style="list-style-type: none"> 年 1 回秋にハンガリー日本語教師会主催で日本語スピーチコンテストが開催されている。2004 年に 12 回目を迎える。 日本語能力試験は私立カーロリ大学を会場として毎年 12 月に開催されている。 		

2.4.3.5 日本語教育における問題点、要望、今後の展望

- ・日本語学習者数は90年代初めに飛躍的に増加したが、2000年前後から学習者数は伸び悩んでいた。ところが、2004/2005年度の新学期はこの傾向に歯止めがかかり、高等教育機関や民間の語学学校では学習者が著しく伸びた。今後もこの傾向が続くのか、あるいは一時的なものなのかは現状では予測がつかないが、EU加盟後グローバル化が加速するなかで、日本に対する関心が今後も高まるのは大いに予想されることである。ハンガリーにおける日本語教育が量の増加にも対応しつつ、EU加盟後に国内の外国語教育全体に課せられた要求基準をクリアすべく、今後ますます質の向上が迫られていくことは必至であろう。
- ・日本学科は別として、ハンガリーの中等教育、高等教育において、現在日本語は第2外国語の地位を保っている。ヨーロッパ統合の流れの中で日本語教育のもっとも重要な目標は、ヨーロッパにおいて弱小言語である日本語が第2外国語としての地位を今後とも維持し続けることである。そのためには、教育省や各教育機関に対して専門的団体として教師会の存在や日本語教育のメリットをアピールすることにより、日本語教育の地位の安定を図ることが重要であり、この点で国際交流基金からの強力な精神的財政的支援が欠かせない。長期の視野に立てば、言語教育、言語の普及は文化交流を構成する基本的要素の一つであること以上に日本の国益へ貢献する事業である。この分野での国際交流基金の役割が今後も大いに期待されている。
- ・ハンガリーにおける日本語教育を今後長期的に安定化させるためには、EU各国の外国語教育およびハンガリー国内の他の外国語教育と足並みを揃えていかなければならない。そのためにもCEFに基づいた日本語教育カリキュラムをハンガリー日本語教師会(MJOT)の会員が相互に協力して作ることが、これからの最大の課題であり急務である。またELPを日本語教育に導入することも視野に入れておく必要がある。
- ・日本への学部学生留学制度が実質的に日本学専攻の学生を対象としており、大学選択必須科目あるいは自由選択科目として日本語を学習する非日本学専攻学部学生の日本留学機会が閉ざされている。EU加盟国となったハンガリーではあるが、所得水準は従来からの加盟国に比べて格段に低く、私費留学の可能性はきわめて低い。国費留学生の門戸を広げる政策を日本政府に期待したい。
- ・従来は日本語教師とハンガリー教育省とのパイプがなかったため、中等教育修了試験の試験問題に問題があっても、それを是正できなかった。2005/2006年度から従来の中等教育修了試験と大学入学試験が廃止され、中級・上級という2レベルの大学入学資格試験制度へ移行することになったが、ハンガリー日本語教師会(MJOT)は、2004年秋に教育省から正式な依頼を受け、大学入学試験資格試験日本語出題基準を作成する運びとなった。MJOTはハンガリーにおいて唯一の公的に認められた日本語教師会として今後も教育省とのパイプを活用しつつ、さまざまな活動を行っていく方針である。
- ・EU加盟に合わせて導入される新大学入学制度では日本学科への入学に日本語が必須でなくなるために、日本語だけを学習する予備課程を導入する必要性が指摘されている。
- ・財政難や教師不足を理由に初等・中等教育での日本語教育が閉鎖、廃止される傾向がある。現在中等教育での日本語教育は主として青年海外協力隊から派遣された日本語教師が担っているが、協力隊は2004年5月1日にEUに加盟したハンガリーから、数年後には撤退する見通しである。青年海外協力隊が引き上げた後、誰がその跡を引き継ぐのか、教師がいなくなり日本語教育も廃止されるのか、せつかくハンガリーで根付いた中等教育における日本語教育が立ち消えてしまう危惧がある。公教育における日本語教育であるため、資

格のないハンガリー在留邦人主婦や民間の交流団体が募集する日本からの文化普及ボランティアで穴埋めはできないであろう。また、ハンガリーの大学の日本学科を卒業したハンガリー人日本語教師が、今後益々増える見込みだが、公立・国立学校では日本語教育を継続させたくても財源難が理由となることができない学校もある。ハンガリー人日本語教師の雇用を促進するプログラムの必要性もある。EUに加盟したとはいえ、教育セクターの予算が著しく削られているハンガリーにおいて、日本語教育の裾野を広げるには、国際交流基金による日本語教育専門家の派遣もさることながら現場ですぐに役立つ即戦力として、資格を持った多数の日本語教師の派遣が有効であるし、必要とされている。

2.4.4 情報源

教育全般について

- ・ 1993. évi LXXX. törvény a felsőoktatásról (高等教育に関する 1993 年度第 80 号法律)
<http://www.complex.hu/kzldat/t9300080.htm/t9300080.htm>
- ・ 1993. évi LXXIX. Törvény a közoktatásról (公教育に関する 1993 年度第 79 号法律)
- ・ A Nemzeti Alaptanterv, Melléklet a 243/2003. (XII.17) Korm.rendeletéhez (ナショナル・コア・カリキュラム、2003 年第 243 号 (12 月 17 日) 政令付録)
- ・ “Az Eu-ba lépő Magyar felsőoktatás kelet-közép-európai összehasonlításban” Magyar Felsőoktatás, 2004/05 Budapest (「中・東欧諸国との比較から見た、EUに加盟するハンガリーの高等教育」) <http://www.magyarfelsooktatasi.hu/> 2004.11.26
- ・ Felsőoktatási intézmények Magyarországon (ハンガリーの高等教育機関一覧)
<http://www.om.hu/main.php?folderID=4&articleID=4265&ctag> 2004.11.26
- ・ Hrubos Iludikó (2004) “A bolognai folyamat követése” Magyar Felsőoktatás, 2004/04 Budapest (「高等教育がボローニャ宣言をどのように遂行しているか、学位補遺制度の導入など」)
<http://www.magyarfelsooktatasi.hu/> 2004.11.26
- ・ Petre Gyöngyi (2004) “Felsőoktatási reformok – Interjú Magyar Bálint oktatási miniszterrel” Magyar Felsőoktatás 2004/01, 02 Budapest (「高等教育改革について教育相に聞く」) <http://www.magyarfelsooktatasi.hu/> 2004.11.26
- ・ Statistical Yearbook of Hungary 2003 (2004) Központi Statisztikai Hivatal, Budapest (ハンガリー中央統計局 ハンガリー統計年鑑 2003 年)
- ・ Szövényi Zsolt (2004) “Felsőoktatásunk európai dimenziói” Magyar Felsőoktatás, 2004/01, 02 Budapest (「高等教育のヨーロッパ的次元」)
<http://www.magyarfelsooktatasi.hu/> 2004.11.26
- ・ 国際教育到達度評価学会第 3 回国際数学・理科教育調査 第 2 段階調査 ((TIMSS-R)) 国際調査結果報告 (速報) http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/12/12/001244a.pdf/

外国語、言語教育について

- ・ A Nemzeti Alaptanterv, Melléklet a 243/2003. (XII.17) Korm.rendeletéhez (ナショナル・コア・カリキュラム、2003 年第 243 号 (12 月 17 日) 政令付録)
- ・ Ajánlás a nyelvi előkészítő évfolyammal induló oktatás idegen nyelvi tartalmához (中等教育における外国語教育予備課程の導入に際しての推奨カリキュラム)

<http://www.om.hu/main.php?folderID=710&articleID=1066&ctag=articlelist&iid=1>

イマージョン教育、バイリンガル教育学校について

- ・ 26/1997. (VII.10) MKM rendelet a két tanítási nyelvű iskolai oktatás irányelvek kiadásáról (バイリンガル教育学校教育指針発令に関する 1997 年度第 26 号教育省省令)
http://www.okev2-veszprem.sulinet.hu/oszvn/uj/jogszab/26_19 2004. 07. 07 現在
- ・ 3. számú melléklet a 26/1997. (VII.10) MKM rendelethez célnyelvi kerettantervek a két tanítási nyelvű iskolai oktatáshoz (バイリンガル教育学校教育のための言語カリキュラムに関する 1997 年度第 26 号教育省省令第 3 号付録)
http://www.okev2-veszprem.sulinet.hu/oszvn/uj/jogszab/26_19 2004. 07. 07 現在
- ・ 2002. évi XXI. törvény a közoktatásról szóló 1993. évi LXXIX. Törvény módosításáról (1993 年度第 79 号法律改正に関する 2002 年度第 21 号法律)
- ・ 2 tanítási nyelvű iskolák, 2001; KIR Hivatalos Intézménytörzs TIO Kht. Közoktatási Információs Iroda (ハンガリー全国バイリンガル教育学校一覧—小学校、普通高校、職業高校)

ELP について

- ・ Darabos Zsuzsanna. (eds.) (2001). Kalauz az Európai nyelvtanulási naplóhoz, KÁOKS-ZI, Nodus Kiadó, Veszprém, Hungary (ヨーロッパ言語ポートフォリオ ELP 案内)
- ・ Európai nyelvi portfólió. (Európai nyelvtanulási napló). 2001. KÁOKS-ZI, Nodus Kiadó, Veszprém, Hungary (ヨーロッパ言語ポートフォリオ)
- ・ Európai Nyelvtanulási Napló (ヨーロッパ言語ポートフォリオ)
<http://www.om.hu/main.php?folderID=288&articleID=1143&ctag=articlelist&iid=1>
- ・ European Language Portofolio. Babylonia (A Journal of Language Teaching and Learning). N1/1999
- ・ European Language Portofolio II. Babylonia (A Journal of Language Teaching and Learning). N4/2004. CH
- ・ Kisgyermekkorai nyelvtanulási napló (ハンガリー—初等教育用 ELP 認定番号 : 16. 2001)
<http://www.om.hu/main.php?folderID=288&articleID=55&ctag=articlelist&iid=1>
- ・ Nyelvtanulás—EU (言語学習—EU)
<http://www.om.hu/main.php?folderID=541&articleID=1640&ctag=articlelist&iid=1>
- ・ Sharer Rolf (2004). A European Language Portfolio (ELP), Draft consolidated report 2001-2004. DECS/EDU/LANG (2004) 6. Council For Cultural Co-operation, Committee of Education, Strasbourg
- ・ Serdülőkorai nyelvtanulási napló (ハンガリー—中等教育用 ELP 認定番号 : 15. 2001)
<http://www.om.hu/main.php?folderID=53&articleID=1714&ctag=articlelist&iid=1>

試験について

- ・ Akkreditált, államilag elismert nyelvvizsgák (国家認定言語検定試験)
<http://nyelvvizsga.info>
- ・ Bakos Károly (2004) “A felsőoktatási felvételi rendszer változásai” Magyar Felsőoktatás, 2004/01, 02 (「高等教育入学試験制度の変革」『ハンガリー—高等教育』)

- <http://www.magyarfelsoktatas.hu/> 2004. 11. 26
- ・Csépai János (2004) “Középszinttel a felsőoktatásba. 2005 – Fény vagy árnyék?” Magyar Felsőoktatás 2004/03 (「中級試験で高等教育へ – 2005 年は光か影か」『ハンガリー高等教育』) <http://www.magyarfelsoktatas.hu/> 2004. 11. 26
 - ・Oktatási Minisztérium (2004) “A 2005-ben bevezetésre kerülő kétszintű vizsga” ハンガリー教育省 (「2005 年に導入される 2 レベルの試験」) <http://www.om.hu/main.php?folderID=889>
 - ・Oktatási Minisztérium (2003) “Kétszintű érettségi vizsga 2005”, Budapest ハンガリー教育省 (リーフレット『2 レベルのエーレッチェーギ試験』)
 - ・Oktatási Minisztérium (2004) Tájékoztató a kétszintű érettségi vizsgáról ハンガリー教育省 (「2 レベルのエーレッチェーギ試験に関するインフォメーション」) <http://www.om.hu/main.php?folderID=408&articleID=1118&ctag=articlelist&iid=1>

日本語教育について

- ・Japan (második idegennyelv) követelményei az érettségi vizsgán, A Művelődési és Közoktatási Minisztérium 1995. november 6-án kelt 57801/95/XII. sz. Leiratában (日本語 (第 2 外国語) エーレッチェーギ試験出題基準、文化公教育省 1995 年 11 月 6 日付け第 57801/95/XII 号文書)
- ・国際交流基金ブダペスト事務所調査資料「ハンガリー日本語教育機関数・教師数・学習者数 (2003 年海外日本語教育機関調査暫定結果) 2003 年 11 月 31 日」
- ・日本語教育事情アンケート (佐藤紀子作成、2004 年、ハンガリーの日本語教育機関 18 機関より回答回収)
- ・ハンガリー日本語教師会 (MJOT)

2.4.5

ハンガリーの EU 加盟に伴う大学入学試験改革と中等教育における日本語教育 — 2 レベルの大学入学資格試験の導入と日本語出題基準の作成 —

佐藤紀子

1. 大学入学試験制度の改革

ハンガリーでは 2005 年に芸術系の一部の大学を除き、大学入学試験が廃止される。これに変わって導入されるのが、中級と上級からなる 2 レベル (2 種類) の大学入学資格試験「エーレッチェーギ試験 (Érettségi vizsga)」である。既に 1996 年に 2 レベルの試験の導入は決定されていたが、実際の導入までには約 10 年かかった。

ハンガリーでは、1999/2000 年度から 2003/2004 年度にかけて、14 歳から 17 歳までの若者の就学率は 88.0% から 96.4% に伸び、また短大や専門学校なども含めた高等教育における 18 歳から 22 歳までの若者の就学率も、30.8% から 47.2% へと著しく上昇した¹。ハンガリーは 2004 年 5 月 1 日に EU に加盟したが、加盟に向けて既に以前から各種の法律や制度の EU 基準への整合化が進められてきた。その中で外国語教育の分野でも欧州評議会の定めたヨーロッパにおける言語共通参照枠組み (CEF) 基準導入に向けての法的整備が行われ、2003 年に改定されたナショナル・コア・カリキュラムでは公教育における外国語教育が CEF 基準に基づいて行われることが正式に盛り込まれた。このような進学率、就学率の上昇や EU への加盟に伴う教育制度、教育政策の EU 基準への整合化の過程で、義務教育自体も新たに 18 歳までに引き上げられ、大学入学試験制度の見直しもなされた。そして、従来別個に実施されてきた「エーレッチェーギ試験」と称される大学入学資格試験を兼ねていた中等教育修了試験と大学入学試験を一本化し、エーレッチェーギ試験のみとする改革が導入されるに至ったのである。

教育省ではこの改革の目標を次のように定めている：

- ・できるだけ多くの生徒がエーレッチェーギ試験を受け、高等教育への進学率を高めること
- ・学校教育の指導要綱の内容を、百科事典的な知識から能力開発的なものに徐々に変えていくこと
- ・中等教育修了および大学入学のための基準が、公教育の枠内で学習された内容になること (親にも生徒にも大きな負担となっている有料の予備校へ通う必要性をなくすため)
- ・中等教育修了試験と大学入試という二重の試験を一本化することによって、エーレッチェーギ試験で得た成績と学校での成績を基に、大学への入学が決められるようにすること
- ・各教科の出題基準の統一と公開性を図り、さまざまなタイプの中等教育機関全てに共通とすること
- ・個々の中等教育機関で出されたエーレッチェーギ試験の評価が、学校の違いにかかわらず、できる限り同じレベルであるようにすること

エーレッチェーギ試験は、新しい制度の下でも 5 教科で受験する。必須科目は、①ハンガリー語・ハンガリー文学 (少数民族の場合はその民族の言語および文学) ②数学 ③歴史 ④外国語の 4 教科で、残り 1 科目が自由選択である。外国語の中には、中等教育機関で第 2

¹ Statistical Yearbook of Hungary 2003, Központi Statisztikai Hivatal, 2004, p.225

あるいは第3外国語として教えられている日本語も含まれている。

新しい制度の最大の特徴は、大学入試が廃止されたことと、従来各学校で独自に実施されていた大学入学資格試験（中等教育修了試験）を中級試験と上級試験との2レベルに分けたことである。中級試験を受験するか上級試験を受験するかは、受験生本人が決めるが、大学入学志望者の場合、志望大学、学部が上級試験を要求しているところもあるが、どちらを受験する方が有利であるかは、蓋を開けてみなければわからない状況である。また、外国語のエーレッチェーギ試験の場合、上級試験において40～59%の成績を挙げた場合、国が認定する外国語検定試験の初級資格、60%以上の成績の場合は中級資格を取得することができるという特典が付与された。このため、両試験とも試験内容が従来と大きく異なることになった。

主として中等教育機関修了資格を問う中級試験の場合、試験の場所や方法は従来と変わらないが、大きな変化は、ほとんど全ての科目で筆記試験と口頭試験の2種類が導入されることである。筆記試験の問題及び評価基準は全国共通であるが、問題の採点評価は各学校が行う。口頭試験の問題は全国共通の出題基準に基づいて各学校の教師が作成し、評価も独自に行われる。

一方、上級試験の方は、従来のエーレッチェーギ試験とは大きく異なることになった。試験はいわば「外部試験」であり、学生が通う学校や教師とは無関係に実施される。筆記試験問題の評価採点は学校から独立した、学生と面識のない試験官が行う。上級試験は、学生の学校かあるいはエーレッチェーギ試験の実施機関である「全国公教育評価・試験センター（略してOKÉV）」が指定した会場で中級試験と同じ時間帯に実施され、口頭試験の評価採点も外部の試験官3名からなる委員会によって行われることになった。

2. 新制度下における外国語の大学入学資格試験

2003年に新しく改定されたナショナル・コア・カリキュラムに基づき、CEFに則った各外国語に共通の基準を基にエーレッチェーギ試験が作成されることになった。従来のエーレッチェーギ試験との内容面での根本的な違いは、試験の目的をコミュニケーション能力の測定であるとしたことである。従って、試験は対象言語のみを使用し、中級、上級の両試験ともに筆記試験と口頭試験が実施され、四つの基本的な言語技能である読む、書く、聞く、話す能力が測られる。ナショナル・コア・カリキュラムでは、中等教育修了時点における到達目標を、第1外国語の場合でCEF参照レベルB1あるいはB2、第2外国語の場合でB1あるいはA2と定めたことから、上記2レベルのエーレッチェーギ試験において、中級試験の到達目標はA2あるいはB1、上級試験の場合はB2と決められた。こうして、試験実施に向けて新たに詳細な出題基準が作成されることになった。

先にも述べたが、上級試験で60%以上を取れば、それは中級試験の5点（5段階評価）すなわち最高得点に相当すると評価される上、国の認定する外国語資格中級に正式に合格したと認定される。また得点が40～59%の場合は、初級資格と認定される。ハンガリーでは、多くの外国語に関して外国語技能資格検定制度が存在し、国の認定した機関で実施される検定試験（初級・中級・上級）に合格すると、個人の技能資格として認められ、就職などに有利となる。外国語、外国文学の分野で大学進学を目指すものは上級試験の受験が勧められている。

3. 新試験制度の導入とハンガリー日本語教師会の役割

このような改革に対して、従来から大学入学資格試験を兼ねる中等教育修了資格試験「エーレッツェーギ試験」を実施してきた日本語教育界も対応せざるをえなくなった。従来の試験は、1995年12月に教育省によって承認された「日本語（第2外国語）エーレッツェーギ試験出題基準」に基づいて問題が作成されていた。試験問題の作成は、当然のことながら極秘作業であり、どの外国語試験問題作成においても基本的には問題作成者本人以外には知りえないものであるが、従来から出題内容に関して問題点が数多く指摘されてきた。中等教育に携わる会員を少なからず擁するハンガリー日本語教師会では、従来からこの状況を憂慮し、設立当初より「高校卒業試験を考える会」を教師会内に勉強会として発足させ、エーレッツェーギ試験のあり方について議論をし、改善策を模索してきた。会では試験問題の分析を行い、問題点を抽出し、改善に向けて教育省への働きかけを行ってきたが、教育省内の担当者不明のまま、具体的な改善策が打ち出せない状態であった。ところが、2004年6月に偶然、「全国公教育評価・試験センター：OKÉV」の担当者の名前が判明し、全国の中等教育機関における日本語教師の約90%が加入しているハンガリー日本語教師会として担当者に連絡を取ったところ、センター側からも歓迎された。こうして正式に教師会に対して新しいエーレッツェーギ試験の出題基準の作成が依頼されるに至ったのである。

そこで、教師会では、中等・高等教育の日本語教師と、教師会に未加入の大学講師1名の参加を得て、2004年8月から出題基準の作成にあたることになった。しかし、作成の期限が極めて短いことから、作業を迅速に進めるために、A2およびB1を到達目標とする中級試験の場合は日本語能力試験4級+ α を、B2を到達目標とする上級試験の場合は3級+ α を参考にして基準を作成することで合意した。また、中級試験は主として中等教育修了を、上級試験は大学への入学を目的とし、語学検定資格にもつながるものであることも配慮している。出題基準の作成にあたっては、ヨーロッパ言語とは異なる日本語独自の表記や文法項目を考慮している。語彙に関しては、2003年に教師会が編集出版した初級語彙集に収録されている語彙を主たる基準とすることになった。この語彙集は、全国の高校教師が協力し、各高校で使用している教科書（『日本語能力試験出題基準3級及び4級』、『日本語初歩』、『みんなの日本語』）から語彙を抽出して編集されたものである。漢字は、中級試験は読み能力だけを問うこととし、『日本語初歩』の出題順150字（幾分の修正を加える）、上級試験は上記150字の読み書き能力及び、『みんなの日本語』の出題順300字（同様に幾分の修正を加える）までの読み能力を基準とすることに決定した。文法項目は日本語能力試験の出題基準を参考に、コミュニケーション能力は、ほかのヨーロッパ言語の基準を参照しながら、日本語に対応した適切な項目を入れたり、また削除したりすることで合意した。出題基準作成の基本はCEFへの対応であるが、日本語の表記や表現などの独自性を鑑み、CEF基準に対して柔軟に対応したものとなっている。こうして、日本語エーレッツェーギ試験出題基準は2004年9月に完成し、「全国公教育評価試験センター」に提出、承認された。この基準をもとに同年12月10日までに聴解CDも含めた試験問題が作成された。

従来、教育省では、ハンガリーの日本語教育全般についての情報が不足していたようであったが、2002年にハンガリー日本語教師会が発足した後、教師会ではエーレッツェーギ試験に関連してさまざまな機会を設け、教育省の外国語教育担当者や国際局の幹部と直接面談を重ねてきた。その結果、ようやくエーレッツェーギ試験の出題基準作成という重要な課題を教育省から委託されるにいたった。従来の日本語エーレッツェーギ試験は、問題作成の責任の所在がはっきりせず、また、問題自体も不適切な設問や日本語としてふさわしくない表

現、文法的間違いなどをチェックするすべがなかったが、新しい制度の下で責任の所在が明確化し、詳細な基準が打ち出されたことは、ハンガリーの日本語教育界全体にとって大きな成果であったと言えよう。一方、エーレッチャーギ試験の実施機関である全国公教育試験評価センターにとっても、従来はきわめて限られた情報をもとに特定の人物だけに試験問題の作成を委託していたようであるが、今回日本語教師会とのパイプができたことは、試験問題を作成する人材の選択範囲を広げ、歓迎すべきことであったと考えられる。

しかし、問題がまったくなくなったわけではない。上級試験の口頭試験実施委員会の委員になるには、全国公教育評価試験センターの認定を受けた教師でなければならない。現在、試験官の資格を持つ日本語教師は全国で2人しかいない。認定を受けるには同センターが主催する養成講座に通わなければならない。講座を受講するにはかなり高額のコストがかかり、試験官資格の取得が金銭的な理由で容易でないのは問題である。

また、中級試験と上級試験の二つのレベルが存在する結果、主として中等教育修了資格を与える目的で実施される中級試験では、できる限り受験者全員が合格することが望ましいため、試験のレベルの低下が懸念されている。通常の授業は中級を基準として行われるが、学校によっては校長が日本語学習者全員に上級試験の受験を勧めるところもあり、受験希望者には授業を週2時間増やすなどの対策が取られることになろう。そうなれば、教師の負担が一層増えることも予想される。

さらに、大学が独自に実施する入学試験が廃止された結果、上記のように外国語は1科目だけが必須であるため、日本学科志望者でも、日本語以外の第1外国語でエーレッチャーギ試験を受験し高得点を挙げれば、日本語がまったくできなくても、日本学科への入学が認められることになる。これは、すなわち、大学の日本学科に、日本語未習者を含めたさまざまなレベルの既習者が入学してくる可能性が出てくることを意味しており、かなりの混乱が予想される。

いずれにせよ、2005年度から実施される2レベルの大学入試資格試験は予想がつかない面が多い。どれだけの学生がどの試験を受験するのか、2レベルの試験のどちらが大学入学に有利なのか、大学入学者のレベルはどのようなものになるのか、今後の成り行きを見守っていきたい。

参考文献、参考資料、参考サイト

A Nemzeti Alaptanterv, Melléklet a 243/2003. (XII.17) Korm.rendeletéhez
ナショナル・コア・カリキュラム、2003年第243号(12月17日)政令付録

Bakos Károly (2004) “A felsőoktatási felvételi rendszer változásai” Magyar Felsőoktatás, 2004/01, 02
「高等教育入学試験制度の変革」『ハンガリー高等教育』
<http://www.magyarfelsooktatás.hu/> 2004.11.26

Csépai János (2004) “Középszinttel a felsőoktatásba. 2005 – Fény vagy árnyék?” Magyar Felsőoktatás, 2004/03
「中級試験で高等教育へー 2005年は光か影か」『ハンガリー高等教育』
<http://www.magyarfelsooktatás.hu/> 2004.11.266

Japán (második idegennyelv) követelményei az érettségi vizsgán, A Művelődési és Közoktatási Minisztérium 1995. november 6-án kelt 57801/95/XII. sz. leiratában,
日本語 (第2外国語) エーレッチェーギ試験出題基準、文化公教育省 1995年11月6日付け第57801/95/XII号文書

Oktatási Minisztérium (ハンガリー教育省) (2004) “A 2005-ben bevezetésre kerülő kétszintű vizsga”
ハンガリー教育省 「2005年に導入される2レベルの試験」『ハンガリー高等教育』
<http://www.om.hu/main.php?folderID=889>

Oktatási Minisztérium (ハンガリー教育省) (2003) “Kétszintű érettségi vizsga 2005”, Budapest
ハンガリー教育省 『2レベルのエーレッチェーギ試験』リーフレット

Oktatási Minisztérium (ハンガリー教育省) (2004) Tájékoztató a kétszintű érettségi vizsgáról
ハンガリー教育省 「2レベルのエーレッチェーギ試験に関するインフォメーション」
<http://www.om.hu/main.php?folderID=408&articleID=1118&ctag=articlelist&iid=1>

Statistical Yearbook of Hungary 2003 (2004) Központi Statisztikai Hivatal., 2004 Budapest
ハンガリー中央統計局 ハンガリー統計年鑑 2003年

2.5 Ireland アイルランド



地図は、http://europa.eu.int/abc/maps/members/Ireland_en.htm を元に作成

正式国名：アイルランド Ireland

1. 面積	7万 282km ² (北海道とほぼ同じ)
2. 人口	約 392 万人 (2002 年国勢調査)
3. 首都	ダブリン (約 106 万人)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ireland/data.html>

国の言語、使用状況

1. 国語 アイルランド語
2. 公用語 アイルランド語、英語

アイルランド語が第1公用語、英語が第2公用語と憲法第8条に明記されているが、多くの国民にとって英語が第1言語である。

2.5.1 アイルランドの教育制度

義務教育	年齢	高等教育	大学院	博士（最低3年間）						
				3						
				2						
				1						
				修士（1年もしくは2年間）						
			2							
			1							
			大学学部	21/22	大学	総合大学 教育カレッジ	科学技術カレッジ 各種カレッジ	私立大学		
						4	学士	学士		
						20/21	3	学士	国定資格	学士
		19/20				2		国定資格		
		18/19				1			ディプロマ/サー ティフィケート	
		中等教育	17/18 16/17 15/16	シニア課程	中等学校	コミュニティ・カレッジ コンプリヘンシブル・ス クール（総合中等学校）	職業学校			
					6					
					5					
					4	移行学年（選択制）				
					ジュニア課程	14/15 13/14 12/13	中等学校	中等学校	コミュニティ・カレッジ コンプリヘンシブル・ス クール（総合中等学校）	職業学校
								3		
		2								
		初等教育	11/12 10/11 9/10 8/9 7/8 6/7 5/6 4/5 3/4	初等教育	国立学校					
6										
5										
4										
3										
2										
1										
Senior infants										
Junior infants										
就学前教育					早期入学					

2.5.1.1 教育段階

	行政管轄 (国、州、市町村)	年齢・年 数・義務教 育	授業料 公的助成制度	就学 / 在学 進学率	学期制度 (年度) 各休みの長さ (公 立校)
初等教育	国 (教育・科学省) 国からの予算で賄われるが、運営は修道会。	4～12歳 ¹ 6歳からの6年間 (1年生～6年生) が義務	無料	就学率 98%以上 (2002年)	9月1日～6月30日 3学期制 夏休み9週間、冬 休み2週間、春休 み2週間、秋中間 休み1週間、冬中 間休み数日
中等教育	国 (教育・科学省) 管轄は国であるが、 運営は学校の種類 (中等学校、職業学校、 コミュニティ・カレ ッジ、総合中等校) により異なる。	12～18歳 (1年生～ 6年生) ² ジュニア 課程終了 の16歳(3 年生)ま でが義務	無料 ³	82% (2002 年)が中等 教育を終了	9月1日～履修認 定試験終了時(6 月25日頃) 3学期制 夏休み10週間、 冬休み2週間、春 休み2週間、秋中 間休み1週間、冬 中間休み1週間
高等教育	国 (教育・科学省) 国からの予算により 賄われているが、大 学側が自治を有す。	3～4年 間	無料 ⁴ 学部生は、授業料は 無料だが、登録料を 払う。大学院生は、 授業料を払う。 親の収入が規定額以 内であれば、助成金 を申請できる。	中等教育を 終え、ほぼ 50%が高 等教育に進 み、そのう ち約半数 (2002年) が学位取得 課程に在籍	9月～6月 年間の授業週は、 24週 学期は、大学によ り異なり、2学期 制と3学期制の大 学がある。

¹ 6歳からが義務であるが、4歳から入学する幼児も多い。4歳の60%、5歳の95%が通学している(2003/2004)。

² 後期中等教育のシニア課程は、移行年課程(Transition Year)を選択した場合は3年間、そうでない場合は2年間である。また、履修認定試験を再受験する生徒のため、履修認定リピートコース(7年生)がある学校もある。

³ 公立の中等学校は授業料を払う学校もあるが、その数は全体の約5%で、多くの学校が無料である。

⁴ EU圏の学生は無料であるが、EU圏外の学生は授業料を払う。

2.5.1.2 統一／全国カリキュラム、試験制度

	統一カリキュラムの有無、管理	試験制度・評価制度
初等教育	The National Council for Curriculum and Assessment (NCCA) により統一カリキュラムが設定されている。	公式な試験制度、評価制度はないが、児童の学校での成績は、要望があれば中等教育機関へ送られる。保護者には毎年成績報告書が送られる。
中等教育	NCCA により、ジュニア課程、シニア課程のカリキュラム、各科目のシラバスが設定されている。 試験に関しては、State Examinations Commission が管轄となる。	3年間のジュニア課程終了後、ジュニア課程修了認定試験 (Junior Certificate Examination)、2年間のシニア課程終了後、履修認定試験 (Leaving Certificate Examination) を受ける。両試験とも、Higher level と Ordinary level ⁵ がある。 ジュニア課程修了認定試験は、A～Fの6段階、履修認定試験は、A1～Fの13段階で成績がつけられる。
高等教育 (BA、MA、PhD)	7校が総合大学として認定されており、その他科学技術カレッジ、教員養成カレッジがアイルランド全土にある。近年は、私立カレッジもいくつか開校されている。	卒業成績 (学士号の例) が以下のようにつく。 First-class honor Second-class honor 1 Second-class honor 2 Third-class honor Pass

2.5.1.3 大学入学方法

中央申請事務所 (Central Applications Office : CAO) がほとんどの機関への願書 (学士、ディプロマ、サーティフィケート) を受け付ける。一つの願書に大学のコース名を、希望順に10まで書くことができる。希望する大学のコースに入学できるかは、履修認定試験の成績による。履修認定試験の成績がポイントに換算され、6科目の総合ポイントで希望大学の希望コースに入れるかが決める。

2.5.1.4 最近の教育に関しての一般的動向

a) 就学・進学率に関して

高等教育へ進学する者の数が増えおり、過去10年間で、高等教育機関の学生数は80%の増加を示している⁶。

b) 水準に関して

高等教育において、理系の学生数が2倍に増えており、25～34歳の年齢層で理系資格保持者の比率は、OECD内でアイルランドが最も高い⁷。しかし、2004年6月に行われた履修認定試験では、数学、科学関連の科目で不合格だった生徒が多いという結果が出た。約20人に1人の生徒が Higher level の数学試験で、10人に1人以上の生徒が Ordinary level の数学試験で、不合格だったという統計がでている。これは、アイルランドの政府、ビジネスの両方に痛手となるのではと懸念されている⁸。

⁵ Foundation level がある科目もある。

⁶ アイルランド政府商務庁ウェブサイト参照。

⁷ アイルランド政府商務庁ウェブサイト参照。

⁸ 2004年8月18日付『The Irish Times』より抜粋。この統計、見解に異議も唱えられているようではある。

<p>c) 履修科目に関して 初等教育では1998年より外国語導入パイロットプロジェクト (Modern Languages Pilot Project) が行われている。 中等教育では、教育・科学省の中等教育における外国語学習の多様化、向上を図るという政策を施行するため、2000年9月にマリノ教育研究所ポストプライマリー・ランゲージ・イニシアティブ (The Post-Primary Languages Initiative 以下「ランゲージ・イニシアティブ」) が設置され、スペイン語、イタリア語、ロシア語、日本語の促進が試みられている (2.5.3.1&2.5.5 参照)。</p>
<p>d) 試験制度に関して 試験は、中等教育ジュニア課程終了時に受けるジュニア課程修了認定試験、シニア課程最終年に受ける履修認定試験が公的試験となる。履修認定試験は、成績が大学進学を左右するため、生徒にとってプレッシャーが大きい。</p>
<p>e) 財政に関して 教育全般にわたり財政難である。特に、高等教育は予算削減により苦しい状況で、非常勤は契約を切れ、常勤は辞めても補充されない傾向がある。初等教育に予算が増えた分、高等教育が削られているとも言われている。</p>
<p>f) 教師、教員に関して 初等教育では教師不足の傾向がある。</p>
<p>g) ヨーロッパ内の移動に関して アイルランド人学生が留学するより、他のヨーロッパから来る学生の方がはるかに多い。エラスムスに参加し、他のヨーロッパ諸国に留学しているアイルランド人学生の総数が1,627人であるのに対し、ヨーロッパからアイルランドが受け入れている学生の総数は、3,473人である (2002/2003)。</p>
<p>h) その他 この15年の間に私立大学も増えてきている。私立大学増加の要因は、国立大学の学生受け入れ数が限られていること、また、1990年代後半の経済成長とも関連する。しかし、人口統計から考えると、高等教育に進む年齢の人口数が減少することが予測されるので、私立大学は数年後、学生確保が難しくなる可能性がある。</p>

2.5.2 言語教育

2.5.2.1 CEF に関して

<p>a) 外国語教育政策に CEF が取り入れられているか。何かの公式な文書に触れているか。 取り入れられていない。アイルランド人のための外国語教育ではないが、移民への英語教育のための指標 (benchmark) に CEF が正式に使用されている。教育・科学省より資金提供を受け、移民の英語教育を行っている Integrated Ireland Language and Training (IILT) によりその基準が作成されている (2.5.6 参照)。</p>
<p>b) 実際に CEF がレベル記述、評価、シラバスなどに取り入れられているか。 上記の移民への英語教育のために、『初等教育における非英語話者のための英語熟達度指標』、『中等教育における非英語話者のための英語熟達度指標』、『職業訓練における非英語話者のための英語熟達度指標』で CEF のレベル記述が取り入れられている。 高等教育で、外国語教育のために、CEF のレベル記述を取り入れている機関もある。</p>

c) 最近の動向

NCCA の依頼により書かれた中等教育のカリキュラムに関する答申案⁹で、CEF の重要性が述べられている。中等教育において、アイルランド語¹⁰以外の外国語科目は必修ではなく、現代ヨーロッパ語を学習することは奨励されてはいるが、外国語を選択するかどうかは生徒が自由に決められるようになっている。これは、EU の母語プラス 2 言語という言語政策に適應できるものではなく、アイルランドでは言語教育政策が欠けているとの批判もされている。また、中等教育では幅広い言語科目が選択可能になっているが、言語カリキュラム全体への総合アプローチが確立していないことも問題点として挙げられている。解決策として、CEF を言語学習および指導に活かせるよう、カリキュラム、シラバスに取り入れていくことが提案されている。そして、中等教育における外国語教育を推進するランゲージ・イニシアティブの中間報告書¹¹でも、この答申案について触れられており、書いてある内容に関してセミナーを行っていくことが示唆されているので、今後 CEF の取り入れに関して、議論されていく可能性がある。

2.5.2.2 ELP に関して

a) 外国語教育政策に ELP が取り入れられているか。何かの公式な文書に触れているか。

正式に外国語教育政策に取り入れられてはいないが、ELP を使用している機関、学校もある。

b) 実際に ELP が学習、評価などに取り入れられているか。

中等教育、高等教育機関で、外国語学習に ELP が使用されているところもあるが、それはその教育機関全体で使用しているというよりは、ある外国語のクラスで使用されている、大学のある学科で使用されているという場合が多い。学習、学習動機を促進するために使用されることが多く、評価に用いることはあまりないようである。中等教育では、アイルランドで開発された中等教育用 ELP (Authentik 発行) が使用されている。高等教育では、大学により異なるが、CercleS¹² の ELP または EAQUALS/ALTE¹³ の ELP が使用されている。初等教育でも、ELP が使われている学校もあるようである。

アイルランド人のための外国語教育ではないが、移民のための英語教育に ELP が正式に取り入れられている。IILT により、いくつかの移民英語教育用の ELP が開発され、使用されている (2.5.6 および本書巻末資料 3 参照)。

c) 最近の動向

1998 年から 2000 年のパイロットプロジェクトでは、611 人の学習者 (大学生、成人の移民) が ELP を使用した¹⁴。

2001 年、ダブリン大学トリニティカレッジ言語コミュニケーション学科で、ELP ネットワークサポートグループ (ELP Network Support Group) が設置され、中等教育で ELP を使用している教師の支援を行っている (2.5.6 参照)。このプロジェクトに関するレポート¹⁵も刊行されており、現在は中等教育の 30 ~ 50 校で ELP が使用されているようである。

現在、中等教育の外国語カリキュラムに、自律学習が重要な目標の一つとして入れられているが、それを実現していくためには、ELP の導入が必要であることが中等教育のカリキュラムに関する答申案で示唆されている。

⁹ Little, D. (2003) *Languages in the post-primary curriculum: a discussion paper*. Dublin: NCCA.

¹⁰ アイルランド語は、第 1 公用語ではあるが、ほとんどの国民にとって英語が母語である。アイルランド語を母語と考えるか、外国語と考えるのかは難しいが、ある調査では、アイルランド語を母語と考えているのは、調査対象者の 14.2% にしかなかった。

¹¹ Cunningham, C. (ed.) (2003) *Post Primary Languages Initiative Interim Report*. Dublin: Post Primary Languages Initiative.

¹² CercleS (Confédération Européenne des Centres de Langues de l'Éducation Supérieure/European Confederation of Language Centres in Higher Education)

¹³ EAQUALS (European Association for Quality Language Services)
ALTE (Association of Language Testers in Europe)

¹⁴ Schärer, R. (2000) *European Language Portfolio: final report on the pilot project*. Strasbourg: Council of Europe. (<http://culture2.coe.int/portfolio>) 参照

¹⁵ Ushioda, E. and Ridley, J. (2002) *Working with the European Language Portfolio in Irish Post-Primary Schools: Report on an Evaluation Project*, CLCS Occasional Paper No 61. Dublin: Trinity College, Centre for Language and Communication Studies.

2.5.2.3 初等教育での言語教育

a) 履修可能言語

外国語とは言えないが、アイルランド語、英語の二つが必修である。両言語とも公用語であり、英語が第1言語である場合が多いが、児童は以下の三つのいずれかの環境下で学習する。

- ・児童の母語が英語であり、英語を媒介として教育を受ける
- ・家庭での使用言語がアイルランド語であり、アイルランド語を媒介として教育を受ける
- ・アイルランド語を媒介として教育を行う学校に通学するが、家庭での使用言語は英語である

初等教育では正式に外国語は導入されていないが、1990年代前半より小学校で外国語を取り入れているところがある。特に、アイルランド語で教育を行う学校で外国語が取り入れられている傾向が強い。

1998年9月、現代語パイロットプロジェクトが初等教育における外国語教育開発の第一歩として始まり、教育・科学省によって、EU圏の言語が導入される270校の小学校が指定された。その指定された小学校の中には、EU圏の国から母語話者教師を雇用し、言語学習の促進を図っている学校もある。5、6年生を対象に行われたこのプロジェクトは、2年間で終了する予定であったが、延長されて行われている。現在は、プロジェクト参加校は、400校あまりに増えており、この数字はアイルランド全体の約1割の小学校数にあたる¹⁶。導入されている言語は、フランス語、ドイツ語、スペイン語、イタリア語である。

b) 達成目標、基準、試験

初等教育では、公的修了試験はなく、また、外国語は正式な認定科目ではないため、到達目標、基準は定められていない。

2.5.2.4 中等教育での言語教育

a) 履修可能言語

アイルランド語、英語に関しては、初等教育と同様、必修である。ただし、アイルランドで教育を受け始めたのが11歳以降の場合は、アイルランド語は必須ではない。

中等教育で履修可能な外国語は、フランス語、ドイツ語、スペイン語、イタリア語、日本語、ロシア語¹⁷であるが、どの言語も必修科目としては定められていない。どの言語が選択、学習できるかは、学校により異なる。

b) 達成目標、基準、試験

到達目標は、各言語のシラバスに記されている。シラバスは、目標、コミュニケーション能力・言語意識 (language awareness)・文化意識 (cultural awareness) における行動目標 (behavioural objectives)、評価という構成で設定されており、トピック別に運用目標 (performance targets)、言語技能 (linguistic skills)、構造・文法 (structures and grammar) が詳細に記載されている。

試験には、ジュニア課程修了試験、履修認定試験の言語科目がある。英語、アイルランド語以外で、受験可能な言語科目に、ジュニア課程修了試験では、フランス語、ドイツ語、

¹⁶ Mercator Education <http://www.mercator-education.org/sjablonen/3/default.asp?objectID=3205>

¹⁷ ここで挙げた言語は、現代外国語として学習されている言語である。これらの言語以外にも、中等教育カリキュラムに入っている認定言語科目はある。

スペイン語、イタリア語、ラテン語、ギリシャ語、ヘブライ語がある。履修認定試験では、言語グループに入れられている科目に、ジュニア課程修了試験の言語科目に付け加え、ロシア語、日本語、アラビア語がある。ここで挙げた言語は、中等教育カリキュラムで認定されている科目であるが、これらの言語以外にも、受験可能な言語科目はいくつかある。

2.5.2.5 その他の教育現場での言語教育

a) 履修可能言語

高等教育、民間語学学校でさまざまな言語が学習可能である。また、外国人が英語を学習するための語学学校も多い。

b) 達成目標、基準、試験

言語、または大学および学校により異なる。

2.5.2.6 (語学) 教員の公的制度：資格認定、養成、研修

資格認定：初等教育では、教育学の学士号を取得しており、アイルランド語が話せることが条件となる。中等教育では、学部卒業後、1年間の Higher Diploma in Education を取得しており、学部での専攻が履修認定コース (Leaving Certificate Programme) の科目であることが条件になる。高等教育では、語学教員の場合、特に資格は定められていないが、修士号を取得していることが条件となることが多い。最近では、博士号も望まれる傾向にある。

養成・研修：ランゲージ・イニシアティブが設置されてから、イタリア語、スペイン語の教師の養成・研修の声が望まれており、2003年1月に Dublin Institute of Technology でポストグラデュエートディプロマのコースが設置された。これは、現在中等教育の教員で、新たにイタリア語かスペイン語を教えることを希望している者、またはいずれかの言語を高いレベルで教えることを希望している者のための2年間のコースである。このコースは、現在教職に就いている者のためなので、平日の夕方、土曜日、夏期休暇を利用して受講できるようになっている。

2.5.3 日本語教育

2.5.3.1 最近の動向

a) 初等教育

初等教育では日本語は取り入れられていない。

b) 中等教育

2000年より教育・科学省の中等教育における外国語学習を拡大する方針により、日本語も外国語の1科目として導入されている。中等教育シニア課程における移行年課程、履修認定コースの科目としても取り入れられている。ランゲージ・イニシアティブが教育・科学省から委託を受け、スペイン語、イタリア語、ロシア語とともに、日本語導入の促進を行っている (2.5.5 参照)。このランゲージ・イニシアティブに参加し、スペイン語、イタリア語、日本語、ロシア語を新たに導入している学校には、教材補助金が提供される。各学校、634ユーロ、最高で1,268ユーロ (2言語導入の場合) 提供される。この資金は、日本語の場合、日本文化学習のために、書道用具購入、調理実習費用、また文房具購入、ビデオ購入等に利用されていることが多い。

5年計画で始まったランゲージ・イニシアティブは、2004/2005年度をもって終了する予定であったが、1年間延長することが決まっている。現在、ランゲージ・イニシアティブ終了後、どのように日本語を継続していくかの方策が練られているが、国際交流基金は、2005年6月から日本語教育専門家を派遣することとした。

教員資格に関してだが、現段階では、中等教育における日本語教師資格条件は定められていない。現在、ランゲージ・イニシアティブにより雇用されている教師は、アイルランドの教育制度では中等教育教員として認められないため、役職名は日本語開発員（Japanese Development Officer）となっている。また、ランゲージ・イニシアティブに雇用されているわけではないが、他の科目を教えている教員が日本語を兼任している場合もある。これに該当する教師は、アイルランド教育制度の中で正式な教員として認定されている者が多いが、日本語能力が高いとは限らない。現在、中等教育の教員になるために必要な Higher Diploma in Education の日本語コース（中等教育における日本語教員資格課程）の設立が考慮されている。

教材に関しては、日本語教材開発担当者により、アイルランド中等教育用教材の開発が進められている。移行年課程、履修認定コース別に教材が開発されており、まだ教材が開発中のコースに関しては市販教材も使われている。また、教師が自作教材、市販教材使用をしている場合もあるが、中等教育の日本語教材は統一したものが整ってきている。現在、カタカナワークブック『Katakana Kantan』（著者：ウルスラ・ツイママン、出版：ITÉ）、移行年課程用教材集（Transition Year Pack）が既に関済済みである。履修認定コース用には、学校生活を中心としたトピックで、4技能を伸ばすことを目的として、教材開発が進められており、聴解教材のCDとともに教科書（著者：ウルスラ・ツイママン、出版：アイルランド教育・科学省）が2005年9月に出版される予定である。また、ひらがなワークブック『Hiragana Kantan』（著者：ウルスラ・ツイママン、出版：アイルランド教育・科学省）も2005年3月出版予定である。

c) 高等教育

1985年にダブリンシティ大学で日本語コースが開設されたのを始めに、現在では総合大学4校（ダブリンシティ大学 Dublin City University、アイルランド大学ダブリン校 University College Dublin、ダブリン大学トリニティカレッジ University of Dublin, Trinity College、リムリック大学 University of Limerick）で日本語コースが設けられている。コース内容等も、大学により異なり、一般的傾向は出しにくいだが、全体的に言える事は、専門科目として日本語（2科目専攻のうちの1科目）を取り入れている大学は、コース縮小、または閉鎖の傾向にあるということである。1999年にビジネスおよび日本語の2科目専攻コースを開設、日本語が提供されるようになったダブリン大学トリニティカレッジでは、2003年10月より新入生受け入れを取り止めている。2003年10月より1年間、モジュールコースの選択科目として日本語が他学部にも提供されたが、それも現在は行われておらず、最後のビジネス・日本語2科目専攻の学生が卒業する2004/2005年度をもって、日本語は廃止されることが決定している。

アイルランドでは、他科目との組み合わせで日本語を学習するケースが多く、日本学等が設置されている大学はない。2科目専攻のうちの1科目としての日本語がある場合も、副専攻科目として日本語が選択可能な場合も、大学およびコースにより異なるが、ビジネスと日本語の組み合わせが多い傾向はある。現在、2科目専攻、副専攻として日本語コースを設置しているのは、ダブリンシティ大学、リムリック大学、ダブリン大学トリニティカ

レッジ¹⁸である。選択科目として日本語履修が可能な大学は、リムリック大学、アイルランド大学ダブリン校である。

アイルランド大学ダブリン校では、モジュール制導入により、全学部で日本語が提供されることが計画されており、それに伴い、レベルの透明化を図るためにも、CEF、ELPの取り入れも行われている（2.5.6 参照）。

また、通常の日本語教育とは性質が異なるが、ダブリン大学トリニティカレッジ教育学部では、Higher Diploma in Education（中等教育教員資格となるポストグラデュエート・ディプロマ）現代語専攻の学生対象に、2001年10月より日本語コースを設けている。このコースは、語学教員として、新しい言語を学ぶことを理解するための経験的学習が目的である。

d) 成人教育、その他

大学の一般向けコースを含め、日本語を設けている語学学校は、ダブリンを中心に13校程¹⁹あるが、安定してコースが開講されるのは、3校ほどである。人数が定員に満たず、開講されない時があるため、日本語を開講しているとされる学校でも、開講されない時がある。レベルは、初級対象クラスが多い。

その他、フォース（Foras Áiseanna Saothair: FÁS）と呼ばれるアイルランドの国立職業訓練機関（Training & Employment Authority）が、毎年、学士卒業生海外企業派遣プログラム（FÁS Oversea Graduate Programme）を実施しており、日本企業に派遣が決定している者を対象に、派遣前の日本語研修を行っている。この日本語コースは、ダブリンシティ大学ランゲージサービスに委託されており、日本へ派遣されて当座の日常生活ができること、日本文化・社会へ適応できるための準備が目的とされている。このコースの受講者数は、FÁSが定める日本企業への派遣者ということになるが、毎年その数は異なり、近年は減少傾向にある。その原因は、経済状況などから日本企業の受け入れが少なくなっていることが要因だと言われている。

2.5.3.2 日本語教師の団体

日本語教育／教師の団体	対 象	人 数	備 考
アイルランド日本語教師会 The Japanese Language Teachers of Ireland (JLTI)	高等教育、中等教育日本語関係者が中心である。	約 20 人	年数回、連絡会、会議、勉強会等を行っている。

¹⁸ 本文でも述べているが、ダブリン大学トリニティカレッジでは2004/2005年度をもって日本語は廃止される。

¹⁹ 在アイルランド日本国大使館からの資料参照。

2.5.3.3 日本語の教員

	資格・背景	地位／処遇	日本語教員養成・研修
初等			
中等	現段階では特に定められていない。	常勤、非常勤	管轄のランゲージ・イニシアティブが研修を行っている。国際交流基金の研修に参加した者も何人かいる。
高等	各大学により異なるが、修士号を持っている者が多い。	専任、常勤、非常勤	機関が行っている所もある。国際交流基金の研修に参加した者も何人かいる。
その他成人	特に定められていないが、日本語母語話者であることが多い。	非常勤	なし

2.5.3.4 その他

	制度／機関	期 間	備 考
日本留学	高等教育機関の場合、大学により異なるが、提携校が決まっている場合が多い。	3か月～1年間	提携校への留学の場合は、授業料は双方で相殺する場合が多い。学生の中には、文部科学省、日本国際教育協会、平和中島財団から奨学金が貰える学生もいる。企業研修の場合は、会社により処遇が異なる。
	EIL Intercultural Awards	6週間	16～18歳の者に応募資格があり、航空券、ホームステイ、日本語クラス、小旅行等が提供される。
日本との交流	各大学の交換留学提携校 文部科学省奨学金 外務省主催の2週間の Study Tour of Japan 国際交流基金各種プログラム JET プログラム フォース (FÁS 学士卒業生海外企業派遣プログラム)		
日本語関係行事 (スピーチ、能力試験など)	2003年より、毎年2月に、JLTI主催で日本語弁論大会を行っている。アイルランドで受験可能な試験は、JETRO ビジネステストのみである。		

2.5.3.5 日本語教育における問題点、要望、今後の展望

中等教育

現場の教師からは、以下のような意見がでている。

- ・移行年課程では、多くの学校で日本語が選択科目ではなく必修となっているため、動機の弱い生徒もおり、授業より生徒指導に時間が取られてしまう。
- ・移行年課程は、さまざまなことを経験することが目的とされているので、行事、研修等で日本語の授業が休講になることがあり、学習進行に支障がでることもある。
- ・履修認定試験を受験する生徒には、客観的に実力を把握するために模擬試験が必要である。
- ・日本語は、生徒にとって興味を引く科目であるが、言語より日本文化に興味のある生徒が多い。
- ・時間数が限られているので、その中で文字指導をしていくのが大変である。
- ・生の日本文化に生徒が触れる機会があるといい。

- ・日本の新しい情報を提供するのが難しい。
- ・日本語非母語話者教師の場合、日本語のブラッシュアップが必要である。

高等教育

2科目専攻の形式で日本語が導入されている大学では、コース縮小、コース停止、講師数削減の傾向があり、厳しい状況である。また、アイルランドでは日本語のみを専門科目とすることはできず、また日本学を専攻できる大学もない。これをどう考えるかは個人によって異なるだろうが、どこかの大学で、日本語、日本語学を集中して専攻できるようになることも望まれる。日本語が2科目専攻の1科目として学位に関与してくる大学では、学習者数、財政難等から存続が厳しい場合もでてきているが、選択科目として日本語が取り入れられている場合は、学習者数も多い傾向にある。しかし、もっと多くの大学で日本語が履修可能になることが望まれるところである。

その他

- ・日本語コースに関わるあらゆる支援（財政、学習者確保等）を機関側から提供されることが望まれる。
- ・非常勤講師の待遇の改善が望まれる。
- ・日本語能力試験がアイルランドでも受験可能になることが望まれる。

2.5.4 情報源

教育一般に関する情報

- ・ The Department of Education and Science 教育・科学省
<http://www.education.ie/home/home.jsp?pcategory=27173&ecategory=27173&language=EN>
- ・ Education Ireland <http://www.educationireland.ie/>
- ・ Enterprise Ireland アイルランド政府商務庁 <http://www.enterprise-ireland.or.jp/>
- ・ EuroEducation.net <http://www.euroeducation.net/prof/irco.htm>
- ・ Eurydice Focus: The Position of Foreign Languages in European Education Systems
<http://www.eurydice.org/>
- ・ Higher Education Authority (HEA) <http://www.heai.ie/>
- ・ International Education Board Ireland <http://www.educationireland.ie/htm/education/main.htm>
- ・ National Centre for Guidance in Education <http://www.ncge.ie/>
- ・ The Education System in Ireland <http://www.eduvinet.de/eduvinet/irl002.htm>
- ・ アイルランド大使館 <http://www.embassy-avenue.jp/ireland/>
- ・ アイルランド大使館 (2003) 『アイルランド概説』 アイルランド大使館。
- ・ 国際教育交流促進協会 <http://www.aiee.gr.jp/image/country/ireland.htm>

外国語教育に関する情報

- ・ Cunningham, C. (ed.) (2003) *Post Primary Languages Initiative Interim Report*. Dublin: Post Primary Languages Initiative.
- ・ Kildare Education Centre <http://www.eckildare.ie/>
- ・ Mercator Education <http://www.mercator-education.org/sjablonen/3/default>.

asp?objectID=3205

- ・ The Post-Primary Languages Initiative ポストプライマリー・ランゲージ・イニシアティブ
<http://www.languagesinitiative.ie/>

カリキュラムに関する情報

- ・ Little, D. (2003) *Languages in the post-primary curriculum: a discussion paper*. Dublin: NCCA. (<http://www.ncca.ie/j/pdf/Publications/Languages.pdf>)
- ・ National Council for Curriculum and Assessment (NCCA) (2002) *Developing Senior Cycle Education: Consultative Paper on Issues and Options*. Dublin: NCCA. (http://www.ncca.ie/j/pdf/Publications/SCycle%20Doc_Eng.pdf)
- ・ National Council for Curriculum and Assessment (NCCA) <http://www.ncca.ie/>
- ・ Government of Ireland (1999) *Primary School Curriculum Introduction*. Dublin: The Stationary Office.
- ・ Government of Ireland (2002) *Rules and Programme for Secondary Schools 2002/2003*. Dublin: The Stationary Office.

公的試験、大学入試に関する情報

- ・ Central Applications Office 中央申請事務所 <http://www.cao.ie/>
- ・ National Council for Curriculum and Assessment (NCCA) <http://www.ncca.ie/>
- ・ State Examinations Commission <http://www.examinations.ie/>
- ・ The Learning Ireland Team (2003) *The 2004 National Guide to 3rd level Education*. Dublin: Digital Publishing Innovations Ltd.

CEF、ELP に関する情報

- ・ Centre for Language and Communication Studies, Trinity College, University of Dublin
ダブリン大学トリニティカレッジ言語コミュニケーション学科
<http://www.tcd.ie/CLCS/portfolio/>
- ・ Integrated Ireland Language and Training (IILT)
<http://www.iilt.ie/>
- ・ Little, D. (2003) *Languages in the post-primary curriculum: a discussion paper*. Dublin: NCCA. (<http://www.ncca.ie/j/pdf/Publications/Languages.pdf>)
- ・ Ushioda, E. and Ridley, J. (2002) *Working with the European Language Portfolio in Irish Post-Primary Schools: Report on an Evaluation Project*, CLCS Occasional Paper No 61. Dublin: Trinity College, Centre for Language and Communication Studies.
(http://www.tcd.ie/CLCS/portfolio/ELP_network/OccPaper61.pdf)

日本語教育に関する情報

- ・ Cunningham, C. (ed.) (2003) *Post Primary Languages Initiative Interim Report*. Dublin: Post Primary Languages Initiative.
- ・ Dublin City University ダブリンシティ大学 <http://www.dcu.ie/salis/japanese.shtml>
- ・ The Post-Primary Languages Initiative ポストプライマリー・ランゲージ・イニシアティブ

- イブ <http://www.languagesinitiative.ie/>
- ・ University College Dublin アイルランド大学ダブリン校 <http://www.ucd.ie/alc/>
 - ・ University of Dublin, Trinity College ダブリン大学トリニティカレッジ
http://www.tcd.ie/Business_Studies/Undergrad/experience/degreecont.php
 - ・ University of Limerick リムリック大学 <http://www.ul.ie/~lcs/japanese/INDEX.htm>
 - ・ ウルストラ・ツイママン「海外日本語教育レポート第7回：中等教育で日本語学習者急増中
－アイルランド政府の取組み－」、『日本語教育通信』第49号.
 - ・ 国際交流基金「日本語教育国別情報」
<http://www.jpf.go.jp/j/urawa/world/kunibetsu/2003/ireland.html>
 - ・ 在アイルランド日本国大使館からの資料

日本との交流について

- ・ 在アイルランド日本国大使館 <http://www.ie.emb-japan.go.jp/>

その他

- ・ EIL Ireland <http://www.eilireland.org/>
- ・ FÁS Overseas Graduate Programme http://www.fas.ie/services_to_jobseekers/overseas_graduate_programme.html
- ・ Nightcourses.com <http://nightcourses.com/>

2.5.5

アイルランドの中等教育における日本語教育：背景、現状、展望

小木曾左枝子

アイルランドの日本語教育は、他のヨーロッパ諸国と比べ、高等教育で日本語が設けられている大学も少なく小規模である。しかし、2000年9月より中等教育でも日本語が導入されるようになり、学習者数も増えてきている。本稿では、アイルランドにおける中等教育制度の中で、日本語が導入された背景、現状を説明するとともに、その展望を考察していきたい。

アイルランドの中等教育は、前期中等教育のジュニア課程、後期中等教育のシニア課程からなり、日本語が導入されているのはシニア課程である。このシニア課程は、直接2年間の履修認定コースに進むか、1年間の移行年課程を経て履修認定コースに進むかのいずれかを選択できるようになっている（2.5.1参照）。選択制の移行年課程は、生徒が試験のプレッシャーを受けることなく、さまざまな知識、経験を得ると同時に社会適応能力をつけることが目的である。履修認定コースは、大学入学資格となる履修認定試験の準備が目的である。日本語は、この1年間の移行年課程と2年間の履修認定コースの両方で導入されている。移行年課程では2000年9月より導入され、履修認定コースでは2003年1月にパイロットクラスが設けられ、同年9月より正式に導入されている。

日本語がアイルランド中等教育の外国語科目として導入されたのは、グローバル化社会の中で、市場競争、経済成長に対応する国力を維持していくために、外国語能力が不可欠であるということ、また欧州評議会およびEUが理想とする母語以外に二つの言語が話せる能力を持つという目標を実現する必要性から、中等教育での外国語科目を拡大する方針が定められたことが背景にある。2000年9月、教育・科学省は、その方針を実行する機関としてポストプライマリー・ランゲージ・イニシアティブ（The Post-Primary Languages Initiative 以下ランゲージ・イニシアティブ）を5か年計画で設置し、スペイン語、イタリア語、日本語を学習推奨外国語に定めた¹。スペイン語、イタリア語は、既にアイルランドの中等教育で導入されていた外国語であったが、フランス語、ドイツ語に比べ定着していなかったため、ランゲージ・イニシアティブで促進していくことが決められた。日本語に関しては、ヨーロッパ以外にも目を向ける必要があることから、非ヨーロッパ言語導入が決められ、日本がアイルランドにとって重要な貿易国であることから、アジア言語、文化への窓口として推奨していくことが決定された。

日本語導入にあたり、まず問題となったことは、教師確保であった。日本語は、スペイン語、イタリア語のように既に中等教育で導入されていた科目ではなかったため、導入を決めた学校に、ランゲージ・イニシアティブが雇用した日本語教師を派遣するという形が多く取られた。雇用された教師の中には、日本語を教えた経験がない者もいたため、ランゲージ・イニシアティブがワークショップ等を開き、研修も行われた。現在も年数回、毎回違うテーマでワークショップが行われている。

そして、アイルランド中等教育向けの日本語教材が整っていないことも当初の問題点であ

¹ 後にロシア語も学習推奨外国語に加えられた。

った。これは、ランゲージ・イニシアティブがアイルランド言語研究所 (ITÉ)² に委託し、新たに日本語教材開発担当者が雇用され、アイルランド中等教育向け日本語教材が開発されることとなった。そして、2001年10月に教材開発が始められてから、移行年課程用日本語教材、履修認定コース用日本語教科書・教材、その他文字学習用ワークブック等 (2.5.3.1 参照)、着々と開発が進められている。

このように日本語が中等教育の外国語科目として推進される中、学習者数も確実に増えてきている。2003年にランゲージ・イニシアティブから刊行された中間報告書³によると、この4年間で、学校数は約6.5倍、学習者数は約10倍に伸びている。この日本語への関心、学習者急増に関しては、新聞⁴などでも取り上げられており、日本語、日本文化への関心が高まっていることが窺われる。生徒からは、日本語が想像していたより難しくなく、むしろ他の言語より易しいといった感想⁵もでている。実際に、他の言語を学習してうまくいかなかった生徒が日本語学習に成功しているという例もある。これは、日本語がジュニア課程の科目としては導入されておらず、誰でも初級から始められるため、生徒にとって新たに挑戦できる言語であるということも助けになっていると思われる。また、文化に対する関心も高く、他のヨーロッパ言語とは異なり、全く日本文化に触れる機会がなかった生徒も多く、新しい発見を楽しみながら言語とともに文化学習ができているようである。

しかし、課題も残されている。まず、履修認定コースの科目として、日本語を確立していくことを考えなければならない。現在は、移行年課程で日本語を導入している学校が多く、履修認定コースで日本語を設置している学校はまだ少ない。日本語は、1998年より履修認定試験の科目になっているが、日本語を履修認定コースで学習した生徒が初めて受験することとなった2003/2004年度までは、受験者の多くがアイルランド人ではなく、日本人で、またその数も少なかった。中等教育において、日本語を外国語科目として確立するには、大学入学資格となる履修認定試験の科目として定着させる必要がある。

そのためには、中等教育における日本語教員の立場を確立することも重要である。アイルランドで中等教育教員の資格を得るには、学部卒業後、1年間のディプロマ (Higher Diploma in Education) を取得し、学部での専攻が履修認定コースの科目であることが条件となっている⁶。現在、ランゲージ・イニシアティブに雇用され、学校に派遣され、日本語を教えている者の役職名は、日本語開発員 (Japanese Development Officer) と呼ばれるものである⁷。これは、現在のアイルランド教育制度では、日本語の場合、資格が得られないため、教員 (teacher) という名称では呼べないためである。現段階では、中等教育教員の条件を満たすことも難しく、また、日本語教員希望者が教員資格を得るためのディプロマコースもまだ対応が整っていない。現在、中等教育日本語教員養成コース設立が望まれており、これに関し、ランゲージ・イニシアティブが高等教育機関、関係機関と協議中である。

² アイルランド言語研究所 (ITÉ: Institiúid Teangeolaíochta Éireann) は、2003年12月に閉鎖され、教材開発担当者は National Council for Curriculum and Assessment (NCCA) に転属されている。

³ Cunningham, C. (ed.) (2003) *Post Primary Languages Initiative Interim Report*. Dublin: Post Primary Languages Initiative 参照。

⁴ 2003年11月19日付『The Irish Times』、2004年1月11日付『Sunday Tribune』で中等教育での日本語コース、学習者数急増のニュースが取り上げられており、学習者からのコメントなども紹介されている。

⁵ 2004年1月11日付『Sunday Tribune』より抜粋。

⁶ Higher Diploma in Education を取得していなくても、経験、資格等が考慮され、正式に教員として登録することが可能な場合もある。

⁷ 最近、Higher Diploma in Education を取得していないが、正式に教員として登録できた者も2名いる。

ランゲージ・イニシアティブは、当初の予定では2004/2005年度をもって終了する予定であったが、終了後の中等教育における日本語の方向付けが議論される中、1年間の延長が決まっている。2004年6月には、ランゲージ・イニシアティブ主催のフォーラムも開催され、関係者が中等教育における日本語に関して話し合う機会が設けられ、方策も考えられている。また、国際交流基金とも協議中で、中等教育における日本語を確立していくための支援を要請する中、2005年6月より日本語教育専門家が派遣されることが決定している。

日本語の場合、同時に学習推奨言語となったスペイン語、イタリア語とは異なり、ランゲージ・イニシアティブ設立以前の基盤がない。それゆえ、長期的な視野で日本語を継続していくためには、ランゲージ・イニシアティブ終了後、それに替わる中等教育の日本語教育を支援できる機関設立が必要である。そして、中等教育における外国語科目として日本語の確立を図っていくことが非常に重要となる。今までの成果が無駄とならないよう、また、アイルランド全体の日本語教育発展のためにも、中等教育における日本語の確固たる基盤ができることが強く望まれる。

参考文献

Cunningham, C. (ed.) (2003) *Post Primary Languages Initiative Interim Report*. Dublin: Post Primary Languages Initiative.

National Council for Curriculum and Assessment (NCCA) (2002) *Developing Senior Cycle Education: Consultative Paper on Issues and Options*. Dublin: NCCA. (http://www.ncca.ie/j/pdf/Publications/SCycle%20Doc_Eng.pdf)

ウルスラ・ツイママン「海外日本語教育レポート第7回：中等教育で日本語学習者急増中－アイルランド政府の取組み－」、『日本語教育通信』第49号。

参考サイト

The Post-Primary Languages Initiative ポストプライマリー・ランゲージ・イニシアティブ
<http://www.languagesinitiative.ie/>

2.5.6

アイルランドの日本語教育における ELP 活用例

小木曾左枝子

1. アイルランドにおける ELP の浸透

アイルランドは、ELP 開発に非常に貢献している国の一つで、現在までに欧州評議会の認定を受けている ELP の七つ（巻末資料 3 参照）がアイルランドで開発されている。特に、移民への英語教育（自国語教育）の一環として、CEF および ELP が正式に取り入れられている。教育・科学省により資金提供を受け、移民への英語教育を行っている Integrated Ireland Language & Training (IILT) は、英語熟達度を測るために、CEF を基にした指標（benchmark）を対象者別に開発している。そして、ELP も、同じく初等教育、中等教育、成人、職業訓練の対象者別に、IILT により開発されている。その移民英語学習用 ELP は、IILT で英語を学ぶ成人学習者全員に使用されており、また、アイルランドの初等教育、中等教育で学ぶ移民児童にも積極的に導入が試みられている。

一方、外国語学習のためにも、中等教育学習者対象の ELP が開発され、使用されている。国の言語教育政策の一環として、外国語学習に ELP 使用が正式に奨励されているわけではないが、中等教育における ELP 活用を支援するプロジェクトも行われており、積極的に ELP の使用を試みる学校、教師も増えてきている。このプロジェクトは、2001 年 10 月に始まった ELP ネットワークサポートグループ（European Language Portfolio Network Support Group）¹ と呼ばれるもので、ダブリン大学トリニティカレッジ言語コミュニケーション学科により行われている。その目的は、中等教育で ELP を使用している、または使用することに興味がある教員を支援していくことである。1 か月に 1 度会合が行われ、ELP を使用する上での問題点の討議、意見交換、クラス活動例の発表等を行っている。

このように ELP 活用が積極的に試みられている中、日本語教育関係者も ELP に興味を持ち、日本語クラスでも ELP が使用され始めている。アイルランドの日本語教育における ELP 使用は、まだ非常に小規模ではあるが、他国でも日本語学習に ELP が使用されている例は少ないと思われるので、本稿では、その活用例を、中等教育、高等教育別に説明する。また、ELP を実際に日本語学習に活用し、出てきた問題点等も論議した上で、日本語学習における ELP 活用に関する示唆もしたい。

2. 中等教育における日本語学習への ELP 活用例

中等教育での日本語学習への ELP 使用例は、筆者自身が個人的にその使用を試みたにすぎないが、実際に ELP がどのように活用できるかという一例として紹介したい。また、ここで説明する ELP 活用は、前述の ELP ネットワークサポートグループに参加したこと²が、日本語学習に取り入れていく方法を考える上で、非常に有効に働いた。

この ELP 活用例は、筆者がダブリンのある高校で、移行年課程（2.5.5 参照）の生徒対象

¹ このプロジェクトに関する詳細は http://www.tcd.ie/CLCS/portfolio/ELP_network/index.html を参照。

² プロジェクト責任者の Prof. David Little、現コーディネーターの Mr Manolis Sisamakias、元コーディネーターの Dr Ema Ushioda に貴重な助言を頂いたこと心より感謝申し上げます。

日本語コースを受け持っていた 2001 年 10 月から 2003 年 5 月の期間におけるものである。当時は、中等教育で日本語が導入され始めたばかりで、まだ移行年課程用の教材³も整っておらず、また週 1 回 2 時間、計 24 時間の短期間コースだったため、特に教科書は使用せずに授業を進めることにした。移行年課程は、自由にさまざまなことを学ぶことが目的とされているため、カリキュラム、シラバスは特になく、何を教えるかは教師の判断に任されている。そのため、ELP が、コースデザインをする上で、教授項目決定、教材作成、教室活動設定に非常に役立つものとなった。

移行年課程の生徒のニーズ分析をするのは難しいため、最初のクラスで、コース終了時に日本語でどのようなことができるようになりたいかという大きな目標とともに、ELP 言語学習記録のチェックリストレベル A を生徒に配布し、各技能においてどの項目ができるようになりたいかをアンケート用紙に書くよう指示した。そして、アンケート以外にも、チェックリストが用意されている五つのコミュニケーション技能のうちどの技能を中心に学習したいか、文化に関してはどのようなことを学びたいかを、クラス全体でも話し合った。このアンケート、話し合いの中で、ELP のチェックリストを参照することは、生徒にとって何を勉強したいか考えるのに非常に役に立ち、その結果、教師にとってもコースデザインの助けとなった。

また、短期間コースとは言え、少しでも多く目標言語である日本語に触れる機会を増やすため、ELP の言語パスポートの一部、言語学習記録のチェックリストレベル A1 を日本語に翻訳⁴し、配布した。日本語ページを作成するにあたっては、生徒のレベルを考え、できるだけ平易な日本語に訳し、漢字には振り仮名を付け、さらにローマ字表記も加え、そして、英語訳も参照用に配布した。この日本語訳で効果があったことは、生徒がその中のカタカナ語を理解しようとする、英語訳を参照しながら文型を拾い出すことを、自ら始めたことである。また、短期間コースなので、書くことはあまり勉強しなくてもいいとほとんどの生徒が最初に言っていたのにも関わらず、ELP に書かれている日本語を見たことにより、日本語の書記体系について考えるようになり、なぜ 3 種の文字を学習しなければならないのかを理解し始めた。そして、この気づきが、書くことに対する学習動機を高めることに繋がっていった。通常、移行年課程でひらがな、カタカナの両方を導入するだけでも、時間数から難しいのだが、この ELP を活用したクラスでは、ひらがな、カタカナのみならず漢字も多少導入することができた。

このような短期間コースでは、多少日本語に触れる程度で、学習者にとって、何ができるようになったかがはっきり分からないことが多い。しかし、ELP の言語学習記録を用い、チェックリストで自己の学習過程を振り返り、現在何ができるかを考え、次の目標を立てれば、自分が学習したことをきちんと把握できる。このクラスの生徒も、最初は短期間ではあまり何もできるようにならないのではないかと感じていたが、ELP を記入していく中で、意外に自分ができることがあるのが分かり、それが動機を高めることに繋がっていった。また、言語パスポートの名前等を記入するページに日本語で書ける、言語学習記録のチェックリストも漢字で日にちが書ける、といったことに喜びを感じる生徒も多かった。この活用例からも、ELP は、内省学習を促進し、学習動機を高めることにより、自律学習を育成する

³ 現在は、中等教育日本語教材開発者によって作成された教材が用意されている。詳細は、2.5.3.1 参照。

⁴ アイルランドで中等教育用に開発され Authentik から出版されている ELP を個人使用ということで許可をとり、翻訳し使用した。正式に認められているものではない。

ツールになるということが示唆できるのではないだろうか。

3. 高等教育における日本語学習への ELP 活用例

現在まで、アイルランドでは、二つの大学⁵で ELP が日本語学習に使用されてきている。そのうち、アイルランド大学ダブリン校では、2002 年から日本語コースにおいて CEF のレベルがシラバスに明記され、日本語学習に ELP が使用されてきている。日本語を提供している同大学応用言語センターでは、すべての外国語コースで CEF のレベル記述を履修必要条件の提示に適用している。これは、大学のコースがモジュール化される方針から、外国語コースにおけるレベルの提示を明確にする必要がでてきたからである。ここで言うモジュール制とは、各コースを 1 学期 1 モジュールとし、その学期中にコースが終了することである。つまり、2 学期制度において、今まで 1 年間二つの学期で一つのコースを終了していたものが、一つの学期で一つのコースが終了することになるということである。大学がモジュール制に移行する中、特に全学部提供するオープンモジュールのコースにおいては、明確なレベル提示が重要で、そのため CEF のレベル記述が取り入れられることになった。

日本語は、選択科目もしくは必修選択科目として履修できるようになっており、レベルは現在 2 段階用意されている。レベル 1 が日本語未習者用で、レベル 2 はレベル 1 を終了している、もしくは CEF のレベル A1 の能力があることをコースに入る必要条件としている。将来的には、もう 1 段階上のレベル 3 の設定も考慮に入れており、中等教育で日本語履修認定コース (2.5.5 参照) を終了している、もしくは CEF のレベル A2 の能力があることを、履修必要条件とすることを計画している。

そして、センター内で ELP プロジェクトも遂行してきており、同センターで提供している他の外国語⁶とともに、日本語でも ELP 活用の試みを行ってきている。同センターでは、CercleS⁷ の ELP を適用しており、日本語もその英語版をいくつかのクラスで使用している。中等教育における例と同様、ELP の使用は、学習動機を高め、内省学習を行っていくのに有効であるが、既存の ELP を使用する際、日本語の場合、アルファベット使用言語にはない、書記体系からくる特有の問題があることを考えなければならない。同センターの日本語コースで学習する学生は初級者であり、ELP のチェックリストを記入する際、使用するのは、レベル A1 が中心となるが、このレベルでも問題となるのは、五つのコミュニケーション技能のうち、読むことおよび書くことである。学習者からは、記入する際、この二つの技能に関して、以下のようなコメント、質問が出てくる。

a) 読むこと

- ・テキストがローマ字で書かれていれば、できると言えると思います
- ・ひらがな表を見てよければ、できると言えます

⁵ ダブリン大学トリニティカレッジでは、2003 年 10 月より CercleS の ELP (英語版) がモジュールコースの日本語クラスで使用されていたが、同大学では 2004/2005 年度をもって日本語コースが廃止されるため、現在はモジュール日本語コースもなく使用されていない。

⁶ フランス語、ドイツ語、スペイン語、イタリア語、チェコ語、中国語が提供されている。ELP に関しては、フランス語を中心に活用が試みられている。

⁷ CercleS (Confédération Européenne des Centres de Langues de l'Éducation Supérieure/European Confederation of Language Centres in Higher Education) <http://www.cercles.org> 参照。

- ・もしテキストに漢字がたくさんあったら、できないと思いますが、ひらがな、カタカナが全部読めれば、できると言ってもいいですか

b) 書くこと

- ・ローマ字でなら書くことができますが、できると言ってもいいですか
- ・できると言うのには、漢字も使って書かなければいけませんか
- ・ひらがなだけで文を書いてもいいですか⁸

(Oda & Ogiso 2004)

このようなコメント、質問が出てくることは、学習者が日本語の書記体系を理解した上で、現在自分ができることを注意深く考え、内省学習が行えている表れでもあり、ELP 使用が効果的であると言える。しかし、学習者にとって自己評価がしやすいかと考えた場合には問題である。既存の ELP は、基本的には、アルファベット使用言語を視野に入れ、開発されたものであり、それを日本語に適用していくためには、文字知識を含め考慮していかなければならない問題がいくつかある。

同センターの日本語コースでは、ELP の報告的機能、教育的機能 (1.4.2.2 参照) の両方を考慮に入れた上で、ELP の日本語版開発の可能性を模索している。そして、より積極的な日本語クラスへの ELP の活用を考えており、教師間での話し合いも活発に行っている。

4. ELP の日本語学習への活用

ELP は、学習者にとっては、学習目標、学習計画を立て、実行し、学習内容、学習方法を観察し、それを記録することができるものである。教師にとっては、コースデザイン、授業計画等に役立ち、教授項目、教授法を省みることができるものである。すなわち、学習者、教師、両者の立場から見ても、ELP は学習もしくは指導法を内省できる非常に有効な教育的ツールである。しかし、それをどのように使用するかをよく考えなければ、意味のないものになってしまう可能性もある。ELP をただ学習者に配布し、記入するようにと指示するだけでは、学習促進は図れない。学習者にとっては、ELP の目的、意味をよく理解した上で、自己の学習過程を内省し、ELP を使用することを楽しみながら学習を進めていくことが重要である。また、教師も ELP の内容をよく理解した上で、どのように ELP をカリキュラム、シラバスに取り入れ、どのような方法で、何の目的のために ELP を使用していくかということを考えていかなければならない。

また、教育的機能だけでなく、報告的機能を考えても、ELP は日本語学習者が中等教育から高等教育に進んだ場合、ヨーロッパ内で移動した場合、日本へ留学した場合など、さまざまな場で役に立つものとなりうる。しかし、日本語学習に ELP を活用していくには、前述の書記体系からくる問題点をはじめ、使用を試みながら、出てきた問題を解決していく必要がある。ELP の効果的な活用には、多くの日本語教師が ELP に興味を持ち、その有効性を理解し、実際に使った上で、問題点の討議、意見交換等をしていくことが必要ではないだろうか。

⁸ Oda, C. and Ogiso, S. (2004) Implementing the ELP in Japanese Learning: Issue arising in the translation. 8th *CercleS International Conference* 発表資料より一部抜粋、筆者が翻訳したもの。

参考文献

- Authentik (2001) *European Language Portfolio / Punann na dTeangacha Eorpach*. Version for use in Irish post-primary schools. Dublin: Authentik.
- Integrated Ireland Language and Training (2003) *Report on Activities 2003*. Dublin: Integrated Ireland Language and Training. (<http://www.iilt.ie/Publications.asp?offset=10>)
- Oda, C. and Ogiso, S. (2004) Implementing the ELP in Japanese Learning: Issue arising in the translation. 8th CercleS International Conference 発表資料.
- Ushioda, E. and Ridley, J. (2002) *Working with the European Language Portfolio in Irish Post- Primary Schools: Report on an Evaluation Project*, CLCS Occasional Paper No 61. Dublin: Trinity College, Centre for Language and Communication Studies. (http://www.tcd.ie/CLCS/portfolio/ELP_network/OccPaper61.pdf)

小木曾左枝子 (2002) 「European Language Portfolio の日本語教育への適用－日本語学習者の動機を高め、学習者中心の教室活動を行うために－」、第5回 BATJ 発表大会発表資料。

参考サイト

Applied Language Centre, University College Dublin

アイルランド大学ダブリン校応用言語センター

<http://www.ucd.ie/alc>

Centre for Language and Communication Studies, Trinity College, University of Dublin

ダブリン大学トリニティカレッジ言語コミュニケーション学科

<http://www.tcd.ie/CLCS/portfolio/>

Integrated Ireland Language and Training

<http://www.iilt.ie/>

2.6 The Netherlands オランダ



地図は、http://europa.eu.int/abc/maps/members/neth_en.htm を元に作成

正式国名：オランダ王国 Kingdom of the Netherlands

1. 面積	41,864km ²
2. 人口	1,620 万人
3. 首都	アムステルダム

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/netherlands/data.html>

国の言語、使用状況

1. 国語 オランダ語
2. 公用語 オランダ語

2.6.1 オランダの教育制度

義務教育	年齢	高等	5				
			4				
			3				
			2				
			1	博士課程			
	21/22	教育	4	VWO			
	20/21		3	大学	HBO		
	19/20		2	修士1年	高等職業専門学校	MBO	LBO
	18/19		1	学士3年	4年	中等職業	職業
						専門学校	見習い
					2～4年	1～4年	
	17/18	中等教育	6	VWO			
	16/17		5	大学進学コース	HAVO		
	15/16		4	6年	シニア一般コース	VMBO	
	14/15		3		5年	職業準備コース	
	13/14		2			4年	
	12/13		1				
11/12	初等教育	8					
10/11		7					
9/10		6					
8/9		5					
7/8		4					
6/7		3					
5/6		2					
5		1					
4		Senior infants					

2.6.1.1 教育制度

	行政管轄 (国、州、市町村)	年齢 / 年数 義務	授業料 公的助成制度	就学 / 在学・ 進学率	学期制度 (年度) 各休みの長さ (公立校)
初等教育	公立：市町村当局 私立：学校理事会	4～12歳 (4歳児は義務ではない)	公立校は基本的に授業料無し。 私立校についてはその一部を文部省が補助している。	ほぼ全員	1日の授業時間は最高5時間 学年は8/1から翌年7/31 休みは平均して1年10週
中等教育	国と州 3種類ある VWO (大学進学コース) 6年制 HAVO (シニア一般コース) 5年制 VWB (職業準備コース) 4年制	12～18歳 (16歳までは義務教育)	16歳から授業料を納める。	内訳 大学進学中等教育 10% シニア一般コース 30% 職業準備コース 60%	平均して1年に12週
高等教育	国と州 4種類 WOは日本の大学にあたる。 HBOは4年間の高等職業専門学校。 MBO、LBOはそれぞれ2年から4年の中等職業専門学校で、1年から4年の職業見習い制度。	18歳～	奨学金制度はある。		平均して1年に15週

2.6.1.2 統一／全国カリキュラム、試験制度

	統一カリキュラムの有無、管理	試験制度・評価制度
初等教育	全国统一カリキュラムではあるが、教科書は各学校が自由に選択し、使用している。	試験は第8年生の時のCITOと呼ばれる全国共通学力テスト(オランダ語、算数、一般知識)が中等教育に進む際の目安となる。初等教育以降のコースの選択は共通学力テストの結果を基にして、本人と保護者、教員による話し合いの結果、行う。このテストは義務ではないが、60%以上の学校が参加する。

中等教育	オランダ教育・文化・科学省 (Ministerie van Onderwijs, Cultuur en Wetenschap: OC&W) は 1993 年以降 5 年ごとに中等教育の教育制度を改革し、履修科目やコースの再編などの見直しを行っている。「基礎中等教育」とされる中等教育の最初の 3 年間は、15 の必修科目が定められている。	それぞれの教育コースで最終試験がある 校内試験と全国統一試験の 2 種類の試験結果を基に、卒業判定・高等教育機関への進学が決定される。校内試験は口頭試験と筆記試験、全国統一試験は筆記試験である。例えば大学進学コースの試験科目はオランダ語、フランス語、ドイツ語、地理、歴史、経済、数学、生物、科学の中から 8 科目を選択し、合計 6 科目の試験に合格することが必要である。また、校内の外国語の口頭試験 (英語、フランス語、ドイツ語) に関しては CITO (Central Institution for Test Development) という機関が全国共通のテストを作成している。このテストの評価には CEF 参照レベルが応用されている、(教育・文化・科学省による)。
高等教育 (BA、MA、PhD)	各大学で独自のカリキュラムを持っている。	各大学独自の方式で行う。

2.6.1.3 大学入学方法

大学進学中等教育修了者は最終試験に合格すれば希望大学に願書を送る。医学などのように人気の高い学部によっては、卒業試験の点数の高いものから入学を許可されることもある。高等職業専門学校コースに行った学生も編入試験に合格すれば大学進学の道が開ける。

2.6.1.4 最近の教育に関しての一般的動向

<p>a) 就学・進学率に関して 政府は不況の折、若者にできるだけ教育のチャンスを与えるよう、また若者にもできるだけそういった機会を生かすよう奨励している。最近では高等教育を受ける者の間でフルタイムが減り、パートタイムが増えている傾向が見られる。</p>
<p>b) 水準に関して オランダの初等・中等学校は生徒に留年や退学をさせることができるので、その結果初等・中等教育での学生の落第が問題となっている。</p>
<p>c) 履修科目に関して 最近の傾向として、生徒が自由に学習する時間を組み入れている中等教育機関が増えている。例えば学校によってはカリキュラム全体の 20% を自由に学習できるようにしているところもある。各教室に担当教員が 1 人おり、生徒はどの教室に行ってもよく、各自が選択した教科書を学習する、という形をとる。効果は上がっている、という評価が教師からは出ている。</p>
<p>d) 試験制度に関して CITO テストの結果の平均点が上がり、毎年より多くの小学生が一般中等教育、大学進学中等教育に行く機会を得ている。一方ではテストが簡単だと言う教育関係者からの意見も出ている。</p>
<p>e) 財政に関して オランダの教育予算は全予算の 18% (日本は 97 年の時点で 7.9%) である。しかし、不況の折全体的に見て教育関係の予算が削られている。</p>
<p>f) 教師、教員に関して 小中学校に関しては 5 年前から教師不足が深刻な問題となり、週 4 日教育実施も国会で深刻に討議されている。</p>

g) ヨーロッパ内の移動に関して

ロッテルダムなど移民の多い町では初等教育でバイリンガル教育を今年度から採用し始めている。また、さまざまな留学システム（1.1 参照）を通して、英国へ行く、あるいはスペイン、フランスから入って来る学生が増えている。このような状況に合わせて、外国の修了証書、単位修了証明の判定をする機関が1994年に設けられた。書類を提出すると6週間以内に判定が出ることになっている。

h) その他

ICT の利用を奨励している。1997年よりオランダ文部省の主導と資金により全教育機関のインフラ構築が行われ、現在どの学校にもコンピュータや、周辺機器のハード、教育関連のソフトが導入されている。98%の学校はケーブル形式を主としたインターネットに接続されている。2001年の時点で生徒8人にコンピュータ1台という状況が達成された。ただし、問題も多く、コンピュータの知識不足によるシステム管理の困難、コンピュータを用いた授業を展開するにあたっての教師の知識、経験不足、使用教材にあったソフトの開発をいかに行うか、が問題としてあがっている。教育機関の連帯促進など、さまざまな具体的な解決法を現在模索中である。

2.6.2 言語教育**2.6.2.1 CEF に関して****a) 外国語教育政策に CEF が取り入れられているか。何かの公式な文書に触れているか。**

2004年12月の時点では、公式文書として CEF 取り入れを促進した内容を含んだものは、存在しない。ただし、オランダ教育・文化・科学省は現在、外国語教育の質の向上を目的とした政策を開発中であり、それはヨーロッパ内での言語教育促進の動きと連動している。目的遂行のため、NaB-MVT (National Bureau of Modern Foreign Languages : 国立現代語局) が2003年より任ざられて、以下のような計画で、関係者と共に調査、研究活動を行ってきている。

2003年前期・現状把握

- ・入手したデータの分析
- ・教育関係者との討議や対話を通しての課題の発展

2003年終わり

- ・それぞれの活動の検証

2004年5月

- ・上記の調査結果の出版

2004～2007年

- ・教育関係者との協力により、具体的な外国語教育の質の向上のためのプロジェクトをおこし、実施する。また、プロジェクト結果の普及。

上記の一連の動きの中で、「討議や対話における課題」のトピックは、大きく3分野に分けられる：言語教育を取り巻く環境、オランダにおける言語教育の質、言語教育に用いられる手段である。その「言語教育を取り巻く環境」という項目には The Netherlands in Europe (ヨーロッパにおけるオランダ) として、最低2か国の外国語でコミュニケーションがとれるようにすること、早期外国語教育、バルセロナ指針について触れている。また、Europe for the Netherlands (オランダのためのヨーロッパ) として、CEF、ELPそしてDIALANGが取り上げられている。

第1段階の調査結果は、2004年5月に“Vreemdetalenonderwijs in Nederland. Een situatieschets” (Foreign language education in the Netherlands : オランダにおける外国語教育) として公開された。この報告書は NaB-MVT の依頼で、大学、機関関係者複数名が執筆し、P. Ede-lenbos と J.H.A.L.de Jong 氏が代表で内容をまとめた。また、2003年から、オランダ教育・文化・科学省の支援により、オランダ CEF 構築プロジェクト (The Dutch Construct Project) が始められた (1.3 参照)。

b) 実際に CEF がレベル記述、評価、シラバスなどに取り入れられているか。

外国人のためのオランダ語全国共通試験の判断基準に CEF が取り入れられている。その他、高等教育の学科において、到達目標として取り入れている所もある。

e) 最近の動向

言語教育関係者に、CEFを知ってもらい、慣れてもらうことを目的とした集りが開かれている。CEFをいかに使っていくか、現存する評価とどう対応させていくか、という点は、研究、調査の段階である。今後、調査が続けられるにつれて、機関間の評価の互換性が、議論の中心となっていくであろう。

2.6.2.2 ELP に関して

a) 外国語教育政策に ELP が取り入れられているか。何かの公式な文書に触れているか。

公式な文書に触れてはいないが、政府の機関である NaB-MVT が、いろいろな機関との協力で 2001 年から力を入れて、開発に臨んでいる。5 種類のポートフォリオの作成が、プロジェクトとして行われてきており、そのいくつかはダウンロードができる。また、デジタル化されたポートフォリオも完成している。

b) 実際に ELP が学習、評価などに取り入れられているか。

現時点（2004 年 12 月現在）では、ELP は主として初等、中等教育と職業訓練校用に開発が進められて来ている。ELP の取り入れは、試験校と指定された学校で行われている。高等教育で ELP を試験的に使用しているのは、主に、Universities of Professional Education (UPE's, Hogescholen) である。特に Language Portfolio が有効ではないか、と見られている。2004 年 9 月から Honzehogeshcool Groningen が Language Portfolio を試験的に取り入れはじめている。その他、Saxon Hogeschool などの 4 校も、2004 年から ELP の試験的に取り入れ、その経過を調査している。また、アムステルダム大学では、デジタル化された ELP を 2005 年から試験的に使用することを検討している。

e) 最近の動向

中等教育の英語の教師を中心に ELP 導入に対する動きがあり、それは徐々に高等教育に広がりがつつある。一方で、関係者はよくいろいろ知っているが、試験的に ELP を使用していない学校の教師は、ELP の存在すら知らない、という場合もあり、導入には学校間で差があることが目立つ。

2.6.2.3 初等教育での言語教育

- ・初等教育の最後の 2 年間、英語教育が外国語教育として行われる。
- ・履修年数は 2 年間で週 2 時間の履修となる。
- ・方針の一つにクラスの大きさを押さえて、質をあげる、というのがある。
- ・ICT は初等教育の言語教育において大きな位置を占める、というのが教育・文化・科学省の見方である
- ・早期から外国語教育をする、というのも一つの大きな指針だと言える。

2.6.2.4 中等教育における言語教育

- ・大学進学中等教育ではオランダ語、英語については 6 年間、フランス語、ドイツ語は 4 年間の履修が義務付けられている。
- ・一般中等教育では英語（5 年間）ドイツ語、フランス語（それぞれ 3 年間）の履修が義務付けられている。また、卒業のための試験科目の一つが英語であるので、英語教育のレベルは高い。
- ・国民の英語力が高い理由の一つに英国や米国から英語のテレビ番組が大量に入ってくることが挙げられる。よって、中等教育であっても授業はすべて英語で行われることが多い。
- ・学校によって違うがギムナジウムではギリシャ語やラテン語の履修がある。
- ・学校によってスペイン語、イタリア語の履修も可能である。

2.6.2.5 その他の教育現場での言語教育

a) 履修可能言語

成人教育で言語教育は盛んに行われている。特に、ヨーロッパ言語は、私設の学校や大学に付属した言語センターなどで、簡単に履修できる。また、外国人を対象とした第2言語としてのオランダ語の授業も盛んに行われている。

b) 達成目標、基準、試験

特に第2言語としてのオランダ語の授業では、CEFの基準が用いられている。オランダ語の公的試験にも、同様の基準が用いられている。

2.6.2.6 (語学) 教育の公的制度：資格認定、養成、研修

初等教育・中等教育：教員免許が必要。

オランダ外の機関で免許・ディプロマを取得した場合は、所定の書類・資料を IB-Group (Informational Management Group) に提出してオランダの認可を受けなければならない。

2.6.3 日本語教育

2.6.3.1 最近の動向

日本語関係の講座、学部は閉鎖、縮小される傾向が見られる。縮小の理由として、日本経済の後退から、今後関係を重視するアジアの国が、例えば中国などによって変わって来ている、ということがあがる。また、BA-MA 導入による影響も見られる (2.6.5 参照)。

2.6.3.2 日本語教師の団体

無し

2.6.3.3 日本語の教員

	資格・背景	地位／処遇	日本語教員養成・研修
初等	該当せず		該当せず
中等	該当せず		該当せず
高等	決まった資格というものは存在していない。背景もさまざま。大学ポストの場合は、一般公募。		
その他 成人	上記同様、決まった資格というものは存在していない。日本語教師の団体が存在していないため、日本語を教えたいというニーズと日本語を学びたいというニーズが1か所に集っていない。よって、日本語教師教員としての採用は、教師としての資格、経験の保持もさることながら、人脈や偶然によることも多い。		

2.6.3.4 その他

	制度／機関	期 間	資 金
日本留学	文部科学省奨学金制度	2年間	文部科学省 の規定する 奨学金
	Hogeschool Rotterdam	1学期	
日本との 交流	高校生対象のロータリークラブの交換プログラム	1年間	日本ロータ リークラブ
	姉妹校より留学生が来ることがある（例 Nijmegen 大学と立教大学）	1年間	

2.6.3.5 日本語教育における問題点、要望、今後の展望

近年、オランダにおける日本語教育は、予算を削られる方向に進んでいる。グローニンゲン大学の日本センター開設があったものの、日本語教育機関が閉鎖される、あるいは縮小されるものの方が数が多い。オランダ国内の日本語教育機関は80年代の一大ブームの後、日本のバブルがはじけた90年代から徐々に入学生数が減っている。21世紀に入ってから毎年40人ぐらいが定期的に入学している。必要とされる教員の数、学生の語学の時間数、など考えても、日本語教育における不安定要素は多い。昨今、需要が減り、教育機関が削減されたことで、従来の大学の伝統的な価値観のもと、学者養成の為の高等教育機関が、日本語の唯一の日本語教育機関となっている。将来的に、日本語に興味のある人のための教育機関が中・高等教育レベルでいくつかでき、お互いに協力、情報交換などしながら、伸びていける環境ができていくことを希望する。

2.6.4 情報源

教育政策について

- ・教育省 Ministry of OC&W. (2003) Education---Facts and Figures 2003.
<http://www.minocw.nl/english/toschool/index.html> (2004年12月5日現在)

IT教育について

- ・近藤 (2003) オランダのIT教育
<http://jp.getronics.com/today/its/ITeducation.htm> (2004年12月5日現在)

外国語教育について

- ・村上、今井、杉浦、田中、高島 (2004) 「日本のEFL環境での英語教育の改善を考える」『Step 英語情報 34号』30-35頁
- ・近藤、浦川、中川、中原 (2002) 「オランダの社会・言語事情と職業教育」『岩国短期大学紀要 30巻』51-71頁
- ・van Essen (2004) Language teacher training and bilingual education in the Netherlands
<http://www.fu-berlin.de/tup1/sp6NatRepNL> (2004年7月5日現在)
- ・“Vreemdetalenonderwijs in Nederland. Een situatieschets” (Foreign language education in the Netherlands : オランダにおける外国語教育) がダウンロードできる。

<http://www.werkplaatstalen.nl> (2004年12月5日現在)

CEF について

- ・2004年6月11日にライデン大学文学部主催で開かれた CEF 集会に関して
http://www.let.leidenuniv.nl/forum/04_3/onderwijs/4.htm (2004年12月5日現在)

ELP について

- ・ELP のオランダ語のサイト。基本的な情報が得られる。
<http://www.europeestaalportfolio.nl> (2004年12月5日現在)
- ・ELP のオランダ語のサイト。現在、オランダで開発中、あるいはダウンロードが可能なポートフォリオがまとめてある。
<http://www.taalportfolio.nl> (2004年12月5日現在)
- ・職業訓練校のためのデジタル化された、ポートフォリオ（英語版とオランダ語版）がダウンロードできるようになっているサイト。
http://trefpunttalen.kennisnet.nl/taalportfolio_bve (2004年12月5日現在)

2.6.5

教育改革の影響、CEF 導入に関する動き：ライデン大学を例として

クラフト増井良子、コスラ恭子、吉岡慶子

オランダにおいては、初等・中等レベルにおける外国語教育のカリキュラムに日本語が取り入れられていない。日本語を教えている国の教育機関は高等教育レベルのみとなっている。本稿では、その高等教育機関の中で唯一日本語学科が存在するライデン大学を例に、オランダにおける教育改革の影響、および CEF 導入の動きを、日本語教育も視野に入れながら考察を試みることにする。

1. BaMa 制度改革の影響について

ライデン大学文学部日本語学科において、ボローニャ・プロセスの一環として Bachelor 3年、Master 2年の2サイクル制、略して BaMa 制度は 2002 年の 9 月から導入された。そして、2002 年に新規入学した学生が卒業する 2005 年から、新制度における Master（修士コース）が始まる予定である。Master には、1 年間、2 年間（留学を除く）の 2 種類のコースが考えられているが（次ページ参照）、その 2 年のコースを学生が卒業する 2007 年夏に、BaMa 制導入が完了することとなる。BaMa 制度導入の影響として、単位の数え方、履修内容、時間数に変化が見られる。BaMa 制度導入と同時に、それまで使われていた単位制度が、ECTS（ヨーロッパ単位相互認定制度）となった。ライデン大学のホームページには ECTS 導入理由として、ヨーロッパ内での履修単位の透明化のためであると書かれている。1 ECTS は従来の 0.7 単位にあたり、28 時間の学習時間を表すとされている。学士号取得のための必要単位 60 単位×3 年間の合計 180 ECTS であり、修士号取得には 60 または 120 単位が必要である。

BaMa 制度導入により、具体的にどのような変化があったのかを見るため、例として 1996 年度の日本語学科 1 年生の履修要項と、2004 年度の履修要項を、比較して表 1 に示した。

1996 年度の履修要項では、前期の初め 7 週間で履修するというような科目もあったため、前期、後期というはっきりした分け方をせず、一年間で履修する科目が載っている。日本語学習に関しては、1996 年度では、1 年生の「会話」のクラスは通年で 6 単位である。これを ECTS に換算すると 8.52 ECTS となる。一方、2004 年度の履修要項によると、「会話」は前期、後期共に 4 ECTS なので、通年で 8 ECTS である。その差の 0.52 ECTS を学習時間に換算すると、約 14.5 時間となり、BaMa 制度導入後の方が、導入前より履修者の学習時間が減っていることが分かる。また、文法や書き方の授業にも同様の傾向がみられる。この語学力の定着に割り振る履修時間の減少傾向は、2、3 年生にも見られる。特に、今までの 4 年生（つまり、BaMa 導入以前の修士課程）で教えられていた会話の授業に関しては、時間数が取れなくなったという影響が見られる。

表 1 学部 1 年生の履修内容と単位の比較 (ライデン大学履修要項より)

1996 年度 前後期	単位
会話	6
書き取り	2
書き方入門	1
文法	4
現代文講読	12
漢字テスト	2
近世以前日本史	3
近・現代史	3
日本文化論	3
小論文	3
一般教養	3
合計	42

2004 年度 前期	ECTS
現代文講読 I	8.0
会話 I	4.0
文法 I	2.0
書き方	2.0
近世以前日本史	4.0
専門科目 I	4.0
日本文化論	4.0

2004 年度 後期	ECTS
現代文講読 II	12.0
会話 II	4.0
文法 II	2.0
書き方	2.0
近・現代史	4.0
専門科目 II	4.0
21 世紀の日本	4.0
前期後期合計	60

筆者の一人¹はライデン大学文学部日本語学科のボート主任教授に BaMa 制度改革と問題点について 6 月 22 日にインタビューした。その要点を以下に述べる。

- ・ BaMa 制度のコースでは、学生の学術知識を広めるために、できるだけ多くの特別講義と研修科目を設けようという考えの下に、今までの専門科目、つまり日本語学科の場合は日本語の授業が少なくなった。そして、それに代わる一般教養科目として、たとえば東アジア宗教学が、日本の宗教、中国の宗教、韓国の宗教とともに、地域学のなかの宗教学として履修できることとなった。この結果、興味のある学生は、より広い知識が得られるようになった。一方、日本語や中国語、アラビア語は、ヨーロッパの学生にとっては馴染みの無い言葉なので、もっと専門語を勉強する時間を確保したい、という希望がそれぞれの学科の教授陣から出され、大学側に提示されたが、これは残念ながら却下されたことは問題である。
- ・ 問題は今まで 20 年間の経験をもとに 4 年間の修士コースとして確立されてきたコースのうち、専門の日本語の授業が少なくなるので、3 年間の Bachelor コースの後で以前と同じレベルの学生を Master コースに送れるかどうかかなり疑問が残ることである。
- ・ Master コースは、日本語学科の場合、1 年間（留学を除く）の一般コースと 2 年間（留学を除く）の研究者養成コースに分かれる。一般コースは、学士の講座を卒業した学生であれば、希望者は全て進学できることになっている。内容としては、1 年は留学、1 年は自分の専攻分野の授業やゼミ出席と修士論文作成になっている。研究者養成コースは、大学の研究者養成コース委員会の選考に合格した学生のみ履修が可能で、基本的には、博士課程に進む学者養成のコースと言ってもよい。専攻分野の研究を 1 年間ライデン大学で行

¹ 第二執筆者のコスラ恭子が行った

った後、留学し、修士論文を作成するという流れになっている。

- ・ Master コースは専門性を伸ばす目的のもとに作られ、それ故、文学部外国語学科の場合、それぞれの専門としている言語が使われている国への1年間の留学がコースに含まれる。学生は奨学金をもらい、日本の大学で単位を取得することになっている。だが、ライデン大学の場合、まだこの留学に対する財政面での確保はできていない。また、教育省は、今のところ Master コースに進む学生は学部卒業生の4分の1との推定に基づいて、奨学金を用意しているが、修士コースに行きたい学生が予想を上回る場合の対策は、現時点では採られていない。

2. ライデン大学文学部における CEF 導入の動き

次に、CEF 導入の動きを日本語教育の関わりも含めて取り上げたい。オランダでは、高等教育において CEF を導入するかどうかについて触れた公文書は発表されていない。CEF を大学全体で導入するかどうかは各大学の言語政策に基づいている。ライデン大学においては、現時点で大学レベルでの動きは特に無く（ライデン大学文学部の H.G.Slings、A.Corda 両氏による）、CEF の導入は各学部に応じた状況である。多くの外国語学科が属する文学部では、BaMa 制度導入の動きが始まった 2001 年より CEF の導入を積極的にすすめている。この動きに合わせて、ヨーロッパ言語の学科では、達成レベルを、CEF の枠に合わせて提示している所もある。例えば、フランス語学科の1年生の履修要覧には、1年後のスキル別の到達目標が以下のように定められている。

表2 フランス語学科1年目の到達目標²

スキル	CEF 参照レベル
聞くこと	B2
読むこと	B2
やり取り（話すこと）	A2
表現（話すこと）	A2
書くこと	A2

学部主導の CEF 導入に関わっているのは、文学部の職員が数名と、オランダ語学科の教員が数名である。年に数回、学部関係者と希望者を集めて、会合を開いてきている。2004 年 6 月 11 日、文学部主催の学内語学教師のために行われた CEF に関する集會に筆者の一人³が参加した。以下はその報告である。

まず、集會の前半では CEF に関する説明が行われ、後半では出席者（20 人）が 3 グループになり各室に分かれて、オランダ語初級（290 時間既習）の話し方試験のデモンストレーション・ビデオを見た。グループ分けは、オランダ語の教師、それ以外のヨーロッパ語教師、そして非ヨーロッパ語教師に分かれ、各教師が実際に CEF チャートを使って、受験者のレベルを計った。結果としては、9 割の人が同じ判定結果を示し、基準の有効性が示された。次に、CEF についてのライデン大学での問題点を挙げる。

² <http://www.studiegids.leidenuniv.nl/index.php3?m=486&c=300&garb=0.12366819907982485>

³ 第一執筆者のクラフト増井良子が参加した

- ・実際にほとんどの言語学部では、多かれ少なかれ CEF に則った語学教育を行っているが、統一されたものではなく、今一步の前進、具体化が望まれているのが現状である。
- ・日本語、中国語、アフリカ系言語学部等は CEF 導入自体に乗り気ではない。日本語に関しては、国際的に認められている日本語能力試験がすでにあることが一つある。また、ヨーロッパ言語と同じレベルまで到達目標を設定するのは無理である、という直接的な言語学的理由の他に、目標達成は難しく、できなかった場合、その責任に対する批判が教師および学部管理者に及ぶから、という間接的な理由もある。さらに、例えばラテン語などの古典的な言語には CEF を使用できないこともある。
- ・学部によっては、CEF の記述の一部だけを取り入れているところもある。
- ・学生に対する CEF についての情報提供が不十分である。学部案内の中にもほとんど書かれていない。
- ・CEF はコミュニケーション重視のため、読解や聴解の評価が欠如している。

CEF は、第2言語としてのオランダ語能力の判定には、全国規模で導入されているが、どこまで他の外国語教育に応用していけるのか、まだ十分判明されていない。また、初等、中等教育での日本語教育がないオランダにおいて、どこまで日本語能力評価の透明化を図るために、CEF が積極的に導入され得るのか、あるいは導入されるべきなのかの検討をまず始めなければならないだろう。一方、日本語力習得のための時間数が大学制度改革によって減っていく中、学生の日本語のレベルをどのように維持していくか、という問題も残っている。教育改革、CEF の導入の成果を見るには、時間がかかると思われる。

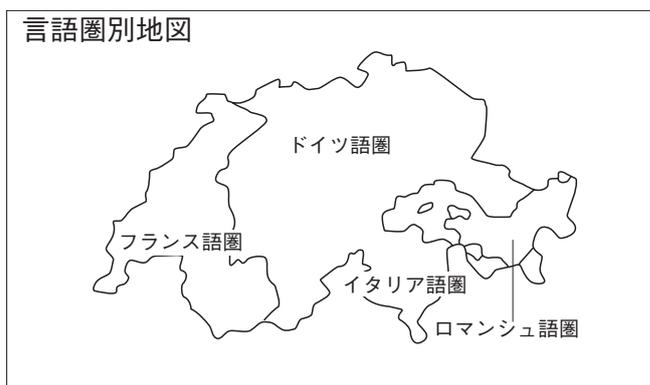
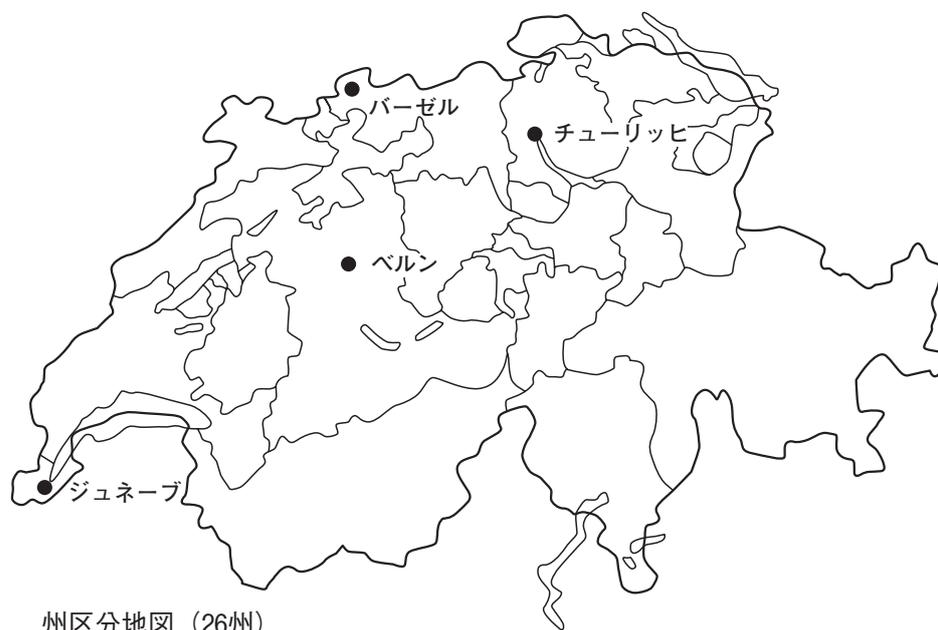
参考文献、サイト

Japanse Taal en Cultuure: Studie Gids. (1996). Rijks Universiteit Leiden
ライデン大学 www.studiegids.leidenuniv.nl

フォーラムに関して

ライデン大学 www.let.leidenuniv.nl/forum/04_2/onderwijs

2.7 Switzerland スイス



正式国名：スイス連邦 Swiss Confederation

1. 面積	4.1 万 km ² (九州よりやや小さい)
2. 人口	736 万人
3. 首都	ベルン (人口約 12.3 万人)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/switzerland/data.html>

国の言語、使用状況

1. 国語 ドイツ語、フランス語、イタリア語、ロマンシュ語
2. 公用語 ドイツ語、フランス語、イタリア語
3. その他使用言語 ドイツ語圏では、各地域の方言が使用されている

2.7.1 スイスの教育制度

義務教育	年齢	高等教育	大学院	博士（最低3年間）			
				3			
				2			
				1			
				修士（2年もしくは3年間）			
				2			
			大学学部	総合大学		専門工業大学	
				3	学士		
				2			
				1			
義務教育	年齢	中等教育	シニア課程	高等学校 (Gymnasium)	専門職課程 FMS/BMS (Fachmaturitätsschule) (Berufsmaturitätsschule)	職業学校 (Berufsschule)	
				4	州により4年		
				3	3年または3年半		
				2			
			初等教育	9	ProGymnasium		
				8	中学校 (2～5年)		
				7			
				6			
				5			
				4	小学校 (26州のうち20州では6年、残りの6州では4年または5年であるが、義務教育は全州小中校9年間である)		
就学前教育	1	幼稚園					
	19/20						
	15/16						
	11/12						
	6						
	4						

2.7.1.1 教育段階

	行政管轄 (国、州、市町村)	年齢・年数	授業料 公的助成制度	就学 / 在学 ・進学率	学期制度 (年度) 各休みの長さ (公立校)
初等教育	州	6～10歳(4年間) または6～12歳(6年間) 州による	無料		8月中旬～6月 夏6週、 10月に1週間、 2月に2週間
中等教育	州	10～15歳(5年) または 12～15歳(3年) 州による 15歳まで義務 ・16～19歳(3～4年) 進学、 専門職訓練課程 に分かれる	無料	進学課程入 学者45%、 卒業者 18.4%	8月中旬～6月 夏6週間、 10月に1週間、 2月に2週間
高等教育	国と州	学士4年、修士 1～2年、博士 に分かれる(入 学年2002年よ り) 2002年以前は在 籍平均年数6年 でLizenziat (MA)を取得	800スイス・フラン (半年) 外国人学生は950ス イス・フラン	入学者17 % 卒業者10.4 % 全 国 で 93,000人	10～2月、 4～7月

2.7.1.2 統一／全国カリキュラム、試験制度

	統一カリキュラムの有無、管理	試験制度・評価制度
初等教育	10歳または12歳までは同じクラスで同じ教師による授業が州の統一カリキュラムに沿って行われる。	進学先は成績表による。1～6(最高)のうち専門職課程へ平均4.5以上、進学過程へは5.0以上なくてはならない。
中等教育	専門職、職業訓練、進学課程の三つの異なる課程があり、それぞれの州の統一カリキュラムに沿って行われる。	専門職、職業訓練課程では週の中で職業見習いと学業が同時に並行して行われる。進学課程では1から6(最高)のうち4以下が3以上あると留年。2回以上繰り返せない。大学入学資格試験(マトゥーラ:Matura)合格者率は同年代の18.4%(男子16.4%、女子20.6%)。フランス語圏ではこの比率がもっと高い。
高等教育 (BA、MA、PhD)	大学10校、連邦工科大学2校、専門学校7校	平均在籍年は6年だが、30%以上が卒業できない。大学卒業者は同年齢者の10.4%。ただし2002年までの入学者はLizenziat制度で卒業し、MAと同等の資格を取得。 現在、制度切り替え期に当たる。

2.7.1.3 大学入学方法

大学入学資格試験（Matura）に合格すればどの大学のどの学部にも入学できる。ただし2000年からチューリヒ、バーゼル、ベルンの医学部では入学者制限があり適正試験による合格者のみが入学を許可される。2002年現在9万3千人がスイス国内の大学に在籍し、うち53%が女性、20%が外国人学生。入学者の同年齢者比率は、15%（専門学校入学者を入れても28%）とヨーロッパの中でも際立って低い。

2.7.1.4 最近の教育に関しての一般的動向

<p>a) 就学・進学率に関して 中等教育の3課程のうち進学課程に入学希望者が年毎に増えているが、ギムナジウムの成績評価が厳しいので、途中で学校を替わる例が多い。職業課程や専門職課程は、学業の途中から職業幹旋・指導も施され、同時に学業も続けるようになっている。この課程を経て大企業の管理職になっている人も多い。</p>
<p>b) 水準に関して 上記のように職業課程や専門職課程で身に付けた技術と、高等教育で切磋琢磨された知性が「スイスの高品質」を支えているといえよう。ただし、昨今の不況で若者の就職先が限られてきているので、この伝統を危ぶむ声がある。また、2002年に公表された15歳の生徒の読解能力国際比較、PISA調査では、スイスは17位（日本は8位）と低い結果が出て、教育界を狼狽させた。しかし、2003年の公表では、10位から13位の間で順位回復が図られた。</p>
<p>c) 履修科目に関して 専門職課程では、2004年からさらに職業訓練に的を絞った履修科目にするため、四つのコース（教育実践、保健衛生、福祉、芸術）を設けた。名前もDMS（Diplommittelschule：中等資格校）から、資格修得をはっきり示すFMS（Fachmaturitätschule：専門修了校）に変更。進学課程では古典語系、現代語系、理数系、音楽系、経済系などに分かれている。職業課程では、週のうち半分ほど学校に通い、残り半分は見習い工として働く。その間給料が支給され、双方が合意すればそのまま就職もありえる。</p>
<p>d) 試験制度に関して 中等教育での進学課程、および大学、工科大学では2回試験に落ちると退学となる。大学を退学になった場合は、スイス国内の大学の同じ学部には別の大学であっても入学することができない。従って、学生は試験に備えてよく勉強する。</p>
<p>e) 財政に関して ギムナジウムの生徒には、一人当たり年間4,500～6,000スイス・フラン（CHF）が使われる。大学では、人文科学系で9,000～9,500CHF、自然、工学系で23,000CHF、医学系では46,000CHFが投入されるが、大学の学費は1,600CHFである。18歳までの教育は、州からの税金のみでまかなわれている。大学でも学費からの収入は微々たるもので、連邦工科大学は全面的に国から財政援助を得ている。その他の大学では、26%を国からの財政援助、残りは州からの援助によってまかなっている。財政は常に逼迫しており、高等学校では音楽、体育関係を中心に経費節約を図っている。また、大学では毎年在籍者の少ない講座は閉鎖されるおそれがある。</p>
<p>f) 教師、教員に関して 大学教授の36%が外国人である。女性教授の割合を7%（1998年）から14%（2006年）へ引き上げることを目標としている。教師による採点が生徒の将来の進路を決定するため、小学校の教師の地位は非常に高い。また、中等教育においても教師の地位は高い。近年、若年層の就職が困難になり、その結果教師への希望者が急増し、例えば大学での教職課程を卒業してもギムナジウムの職が得難くなっている。</p>
<p>g) ヨーロッパ内の移動に関して 大学ではエラスムス・プログラムによる交流が盛んである。ECTSをスイス大学側では取り入れている。Leonard da Vinci、Jugendの欧州内公機関の交換留学プログラムで学ぶ学生も増えている。</p>

h) その他

スイスの教育は、初等教育から高等教育まで、地方分権が特徴。小学校では始業、終業時期、時間、教科書、進学制度などそれぞれの州によって異なっているために転校は容易ではない。大学では、第1学年から第2学年に、学生が約半数から3分の2に減らされるという選別傾向の試験や授業に批判が出ている。改革の要請はあるが実行にはなかなか到らない。1999年に採択されたボローニャ宣言によるBA、MA、PhD制度への移行は2002年から始まっているが、大学によりこの切り替えはまちまちである。システム切り替えには経費と時間がかかることもあり、現在ほとんどの切り替えが終わっているのはベルン大学のみである。この徹底を見るには、何年もかかりそうである。4言語圏のうち、ロマンシュ語圏には大学がなく、イタリア語圏には大学が1校あるのみであり、国が経費の26%、州が残りを受け持つために、経済地盤の弱いイタリア語圏では大学運営に負担がかかり過ぎている。

2.7.2 言語教育

2.7.2.1 CEF に関して

a) 外国語教育政策に CEF が取り入れられているか。何かの公式な文書に触れているか。

CEF は 2001 年 3 月 1 日の「スイス教育評議会」で協議され、各州教育省の指導要領に、CEF に基づいて言語教育を行うよう明記された。このことにより、さまざまな機関が CEF を言語教育に取り入れるようになっていく。

b) 実際に CEF がレベル記述、評価、シラバスなどに取り入れられているか。

スイスにはナショナル・カリキュラムは無く、26 州の各教育省が、州毎に導入する。CEF に基づく言語教育を行うために、各州の教育省に ELP 担当者が配置されている。

c) 最近の動向

各学校や、教師の間で浸透の差があるが CEF を基準とした言語教育が全体として広がっていく傾向がある。

2.7.2.2 ELP に関して

a) 外国語教育政策に ELP が取り入れられているか。何かの公式な文書に触れているか。

ELP は 2001 年 3 月 1 日スイス全国教育機関の「スイス教育評議会」で協議され、ELP が全国の各教育省の指導要領に取り入れられ、各州に ELP 担当者が配置された。

b) 実際に ELP が学習、評価などに取り入れられているか。

認定番号 1.2000 の ELP (15 歳以上成人を対象) が、ドイツ語、フランス語、イタリア語、英語の 4 か国語で書かれており、早いところでは 2001 年から導入し、現在も将来的にも広く普及していく方向にある。外国語能力テストの受験級を ELP 評価表のレベルに合わせたり、語学学校入学時の能力判断テスト代わりに使用されている。また、語学学校によってはコースプログラム概要に ELP 評価表欄を大きく記載し、語学コース毎にそのレベルを載せているところもある。

テシン州では、この ELP が 2001 年秋に職業専門学校に導入された。徐々にではあるが、各州の指導要領に導入されている。一例は中央スイス (5 州) 教育省指導要領 (英語) http://www.zebis.ch/inhalte/bildungsregion/lehrplaene/lp_englisch_39_2004.pdf で見ることができる。

c) 最近の動向

ギムナジウムによってはすでに導入されており、義務教育段階では 2004 年 8 月新学期から ELP2 の導入が行われる予定。ELP2 は 15 歳以下対象である。また義務教育、高校、高等教育機関だけではなく、スイス国鉄や郵便省が職員の語学研修に ELP を導入しており、今後連邦行政局も導入を考慮している。(2.7.5 参照)

2.7.2.3 初等教育での言語教育

a) 履修可能言語

スイスは地方分権型であるため、国が大まかな教育方針を打ち出し、州教育省が州にあった教育方針、制度を敷く。義務教育9年は国の基本だが、小中学校の分け方は、州により6・3制、5・4制、あるいは4・5制となっている。母語以外の言語や外国語学習は州や地方により、開始する学年が異なるほか、言語圏により何を第2言語（第1外国語）や第3言語（第2外国語）とするかに違いがある。

ドイツ語圏：母語がドイツ語の場合、第2言語（第1外国語）はフランス語で、5、6年生各学年週4時限履修。2002年からチューリッヒ州は第2言語（第1外国語）として外国語の英語を導入開始。英語に切り替えるときは言語教育政策上スイスで使われている公用語のフランス語、イタリア語を第2言語（第1外国語）としないことに大きな波紋が起きた。

フランス語圏：母語がフランス語の場合、第2言語（第1外国語）はドイツ語で、5、6年生各学年週4時限履修。

イタリア語圏：母語がイタリア語の場合、第2言語（第1外国語）はフランス語かドイツ語で、5年生より履修。

ロマンシュ語圏：学校教育ではドイツ語が使われ、母語ロマンシュ語は口語として方言のようにして使われる。第2言語（第1外国語）はフランス語か、イタリア語。

b) 達成目標、基準、試験

5、6年生の2学年において第2言語（第1外国語の）週4時限は必須。聞く、話す、書く、読むの4技能の基礎学習に目標を置き、義務教育7、8、9年生の積み上げ学習に繋げるのが目的。特別な試験はないが、平常の試験、期末試験などでの総合評価が通信簿に明記される。無試験でギムナジウム入学のためには6点満点で5.5点が必要。

2.7.2.4 中等教育での言語教育

a) 履修可能言語

前述のように州により異なるが、ベルン州ドイツ語圏では7、8、9年生の3年間にフランス語、英語、イタリア語が履修可能言語である。一般には、7年生でドイツ語（州の第1言語）を週4時限、フランス語4時限、英語3時限履修し、8、9年生でフランス語3時限、英語かイタリア語のどちらかを選択し3時限履修しなければならない。

ただし、8、9年生はどの学校に入学するかにより履修単位が週2時限か3時限かの違いがある。

b) 達成目標、基準、試験

中学卒業後、職業・商工業高校やギムナジウムに進むが、他の公用語および外国語教育は引き続いて行なわれる。ELPを導入している学校では、高校卒業時に第2言語（第1外国語）としてのフランス語の到達目標はB2/C1レベルとしている。

ギムナジウムでは、高校によりイマージョン授業を行っており、例えば、数学選科のクラスが卒業まで第1外国語の英語またはフランス語で数学などの授業を受け、大学入学資格（Matura）を取得することができる。イマージョン教育である旨、Maturaに明記される。

2.7.2.5 その他の教育現場での言語教育

a) 履修可能言語

市民講座、語学学校などの機関でさまざまな言語が教えられている。1機関で15～20言語が提供されている。また難民に対して、市町村毎に成人向けと子供向けとに分けて、ドイツ語、フランス語、イタリア語が教えられている。

b) 達成目標、基準、試験

語学学校などのプログラムには、コース毎にELP評価基準や、どの試験の準備コースかなどが明示されている。

2.7.2.6 教員の公的制度：資格認定、養成、研修

小中高等学校教員免許は大学卒業が要求される。現在、大学改革により小中高等学校のどのレベルかによって、養成年数や研修内容を各々設定するか検討中である。

2.7.3 日本語教育

2.7.3.1 最近の動向

a) 初等教育

初等教育で日本語教育は行われていない。

チューリッヒに日本政府認可日本人学校、ジュネーブに日本政府認可の在外教育施設である日本語補習校があり、両学校の中に、片親が日本人の子供が、週に1回、継承語としての日本語の授業を受けられるコースがある。これに加え、バーゼル（Basel）日本語学校、ベルン（Bern）日本語教室、ルツェルン（Luzern）日本語教室の3校が、継承語としての日本語を教える特別学校として存在する。ここでは、週1回90分程度の日本語授業を受けられる。

継承日本語としての日本語学習者数はスイス全国で約230人いる。バーゼル日本語学校では、在学中に日本語能力試験2級合格を目標としており、現地校に通学しながら、ほとんどの学習者がこの目標に到達する。

b) 中等教育

現在、スイス国内のギムナジウム8校で、選択科目としての日本語の授業が行われている。成績表に選択科目として書きこむが、点数をつける義務はない。ギムナジウムの選択教科の週授業数は2～3時限と相違はあるが、最後の年の12月に日本語能力試験を受けることを奨励している。日本語を選択科目として取り入れる学校（ギムナジウム）数がふえる傾向にある。

c) 高等教育

- ・日本学主専攻はチューリッヒ大学とジュネーブ大学の2校。日本語が選択科目としてある大学は、ETH（スイス国立チューリッヒ工科大学）、サンクトガレン大学。（日本の提携大学との間に交換留学制度によって訪日の機会があるが、講義は日本語ではなく英語受けるため、日本語教育は組み入れられていない。留学前、留学中のどこかで集中日本語講座を受ける。）
- ・成人教育、その他
市民講座や語学学校でさまざまなレベルのコースが開かれている。

2.7.3.2 日本語教師の団体

日本語教育／教師の団体、問い合わせ先	対象	人数	備考
スイス日本語教師の会 www.kyoshi-kai.ch	スイスおよびリヒテンシュタインで教鞭をとっている者、過去に1年以上教鞭をとったことのある日本語教師	60人	いろいろな機関、年齢を対象とした学習者に教える教師の集まり

2.7.3.3 日本語の教員

	資格・背景	地位／処遇	日本語教員養成・研修
初等	日本人学校での教師は日本からの派遣と、現地にいる日本の大卒で教員資格のある教師	大卒	
中等	BA、MA、Dr など		
高等	アシスタント以上は博士号が必要 教授陣は Habilitation 資格が必要		
その他成人	特にないが、採用のとき教育学部卒や教育畑での経験があれば有利。ネイティブスピーカー教師がほとんど		スイス日本語教師の会は1年に2回、定期的に教授能力向上を計るために日本語教育セミナーを開催。

2.7.3.4 その他

	制度／機関	期間	備考
日本留学	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省国費研究留学生 ・ 文部科学省日本語・日本文化研修留学生 ・ 提携大学（例：ベルン大学は横浜国立大／慶応義塾大学）間の教授の証明でクレジットは加算されるが、評価数値はない。 ・ スイス：日本商工会議所奨学基金 	2年	学費生活費が支給される
		1年	学費生活費が支給される
		1年	授業料相殺
		1年	3か月の語学研修の後、少なくとも9か月間、日本企業あるいは在日外資系企業で働く。
日本との交流	国際交流基金招聘プログラム 外務省作文コンテスト（日本滞在）	2週間	
日本語関係行事（スピーチ、能力試験など）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年秋に大使館主催の日本語弁論大会 ・ 外務省作文コンテスト ・ JETRO ビジネス日本語能力テスト 		

2.7.3.5 日本語教育における問題点、要望、今後の展望

今後の課題として、成人教育機関の ELP 評価表を日本語能力試験などのレベルと対照させる必要がある。成人教育機関が率先して ELP 評価表を取り入れている現状をかんがみると、対応するレベルの判断が困難ではあるが、早急に取り組むべきである。それに関連して、将来できるであろう日本語版 ELP がスイスにおける日本語学習者にも親しまれるものとなるよう希望する。

また、日本文化一般や漫画、武術を動機として日本語に関心を持つ青年層に日本語学習の機会を提供すること、彼らが長期にわたって日本語学習を継続できる制度の整備、教師側の教授法の改善が必要なのではないか。一方で、継承文化を背負う2世、3世の継承日本語教育の継続と発展も望まれる。

2.7.4 情報源

教育一般に関する情報

- ・スイス教育評議会 <http://www.edk.ch>
- ・スイス連邦政府 <http://www.admin.ch>
- ・ベルン州教育／指導要領等情報 http://www.erz.be.ch/bi_we/
- ・チューリッヒ州 <http://www.vsa.zh.ch>

スイス教育システム

<http://www.bbw.admin.ch/html/pages/bildung-d.html>

外国語教育に関する情報

<http://www.edk.ch/d/EDK/Geschaefte/sprachen/>

<http://www.vsa.zh.ch/site/frame.php?navigart=tool&toolgruppe=2&tool=6&language=d>

資格試験に関する情報

http://www.edk.ch/d/EDK/Geschaefte/framesets/mainDiplo_d.html

CEF、ELP に関する情報

<http://www.unifr.ch/ids/portfolio>

<http://www.sprachenportfolio.ch/pdfs/ESPIIKonzeptGenehmigungsfassungEDKdef.pdf>

バーゼル大学

<http://www.zuv.unibas.ch/uni/projekte/>

ベルン大学

<http://www.unibe.ch>

スイス語学教育・語学教師のための雑誌 *Babylonia* からスイスの ELP 特集

<http://www.babylonia-ti.ch>

スイス成人教育機関市民大学講座ベルン

<http://www.vhsbe.ch>

スイス成人教育機関市民大学講座バーセル

<http://www.vhsbb.ch>

参考資料

Vogel, B. (2002). *Das Volk der Dichter und Denker fühlt sich ge-pisa-ckt*. Basler Zeitung, Tagesthema

スイスでの ELP の使用と浸透状況

スルツベルゲル - 三木佐和子

1. スイスの ELP

外国語学習の運用能力をどのように共通の枠で評価することができるか、という課題についてはヨーロッパにおいて長年考えられ、討論されてきたが、実際に CEF に基づき具体的な評価道具としての ELP が出版されるまでにはさまざまな段階が踏まれてきた。スイスのルシュリコンで開催されたスイス連邦政府の主導で行われ政府間のシンポジウムで CEF の必要性が確かめられた後、スイス・フリブール大学の言語研究所の Schneider 教授、チューリッヒの語学学校ユーロセンターの North 氏が、スイス国立研究プログラムの助成を受け、1993 年から 1998 年までの 5 年間、ELP の基礎的調査研究を実施した。その分析結果に基づいて作成されたポートフォリオの草案が 1997 年に欧州評議会に提出され、参加国 40 か国の代表とともに討議がなされた。さらに手が加えられ、1999 年に欧州評議会に認定されたものが ELP の第 1 号、スイス 2000.1 のモデルであり、多くの ELP の原型となっている。スイス教育評議会を始め、当時のスイス連邦商工業労働局、現在のスイス連邦経済省経済管轄局やスイス教育研究調整事務局、ミグロ語学学校 (Migros Klubschule) などの協力のもとで、推進されたものである。このように ELP 開発は、義務教育から成人教育まで広範囲の学習者が対象になっていることが明らかである。2001 年 3 月 1 日には、スイス教育評議会が CEF の教育的背景をふまえ ELP の導入について、各州の教育省に公式文書で指示している。以後、ELP の使用は中等教育、高等教育、市民大学講座、私立語学学校、会社や企業に及んでいる。現在、スイスでは以下の 4 種類の ELP がある。

・ European Language Portfolio III	15 歳から成人用	認定番号 1.2000
・ European Language Portfolio ELC	高等教育用	認定番号 35.2002
・ ELP II 11 ~ 15 歳対象	2004 年夏から販売中	2005 年夏認定予定
・ ELP I 6 ~ 11 歳対象	2005 年夏にモデル版出版予定	2006 年夏認定予定

各州の教育省は、ELP の使用を奨励するため各州に言語教育者の中から ELP 担当者を任命し、担当者は本業の何十パーセントかを州教育省からの委託業務としている。その業務内容は委託側の教育省の方針により、州毎に違ってくるが、基本的なことは、ELP の普及に積極的に努力し、導入後のフィードバックや新情報提供、意見交換などである。

2. 初等教育での早期英語教育

スイスの言語教育における最近の動向として、早期英語教育がある。4 か国が公用語として使われているスイスであるから、ドイツ語圏の場合、第 2 言語は公用語のなかのフランス語、あるいはイタリア語でありそうだが、州教育省は英語を取り入れる姿勢を打ち出した。それは英語が外国語として子供達の身近な環境にある言語であり、英語を学習することで将来有利になるという見解である。東スイスにあるアッペンツェル州では 2001 年 8 月の新学期から小学 3 年生で英語学習をしており、また、中央ドイツ語圏では 2005 年以後、3 年生

からの児童を対象に早期英語導入が行われると発表した。ウリ州の例を見ると、英語は3、4年生の後も続き、5、6年生ではイタリア語が選択科目に加わるが、その州の教案には5年生のイタリア語が必須習得言語として掲げられている。チューリッヒ州では2004年8月の新学期から、小学2年生から英語学習の可能性が与えられ、その州の教案には年間80時間の英語学習が加わっている。2006年からは4、5、6年生にも英語学習が導入される。5年生からはフランス語を第3言語として学習する。このように州毎の教育省で学習言語導入案が違っている。しかし時期がずれているとはいえ、確実に全スイスで英語の早期導入が推し進められている。すでに出版されている ELP II (11～15歳) や、2005年に出版予定の ELP I (6～11歳) が、このような義務教育課程の言語教育にどう導入されていくか、興味を持たれる。

3. 中等教育での言語教育

近年、ギムナジウム (Gymnasium) では、州教育省が認可する2言語授業方式 (イマージョン教育) や、2言語での大学入学資格 (イマージョン・マトゥーラ) が取得できるカリキュラムが急速に導入されている。導入言語は主に英語、フランス語、イタリア語、ドイツ語、スペイン語で、学校によって違うが、歴史、数学、生物、地理、化学、体育、美術などの授業が第2言語で行われている。チューリッヒ州では現在10校が実施しており2006年にこのイマージョン・カリキュラムのパイロット・プロジェクトの報告が提出される。一方、バーゼル州では2000年から、この形式の授業が4校で行われており、大体1学年に平均1クラスが、イマージョン・マトゥーラを目指している。ただし、このマトゥーラでは筆記試験のみで、口答試験は行われていない。

ベルン州では2001年に始められたイマージョン・コースの生徒が、2004年6月に第1期州認定 (国認定と同効力) のイマージョン・マトゥーラを取得し卒業した。イマージョン・コースに入ったら3年間、他の専攻クラスへの移動は出来ないことになっている。第2言語の習得のために、ELPは義務づけられておらず、生徒の自発的使用にまかされている。学習言語圏での滞在が、夏休み中や夏休み明けから秋休みまでの5～10週間学校から許可されている。留学経験などを経て「聞く、書く」の技能の伸びが顕著になる過程をELPの言語学習記録欄の記入で見ることができるのは、生徒たちにとって言語学習への動機付けや喜びにつながっているようである。

ELPはイマージョン・コースだけではなく、第2、第3言語の授業でも使用されている。ベルン州のあるギムナジウムで語学担当教師25人にアンケートをとって見たところELPを使用している教師は14人であり、ほかは使用していない、またはこれから導入を考えていると、同じ学校内でもさまざまであることがわかる。ELPが導入されている言語は、フランス語、英語、ロシア語、選択科目の日本語で、ELPを使用する生徒の延べ数は135人であった (一人の生徒が2、3か国語のチェックリストを保持する場合も含む)。必須科目フランス語は5年生から、また英語は7年生から学習するので、ギムナジウムでは大半がCEF参照レベルA2からスタートし、言語系選択の生徒はC1を、言語の授業数が少ない理科系選択の生徒はB2/C1を到達目標としているという結果が出た。

スイスのギムナジウムでは日本語は選択科目として教えられており、日本語が週3時限ある学校は、2年後に105時間ほどの学習時間でCEFレベルA1/A2に値し、日本語能力試験4級に臨む。週2時限の学校では3年後に4級に臨むことを目的としている。ELPチェックリスト記入に関しては、書く技能のところではA1の欄にすでに「簡単な新聞記事を読むこ

とができる」などという漢字学習が進んでいなければ困難な項があり、これらの日本語表記に関する不適当な部分が日本語ポートフォリオを制作する際に考慮すべき点になろう。

4. 学校教育外の日本語教育

市民大学講座や私立語学学校の日本語教育は、ギムナジウムと違い在学年数が決まっていないので、生涯教育の場として長く続けられるのが利点である。市民講座事務局や機関に対して CEF の基準を背景にして ELP が導入されたのは ELP スイス仮認定版がでた 1999 年ころからで、フリブール大学等の語学研究所研究員などが普及にあたった。

また、ELP の開発者が所属しているミグロ語学学校は、組織的に語学学校校長らを集め研修会を開き、CEF 基準、ELP を先駆けて導入し、定期的に情報提供とフィードバックを行っている。主要言語（ドイツ語、イタリア語、フランス語、英語、スペイン語）の語学教科書を独自出版し改訂を重ねていて、教科書の表紙に到達目標が A1、B1 などと大きく印刷されている。

市民大学講座でも CEF 基準を取り入れているところと取り入れていない機関とがあるが、ここではバーセル州とベルン州の市民講座 2 校の日本語コースプログラムを例としてあげる。CEF 参照レベル 6 段階の表示があり、入学、あるいは目標を決める際の目安となる。教科書のどの課を勉強中か、コース料金などプログラムには詳しく書いてあるが、下記に各日本語コースとレベルのみを表で対照した。

表 1 2004/2005 年秋冬半年コース

バーセル市民大学講座	日本語コース	CEF 参照レベル
1. Japanisch 初心者コース	まったくの初心者	A1
2. Japanisch II		A1
3. Japanisch III		A1
4. Japanisch IV		A2
5. Japanisch V		A2
6. Japanisch VI		A2/B1
7. Japanisch	日本語能力試験準備コース	A2
8. Japanisch 中級 I		B1
9. Japanisch 中級 II		B1/B2
10. Japanisch 中級 III		B2/C1
11. Japanisch 上級		C1/C2
12. Japanisch	日本体験コース (3 回のみ)	A1

表 2 2004/2005 年秋冬半年コース

ベルン市民大学講座	日本語コース	CEF 参照レベル
1. Japanisch 初心者コース	まったくの初心者 昼コース	A1
2. Japanisch 初心者コース	まったくの初心者 夜コース	A1
3. Japanisch II		A1
4. Japanisch III		A1
5. Japanisch IV		A1/A2
6. Japanisch	日本語能力試験 4 級準備コース	A1/A2
7. Japanisch V		A2/ B1
8. Japanisch	日本語能力試験 3 級準備コース	A2/B1

上記機関の英語のコースなどは、朝、昼、午後、夕方、夜などと時間的にも選択が広く、A1 コースは 10 講座、A1/A2 コースが 3 講座など英語だけで 75 講座がある。また他の言語 20 か国語もすべて CEF 参照レベルで表してある。成人層の言語学習者にとって ELP の使用目的は、学習の動機付けだけではなく、直接就職にも役立つことである。パスポートや学習資料集に記入した言語記録、試験合格記録などは雇用者が選考や面接の際、言語能力を的確に図れる資料となっている。

5. 企業での ELP

成人個人による使用とは別に郵政省 (SwissPost) やスイス国鉄 (SBB) などの企業でも ELP が利用されている。

郵政省では、ベルンにある本省ビルに語学トレーニングセンターが設けられており、ドイツ語、スイス独語 (スイスの方言)、フランス語、イタリア語、英語コースがあり、約 30 人の専門トレーナーがいる。この語学センターは、外国にあるスイス郵政機関や、全国の郵政省支部からの希望を受け、語学コースを企画、調整する組織でもある。観光地を走るポストバスの運転手や郵便局の窓口係りのための語学、あるいは既成の郵便パンフレットを他の言語へ訳すことから、国内、国際間の契約を結ぶなどといった、口頭、筆記の言語運用力、またビジネス、政治面の知識にまでおよぶコースデザインを要求される。CEF の基準と ELP の導入説明は、2003 年 11 月にまず、欧州評議会 ELP プロジェクト代表者の一人であるシェーラー氏 (Mr.Rolf Schaerer) によりセンターのトレーナー相手に行なわれた。このセンターでは情報を提供したり、語学向上を図ることにより仕事上の目的を達成しようとする人たちが学習できるクラスを開講したりする。また、センターが指定する市販の語学学習 CD を使った遠隔独学学習システムもあり、トレーナーが一定の期間毎にインタビューを行って、学習向上度を評価する方法も導入されている。要請があれば郵政省本省内でも国内に散在する郵政省支部内でも行う用意があるようだ。語学コースは A1 ~ C2 の評価で表示しており、今後省内では採用や人事異動に際し、言語ポートフォリオを資料として使い、再就職や転部などを希望する局員の言語評価の透明性を高めることが求められている。郵便局員と客が複言語社会にあってもスムーズなコミュニケーションができることが導入を図る第一目的である。

国鉄の場合は独自の ELP を開発しており、これはスイス開発認定版 ELP を参考にしたもので、Talxx (英語 talks [to:ks] をもじったものと xx エキストラ) と名づけられ、客サービス部門の職員にのみ使用している。全国 12 か所に担当者をおき、ELP 使用のための社内研修会が定期的に持たれている。ELP のチェックリストにある “~ができる (can do)” 項目は、職場サービス部門用に開発した具体的なもので、一例として、「見本市入場券と電車代とを組み合わせた周遊券の買い方が説明できる」などを設定している。約 4,000 人の職員が対象であり、入社後すぐに ELP 導入説明をし、語学学習奨励をする。国鉄内に語学センターが設置されていないので、語学コースをとる場合は、市民講座や、私立の語学学校へ通うことになる。コース料金の一部負担や国内国外での語学研修への参加援助などの支援策があり、仕事時間の便宜を図ったりして、コースを長く続けられるようになっている。また、より幅広い語学力を得て、職場で使えるよう奨励されている。

このように幅広い年齢層で、その学校や機関、また個人にあった ELP の使い方があるのを見てきたが、EU 拡大に伴い、人のモビリティはもっと広範囲になってきた。今後、就

職の際に語学力が問われ、ELP の利用が広がるだろう。日本語教育においても、ELP は将来、まだ時間が掛かるとは思われるが、留学先、就職先のどの担当にも良く分かる透明性のある信頼性の高い資料となるに違いない。

参考資料

Lenz, P and Schneider, G (2004) “Developing the Swiss Model of the European Language Portfolio” in Schneider, Guenter and Lenz, Peter *European Language Portfolio Guide for Developers*. Babylonia 2/04 University of Fribourg, Lern-,Forschungszentrum Fremdsprachen

欧州評議会認可のスイス ELP について

http://www.sprachenportfolio.ch/esp_e/aktuell/index.htm

スイス ELP についての教育誌記事

<http://www.babylonia.ti.ch/BABY91/baby400.htm>

スイス成人教育機関市民大学講座ベルン

<http://www.vhsbe.ch>

スイス成人教育機関市民大学講座バーセル

<http://www.vhsbe.ch>

カルチャーセンターミグロ学校

<http://www.klubschule.ch>

Lern- und Forschungszentrum Fremdsprache 言語教育研究センター

<http://134.21.12.87/portfolio/backgrund/development>

スイス教育システム各州毎に検索可能

<http://www.sbf.admin.ch>

2.8 The United Kingdom 英国



正式国名：グレートブリテン及び北アイルランド連合王国

The United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland

1. 面積	24.3 万 km ² (日本の約 2/3)
2. 人口	5,923 万人 (2002 年)
3. 首都	ロンドン (人口約 719 万人、2001 年)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/uk/data.html>

国の言語、使用状況

1. 国語 英語
2. 公用語 英語、ウェールズにおいてのみウェールズ語
3. その他使用言語 ウェールズ語、ゲール語 (スコットランド)、アイルランド語

英国は、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドからなる。1998年よりスコットランドは議会を持つことによって多くの自治権を有している。独自の貨幣をもち、保険医療制度、教育制度、法制度などはイングランドと異なる。ウェールズにもウェールズ議会があるが、教育制度はイングランドの制度を取り入れている。教育制度については、イングランドの事情を述べる。

2.8.1 英国 イングランドの教育制度

義務教育	年齢				
	20/21	高等教育	3		
			2		
			1 博士課程		
			1 修士課程		
			3		
	18/19		2		
			1 学部		
		大学 Higher Education	継続教育 Further Education	予備課程 Foundation Course	
	17/18 16/17	高校 (中	2	7	
	1		6		
	中	Sixth Form College			
15/16	中等教育 (中学校	5	5		
		4	4		
		3	3		
		2	2		
11/12		1	1		
	Comprehensive School 総合中学校	Grammar School グラマースクール			
10/11	初等教育	6			
		5			
		4			
		3 } 小学校			
		2			
5/6		1			
		幼稚園			

2.8.1.1 教育段階

	行政管轄	年齢、年数、義務教育	授業料、公的助成制度	就学・在学、進学率	学期制度（年度）、各休みの長さ
初等教育	国：教育技能省 地方自治体 私立あり ¹	5～11歳	無料 教科書貸与	ほぼ100% (学校に在籍しないで自宅で親が教育しても良い)	9月～7月 (年間190日) 3学期制 冬休み2週間 春休み3週間 夏休み6週間 各学期中休み1週間
中等教育	国：教育技能省 地方自治体 私立あり	11～16歳 16歳まで義務教育 16～18歳	無料 教科書貸与	17歳の就学率65% (2002/03)	同上
高等教育	国：教育技能省	18歳～ 学士：通常3年(理系、語学専攻は4年) 修士：1年	大学授業料 年£1150(2004/5) 親の収入によって地方自治体からの授業料補助あり。 低利の公的學生ローンがあり、就職後一定収入を得てから自動返済となる。	進学率44% (2002/03)	9月～6月 (年間30週) 年間授業週数 22～26週+試験期間4週。 2学期制の大学も少数だがある。

2.8.1.2 統一/全国カリキュラム、試験制度

	統一カリキュラムの有無、管理	試験制度、評価制度
初等教育	ナショナル・カリキュラム ² (National Curriculum 全国統一指導要領) 1988年設定 資格・カリキュラム局が管理 (Qualification & Curriculum Authority : QCA) 1997年設立 教育技能省傘下	ナショナル・カリキュラムのシラバスに基づき、全国共通テスト (Statutory Assessment Test : SAT) が7歳、11歳、14歳のとき英語、算数、理科で行われる。結果は学校毎に発表され、全国ランキングされる。 QCAが定める様式に従い、児童・生徒の評価を教師が記録していく。(私立校も含み) 6年に一度、教育技能省の監査 (OFSTED) があり、その結果は公表される。
中等教育	同上 QCAが19歳までの教育内容を管理 三つの全国試験機関が右記試験作成 (exam boards : AQA、OCR、Edexcel)	QCAが科目ごとに定めた枠組みに基づき、各試験機関が詳細な出題基準を発表する。どの試験機関のものを用いるかは学校が選択。 中等教育修了試験 (General Certificate of Secondary Education : GCSE) 5～12教科 (成績 E～A ³)、通常16歳で受験だが、誰でも受けられる。 大学入学資格試験 (General Certificate of Education, Advanced Level : A-level) 3～4科目 (成績 E～A)、通常17歳と18歳で受験 (2年間で2～4回試験があり、積算点数) その他、職業資格試験あり。 結果は学校毎に発表、全国ランキングされ、新聞等で公表される。初等教育同様、教育技能省の監査 (OFSTED) がある。

¹ 私立学校 (independent public school) の在籍者数は全体の約6.5%² ナショナル (国立) といっても、スコットランドを除く³ A* (Aスター) は、Aよりさらに上の評価

<p>高等教育 (BA、MA、 PhD)</p>	<p>高等教育質保証機関 (Quality Assurance Agency : QAA) が指標 (benchmark) を出している</p> <p>大学 (university) は全土に 89 校 (イングランド 72、スコットランド 13、ウェールズ 2、北アイルランド 2)、1 校を除き国立</p>	<p>大学では卒業成績がつく (first、upper-second、lower-second、third)。学年末試験が成績の 60%～100%で、進級できない学生あり。学年末試験の作成、評価過程は外部試験官 (external examiner) が携わる厳格なものである。QAA の監査や学外委員からなる内部監査がある。</p> <p>2001 年より 2 年制の Foundation Degree (予備課程、職業関連科目) が設けられ、学士取得課程に編入できる道が開かれた。</p>
----------------------------------	---	---

2.8.1.3 大学入学方法

- ・大学入学センター (University and College Admissions Service : UCAS) が一括事務処理。
- ・入学前年の 12 月までに願書提出 (同一願書で 6 大学まで、オンライン提出)。
- ・願書には GCSE の成績、A-level の予想成績、学校からの推薦状、志望動機など記入。
- ・大学は、書類審査のみ、または面接をして、A-level の取得成績を条件として入学許可を与える。例えば、A-level 3 科目で ABB を取得するという条件となる。
- ・Oxford、Cambridge 大学は独自の願書があり、試験をする学部もある。
- ・4 月末までに、入学志望大学を第 1 志望と第 2 志望に絞る。
- ・A-level の結果は 8 月中旬に発表される。
- ・条件に合った志望大学に入学。
- ・大学は定員に満たない場合、UCAS を通して、空き情報を流し、入学希望者を募る。
- ・社会人入学は、奨励されており、成人学校等で大学入学準備コースもある。

2.8.1.4 最近の教育に関しての一般的動向

<p>a) 就学・進学率に関して</p> <p>18～30 歳人口の 50%の大学進学率を政策として掲げている。低所得者層からの入学者を増やすようにとの政府通達があり、大学は名門私立高校の成績の良い生徒より公立高校の生徒をより多く受け入れなければならない。その結果大学が大衆化したことにより、目的意識の無い学生、学力不足の学生などが増え、退学や進級できない学生が増加している。入学生の背景、中途退学者の比率などを公表し、それによって政府の指導を受ける大学は、苦渋している。政府の監視、介入が厳しくなる一方だ。</p> <p>初等、中等教育では無断欠席が多い生徒の親は、親としての義務不履行で、法的に訴えられることがあり、投獄された親もいる。</p> <p>先進国の中では 17 歳の就学率が一番低いので、義務教育終了後 18 歳まで、教育を続けるようにいろいろな奨励策を出している。学校へ行くと小遣いがもらえるという制度を打ち出した地方自治体もある。</p>
<p>b) 水準に関して</p> <p>この数年の GCSE、A-level の試験が易しくなり、水準が下がったと批判されている A-level 受験者の 22.4%が最高点 A を取得している。そのため、異なった試験方法の提案がなされている。イギリス版バカロレア (IB-Britain)、米国の SAT 適正試験のようなものが話題になっている。</p> <p>一方、GCSE の数学と英語で C 以上の成績を修める受験者は 48%のみと低い⁴。成績の格差は所得の格差だと言われている。</p> <p>試験結果によっての学校のランク付けが公表されていることへの批判も多い。英国北部と南部の格差、地域の格差があり、良い学校のある学区へ転出する家族が増える傾向にある。さらに、親側は、幼稚園を選んだり、稽古事に励んだり、競争意識が高まっている。</p>

⁴ Education and Training Statistics for the United Kingdom 2004 edition

c) 履修科目に関して

中等教育においては、2002年に教育技能省が発表した14歳～19歳の教育改革に関する緑書(14-19:extending opportunities, raising standards)によると、今まで14～16歳で必須であった外国語学習が選択科目となる。これは、2005年度までに移行する。

一方、2002年の国家言語計画(National Languages Strategy)によると、2010年までにすべての初等教育機関で外国語学習を導入することになった(2.8.5参照)。

d) 試験制度に関して

子どもたちは7歳、11歳、14歳、16歳、17歳、18歳と全国試験にさらされている。子どもたちはGCSEとA-levelの試験で14歳から4年間で40以上の全国試験を受けていることになる。試験のために授業時間数も減り、授業そのものも試験対策中心となっている。

2004年11月政府審議会からの最新報告で、GCSEとA-level試験を廃止し、4段階のディプロマ制度を提案する発表があった。

e) 財政に関して

初等・中等教育、高等教育とも政府が支出、教育費はGDP 4.41%(2000)で、EU加盟国の中で唯一実質減少している。各教育段階、機関はどれも財政難である。

大学教育：1998年度まで無料であり、その後は全国一律の授業料(約20万円)であった大学教育を、2006年度より上限£3000(約60万円)と定め、各大学の裁量に任せることにした。しかし、大学側では赤字を解消するに至らないとし、国民は低所得者層を排除するものだと非難した。人気のない大学は、授業料を低くして学生を集めることになり、大学間の格差はさらに広がるものと見られる。政府からの助成金だけでは大学運営に十分ではないため、海外からの留学生から得る授業料(留学生の授業料は英国/EU内出身学生の数倍以上)が収入源のひとつとなっている。また、財政難のため、ケンブリッジ大学の建築学部が閉鎖の危機にさらされているのを始め、特に自然科学関係での学部閉鎖が相次いでいる。

f) 教師に関して

初等・中等教育：教師の社会的地位が低く、待遇が悪いため教師のなり手が少ない。オーストラリア、ニュージーランドから募集したり、斡旋業者も出現したりしている。また、教師の手が足りないのを補うために、特に低学年では無資格のアシスタントが大きな役割を担い、問題化している。教員資格をとりやすくする動き、資格取得の費用補助などの奨励策が提案され、実行されている。

g) ヨーロッパ内の移動に関して

中等教育では、学校によっては、フランス、スペイン、ドイツなどと、交換ホームステイ・プログラムを行っているところがある。

大学においてはヨーロッパ大陸からの入学、留学生が増えている。Erasmus制度を推奨しているが、イギリスは受け入れ過剰である。交換留学とは別に、英国の大学への入学者が、ヨーロッパ大陸から多く、特に新EU加盟国の旧東欧諸国からは今年度からすでに増え、今後さらに増える予想である。

Diploma Supplementの代わりになるProgress Fileの設定を2002/2003から実施すると発表されているが、現場では知られていない。また、ECTSの導入も一部の大学では制度上ECTSでも表示してはいるが、多くの大学では従来の単位制度を用いている(1.2参照)。

h) その他

ブレア政権になってから教育制度の方針が何度も変わり、次々と新しい改革が行われ、教員をはじめ、保護者、国民は翻弄されている。それらの政策の意義、論理が十分検討されないまま、進んでいるので、いろいろな歪みが生じている。

政府は特色を生かした学校づくりを推奨しており、特定分野を伸ばすために助成金を出している。外国語、音楽、スポーツ、技術、芸術など10種類の分野から選択し、中等学校の54%が何らかのスペシャリスト・カレッジになっている。

2002年12月の緑書によると、2005年度から14歳からの外国語学習は必須ではなくなる。生徒は外国語を学ぶ権利はあるとしているが、どのような影響が出るのかは、しばらくは不明である。

大学生にかかる経済的負担が問題化している。大学卒業時に学生1人あたり平均£13,000(250万円)の負債を抱えている上、就職事情は良くない。

ポローニャ宣言の提唱国にも関わらず、改革には消極的である。

2.8.2 言語教育

2.8.2.1 CEF に関して

- | |
|---|
| a) 外国語教育政策に CEF が取り入れられているか。何かの公式な文書に触れているか
大学の語学教育指針 (benchmark) に CEF を参照するようにと述べられている。
教育技能省で推進している国の言語計画に、取り入れられている (2.8.5 参照)。 |
| b) 実際に CEF がレベル記述、評価、シラバスに取り入れられているか。具体的に。
教育技能省が新たに設定する言語能力認証基準の Languages Ladder を CEF と対応させている (2.8.5 参照)。 |
| c) 最近の動向
2004 年 4 月 ALL ⁵ 大会の基調講演が「Languages Ladder とヨーロッパの多様性の推進」という内容であった。また、2004 年 6 月の高等教育における外国語学習に関する大会の一つの柱が CEF と ELP であった。 |

2.8.2.2 ELP に関して

- | |
|---|
| a) 外国語教育政策に ELP が取り入れられているか。何かの公式な文書に触れているか
認定された子ども向けの ELP (CILT ⁶)
認定された職業課程の外国語としての ELP (CILT) |
| b) 実際に ELP が使用されているか。具体的に。
10 大学の語学センターで ELP 使用の共同プロジェクトが行われた。
フランス語などのヨーロッパ言語では、すべての教育段階で使用されている例がある。
初等教育で取り入れられている。 |
| c) 最近の動向
情報がようやく広がっている。ALL の大会でも取り上げられたので、中等教育ではかなりの関心を集めている。今後 Languages Ladder との兼ね合いでさらに広まるだろう。 |

2.8.2.3 初等教育での言語教育

- ・ 現段階では、初等教育のナショナル・カリキュラムに外国語はない。しかし、2010 年から 7 歳～11 歳全員に外国語教育を受ける権利があると定めた。現在、教育技能省からの助成金で、19 の地方自治体と地域の学校が Pathfinders と名づけられた共同事業で、初等教育段階での外国語学習導入に関してさまざまな試行をしている。到達目標は 11 歳で CEF 参照レベル A2 に相当するレベル 4⁷ と定められている (2.8.5 参照)。
- ・ 早期外国語学習導入計画 (Early Language Initiative) に基づいて、一部の学校で実験的に行われている。
- ・ 英語が母語でない子どもへの英語教育は伝統的に広範囲で行われている。多くの子どもたちは英語ができないまま転入学するので、英語教育を各地方自治体が行っている。子どもの教育にあたり、問題の一つは親が英語ができず、コミュニケーションが取れないことである。地方自治体は、ボランティアの通訳を随時派遣することになっているが、英語教育の推進も行っている。

⁵ Association for Language Learning (外国語教育学会)

⁶ CILT = Centre for Information on Language Teaching (言語教育情報センター) 現在は The National Centre for Languages と改名

⁷ ナショナル・カリキュラムのレベル

- ・英語以外の第1言語を総称して Community language と呼ばれているが、Community language と英語を両立させるようにとのガイドラインが出ている。Community language 保持のための教育も各地域でおこなわれている。
- ・現在ドイツ語、フランス語、スペイン語のモデルカリキュラム (Schemes of Work : MFL Key Stage 2) を教育技能省が出し、語彙、文型、トピック、タスク案など提示順に構成されたものがオンラインで用いることができる。(2.8.5 参照)

2.8.2.4 中等教育での言語教育

a) 履修可能言語

- ・2005年度までは中等教育のはじめ7年生(11歳)から、9年生(14歳)まで外国語の履修が義務付けられている。その後は外国語教育は必須でなくなる。
- ・現代語 (Modern Foreign Language : MFL) には次の19言語が指定されている。
フランス語、ドイツ語、スペイン語、イタリア語、ギリシャ語、ポルトガル語、デンマーク語、オランダ語、ロシア語、中国語、ウルドゥ語、ベンガル語、パンジャビ語、ヒンドゥー語、グジャラティ語、アラビア語、トルコ語、日本語、ヘブライ語。
- ・上記のインド系語、中国語、トルコ語は Community language として履修されている場合が多い。
- ・どの言語を教えるかは、各学校の選択に任されているが、EU言語を必ず含まなければならない。
- ・10年生15歳から第2外国語を選択することが可能である。

b) 達成目標、基準、試験

- ・ナショナル・カリキュラムに沿って、各学校が授業内容を組む。
- ・現代語は、10年生15歳からはGCSE科目の一つとなる。GCSE、A-levelの基準はそれぞれの試験機関の出題基準がある(日本語も試験科目の一つ)。到達目標は、ナショナル・カリキュラムで制定されている。(巻末資料4参照)
- ・GCSEの到達目標はレベル5~7でCEF参照レベルB1あたりに相当する。A-levelの到達目標はB2となる(2.8.5参照)。
- ・2005年度から、外国語学習は必須でなくなるが、調査によると現状では40%の学校で語学は選択科目とし、半数の学校は必須としている⁸。低所得地域、GCSEの成績低迷地域において語学は必須科目としない傾向が見られる。
- ・Specialist Language Colleges (現在195校)は言語教育を促進する学校として指定され、多種の外国語教育を全校生徒に行っている。また、異文化理解教育、交際交流に力を入れている。さらに、情報通信技術を使い、その言語の母語話者との接触を行ったり、生教材へのアクセスをしたりなど、マルチメディアを駆使することも期待されている。助成金をもらっている。8年生から第2外国語の履修が可能。日本語教育が行われているのは、Language College または私立校がほとんどである。
- ・Languages Ladder (言語の階段)は教育技能省が推進している全国統一の言語資格を記述した枠組み。すでにある全国資格とナショナル・カリキュラムと、CEFとを対照させている。“Can do”記述で、四つの技能別に、6段階に評価できるようになっている(2.8.5参照)。

⁸ CILT, ALL and UCML *Language Trends 2003*

- ・ヨーロッパの中で一番外国語ができない国と言われている。60%の国民が母語以外はできないと言われている。
- ・初等教育同様 MFL Key Stage 3 Schemes of Work がフランス語、ドイツ語、スペイン語である。(2.8.5 参照)

2.8.2.5 その他の教育現場での言語教育

成人教育

- ・ Community language の教育制度がある。これは、英語以外の第1言語または継承語を指し、定住のいかんに関わらず少数グループが使用している言語である。調査によると、ロンドン市内では 307 言語が使用されており、そのうち 20 言語は 2,000 人以上の使用者がいることが分かった。Community language を保持する教育も促進しているが、外国からの移住者に対しては各地方自治体が英語教育を行っている。

a) 履修可能言語

各地方自治体がさまざまなコースを開講。また、多くの大学は設立時の大学憲章により、地域住民への貢献が課されていて、成人相手のコースも開講している。Community language を中心に多数の言語が教えられている。

b) 達成目標、基準、試験

GCSE、A-level を目指すものから、旅行用の語学まで幅広いコースがある。

2.8.2.6 (語学) 教員の公的制度：資格認定、養成、研修

教員資格 (Qualified Teacher Status : QTS) の取得方法

- ・ 大学で教職課程がある学部を卒業。
- ・ Post Graduate Certificate of Education (PGCE) 大学卒業後、1年の教員養成大学院で教職課程を取る。科目別。
- ・ Graduate Training Programme (GTP) 大学卒業後、学校に所属し、3か月から1年間実地訓練を受けて、教員資格を得る。初等／中等レベル別、科目別。
- ・ Overseas Trained Teacher (OTT) EU 以外の教員免許保持者は、学校に所属し、1年間の実地訓練を受け、審査に合格する必要がある。その際、NARIC⁹ による国外の学位の認定を受けなければならない。

就職後、1年間見習い期間 (Newly Qualified Teacher : NQT) の後、正規教員になることができる。教員資格取得後即座に NQT として教職に就くとボーナスがもらえる奨励制度がある。

EU 内の教員免許は有効である。

⁹ NARIC the National Recognition Information Centre for the United Kingdom 英国資格審査センター

2.8.3 日本語教育

2.8.3.1 最近の動向

a) 初等教育

2004年9月現在42校で、試験的に日本語を取り入れている(2.8.6参照)。異文化体験、語学学習体験が主目的である。日本語はフランス語等のモデルカリキュラムに沿って行っているところもある。今後、外国語学習が初等段階に移るので、変動があろう。

b) 中等教育

11～14歳用のSchemes of Workを利用して、シラバスとしているところもある。この段階でGCSE、A-levelは出題基準があるので、それを元に授業を行っている。GCSE、A-levelは主に受験勉強なので、真の日本語力を習得したとはいえない。

多くの日本語教師は、フランス語、スペイン語、地理などほかの科目を教える傍ら、日本語を教えている。あるいは、いくつかの学校を掛け持ちで教えるなどしており、専任日本語教師は数えるほどしかいない。

c) 高等教育

- ・日本語を専攻できる大学は、この数年で8校から6校に減った。大学の財政難のための学部閉鎖による(スターリング大学、ダーラム大学)。ほかに、日本語を副専攻として提供している大学は15校(専攻も含む)。選択科目としての日本語を提供している大学も減る傾向にある。常に学生数、財政援助など中国学科との競争である。
- ・日本語専攻、副専攻の入学には日本語の知識は問われない。しかし、最近の初等・中等教育での日本語履修者の増加、日本滞在経験者の増加により、いくつかの大学では、日本語の既習者向けコースを設けている。ロンドン大学東洋アフリカ研究学院(SOAS)では、新入生は3レベルのコースに入ることができる。
- ・語学専攻の学生は、一定の期間その言語の国へ留学することが必須である。日本語専攻、副専攻の学生は、日本の大学と交換留学提携を結び、日本の大学で1年過ごす。日本の大学の受け入れ態勢、経済面など、課題は多い。
- ・従来、日本語教師は日本学科などに所属していたが、大学内に語学センターを新設して、あるいはすでにあるセンターに語学教員をすべて所属させる機構改革が見られる。語学は学術分野と見なされていないので、地位、雇用条件が他の学科の教員とは異なる。

d) 成人教育、その他

- ・多数の成人学級で日本語教育が行われているが、実態が把握できていない。

2.8.3.2 日本語教師の団体

日本語教育／教師の団体 問い合わせ先	対 象	人 数	備 考
The British Association for Teaching Japanese as a Foreign Language (BATJ) 英国日本語教育学会 http://www.batj.org.uk	原則として高等教育で日本語教育に携わっている人	100人	日本語母語話者が9割
Japanese Language Committee, Association of Language Learning (JLC-ALL)	中等教育での外国語教育団体の中の日本語部会		非日本語母語話者が多い
The British Association for Japanese Studies (BAJS) 英国日本研究協会	日本学の学者 大学の教授中心		日本語教育は影が薄い

2.8.3.3 日本語の教員

	資格・背景	地位／処遇	日本語教員養成・研修
初等	常勤となるには教員免許が必要		国際交流基金ロンドン日本語センター主催 ALL (JLC) による研修
中等	同上 日本語教員資格 (PGCE) は、ノッティンガム大学で取得可能 ¹⁰ 2004年度からシェフィールド大学でも日本語教員資格コース開設	日本人時間講師、 課外活動の一部	同上 JET 帰りの英国人が多い
高等	修士以上が望まれる、経験重視	多くの場合は語学教員としてとどまり、昇進の道は閉ざされている。 非常勤が多く、不安定	BATJ/JF 企画のセミナー、勉強会
その他 成人	特になし	時間講師で身分不安定	ロンドン日本語センターにプライベート教師の登録制度あり SOAS ランゲージセンターに日本語教師養成講座がある

2.8.3.4 その他

	制度／機関	期 間	備 考
日本留学	日本語専攻・副専攻の学生は交換留学制度による日本の大学への留学が必修 文部科学省奨学金	3か月～1年 1～2年	授業料相殺、生活費自己負担。 日本からの JASSO、文部科学省奨学金
日本との交流	姉妹校提携を結んでいる学校 JET プログラム		Japan 21-JapanLink
日本語関係行事 (スピーチ、能力試験など)	スピーチコンテスト Sir Peter Parker Business Speech Contest (社会人) Nihongo Cup (中等教育) 日本語能力検定試験		

2.8.3.4 日本語教育における問題点、要望、今後の展望

- ・外国語学習が初等教育で始まるにあたり、日本語がどれだけ浸透するかは、日本語教育関係者の働きかけいかんによる。資金、人材、教材などの提供が必要である（2.8.6 参照）。
- ・中等教育での日本語教育が、現状維持を続けるためには、人材、教材などの支援が必要である。とくに日本理解教育の一端として Japan21¹¹ の日本人ボランティアによる日本文化紹介、姉妹校提携支援などの人と人の結びつきは、日本紹介として効果的である。
- ・学習者数の維持には、日本が魅力ある国にならなければならない。現在、日本への興味は漫画、アニメ、ポップミュージックという若者文化である。
- ・初等・中等教育の連携は、まだ不確定であり、今後の課題である。
- ・大学での日本語専攻者の数は、2004 年度は全般的に増加した。これは一時的なものか、今後の傾向となるのかは不明である。学生数が増えたが、教師数は増えないので、1 クラスの人数が倍近くになったところも多い。教師にとっては負担が倍になったことになる。一方、大学教育の大衆化による、学生の質低下で、従来のカリキュラムではついていけない学生が出てきて、問題化しているところもある。
- ・日本留学が必須のため、経済的に日本語専攻をあきらめることがない支援体制が望まれる。日本政府の奨学金の枠など、ヨーロッパより、アジア、北米、オーストラリアとの関係がより重視されている傾向が見える。
- ・大学において、外国語習得を一つの資格と考え、在学中に専攻外でも習得しようとする学生が増えている。選択科目としての日本語は、人気のあるコースである。また、成人学校などでも、日本語学習希望者が多いが、正式な訓練を受けた日本語教師は少ない。
- ・大学においては、日本学と日本語教育の間に壁がある。語学教育は、学問として認められていないので、一般的に日本語教師には専任講師以上の昇進の道はない。
- ・日本語教師に関しては、質の向上、待遇の改善が課題である。中等教育では、ほとんどの日本語教師は非母語話者である。より多くの研修の場が望まれる。
- ・今後、英国の状況に合った教材の開発が望ましいが、そのためにも国際交流基金などからの支援が欠かせない。

2.8.4 情報源

教育関係当局一般

- ・教育技能省 Department for Education and Skills <http://www.standards.dfes.gov.uk>
- ・全国統一指導要領ナショナル・カリキュラム National Curriculum <http://www.ncaction.org.uk/subjects/mfl/>
- ・資格・カリキュラム局 Qualification and Curriculum Agency QCA <http://www.qca.org.uk>
- ・高等教育機関質保証機関 Quality Assurance Agency QAA <http://www.qaa.ac.uk>
- ・教育監査機関 Office for Standards in Education OFSTED <http://www.ofsted.gov.uk/>
- ・教育技能省 2004 年年間報告書
DfES Department for Education and Skills Annual Report 2004 <http://www.dfes.gov.uk/>

¹⁰ PGCE Post Graduate Certificate of Education 教員養成大学院。卒業生が中等教育で日本語教師として活躍している。

¹¹ Japan 21 初・中等教育、および地域／草の根レベルにおける日本文化紹介活動を支援しているチャリティ団体。

統計

- ・ 政府統計局 National Statistics <http://www.statistics.gov.uk>
- ・ 高等教育統計局 Higher Education Statistics Agency HESA <http://www.hesa.ac.uk>
- ・ 2004 年度教育、職業訓練統計 (DfES 2004)
Education and Training Statistics for the United Kingdom 2004 edition
http://www.dfes.gov.uk/rsgateway/DB/VOL/v000538/ed_train_final.pdf
- ・ ヨーロッパ諸国の教育データ：英国
Eurydice: The Information Network on Education in Europe
<http://www.eurydice.org/Eurybase/Application/frameset.asp?country=UK&language=VO>

教員資格

- ・ Teacher Training Agency <http://www.teach.gov.uk/php/read.php?sectionid=134>

外国語教育

- ・ 外国語教育情報センター
CILT Centre for Information on Language Teaching The National Centre for Languages
<http://www.cilt.org.uk>
- ・ 外国語教育サポートネットワーク
LTSN Learning & Teaching Support Network
Subject Centre for Languages, Linguistics and Area Studies <http://www.lang.ltsn.ac.uk>
- ・ 早期外国語学習全国アドバイスセンター
NACELL National Advisory Centre for Early Language Learning <http://www.nacell.org.uk>
- ・ 大学教育における現代語委員会
UCML University Council of Modern Languages <http://www.ucml.org.uk>
- ・ 全国外国語教育学会
ALL Association for Language Learning <http://www.all-languages.org.uk>
- ・ 英国資格審査センター
NARIC the National Recognition Information Centre for the United Kingdom
<http://www.naric.org.uk>
- ・ QCA (2003) *Modern foreign languages 2002/3 annual report on curriculum and assessment*
- ・ CILT, ALL and UCML (2003) *Language Trends 2003*

日本語教育

- ・ 国際交流基金ロンドン日本語センター <http://www.jpj.org.uk/language>
- ・ 公的日本語試験 (GCSE, A-level) 作製機関 Edexcel <http://www.edexcel.org.uk>
- ・ 資格認定授与団体 AAIA (日本語試験あり)
Awarding Body Consortium Certificate in Practical Languages: specification
<http://www.abcawards.co.uk/pdfs/E3L1L2Lang.pdf>

2.8.5

英国の言語政策動向と外国語教育に関する基準

田中和美

1. 言語政策

a) 最近の動向

英国人は外国語を勉強しないとと言われて久しい。英語が世界で通用するからと、長年外国語教育そのものが注目を浴びることはなかった。そのような現状に危機感を覚えた有識者たちが、政府への提言書を出した。それは、Nuffield 財団¹が、1998年から2000年にかけて将来の英国の言語能力のあるべき姿を求めて調査、情報収集し、その結果に基づき、各界の有識者がまとめた報告書“Languages: the next generation (次世代の言語)”である。その調査には、現場の教師の団体である英国日本語教育学会、中等教育の外国語教育協会も意見書を提出した。報告書は、政府に一貫した言語政策がないことを批判し、国際語である英語ができるから良いという考えは捨て、外国語教育の充実を図る必要性を説いている。外国語を習得すべき重要な技能と定め、初等教育段階からの外国語学習、また生涯にわたる外国語学習を促進し、国の言語政策を打ち出すことを提案している。また、言語能力を記述し、認定する基準を設けることの必要性を述べ、CEFと既存の英国内の資格を統合し、明確で分かりやすい国の基準を定めるべきとしている。

さらに2001年にNuffield財団は言語能力を測定し、認定する全国共通枠組みの開発が実行可能かどうかの調査研究をした。この際、ELPを含む英国国内で行われている言語評価、言語資格15種類の比較検討をしている。2002年に出された報告書“Learning Ladder for Languages”の中で、どの学習言語にも当てはまる単一のもので、CEFに基づいた“Can do”の機能的な表現を用いた、一貫性と透明性を持つ共通枠組みを政府に提言している。

そのころ、EUや欧州評議会はヨーロッパレベルの教育や言語の政策、展望を発表している。英国政府は、ヨーロッパ他国との足並みを揃えるというより、多言語、多文化を包容する社会基盤が遅れていることへの危惧を隠しきれずに、2002年に外国語教育の国家言語計画(National Languages Strategy)を教育技能省が発表した。外国語教育を改革し、国民の言語能力を向上させ、学習者を増やすと謳った政府の計画である。その背後には、経済のグローバル化、国際化する一方の雇用市場への競争力強化という目的がある。国家言語計画の包括的目標は次のとおりである。

- ・外国語教育の改善を図る。7～11歳の児童に外国語学習の権利を与える。E-learningの活用により、中等教育において外国語学習の機会を保障する。
- ・既にある資格を補完し、言語技能を評価するため一貫した認可制度を導入する。
- ・高等教育、生涯教育、職場での外国語学習者を増やす。

(Languages for All : Languages for Life より筆者抄訳)

¹ ナッフィールド財団 Nuffield Foundation <http://www.nuffieldfoundation.org>

1943年に、モリス自動車創業者のウィリアム・モリス(ナッフィールド卿)によって創設された財団。

国家言語計画の三つの目標のうちの一つが、既存の資格と CEF を補完するような新しい言語能力の認証制度を導入することである。これは、学習者の言語能力を初級レベルから既存の資格である GCSE、A-level、NVQ などの水準まで、はしごのような段階を形成し、学習者の言語能力の位置づけを明確にするものであり、Languages Ladder と名づけられた（次項参照）。現在、教育技能省、CILT²、Nuffield 財団、QCA³ が中心となり、開発している。この新しい制度は、学習者の達成度や進捗を認定し、記録することができる。個人の言語能力を認め、証明するものである。ただし、この制度を使用するかどうかは任意のものである。2004 年春には UCLES⁴ が Languages Ladder に基づいた評価テストの開発を始めることが決まった。

その一方、2002 年に政府は 14～19 歳の教育についての緑書を出し、その中で、2004 年より 14～16 歳での外国語を必修科目からははずすと発表した。同時に、2010 年までには、すべての初等教育で 7～9 歳の児童へ外国語学習の機会を与えたとした。中等教育から、初等教育への移行である。ただし、継続性の問題、初等教育での外国語学習の内容、方法など、問題は山積みである。EU の方針である、母語プラス二つの欧州言語習得にはほど遠いものであり、グローバル化の中で逆行している措置だと批判の声も大きい。

b) Languages Ladder

Languages Ladder は言語能力の基準として、新たに導入される認証制度である。Languages Ladder によって学校、大学、生涯教育、職場での外国語学習が、学習者の達成度を反映して認められる。英語以外の母語や、継承語を含めすべての言語を認め、外国語学習を身近なものとし、言語習得の達成感を与える目的もある。また、教育段階ごとの連携がしやすくなることも長所としてあげられる。レベルを 6 段階に分け、最初の 4 段階はそれぞれ三つのレベルに分けられている。よって、全部で 14 レベルある。最終の 2 段階に関しては、今後高等教育機関との連携を図りながら開発する予定である。Languages Ladder の特徴は以下のようにまとめられている。

- ・各段階で 4 技能別に “Can do”（何ができる）記述を用いる
- ・4 技能別々の評価をする
- ・1 技能だけの評価、1 技能だけの学習も可能である
- ・段階ごとに外部評価を設定する
- ・オンラインテストの開発をする
- ・各段階で学内（教師による）評価をする
- ・既存の資格レベルと等価とする

（The Languages Ladder - Steps for Success より筆者訳）

従来からの基準、資格とを対照した表が発表されているので表 1 に記す。このようにさまざまな既存の言語能力基準があるので、統一することは意義があることであろう。それぞれの基準に関しては次項で簡単に述べる。

² CILT Centre for Information on Language Teaching, National Language Centre と改名された外国語教育情報センター

³ QCA Qualifications and Curriculum Authority：資格カリキュラム局

⁴ UCLES University of Cambridge Local Examinations Syndicate 試験問題作成機関

表 1 Languages Ladder と既存の資格、基準との対照表

標準達成年齢	National Curriculum levels 統一指導要領 (初等・中等教育、16歳まで)	National Qualifications Framework 国家資格枠	General Qualifications 一般資格	Languages Ladder Stages 言語段階	Common European Framework (Approx) ヨーロッパ共通参照枠組み
11歳	1～3	Entry level	Entry 1～3	Breakthrough 1～3	A1 (A2)
14歳	4～6	Level 1	Foundation GCSE grade D～G	Preliminary 4～6	A2 (B1)
16歳	7-Exceptional Performance	Level 2	Higher GCSE grade A*～C	Intermediate 7～9	B1
18歳		Level 3	AS / A / AEA levels	Advanced 10～12	B2
		Level 4	Certificate	Proficiency 13	C1
		Level 5	Diploma		
		Level 6	Bachelors degree	Mastery 14	C2
		Level 7	Masters degree		
		Level 8	Doctoral degree		

(The Languages Ladder - Steps for Success より)

Languages Ladder は 2003 年秋から試行段階に入っており、“Can do” 記述や教材のレベル評定などがいくつかの初等教育で行われている。2004 年秋には、試験的プログラムをいくつかの言語で Breakthrough、Preliminary、Intermediate レベルで試用する予定となっている。2005 年秋には全国始動し、まずはフランス語、ドイツ語、イタリア語、スペイン語、中国語、日本語、パンジャビ語、ウルドゥ語で下位 3 段階の評価が利用可能となる計画である。ヨーロッパ言語と並んで、継承語であるインド系言語と中国語、それに加えて日本語が含まれていることは、日本語が重要視されている証であろう。2008 年秋には 6 言語段階すべてのレベル記述ができ、そのための補助教材が 20 言語で利用可能となる予定である。

Languages Ladder の具体的な内容に関しては、試験的プログラムの内容をはじめ、まだ何も発表されていない。現場の教師は、既にいくつかの基準、各試験の出題基準などがあるところ、新たな基準の設定への戸惑いと、実現可能かどうかという疑問を隠せない。しかし、国家言語計画の経過報告 (DfES 2004) にも、現在開発中であり、試行段階であることが明記されている。

2. 外国語教育に関する基準

a) National Curriculum ナショナル・カリキュラム (全国統一指導要領)

1988 年に政府によってはじめて教育内容が制定された。それ以前は、教育内容は各学校に任されてきた。またこの基準は、イングランド、ウェールズ、北アイルランドに適用され、

スコットランドは独自の教育制度を保持している。ナショナル・カリキュラムを作成し、質の管理をしているのはQCA（Qualifications and Curriculum Authority：資格カリキュラム局）という教育技能省傘下の機関である。すでに何度か内容が改定され、現在は2002年度版が使用されている。

ナショナル・カリキュラムの目的は、児童の学習権利を明確にし、基準を確立し、一貫性と継続性を推進し、国民の理解を得ることである。ナショナル・カリキュラムは義務教育を4段階（Key Stage）に分け、どの段階で何を学ぶかという学習プログラムと、レベルを1から8、それに加えて例外的到達レベルの9段階からなる到達目標を記述し、各段階修了時に達成すべき基準を制定している。また、1997年より基準が達成されているかどうかの全国統一試験（Statutory Assessment Test：SAT）を各段階修了時に行うことになっている。

表2 ナショナル・カリキュラムによる学習範囲、および達成目標

段階	年齢	学習範囲	到達目標
Key Stage 1	5～7歳	レベル1～3	7歳で レベル2
Key Stage 2	7～11歳	レベル2～5	11歳で レベル4
Key Stage 3	11～14歳	レベル3～7	14歳で レベル5/6

(注) Key Stage 4 14～16歳は、資格試験の基準に沿う

現代語教育（Modern Foreign Languages：MFL）の到達目標は4技能に別れて、記述されている。さらに、中国語および日本語を学ぶ児童のため、読み書きに関する追加事項がある。日本語の場合、下記のように定められている。レベル5以上は、認識漢字と産出漢字とに分かれている。

表3 ナショナル・カリキュラムの日本語表記に関する基準

レベル1	ひらがな	
レベル2	ひらがな：濁音、特殊音	
レベル3	ひらがなとカタカナ（特殊音含む）	
レベル4	ひらがな、カタカナ、漢字20～40字	
	読む	書く
レベル5	漢字40～90字	漢字40～60字
レベル6	漢字90～140字	漢字60～90字
レベル7	漢字140～200字	漢字90～140字
レベル8	漢字200～270字	漢字140～220字
Exceptional	270字以上	220字以上

ナショナル・カリキュラムの到達レベルに達するために、外国語学習の指導要領（MFL Framework）が定められている。Key Stage 3（11～14歳）のものが既にできているが、各学年に教授目標が五つの要素ごとに記述されている。表4に一部例を挙げる。さらに、Key Stage 2（7～11歳）の外国語学習指導要領が2004年秋に作成され、現在公開審議中

である。さらに、このような指導要領や目標をどのように実際の授業計画へ結びつけるかの Scheme of Work (授業計画案) がフランス語、ドイツ語、スペイン語で、Key Stage 3 用にできあがっている。これは各学年 18 課からなり、それぞれの課で扱う項目、場面、テーマがあり、さらに細かくどのような語彙が適当かなどの記述があり、詳細なものである。これら Framework、Scheme of Work ともインターネットからいつでもダウンロードできるようになっている。法的拘束力はなく、教員へのガイドラインとして、教員への情報、授業での工夫点、さまざまなリソースを教育技能省が提供している。中等教育での日本語教育は、フランス語やドイツ語の Scheme of Work を参考しているところもある。

表 4 MFL Framework Key Stage 3 外国語学習の枠組み (第 7～9 学年：11～14 歳) の中から第 9 学年の教授目標の一部

Words 単語	Sentences 文	Texts: reading and writing 文章：読み書き	Listening and speaking 聞く、話す	Cultural knowledge and contact 文化的知識と接触
<ul style="list-style-type: none"> ・類義語の使用 ・接続語の拡張 ・活用 ・時制 	<ul style="list-style-type: none"> ・語順によって意味の強調 ・動詞の時制とその意味 ・複文での時制 ・句の使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・背景知識、文法知識を使用して複雑な文を理解する ・生教材を通して言語知識の増強 ・段落などを使っての創作文 	<ul style="list-style-type: none"> ・内容や調子から推測する ・伝達、言い換えをする ・異なった場面での待遇表現 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習言語の国の芸術、文化面の有名な作品を知る ・若者文化について読んで、発表する

http://www.standards.dfes.gov.uk/keystage3/respub/mflframework/framework_of_objectives/teachingobjectivesbyyear/year9/ より抜粋、筆者訳

b) National Qualification Framework 国家資格枠

QCA (資格カリキュラム局) はナショナル・カリキュラムの制定だけではなく、公的な試験の管理をもする。試験管理の一貫として、各種の資格試験のレベルを規定している。その目的は、同様な資格試験や重複した試験の発生を防ぐ、明確な進みぐあいを確保する、そして信頼性と妥当性を保ち、国際的競争力を強化することである。レベル 1 から 8 まで記述がある。具体的には、レベル 1 は「基本的な知識、技術を、監督下で応用する能力を持っていること」で、例えば自動車修理修了書はレベル 1 に相当する。美容専門員免状はレベル 2、翻訳家免許はレベル 7 という具合だ。

c) General Qualifications 一般資格試験

上記の国家資格枠に値すると QCA から認定を受けた試験で、広く一般に行われているものを言う。特に代表的なものが、GCSE と A レベル試験である (巻末資料 4 参照)。さらに、日本語教育に関しては、Entry Level や Foundation にあたる ABC (Awarding Body Consortium: 審査団体協会) が行う試験がある。

d) Benchmark 高等教育の指標

高等教育の質管理は、1997 年に設立された、高等教育機関などからの拠出金からなる独立した機関、QAA (Quality Assurance Agency: 質保証機関) が司っている。大学の自治権や責務を定め、定期的に高等教育機関の質の監査を行っている。また、質保証のために、

学士学位 (Bachelors degree) 認定のための専門領域の内容と指標のよりどころとなるべき subject benchmark statements を打ち出している。外国語教育の指標に関しては、CEF や ELP をも意識し、ボローニャ宣言との関連で今後は、プログラムの内容の中で CEF に言及したほうが良いと述べている。「言語およびその関連領域」に関する benchmark は 13 ページにわたるもので、教授内容、教授法、評価法などの指針と水準を記している。それによると、言語および関連領域の学士課程卒業生が達成すべき最低および典型的な言語習得水準は次のようである。

最低水準

- ・効果的なコミュニケーションができる
- ・視聴覚、文書などの資料を使いこなせる
- ・仕事に役立てられる

典型的水準

- ・文法的正確さを保ち、流暢かつ適切にコミュニケーションができる
- ・適切に広範囲な資料を使いこなせ、関連付けられる
- ・仕事に、効果的かつ適切に応用できる

(2002 Languages and Related Studies; Subject benchmark statements より筆者訳)

3. 今後の外国語教育

教育技能省の国家言語計画の中にあるいくつかの傾向の中に、EU や欧州評議会の言語政策でもこのところ頻繁に見かける CLIL への参入がある。CLIL は Content and Language Integrated Learning で、他の科目を第 2 言語や外国で行う学習形態のことであり、その研究や試行を推進すると述べている。また、外国語教育において海外とのパートナーシップを広げることも奨励している。そのために、他国の教育省と話し合いを行っている。日本語に関しても、日本の文部科学省と日英交流プログラムの開発を考えているようだ。

英国における外国語教育は、変動が激しい時期であるが、将来を見据えて計画を立てはじめたことは認めるべきだ。具体化するまでにはまだまだ時間がかかりそうだ。

参考資料、参考サイト

The Nuffield Languages Programme (2002). *A Learning Ladder for Languages: possibilities, risks and benefits*. Report of a feasibility study commissioned by the Nuffield Languages Programme.

http://languages.nuffieldfoundation.org/filelibrary/pdf/learning_ladder.pdf

The Nuffield Languages Inquiry Foundation (2000). *Languages: the Next Generation*. London: The Nuffield Foundation

http://languages.nuffieldfoundation.org/filelibrary/pdf/languages_finalreport.pdf

Kelly, Michael & Jones, Diana (2003). *A new landscape for languages*. London: The Nuffield Foundation

http://languages.nuffieldfoundation.org/filelibrary/pdf/languages_report_48pp_hires.pdf

国家言語計画

Department for Education and Skills (2002). *Languages for All: Languages for Life A Strategy for England*.

<http://www.dfes.gov.uk/languagesstrategy/pdf/DfESLanguagesStrategy.pdf>

国家言語計画 経過報告

Department for Education and Skills (2004). *Languages for All: from Strategy to Delivery*.

<http://www.dfes.gov.uk/languages/uploads/Languages%20Booklet.pdf>

Languages Ladder

DfES The Languages Ladder – Steps for Success

http://www.dfes.gov.uk/languages/DSP_languagesladder.cfm

Department for Education and Skills (2002). *14-19: extending opportunities, raising standards*.

http://www.dfes.gov.uk/14-19/documents/14-19greenpaper_summary.pdf

Department for Education and Skills (DfES) MFL Framework Key Stage 3

<http://www.standards.dfes.gov.uk/keystage3/respub/mflframework/mflfwkdl/>
2005Jan 4

Department for Education and Skills (DfES) Schemes of Work: MFL French at key stage 3

http://www.standards.dfes.gov.uk/schemes2/secondary_mff/?view=get 2005Jan 4

岡島慎一郎、榎本成貴訳 (2002) 『現代外国語：英国ナショナル・カリキュラム』

国際交流基金日本語国際センター

http://www.jpf.go.jp/j/urawa/world/kunibetsu/syllabus/sy_tra.html

National Curriculum: Modern Foreign Languages

<http://www.curriculumonline.gov.uk/Subjects/MFL/Subject.htm>

The Quality Assurance Agency for Higher Education (QAA)

2002 Languages and Related Studies; Subject benchmark statements

<http://www.qaa.ac.uk/crntwork/benchmark/phase2/languages.htm>

Awarding Body Consortium (ABC)

<http://www.abcawards.co.uk/>

University of Cambridge Local Examinations Syndicate (UCLES)

<http://www.ucles.org.uk/>

2.8.6

英国の初等教育における日本語教育

飯塚晶子、田中和美

1. 初等教育における外国語学習

外国語教育に関しての EU の統計資料によると¹、2001 年の調査結果において初等教育で外国語を必須科目としていない国は、ブルガリア、スロバキアと英国² だけである。従来、英国では、初等教育において外国語教育は行われておらず、中等教育段階の 11 歳から 14 歳までが必須であった。しかし、ヨーロッパでの動向に鑑み、政府は 2002 年に発表した国家言語計画 (National Languages Strategy) の中で、初等教育における外国語学習に関して次のように述べている。

「すべての児童は、Key Stage 2 (7～11 歳) において外国語を学習し、他国の文化への興味を育む機会を持たなければならない。母語話者や e-learning を利用した質の高い教授と学習の機会へのアクセスがなければならない。11 歳時までに、児童は CEF が定める能力レベルへの到達を目指し、その成果は国内の制度下で認めることとする」
(p.15、筆者訳)

このように、2010 年までに Key Stage 2 の児童全員に最低一つの外国語の学習機会を提供しなければならないと定めた。また、ここで言う国内の外国語能力認証制度として、Languages Ladder の開発を行っている (2.8.5 参照)。

初等教育で外国語学習を始めるに当たり、2004 年 9 月末に教育技能省は “Key Stage 2 MFL Framework (キーステージ 2 現代語学習の指導要領)” の公開協議文書を出し、広く教育関係者からの意見を求めている。この中で、この年齢層に外国語を教える論理的根拠として、次のような点を挙げている。

- ・外国語学習を通して達成感、喜び、誇りが得られる
- ・言語および言語学習の知識を発達させ、応用する機会が得られる
- ・母語以外の言語で創造的、かつ想像的に表現できるようになる
- ・学習ストラテジーを開拓し、応用する機会となる
- ・自分とほかの人々の文化的アイデンティティが発見できる

(DfES KS2 MFL Framework consultation paper より筆者訳)

具体的には、どの言語を教えるかは学校の選択に任せ、週 60 分を外国語学習に充てることが決められている。さらに、各学年の教授目標を五つの分野、すなわち、読み書き、話す

¹ European Commission (2002) Key Data on Education in Europe 2002 Chapter H Foreign Languages
http://www.eurydice.org/Doc_intermediaires/indicators/en/frameset_key_data.html

² スコットランドは独立した議会を持ち、教育制度も異なるので、本稿でいう英国の範囲は、イングランド、ウェールズと北アイルランドである。

ことと聞くこと、異文化理解、言語に関する知識、言語学習ストラテジーに分けて MFL Framework を記述している。

教育技能省では、2004 年秋に国家言語計画の経過報告を発表した。それによると、初等教育 5 人に 1 人は外国語を学習しているという結果が出ていて、さらに増えると予想している。一番多いのはフランス語で、その理由は、フランス語を教えられる教員がいるからということである。肝腎な語学教員の確保であるが、教育技能省は新たな教員育成とは別に、多少の外国語能力を持つ現職小学校教員に語学研修を受けさせ、語学の授業も担当させることを試行し、結果がよければ、全国的に幅広い外国語に応用する予定である。また、ある言語を母語同様に話す人や、語学専攻の大学生をアシスタントととして訓練することも提案している。教育技能省は、初等教育の外国語教員の養成・研修に予算を割り当て、教材、教授法開発への支援を既に始めていると報告している。

本稿では、ランゲージ・カレッジが行う小学校での日本語教育の実例と、初等教育用教材開発の事例を紹介する。

2. 初等教育における日本語教育の実例

国際交流基金ロンドン事務所の調べによると、2004 年 9 月時点で、41 の小学校で日本語教育が行われているようだ。その形態をみると、その半分の小学校では JET プログラムなどで日本滞在経験のある現職小学校教員が日本語の授業を行っており、4 分の 1 が近郊の中等教育から日本語教師の派遣を受けて行っている。教育技能省の報告にもあるように、小学校でどの外国語を取り上げるかは、教える教師がいるかどうか大きな要素であるようだ。

3. キング・エドワード VII スクールの実例

イングランド北部の地方都市シェフィールドにある市立キング・エドワード VII スクール (King Edward VII School) は、11 歳から 13 歳までと 14 歳から 18 歳までの二つのキャンパスに分かれ、全校生徒 1,500 人ほどの歴史ある学校である。当初は選抜された子供たちの通うグラマースクールであったが、現在はコンプリヘンシブ・セカンダリースクール (公立の中等教育機関) で、学区に住んでいる子供たちは誰でも優先的に入学ができる。多文化の環境という地域柄、さまざまな文化的背景、宗教的背景を持つ生徒がおり、制服も廃止され、お互いに尊重しあい、協力しあうことを目指す学校である。また、政府認定ランゲージ・カレッジ (2.8 参照) の一つで、現代外国語に焦点を絞った Specialist School Status をもち、どの生徒も最低二つの外国語が必修である。選択も合わせると、四～五つの外国語を学習することも可能であり、海外の学校との交流活動も活発である。キング・エドワード VII スクールでは、本年度から従来のフランス語ではなく、スペイン語が 7 年生 (11 歳) から必修となった。そして、8 年生 (12 歳) からさらにドイツ語またはフランス語のいずれかが必修選択として加わる。そのほか、イタリア語、ウルドゥ語、中国語、アラビア語、日本語が選択可能である。日本語教育は、正規の選択科目ではなく、課外活動として、カリキュラムが組まれている。昼休み、放課後、土曜日などを利用して授業を行い、学習段階に応じて、GCSE、A-level (巻末資料 4 参照) といった公的な試験を受験する仕組みになっている。学習者数は全学年合計約 100 人ほどである。

ランゲージ・カレッジの役割の一環としてキング・エドワード VII スクールは、本校生徒の教育だけでなく、地域の語学教育に貢献するべくさまざまなプログラムを実践している。その一つに、生涯教育に関わり、平日の夜間、さまざまな外国語講座を開設している。また、

学区内の小学校の外国語教育プログラムを実施している。学区の五つの小学校に外国語教師を派遣し、3～6年生（7～11歳）の児童を相手に授業を行っている。

a) 授業の形態

2010年より英国のすべての小学校で外国語学習が必修となるため、小学校側も外国語学習のありかたを探りつつある時期にある。本事例のように、ひとつの外国語ではなく、全員に複数の外国語にふれさせていくタイプの実践は珍しい。フランス語、ドイツ語、イタリア語、スペイン語、ギリシャ語、ウルドゥ語、アラビア語、日本語など、小学校からの希望をとって、半学期ごとにキング・エドワード VII スクールの各言語の教師が訪問授業を行っている。週1回で1クラスあたり約30分、5回から8回で、児童は、半学期ごとに異なる外国語にふれ、五つの言語に親しむことができる。小学校のクラス担任の教師がいっしょに授業に立ちあって、授業統率、また、次の週までの復習などの役割を担う。学年末の半学期は訪問授業の替りに、各小学校の5年生の児童をキング・エドワード VII スクールに招いてインターナショナル・ウィークとして特別授業が行われる。

b) 授業の内容

授業の内容に関してキング・エドワード VII スクールでは、“Literacy and Early Foreign language learning Framework（読み書き能力と早期言語学習の枠組み）”をガイドラインとして作成している。これは政府が出した National Literacy Strategy、つまり、国語力の強化を図った指針を基本とし、その方法論を外国語学習に応用したものである。National Literacy Strategy では、Key Stage 2（5～11歳）までに国語力を養うために各学年、各学期に何を指導するかを指導要領を作成している。それは、語彙レベル、文レベル、文章レベルの三つの流れになっている。語彙レベルでは発音や語彙の拡張、文レベルでは文法、文章レベルでは読解と書く力を学習するように組まれている。キング・エドワード VII では、外国語をこの National Literacy Strategy の指導要領に合わせている。

さらに、小学生一人ひとりに CILT³ の My Language Portfolio（英国版認定子供用 ELP）をもとに作成した Language Folder というフォルダーを配布し、各言語で授業のたびに使用する、主に教師の自作の教材を挿入していく。授業項目は、ELP の “I can do…” のページに出てくる項目の中から扱っていく（表1参照）。例えば、「1 から 10 まで数えられる」という項目を履修するために、数字についての授業を行う（本稿資料参照）。半学期が一区切りで、授業は5回から8回程度のため、文型や語学の上達よりも、言語に関する気づき（awareness raising）、外国語や他文化に対する興味づけなどに焦点がある。それでも2年以上にわたって同じ言語にふれる機会がある場合は少しずつ項目を増やしていくことができる。正規な教科ではないので、評価は行わない。

³ CILT = Centre for Information on Language Teaching ELP ダウンロード可能
http://www.nacell.org.uk/resources/pub_cilt/portfolio.pdf

表1 具体的授業内容例

	ELP 学習記録項目例	授業テーマ	学習内容
1 時間目	・ I can say the alphabet ・ I can say please and thank you	紹介	はじめまして。どうぞよろしく。ありがとうございます。さようなら。またらいしゅう。50音表をつかって「ひらがな」と音
2 時間目	・ I can say my name ・ I can ask someone's name	お名前は？	・・・です。
3 時間目	・ I can name objects in the classroom	身近なもの	これは何ですか。・・・です。
4 時間目	・ I can name some animals	動物の名前	これは何ですか。・・・です。
5 時間目	・ I can count from 10-20 ・ I can count from 20-100	数字	1～10、10～100；足し算、引き算
6 時間目	・ I can name colours	色、ひらがな	ひらがなのつづりのしくみ あか、あお、しろ、くろ、きいろ
7 時間目	異文化体験 ・ I can sing a song	折り紙	1、2、3… さんかく、しかく、ピアノです。 きつねです。

4. 初等教育用教材開発

初等教育での外国語学習が導入されることになり、日本語教育も遅れを取らないようにと、国際交流基金ロンドン日本語センターと Japan 21 が協力して教材の開発を進めている。英国の非営利団体 Japan 21 は日本および日本語の教育を、特に草の根交流の次元で支援しており、日本関係の催し物への助成金やリソース提供が主な施策である。その一つとして、初等向けの日本語教育教師用ガイド『Ready Steady Nihon GO』（中込達也、Katherine Donaghy 執筆）を作成し、現在試行中である。これは45分の授業10回分として、ナショナル・カリキュラムに沿って授業内容が練られ、活動例やワークシート、パワーポイント例、他の教科との連携、文化的背景説明なども盛り込まれた、非常に具体的なものである。実際には日本語母語話者が担任教師といっしょに授業を進める形で行われ、ロンドン近郊の小学校で実験的に使用されている。さらに試行を重ね、2005年6月には完成させ、一般に利用できるようにする予定である。このようなモデルを作成することによって、英国中どの地域でも、人的リソースさえあれば再現できる日本語教育を提供しようとする試みである。

一方、キング・エドワード VII スクールでは、日本語教材として CD “Let's learn Japanese” と『日本語ワークブックあかさたな』（飯塚晶子、Tomoyo Mawhinney 執筆）を作成し、使用を始めている。これは主に GCSE 前段階のテスト用の補助教材であるが、小学生の子どもも利用できる部分がある。ひらがな、あいさつ、色、数字などに分かれ、絵と文字が提示され、さらにクリックすると音がでるようになっている。

5. 初等教育での日本語教育の問題

キング・エドワード VII スクールでは、国家言語計画の2010年までに初等教育で外国語を全児童に教えるという目標を見据えて、現在からそれまでを橋渡し期間と考えている。この間に、現場の小学校教師との連携を深めて、小学校の教師に外国語教授のノウハウを学ぶ機会として、派遣教師の授業を捉えてほしいという方針である。あくまでも教師派遣は、過渡的なものと考えている。ただし、現実的には、小学校の教師が既存の教科に加えてさらに

外国語も担当するとなると、かなりの負担が予想される。また、キング・エドワード VII スクールの考えでは、さまざまな外国語や異文化にふれる中で、小学生たちが見知らぬものへの興味、関心を持ち、外国語にふれることは楽しいものだという実感を与えることを目的としている。さらに、自分の文化、経験と異なるものへ抵抗なく取り組み、受け入れる態度を養う、というモデルである。このようなアプローチを、はたして各小学校の教師が外国語の授業を任されたとき、どこまでとれるかという問題もある。

各小学校が現実問題として外国語を取り入れることに直面したとき、どの外国語を選択するのであろうか。フランス語など、より身近なヨーロッパ言語、あるいは将来試験で役に立つものを小学校から教えることのほうに流れていく可能性は大きい。しかし、実際は教える人材、教具や教材、他教科との関連などの制約によって、決まっていくのではなかろうか。初等教育で日本語を選択肢の中に含めたいのなら、今行動しなければならないと言える。人材、教材など、さまざまな支援体制を整え、それを広め、提供していく必要がある。

一方、中等教育においては、2002年の中等教育に関する指針の中で、Key Stage 4 (14～16歳)において外国語を必須科目からはずすことが発表された(2.8.5参照)。初等教育での日本語を定着させることを考えるとともに、中等教育での日本語を維持していかなければならない。初等教育から中等教育の連携をもたせ、長期的な視野にたって、日本語を魅力あるものとする好機であるとも言える。

政府の新たな外国語政策の展開に注目しつつ、日本語教育を促進する側として、日本政府、国際交流基金をはじめ、日本語教育に携わる機関や人が、現場の児童や教師のために提供できる支援を広く提示しなければいけない段階である。日本語教育振興を声を大にして唱えることが日本語教育の未来にとって大切である。

参考サイト

National Literacy Strategy について

http://www.standards.dfes.gov.uk/primary/publications/literacy/nls_framework/nls_fw050001rationale.pdf

DfES KS2 MFL Framework consultation paper

<http://www.dfes.gov.uk/consultations/conDetails.cfm?consultationId=1265>

DfES The National Language Strategy

http://www.dfes.gov.uk/languages/DSP_nationallanguages.cfm

Japan 21 Ready Steady Nihon Go

<http://www.japan21.org.uk/teachers/courses/rsn.html>

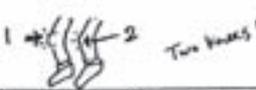
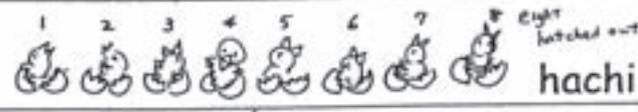
DfES (2004) Languages for All: from Strategy to Delivery

<http://www.dfes.gov.uk/languages/uploads/Languages%20Booklet.pdf>

2.8.6 資料1 初等教育での日本語導入：ELP を使用して

Japanese ④

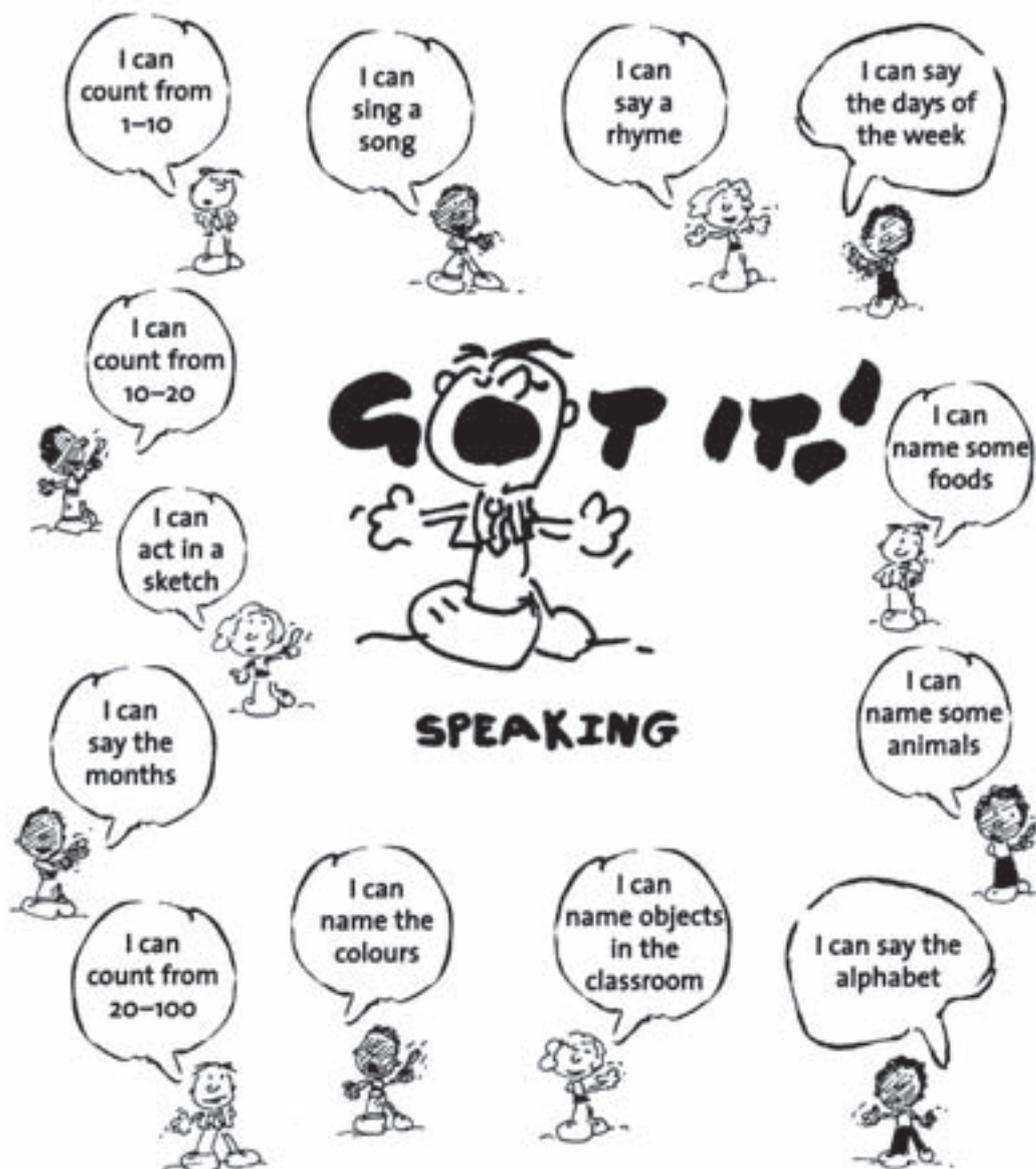
Japanese Numbers

	hiragana	kanji	hints!	Roma-ji
1	いち ↑ ↑ i chi	一		ichi
2	に ↑ ni	二		ni
3	さん ↑ ↑ sa n	三		san
4	し・よん ↑ ↑ ↑ shi yo n	四		shi/yon
5	ご ↑ go	五		go
6	ろく ↑ ↑ ro ku	六		roku
7	しち・なな ↑ ↑ ↑ ↑ shi chi na na	七		shichi/nana
8	はち ↑ ↑ ha chi	八		hachi
9	きゅう ↑ ↑ kyu u	九		kyuu
10	じゅう ↑ ↑ juu u	十		juu

©shoko izuka

Language

Colour in the speech bubbles when you can do these things



I can also

第3章

これからの日本語教育の可能性

3.1 ヨーロッパにおける日本語教育の課題

ヨーロッパ各国での日本語教育の現状を第2章で概観したが、ヨーロッパ全体としてどのような状況が浮かび上がってくるだろうか。国際交流基金「2003年海外日本語教育機関調査」結果概要¹から世界の日本語教育の現状を統計的に見ると、機関数12,222機関、教師数33,124人、学習者数2,356,745人で、前回の1998年調査と比較すると、5年間に、機関数は11.8%、教師数は20.0%、学習者数は12.1%増加している。東欧（旧ソ連の中央アジア諸国含む）も含めたヨーロッパの日本語教育は、機関数1,361機関（世界全体の11.1%）、教師数3,080人（9.3%）、学習者数81,002人（3.4%）となっている。この数字は韓国、中国、オーストラリアと比較して決して大きい数字ではない。しかし、前回1998年の調査結果より学習者数が29.5%も大きく伸びていることは特筆に値する。また、教師に関しては、世界の日本語教師のうち非母語話者教師が約7割を占めているが、日本語教師養成のための科目を設けている高等教育機関は34か国293機関しかない。上記2003年調査では、ヨーロッパの日本語教師のうち非母語話者は、42.2%を占めるにとどまっているが、前章の調査結果から、ハンガリー、フランス、ベルギー、英国などヨーロッパにおいても非母語話者教師が増えていく傾向にあることが分かる。しかしながら、日本語教師養成に関しては、コースの設置は少なく、その必要性が高まっている。そのことも含め、以下で本プロジェクトのヨーロッパ8か国の事情調査から、日本語教育の課題を検討していきたい。ただし、この考察は今回の調査対象国8か国の結果を元に行っているため、ヨーロッパにある全ての国に当てはまるとは限らないことを断っておく。

3.1.1 日本語教育の広がり

国際交流基金調査結果から分かるように、ヨーロッパでは学習者が増えている。現実には、2004/05年度新学期が始まった際、多くの国の現場から、「学習者が非常に増え、教室の定員を超え廊下で聴講している」「学生が教師の足元の床にまで座っている」「従来のクラスサイズの2倍で授業をしている」などの声が聞かれた。しかし、この学習者の増加がそのままヨーロッパにおける日本語教育の拡大と言えるのだろうか。第2章にあるように国の財政難からアイルランド、オランダ、英国、ドイツ、ハンガリーのように大学の日本（語）学科の廃止、統合、日本語教育機関の閉鎖、初等・中等教育でのコースの廃止が見られる。機関数、教師数の伸びと学生数の伸びが対応していないのは社会的理由からではなく、むしろ、財政的、行政的理由からである。それは、日本語教育に限らず、言語教育また教育全般の傾向と言えるであろう。しかし、現在、EUや欧州評議会はヨーロッパの発展のためにヨーロッパ市民の言語習得が鍵を握るとしてさまざまな形でそれを推進している。例えば、すべての欧州市民の「母語+2言語」習得の提唱や、言語の多様性、多文化への関心の提示、生涯教育の推奨などがある。さらに高等教育制度も学生、研究者の国を越えた移動を促進させるための改革を実施しており、今後、ヨーロッパにおける言語教育の必要性はますます高まり、拡

¹ 国際交流基金 国際交流基金（2005）『海外の日本語教育の現状＝日本語教育機関調査・2003年＝』凡人社
『海外の日本語教育の現状＝日本語教育機関調査・2003年＝ 概要』はHPに掲載有。
http://www.jpff.go.jp/j/japan_j/oversea/survey.html

張していくものと見られている。このようにヨーロッパ全体が言語教育に関心を向け、日本文化への関心も高まり、日本語学習者が増大している現在、日本語教育関係者が一体となって行政に対し必要性を訴え、財源を確保し、日本語教育の振興を図っていく好機であると思われる。

3.1.2 日本語の学習者像の変容

a) 低年齢化

ヨーロッパにおける日本語教育は日本研究、文献研究の一部として発展してきたことから、いまだに多くの国で日本語学習者の大半は高等教育での学習者である。国際交流基金の2003年の調査では、高等教育の学習者数は37,562人で、初等・中等教育では25,348人が学んでいる。しかし、1998年の調査と比較すると初等・中等教育で機関数(+30.9%)、教師数(+28.3%)、学習者数(+45.2%)共に増加しており、この5年間で日本語の初等・中等教育への浸透が顕著であることが分かる。第2章で報告されているように、英国、フランス、ドイツ、スイスなどでは、外国語教育が初等教育段階から開始されるようになってきている。また、今回調査を行った8か国のうち5か国では、中等教育修了試験、大学入学資格試験の正規の科目として日本語が取り入れられている。このことは日本語が中等教育段階において、言語教育の選択肢の一つとしての地位を確保してきていることを示していると言えよう。つまり、ヨーロッパにおいても他地域の現状と同様、日本語教育が正規の科目として初等・中等教育に徐々に取り入れられ、学習者が低年齢層に広がってきている。

b) 大衆化

従来、日本語教育は、学術的に日本研究者の育成を目的として大学教育の中で発展してきた。しかし、世界的に見られる傾向であるが、ヨーロッパでも最近の学習者のニーズや目的はより実地的なことに移ってきている。日本に関する興味の対象が、仏教、文学、歴史などの分野だけでなく、現代社会現象、漫画、アニメ、音楽などに広がり、日本語学習の動機が変化している。日本語教育を提供している機関も、大学のみならず、成人教育、初等・中等教育へと広がりを見せ、日本語教育の機会も増えている。ごく一握りのエリートのための教育として考えられてきた日本語教育が、一般的になり、大衆化したと言える。学習者の興味、目的に合った教育をすることはもとより、大衆化による学習者の適性や背景知識の差異を考慮する必要もある。

c) 多様化

一方、日本語学習者の低年齢化、大衆化、日本に接する機会の増大から、背景の異なる学習者が多くなってきた。例えば、親が日本人、日本滞在経験者、日本からの帰国者、親が日本語を勉強した、初等・中等教育での既習者、成人学校での既習者、日本旅行経験者、配偶者が日本人などである。これら学習者の日本語力はさまざま、一人ひとりが持っている日本語の知識(構造的能力)、日本語の運用能力、社会言語能力において差があり、学習者の多様化が進んでいる。一般的に指摘されているのは、話すことと聞くことは母語話者と比べて遜色はないが、読み書き技能が劣っている、コミュニケーションはできるが言語の正確な知識はない、などの傾向がある。

また、ヨーロッパの場合では、複数言語の生活環境にいる学習者も多く、日本語が何番目

の言語であるのか、また、どの言語を媒介として日本語を学習していくのかなどといった日本語学習環境の要素が加わる。このような学習者の多様化にともない日本語教育そのものの個別化が求められている。

このような学習者を巡る変化に対して、日本語教育を提供する側は、以下の二つの視点から対応していく必要がある。一つは、学習者の年齢、動機、背景の多様化に対応するため、学習者にあった個別の日本語教育を提供することである。すでにヨーロッパ言語については、個別学習 (individualized learning) が進んでいるところもあり、学習者一人ひとりが、時間、場所の制約なく学習できる仕組みとなっている。もう一つは、学習者が初等教育から成人教育まで長期にわたり学習し続けられ、学習場所が変わっても同じ基準に基づいて学習できるための、日本語教育全体を鳥瞰的に把握できる日本語教育基準の設定である。そして、これら2点に加え、教師が、個々の学習者の求めていることが認識できる柔軟な思考能力を有し、その上で、学習者の言語能力を判断して、教室活動の中に取り入れていける応用能力を身につけていることが不可欠である。そのような能力の習得を助けるためには、日本語教師を目指す人に対しては教師養成コースの設置、すでに教育経験のある教師には、最新情報の提供、技術の普及、レベルアップのための教育指導が必要である。

3.1.3 外国語教育の中での日本語教育

a) 初等、中等教育

初等・中等教育段階への日本語の導入は前述のように増加傾向にある。その位置づけは、第1外国語から、第2、第3外国語とその国によって異なるが、多くの場合教育行政機関の要綱に則って行われるため、ヨーロッパ言語と同等の扱いを受けている。日本語が重要視され、選択肢の中に入ることは、喜ばしいことであるが、反面、ヨーロッパ言語と並んでいることで同時にマイナス面もある。日本語は非ヨーロッパ言語であるため、語彙の互換性がなく、表記が全く異なるなどの相違点が多く、ヨーロッパ言語と同じカリキュラムに基づいてプログラムや到達目標を立て、授業をすすめることにはかなり無理がある。現場で、日本語教育の固有の問題、例えば表記の問題に対して、無理解な対応を受ける場合も少なくない。

日本語がヨーロッパの初等・中等教育の中で正当な立場を確立していくには、教員や支援団体がヨーロッパの言語教育関係者に日本語について説明し、非ヨーロッパ言語としての特別な措置が必要であることを主張することが、ますます重要になってくるであろう。そのため、高い語学力を有し各国の現状に精通している日本語教育関係者が、日本語教育のあるべき姿について信念を持ち、各国の教育界で発言権を獲得し、関係者に働きかけることが望まれる。また、各教育レベル間の連携、機関、国を越えたりソースの共有が学校教育への日本語教育浸透のために重要になってくる。

b) 大学教育

大学における日本学の一部としての日本語教育の歴史は長く、主に文献研究を行うための教養として扱われてきた。したがって、日本語教育という学問領域はなく、日本語教育は、日本学の各専門分野と同等に扱われていない場合が多い。つまり、日本語は日本学各分野の学問を修めるための手段であって、それ自体を研究するものではないという考え方である。さらに、大学教育において、日本語教育が東洋学部、アジア学部などの中にある場合が多く、

日本（語）学科の長は、概ね日本文学の専門家である。非ヨーロッパ言語としての日本語には、専門の教員また独自のカリキュラムや評価が必要であるため、費用がかかり、経済的ではないとされている上、学習者獲得、財源獲得、教員獲得など、ほかの言語、特に中国語との競争がある。このような中、日本（語）学科としての大きな発展はあまり望めない。

一方で、選択科目としての日本語を提供し始める機関の増加が顕著であり、日本（語）学以外を専攻しながら日本語を学習する学生が増加しており、今後も増えることが予想される。財政面、人員面での対策として、日本語教育が、日本（語）学科の外で行われる傾向も見られる。例えば、大学の語学センターと呼ばれるような語学専門部門が、種々のコースを提供し、その中の一部に組み入れられる、あるいは、一つの大学で、周辺の他大学の学生にも門戸を広げた言語教育を行う場合である。

大学教育において、日本語教育は何が提供できるのか検討し、より効果的、経済的な方策を考えるべき時期ではなかろうか。日本語能力を身に付けた人々の雇用機会を増やすことを、雇用者側に働きかけることも一案である。企業からの日本語教育への支援、日本語学習者の日本企業でのインターシップなど、産学協働の取り組みも視野に入れ、日本語を学ぶ利点を広めていかなければならない。

3.1.4 日本語能力の評価基準

日本語学習者の多様化とともに、年少者から成人までの学習者が、自己の日本語能力を知りたいとき、または、それを提示したいとき、あるいは、日本語学習を続けていく上で次の目標を定めたいときに利用できる尺度、基準の必要性が高まってきている。次の2点から考察して行きたい。

a) モビリティ（mobility）

ヨーロッパ内でのモビリティ、すなわち人の移動が、欧州統合の一つの結果であり、目標でもある。EUが助成しているエラスムス・プログラムなどのヨーロッパ域内留学制度（1.1参照）、ボローニャ・プロセスによる新しい大学制度の構築（1.2参照）により、学生の移動は増える一方である。また、EU市民は、EU内のどの国の大学でも進学が可能であるため、他国で中等教育を修了した学生、また、大学の学部を卒業し他国の修士課程へ入学する者も多い。このように、既にEU内での移動は自由であり、多様な学生を受け入れているのが現状である。現に英国では、2004年秋から新規EU加盟国の旧東欧諸国からの新入生が増えた。国境を越えて来る人の中に、もちろん日本語学習者も入っている。例えば、ポーランドから日本語学科に入学した学生、ユーゴスラビアの高校で4年間日本語を学んで、英国の大学の日本語学科に入学した学生、イタリアの大学で1年日本語を勉強した後、英国の大学へ転入した学生、ブルガリアで学部を修了し、ベルギーで修士課程を終え博士論文を準備している学生などがある。一方、エラスムス・プログラムを活用し、他国の大学に1年間留学する学生の例も多く、これからますます増えていく傾向にある。フランスのINALCOからロンドンのSOASへ、ベルギーのルーヴァン・カトリック大学からイタリアのベネチア大学やドイツのベルリン自由大学へ、と枚挙にいとまがない。また、日本語、日本学専攻の学生の多くは、交換留学生制度を利用したり、文部科学省の奨学金を獲得したりして、日本の大学へ留学する。あるいは、純粋の留学ではないが、Working Holidayと呼ばれる制度を利用して1年間の労働許可を得、日本で働きながら日本語を学習することを選択する学

生もいる。さらに、アメリカの学生が、アメリカの Junior Year Abroad 制度でヨーロッパの大学へ半年から1年留学してくる例など、大学提携の数も増え、日本とヨーロッパ、アメリカとヨーロッパの学生の行き来も多い。他方、現在構築が始まった“International Joint MA Program (国際共同修士課程プログラム)” (2.1.5 参照) では、他国の大学での教育課程履修が組み込まれている。

このように学習者の移動が増加し、広範囲になっている中、多様な日本語学習歴および背景をもった学習者の日本語能力を正しく捉え、広域にわたる異なる教育機関間、関係者間の連携を図っていくためには、言語能力を評価する共通の基準を設定することが必要である。それは、学ぶ側にとっても、教える側にとっても明瞭であり、また、どの機関、どの国へ行っても通用するものでなければならない。

b) 透明性 (readability)、比較可能性 (comparability)

上で見たように、流動性が高まっている中、各学習者の日本語能力をどう測るか、お互いのコースをどう規定するか、単位や資格をどう認めるか、などの問題が生じている。分かりやすく、比較可能な記述用語で書かれ、言語達成度を表す能力記述の枠組みが必要である。そして、枠組みを設けることは、学生の能力を測るだけでなく、国を越えた互換性のある教育課程の構築、縦・横の広がりのあるネットワーク作り、教育機関間の透明性にもつながる共通基盤の確立となる。

具体的な例を挙げよう。日本語のコースをとりたい留学生が、自国の大学で既に2年間学習し「中級日本語」を履修しているので、自国の制度では留学先での2年次のコースおよび「中級」と名がつくコースは単位とならないので取れない、と言う。しかし、受け入れ側としては、日本語能力からして、「中級」コースにしか入れられない、というケースがある。また、日本留学中の履修科目は、内容が不明で評価基準がはっきりしないからと、単位を認めないヨーロッパの大学もある。ここで、各機関のコースが共通の基準で記述されていれば、そして、学習者が自己の能力を比較可能な基準で記述できれば、より学習の継続がしやすくなる。

現在、上述の状況で日本語能力を判定するのに、「日本語能力試験」が拠りどころとなっている場合が多い。日本語能力試験は1984年に開始され、2004年度は世界各地での受験者数は302,198人³で、年々増加しており、国際的に信頼性の高い試験として定評を得ているといえる。日本語能力試験は、「日本国内および海外において、原則として日本語を母語としない人を対象として日本語の能力を測定し、認定することを目的として行う試験」²とされ、その認定基準は表1のとおりである。出題者の便宜を図るために作成された「出題基準」も1994年に公開されており、漢字、語彙、文法項目のリストが目安として具体的に記載されている。

しかしながら、日本語能力試験の認定基準は、1984年に定められて以来、基本的には変わっておらず、現在、更に信頼性の高い、時代のニーズにあった試験とするために、新しい基準を作成する作業が行われている。

³ 国際交流基金・財団法人日本国際教育支援協会『平成15年度日本語能力試験 結果の概要』

² 国際交流基金 <http://momo.jpf.go.jp/jlpt/j/about.html>

表 1 日本語能力検定試験 認定基準

級	構成			認定基準
	類別	時間	配点	
1級	文字・語彙 聴解	45分	100点	高度の文法・漢字（2,000字程度・語彙（10,000語程度）を習得し、社会生活をする上で必要な、総合的な日本語能力（日本語を900時間程度学習したレベル）
	読解・文法	45分	100点	
		90分	200点	
計		180点	400点	
2級	文字・語彙 聴解	35分	100点	やや高度の文法・漢字（1,000字程度）・語彙（6,000語程度）を習得し、一般的なことがらについて、会話ができ、読み書きできる能力（日本語を600時間程度学習し、中級日本語コースを修了したレベル）
	読解・文法	40分	100点	
		70分	200点	
計		145分	400点	
3級	文字・語彙 聴解	35分	100点	基本的な文法・漢字（300字程度）・語彙（1,500語程度）を習得し、日常生活に役立つ会話ができ、簡単な文章が読み書きできる能力（日本語を300時間程度学習し、初級日本語コースを修了したレベル）
	読解・文法	35分	100点	
		70分	200点	
計		140分	400点	
4級	文字・語彙 聴解	25分	100点	初歩的な文法・漢字（100字程度）・語彙（800語程度）を習得し、簡単な会話ができて、平易な文、又は短い文章が読み書きできる能力（日本語を150時間程度学習し、初級日本語コース前半を修了したレベル）
	読解・文法	25分	100点	
		50分	200点	
計		100分	400点	

国際交流基金 <http://momo.jpf.go.jp/jlpt/j/about.html>

このように、日本語能力試験では、認定基準に達しているかどうかの判定が得られ、学習者にとっては一つの評価が得られる。しかし、認定基準、出題基準を以って、上記の例のような「中級日本語」が何であるかの問題の解決とはならない。そのためには、カリキュラムの組み立て、コースの目標設定、教材や試験問題の作成の基準となる誰が見ても分かるような、段階別の日本語能力の記述、そして共通の枠組みによる基準が必要である。さらに、学習者の移動が広範囲に、頻繁になっている現在、能力基準はすべての関係者、機関、国で通用する用語で記述され、他の基準と比較可能なものでなければならない。全レベルが具体的に見える枠組みがあって、評価基準を設定することが可能となるであろう。この共通の枠組みは、学習者、教師に有効である。まず、日本語学習者にとっては、自己の日本語能力を見極め、証明できる手段となる。それは、小学生、中学生、あるいは年配者が日本語を学習し、自分は今のレベルにいるのか、学習を続ければ何ができるようになるのかが見え、さらに、自己の言語能力を他者に説明できることである。教師にとっては、その共通の枠組みを元に、汎用性、妥当性、信頼性のあるシラバス、教材作り、コースの目標設定、そして評価基準と試験問題作成などが可能になる。要するに、日本語能力の基準が記述されていれば、透明性も比較可能性をももたらし、全ての日本語教育関係者に意義深い。一方、学習者にとっては、能力基準があることによって、試験の有無に関わらず、常に学習したことが評価され、認められ、提示できるため、学習の動機付け、継続、そして熟達へとつながっていくと考えられる。

3.1.5 日本語教師

本調査では、どの国からも日本語教師の地位が不安定であるという指摘があった。初等・中等教育においては、日本語教師がその国で定めている教職課程を修めていないため、他の言語の教員と同等の待遇が期待できないというアイルランドやフランスの事例があった。教育機関に日本語教師が一人しかいないところも多々あり、孤立無援で日本語教育を行っている教師も多いと、ドイツからの報告もあったが、他国でも同様の状況があると考えられる。このような日本語教師の抱える問題を以下に概観する。

a) 日本語教師の地位

語学は学問をするための手段であるという考えの下に立つヨーロッパでは、日本語教育という学問領域はまだ確立されていないとはいえない。したがって、ヨーロッパにおいて、日本語教師は、研究職ではない地位にある教師が大多数である。研究業績が何よりも重視される大学環境では、このような語学教師は他の専門科目の教官より地位の低いものとして扱われる傾向がある。この傾向は、言語教育全般で見られることであり、多くの国において同じであるが、ヨーロッパ言語に関しては、日本語に比べて歴史も古く規模も大きいため、さまざまな分野における研究者の層が厚いので全く同じではない。このような状況下、教材開発、実践研究は学術研究として認められず、教育業績に妥当な評価が与えられないため、日本語教育学以外の言語学、応用言語学、教育学、社会学などの学問領域において、研究を進める必要がある。よって、日本語教育学を専門とする教授は見当たらない。しかし、フランスでは、同じ状況であった中国語の分野で、中国語教育学を専門とする教授が少数ながら現れ始めた。一方、語学教師は、研究は不要とみなされていることから授業時間数が多く、そのために、研究する時間がないという劣悪な環境に甘んじている。このような状況を打開するには、日本語教育が学術分野として認められるように研究を重ね、業績を世に出していく必要がある。外国語としての英語教育には多くの研究業績が認められており、学ぶべきところが多いと思われる。

次に、初等・中等教育に関してであるが、専任の日本語教員が少ないという現状がある。専任として雇用するだけの日本語教育が行われていないこと、専任として雇えるための資格がないことが主な理由である。実際、専任の教員は、フランス語と日本語、地理と日本語のように日本語以外の担当教科を持っている場合が多い。あるいは、地域の数校を掛け持ちする雇用形態となっている。また、現職の他教科の教員が多少の日本語の知識を持っているというために教えている場合がある。

b) 日本語教師の教員資格、養成

日本語教師の地位の確立、質の向上のためには教員資格の設定や、教員養成、教員研修の整備が急務である。どの国でも公立の初等・中等教育の中で正規教員となるには、教員免許が必要である。知見の限り、今回の調査国で日本語教師として正規の教員資格を取得できるのは英国のノッティンガム大学 PGCE (Post Graduate Certificate of Education) コースと、ベルギー・オランダ語共同体の教員資格単科大学、ルーヴァン・カトリック大学 (オランダ語共同体)、ハンガリーの国立の ELTE (エオトヴェシ・ロラーンド) 大学文学部日本学科ならびに私立のカーロリ大学文学部日本学科の教職課程のみである。英国のシェフィールド大学でも同様の PGCE コースが 2004 年秋に開講された。英国の PGCE は、学部卒業生のた

めの1年間の教職課程であり、半年ほどの日本語教育の実習を含んでいる。日本語母語話者を含む卒業生が中等教育で日本語教師として活躍している。ベルギーでは、日本語の中等教育教員資格が取得できるが、初等・中等教育で日本語は教えられておらず、数名の卒業生が同共同体の成人向け公立言語教育機関で勤務している。また、ハンガリーでは ELTE 大学教育学部初等教員養成学科の外国語教員養成課程を修了し、少数ではあるが、外国語教師としての教員免許で日本語を教えている教師がいる。

公の資格とは結びつかない日本語教員養成は、多くはないがいくつか行われている。民間語学学校が行っているコース（ロンドン、パリ）もあり、ロンドン大学 SOAS が一般成人向けに日本語教師養成講座を開講している。また、研修の機会は、国際交流基金の事務所および各国の日本語教育教師会や学会が主体となって、定期的にセミナーや勉強会を催しているが、十分とはいえない。

c) 母語話者と非母語話者

その国に滞在し教員免許を取ったとしても、教職に就くためには、その国で就労できる許可が必要である。日本語教師として訓練を受けていても、日本人が就職するには、ビザや国籍の問題がある。また、雇用側としても、言語や文化の障壁を少なからず考えてしまうだろう。中等教育での日本語教師に、日本語非母語話者が多いゆえである。こういった中で日本語を、日本を、次世代に教える非母語話者日本語教師は、その国にとっても、日本にとっても貴重な存在であり、非母語話者日本語教師を育成し、支援する施策が必要である。

日本語母語話者と非母語話者との関係は多元的である。まず、非母語話者の学生と母語話者の教師、非母語話者の学生と非母語話者の教師、職場や教育行政面での非母語話者の上司や関係者と母語話者の教師、そして母語話者と非母語話者日本語教師との関係がある。このように日本語教育に関するさまざまな場面で母語話者と非母語話者が接触をし、お互いに刺激を与え向上していきながらも、時には、意識のずれから摩擦が起こる場合もある。日本語母語話者教師と非母語話者教師が協力できる体制の構築を目指すことが望ましい。

以上、日本語教師の現状をまとめてみた。地位向上、待遇改善へ向かって日本語教師自身にとっての課題は、正しい知識、情報を把握した上で、立場を表明できる語学力と交渉能力の研磨に取り組んでいくことであろう。そのためには、教師会、教育団体などによる教師の質的向上のための研修・情報交換の機会のさらなる提供が望まれるとともに、地位・待遇改善などに関する関係機関への働きかけも必要である。一方、日本語教師自身が、教壇に立つだけでなくその経験、実践をまとめ、世に出し、業績として認められるようにしていく努力が求められている。

3.2 ヨーロッパにおける日本語教育の展望

これからのヨーロッパにおける日本語教育は、どの方向に照準を定めて進んでいけばいいのだろうか。ヨーロッパでは欧州委員会が「言語学習と言語多様性の推進：行動計画 2004～2006年 (Promoting Language Learning and Linguistic Diversity: Action Plan 2004-2006)」を2003年7月に出している(1.1参照)。この行動計画、および欧州評議会の言語政策、EUの教育政策などから、今後の日本語教育の方向性を示唆する動きが多く見られる。いくつかのキーワードから日本語教育の展望を探ってみる。

a) Life Long Learning (LLL：生涯学習)、Early Language Learning (早期言語学習)

これは言語学習を生涯にわたるものと捉え、正規の学校教育であるかどうかや年齢に関わらず、早期に開始し、継続するものとする考え方である。EUは加盟国に、言語学習を継続するための道具となるELPを利用して、CEF参照レベルを基礎にした生涯言語学習制度を確立すべきであると提唱している。日本語教育は、この中での位置を確立しなければならない。どこでもいつでも日本語学習ができる環境、教材の開発、連携体制が必要である。学習者にとって、日本語学習が魅力的で、意義のあるものでなければ、日本語を学習言語として選ばないであろう。

b) E-Learning (eラーニング)、ICT (情報通信技術)

現在の情報化時代において、言語教育でもICTの活用は必須である。EUでは、2002年までに全教師がICT技術を擁していることを目標にしていた。現在もその方向で進んでおり、さらに、ICT技術を利用した学習の研究を奨励している。EUでは、e-learningのウェブサイトを作成し(<http://www.elearningeuropa.info>)、加盟国からコンピュータ、インターネットを活用した教育、学習の情報を集め、広めている。ヨーロッパ内のすべての学校が、言語学習のため、また多言語、多文化を経験するために、ヨーロッパ内の他地域の学校とインターネットで結ばれる計画(e-twinning)がある。このような機運の中、日本ともリンクを結ぶことが可能であるので、積極的に働きかける必要があるのではなかろうか。

c) Content and Language Integrated Learning (CLIL)

CLILは、ある科目を外国語を媒体として教えていく授業形態である。ヨーロッパでは、イマージョン教育、バイリンガル教育、二言語教育など、従来唱えられてきた用語とは別に新たな概念として打ち出されている。これは、言語を教えるという観点ではなく、学習している外国語を使用する効果的な機会を提供する方策と捉えている。利点は、外国語の授業を時間割に組み入れることなく、外国語に触れることができることである。EUは、今後、CLILの研究を広く進め、CLILに取り組む学校には助成するとしている。英国の教育技能省も、同様にCLILを今後推進していくと発表している。日本語教育では、日本語能力を持つ現職の他教科の教師が日本語を教えているケースが多い現状を利用して、自分の教科を日本語を用いて教えるという方向に持っていける可能性がある。この教師の日本語力、日本語教育能力養成をし、そのための教材、教具などの支援をすることによって、CLILに日本語を参入させることが可能であろう。

d) Language teacher training (語学教師の教育)

新しい概念ではないが、ヨーロッパでの言語政策には欠かせない施策として、語学教師の育成とその供給をあげている。ここで注目したいのは、語学教師はその言語が話されている国に一定期間過ごすべきだとしていることである。言語面での上達もさることながら、その社会文化の理解を深めることが目的である。日本語教育の発展の鍵がここにあると思われる。日本での語学研修の機会を増やし、参加しやすいようにすること、そしてその機会があることをより広める必要がある。また、各教育段階において教員レベルでの交流を図ることも一法である。

以上、ヨーロッパの言語教育の現状を鑑みながら、日本語教育の課題および展望を述べてきた。日本語教育を拡大し、向上させていくための多くの可能性が秘められていることが見えた。可能性の実現は、財政的な支援が必要なこともあり、個人レベルでは、難しいことが多いが、日々日本語教育を支え、これからも日本語を推進していくのは、実際に現場にいる日本語教師たちである。関係各所、当該官庁の日本語教師への積極的な支援が強く望まれている。

3.3 CEF が日本語教育へ示唆するもの

本プロジェクトの目的の一つに CEF の把握があった。ヨーロッパにおける言語の共通参照枠組みである CEF は、理論的裏づけがあり、綿密に検証され、長年議論し、開発されてきたものであることが判明した。このような CEF から何が学べるかを、日本語教育を念頭に置きながら、見ていきたい。

3.3.1 言語観、言語学習観、言語教育観

- ・ CEF は複言語主義、複文化主義を謳っている。「言語教育の目標はもはや、それぞれが独立した一つ、二つ、あるいは三つの言語の、理想的な母語話者をモデルとした習得ではない」(Council of Europe 2001, p5 より筆者訳) とし、言語教育のパラダイムが根本的に変化するべきだとしている。複言語主義は、言語を学ぶことにより言語経験が広がるにつれ、一つひとつの言語の知識を個別に増やすのではなく、複数の言語が関連し、相互に作用しながらコミュニケーション能力を培っていくことを目指す。それにより、未知の言語や文化に出会ったときでも、既存の知識と方略を駆使してコミュニケーションをとることが可能だと考える。このように複数の言語および文化の習得、受容を視野に入れ、複数の言語および文化に対応できる能力を育てていくことを考えるのが CEF の基本姿勢である。

言語教育の目標を母語話者と同じように当該言語を使いこなせることとせず、言語教育を通してコミュニケーション能力を培うとする考え方は、日本語教育にも示唆するところが大きい。さらに、言語教育を文化と切り離していないことも注目し得る。CEF では、例えば、価値観、人間関係、社会的慣習などのような社会文化知識を言語教育の一部として捉え、どのような場面が想定され、どのような言語活動があるかなどを見極め、枠組みの中に含めていくことを謳っている。具体的な例は Threshold レベルの記述に見ることができ、位相、各地方の方言やアクセント、ポライトネスも取り上げている。

3.3.2 言語政策と政治的、経済的意義

- ・ CEF 制定は教育的視点のみから始まったものではない。欧州評議会の言語政策は、政治的、経済的目的から生まれたものである。政治的・経済的目的は、ヨーロッパ内での人の移動を容易にし、相互理解と寛容性を高め、ヨーロッパの多様で豊かな文化を維持することで、そのためにはヨーロッパ市民が相互にコミュニケーションを図れることが不可欠であるとしている。また、言語学習、言語教育を通して、偏見や差別を乗り越え、安定した民主的なヨーロッパを確立することの重要性を認識している。(Council of Europe 2001, p3-4)
- ・ 多言語の国スイス、国民の言語能力を経済的に必要としているオランダやフィンランド、また、新たに EU に加盟した旧東欧諸国は、それぞれの国益を考え、共通基準の CEF を言語政策に取り入れることに熱心である。つまり、言語を政治的、経済的な面で主要な道具として捉えている。

このように、政治的、経済的意義も含んだグローバルな視野から言語政策を打ち出した点はヨーロッパ以外の地域における日本語、世界における日本語を考える上で新たな観点を提

示し、参考になるであろう。

3.3.3 実現までの協力体制

- ・ CEF はヨーロッパ規模の大掛かりなプロジェクトであり、欧州評議会から各国行政機関、現場の教育関係者を含む多くの人たちが関与し、その実現は次の要素なしには不可能であった。
 - 関係者の確固たる信念、目的
 - 教育行政機関の方針
 - 教育行政機関等の資金援助
 - 言語教育だけでなく、統計学、情報処理等の専従専門家の貢献
 - 広範囲の現場の教員、学習者の協力

第1章でみたように、CEF が作成される際には、まず理論が吟味され、言語能力記述文が選定され、共通参照レベルが確定するまでに、その妥当性が10年がかりで統計的に検証された。そのため、信頼性が高いことは特色の一つに挙げられる。指標になるためには、このように意思決定レベルでの国や当該官庁の関与、そして率先垂範することが必要である。そして、この過程にはさまざまな分野の専門家、そして多くの現場の教員や学習者の協力がなければならない。長期的、広角的視野を持ち、計画をたて、協力体制を敷いて進むことが理想的である。

3.3.4 汎用性

- ・ 共通の枠組みとなるものは、いかなるものでも、総合的 (comprehensive) で、透明 (transparent) で、一貫した (coherent) 基準を提供するものでなければならない。(Council of Europe 2001, p7)
- ・ 言語の共通参照枠組みである CEF は次の性質を持つ：多目的性、柔軟性、開放性、ダイナミズム、使いやすさ、非独断性。(Council of Europe 2001, p7)
- ・ 上のように CEF は画一化されたものを提供するのではなく、共通基盤となる枠組みを提示するもので、どのように用いるかは利用者の裁量に任せられている。CEF は国を超え、言語を超え、制度を超えたところで用いられるに耐えるものとして作成されている。具体的には CEF 自体、CEF 参照レベル、その教育ツールである ELP、言語能力チェックリストのように多くのものがオンラインで公開されており、ダウンロードが可能である。また、CEF に関する研究やプロジェクトなどの報告もオンラインで見られる。

汎用性のあるものを目指して作成された枠組みの有効性は、日本語教育に示唆するところが多い。また、オンラインでさまざまな情報、資料にアクセスできることは、開放的で、使いやすさという面を実現し、CEF の理念、基準の浸透に寄与している。

3.3.5 現場への浸透に向けての動き

- ・ CEF は現場の教師の指導書として作成されたものではないので、現場の教師にとってす

ぐに応用するのは難しい。従って、CEF の理念、参照レベルを現場に浸透させ、広範囲の共通基準とするために次の段階を経るとよい、と提唱されている。(Council of Europe 2002, p18)

- まず、CEF の内容を噛み砕いて分かりやすくする専門家の選出
- 次に、カリキュラム、シラバスのデザイン、そして教材の開発
- そして、教員の研修、養成をする
- ・ CEF は欧州評議会、国家主導で制定されたが、制定後それに留まらず、現場での適切な使用を助けるために、また、現場の実情により一層適応されるように、いくつかの具体的方策が提供された。その代表格が CEF を具現化する教育ツールとしての ELP である。欧州評議会は、ELP の開発、導入のパイロット・プロジェクトを実施し、ELP 作成、使用等に関するガイドラインを作成し、それをもとに言語学習に ELP を導入することを奨励している。さらに、CEF の各国語への翻訳、CEF の能力記述文バンク、語学試験を CEF 参照レベルに関連付けるマニュアル作成等が行われ、公開され、利用が奨励されている。

このように実用を目的とした枠組みは、制定、基準設定だけでは不十分で、それを実践し、監視し、修正し続けるための方策や道具をも開発し、広く提供する必要がある。

以上のように CEF は、その誕生から、制定、実践、普及と今なお発展し続けている一連の言語教育の大プロジェクトである。それが日本語教育に示唆する点は、多いと思われる。

3.4 ヨーロッパから日本語教育界への提言

本プロジェクトは、調査をとおして多くの情報、示唆を得、ヨーロッパにおける日本語教育、さらに世界における日本語教育を鑑みる機会となった。

第1章、第2章でみてきたように、多言語、多文化のヨーロッパにおいて、言語学習は欧州統合の中核的な役割を担うとの認識の下、欧州評議会の言語政策、EUの言語政策、それに各国の言語施策が存在する。ヨーロッパでは、言語はその人の財産であり、言語能力がないことは個人として不利であり、総合的にみれば社会としての損失になると考えている。また、コミュニケーション能力を持たない市民が、社会から排斥される危険を避けるためにも言語教育の機会を確保する必要があるとしている。(Council of Europe 2001, p 4) このような明確な言語観、言語教育観を持つヨーロッパと対比してみると、日本の言語教育観⁵や、言語能力基準⁶などは、明瞭でないように思われる。日本も確固たる方針を検討し、外国語としての日本語教育を含む外国語教育への施策を行うことは有用であろう。

長年、ヨーロッパの中での言語教育では、経済市場論の下に、ヨーロッパ言語の教育を中心に議論が進んできた。しかし、「行動計画 2004～2006年」において、言語教育で提供すべき言語として、EU加盟国の地域語、移民の言語を含んだすべての言語、そしてEUの主な貿易相手国の言語を初めて加えている。したがって、日本語もその中に位置づけられるだろう。ヨーロッパにおいて、日本語教育が外国語教育の一つとして主要な位置を獲得、維持するためには、ヨーロッパの動向をしっかりと捉え、それに沿って進んで行かなければならない。こう考えると、当然、現在進行中のボローニャ・プロセスやCEFをめぐる動きは、日本語教育にとっても重要なものと認識すべきである。本調査結果にあるように、いくつかの国や機関で日本語教育とCEFを結び付けようとする動きがあるが、国ごと、機関ごとに行っているのが現状である。ヨーロッパでの日本語教育の地位の確立、発展を考えれば、統一した枠組みが是非とも必要であり、その存在意義は非常に高いと思われる。一方で現在行われている日本語教育を見ると、基盤となる能力の記述、共通の基準枠組みが制定され、浸透し、その共通枠組みに則って日本語教育が行われていると言えるだろうか。現状の多くの日本語教育機関でのカリキュラム内容、教材を見る限り、枠組みの制定の前に、各機関、各教材のレベルの設定があるように思われる。その結果、能力基準の設定などが不透明であり、一貫性がない体制となっていると言えるのではないか。日本語教育においても、理念に立脚した共通枠組みの制定が望まれる。

⁵ 日本の言語教育に関する基本姿勢は、知見の限り、指針となっているものはないようだが、平成12年の文部科学省国語審議会答申「国際社会に対応する日本語の在り方」に次のような記述がある。

「日本人としての主体性と異文化への柔軟な対応力を有し、日本語によって確かな表現と理解を行う基本的な能力と、相手に応じて柔軟に対応できる応用的な言葉の運用能力とを備えた、国際化に対応できる日本人を育てる言語教育を推進することが望まれる。」

⁶ 平成14年度文部科学白書に日本の第1外国語である英語教育の評価基準レベルが、次のように述べられている。

英語の達成目標

中学卒業段階「挨拶や応対等の平易な会話（同程度の読む・書く・聞く）ができる（卒業者の平均が英検3級程度）」

高校卒業段階「日常の話題に関する通常の会話（同程度の読む・書く・聞く）ができる（卒業者の平均が英検準2級～2級程度）」

今回の調査から、評価基準となる共通枠を設定するだけでなく、実際的な利用方法を提示することの有効性を実感した。日本語教育においても共通枠作成後、その実用に向けてのガイドライン、教育ツール作成まで手がけ、普及、浸透を促すような活動が必須であろう。そこで、注目したいのが、フランス語およびドイツ語についての動きである。これらの言語については、それぞれドイツ語圏、フランス語圏が主導をとり、CEF に基づいた具体的な能力記述を出版し、教育関係者はこの内容を元に、機関の状況や目的に合わせた教科書、教材、シラバスの作成、試験問題作成が可能となっている。

ドイツ語に関しては、*Profile Deutsch* が 2002 年に発行された。これは、外国語としてのドイツ語を A1 から B2 までの達成レベルを記述するために、CEF を基盤にし、その項目や分類を適用したものである。1998 年にゲーテ・インスティトゥート⁷ がイニシアティブをとり、着手されたプロジェクトで、ドイツ、オーストリア、スイスの専門家が協力し作成された。欧州評議会の協力のもと、ゲーテ・インスティトゥート、オーストリア・ランゲージ・ディプロマ⁸、オーストリア教育科学省が主に資金を出した。ドイツ語版の Threshold レベルである *Kontaktschwelle* (Baldegger et al 1980) から概念—機能アプローチを取り入れ、プロジェクトの目的は次の 3 つとされた。1) CEF および ELP で提示されているレベル、ならびに Can do 記述文を詳細に解説すること、2) CEF で取り上げられているタスク、テキスト、ストラテジーなどの概念を、例をあげて応用できるようにすること、3) レベルごとに語彙と文型を一覧表にすることである。そして、その結果をデータベースとして CD-ROM 化した。市販されている *Profile Deutsch* は、CD-ROM とその使用解説書である。CD-ROM はさまざまな検索機能を持ち、例えば、ある単語からそれがどの機能、技能、活動、文法などと結び付けて、どのレベルで使用することができるかが見られる。あるいは、B1 レベルでのある場面において技能別に Can do 記述文が、例を含めて並べてある。使用者は必要に応じてリストを作成して、それを印刷したり、あるいは他のプログラムに貼り付け、編集したりできる。教材をはじめ、カリキュラム、試験問題の作成時のデータベースとして、コースレベルの設定基準の資料として、そして学習者の自律学習の手助けとしてなど、利用範囲は広い。

一方、フランス語に関しても、*Un Référentiel* という本が 2004 年に出版された。これも欧州評議会の委員であるパリ第 3 大学の教授が中心となり、フランス、スイス、ベルギーの専門家、および、各国の当該省庁の緊密な協力により作成された。*Un Référentiel* は B2 レベルのみで、フランス語版の Threshold レベルを参照し、機能—概念アプローチに基づき言語を分け、項目立てし、文法、語彙を挙げている。さらに、*Un Référentiel* では正書法、音声についても例を挙げながら細かく記述している。付録の CD には、機能別に分類された例文が録音されている。

日本語も日本が主導して、日本語教育関係者との連携の下にドイツ語、フランス語にみられるような共通基準に基づいた参照本を作成することを提言したい。世界各国の教育現場事情、教育環境に応じて使用可能で、将来に向けて発展性があるものを世界に提示することを

⁷ Goethe Institut. ドイツ連邦共和国の外務省傘下の機関で、ドイツ文化、ドイツ語の普及に努めている。
<http://www.goethe.de/>

⁸ The Austrian Language Diploma (ÖSD) オーストリア政府管轄下のドイツ語試験機関。
http://www.uni-klu.ac.at/dia/exam_e.htm

望む。そのために必要となるのは下記の3点に集約されるのではないだろうか。

1. 日本語の能力を記述すること。その記述は十分な理論の裏づけがあり、科学的に検証された記述方法でなければならない。
2. 記述された能力を社会文化的コンテキスト、技能、言語活動などからレベル分けするための枠組みを設定すること。その枠組みは国際的に通用する基準と比較可能であることを目指さなければならない。
3. 教師、学習者、雇用者など、この枠組みを使用するすべての人が各個人の日本語能力レベルを把握しうるような評価基準を設定すること。例えば、レベルチェックリストや試験があげられる。この評価基準は、透明性と一貫性を持たなければならない。

欧州統合は、ヨーロッパの、世界における地位を確立し、世界に存在を示さねばならないという発想から生まれた。この統合で欧州が目指しているのは、経済的、政治的な面だけでなく、文化、教育面でも調和のとれた一つのヨーロッパである。そして、その基盤となっているのは、加盟国すべての言語、文化を尊重する理念である。CEFは、この中から生まれたものであり、どの国の言語にでも応用できる柔軟さ、汎用性を備えている。しかし、上述のドイツ語、フランス語の例からも分かるように、ドイツ（ドイツ語圏）、フランス（フランス語圏）は、CEFを応用した共通参照本を作成することで、自国の言葉の教育を一層組織立った、明確なものとして提出していこうという意志を示している。つまり、他国の文化、言語もきちんと認め受容もするが、自国の文化、言語の発信にも力を入れて行うという姿勢が取られている。そして、その寛容さと自己主張が、結果として、自国の地位の確保、発展へと繋がるということが明確に意識されている。

日本も、アジアおよび世界の中での立場を鑑みると、参考となるものがあるのではないだろうか。日本も、他国の文化・言語を尊重するとともに、より一層自国の言語、文化を自負し、外へ向けて活動を続け、相互理解の推進に寄与する必要がある。その重要な任の一端を負っているのが日本語教育である。世界各地で行われている日本語教育をより効果的で体系的なものにするため、また日本語教師の支えとなるべく、日本が中心となって日本語教育の環境を整備していく必要がある。今後、内外の日本語教育関係者に対して、明確な理念に則した言語教育観に基づき、日本語はこういうものである、各レベルの熟達能力記述はこうである、ということを示していくことが重要であろう。さらに、それに則って教材、シラバス、試験問題を作成していくことができる具体性を持った、例えば共通参照本のようなものを提供することが日本語教育の発展に極めて有用である。そのような目に見える共通参照本を持つことにより、日本語教師は一段と確信をもって日本語教育に携わることが可能になるのではなかろうか。

以上、今回の調査を基に、ヨーロッパからのさまざまな観点を通して日本語教育の課題および展望を見てきた。その課題は多岐にわたり、個人レベルで取り組むもの、教師会レベルで取り組むもの、そしてより大きな機関、地域、国レベルで考えていかななくてはならないものがあることが見えてきた。今後、日本語教育推進のために何をしていくべきか、まずは、日本語教育関係者一人ひとりが現状と問題点を把握し、その解決策として課題を具体的に認識することが大切になっていくであろう。また、教師会は活動を通して認識を促し、具体的な方策を考えていく場となることがますます期待される。さらに長期的に、地球規模で日本

語教育のあり方を考え、上記に提案したような共通枠組みの制定、その実用に向けてのガイドライン、教育ツールの作成が実現できるよう、立場、専門を超えた連携、協力のあり方を探り、より良い日本語教育体制を構築していくことが望まれる。

参考文献、参考資料

Baldegger, M., Müller M., Schneider G. (1980) *Kontaktschwelle Deutsch als Fremdsprache*. München: Langenscheidt.

Beacco, J., Bouquet S., Porquier R. (2004) *Niveau B2 pour le Français un Référentiel*. Paris: Didier. ISBN 2-278-05576-3

Commission of the European Communities (2003) “*Education & Training 2010*” *The Success of the Lisbon Strategy Hinges on Urgent Reforms*
http://europa.eu.int/comm/education/policies/2010/doc/com_2003_605-al23013en.pdf

Commission of the European Communities (2003) *Promoting Language Learning and Linguistic Diversity: An Action Plan 2004-2006*
http://europa.eu.int/comm/education/doc/official/keydoc.actlang/act_lang_en.pdf

Council of Europe (2001) *Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment*. Cambridge: Cambridge University Press.

Council of Europe (2002) *Common European Framework of Reference for Languages: Learning, Teaching, Assessment Case Studies*. Strasbourg, Council of Europe

European Commission (2003) *Implementation of “Education & Training 2010” Working Programme. Working Group “Improving Foreign Languages Learning”*
http://europa.eu.int/comm/education/policies/2010/doc/language-learning_en.pdf

Glaboniat, M., Müller M., Rusch P., Schmitz H., Wertenschlag L. (2002) *Profile Deutsch*. Berlin: Langenscheidt. ISBN 3-468-49463-7

Wertenschlag, L., Müller, M., Schmitz, H. (2002) The Common European Framework and the European Level Descriptors for German as a Foreign Language. In Council of Europe, *Common European Framework of Reference for Languages: Learning, Teaching, Assessment Case Studies* (pp184-197). Strasbourg : Council of Europe ISBN 92-871-4983-6

国際交流基金 (2004) 『世界における日本語教育の重要性を訴える－日本が国際社会において一層の力を発揮するために』 http://www.jpf.go.jp/j/japan_j/news/0412/12-01.html

国際交流基金

日本語能力検定試験の広場 <http://momo.jpf.go.jp/jlpt/j/about.html>

国際交流基金・財団法人日本国際教育支援協会

『平成 16 年度日本語能力試験 結果の概要』 http://www.jees.or.jp/jlpt/jlpt_result.pdf

国際交流基金・財団法人日本国際教育支援協会（2004）

『日本語能力試験 出題基準〔改訂版〕』 凡人社

文部科学省（2000）平成 14 年度文部科学白書

<http://www.wp.mext.go.jp/wp/jsp/search/IndexBodyFrame.jsp?sd=hpab200201&id=null&no=>

文部科学省（2000）文部科学省国語審議会答申「国際社会に対応する日本語の在り方」平成 12 年 12 月 8 日

<http://www.wp.mext.go.jp:8080/nc/jsp/search/IndexBodyFrame.jsp?sd=t20001208003>

文部科学省（2000）新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について（中間報告）中央教育審議会 2002 年 11 月 14 日

<http://www.wp.mext.go.jp:8080/nc/jsp/search/IndexBodyFrame.jsp?sd=t20021114001>

文部科学省（2000）平成 12 年度教育白書 我が国の文教施策

<http://www.wp.mext.go.jp/wp/jsp/search/IndexBodyFrame.jsp?sd=hpad200001&id=null&no=>

文部科学省（2004）外国語専門部会における審議状況について

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/004/04081101/006.htm

文部科学省（2003）平成 15 年度文部科学白書

<http://www.wp.mext.go.jp/wp/jsp/search/IndexBodyFrame.jsp?sd=hpab200301&id=null&no=>

文部科学省、新学習指導要領（平成 10 年度改定）外国語編（中・高等学校）英語版

<http://www.mext.go.jp/english/shotou/030301.htm>

文部科学省、高等学校学習指導要領（平成 11 年 3 月告示、14 年 5 月、15 年 12 月一部改正）

—第 2 章：普通教育に関する各教科—第 8 節：外国語

http://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/sonota/990301/03122603/009.htm

文部科学省、中学校学習指導要領（平成 10 年 12 月告示、15 年 12 月一部改定）

—第 2 章：各教科—第 9 節：外国語

http://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/sonota/990301/03122602.htm

卷 末 資 料

資料 1

ヨーロッパにおける CEF 導入状況：調査対象国例

国名	外国語教育	日本語教育	自国語教育
ベルギー ^{注1} Belgium	◎ 成人教育 ○ 中等教育	◎ 成人教育	◎
フランス France	◎ 初等・中等教育	-	◎
ドイツ ^{注2} Germany	◎ 初等・中等・成人教育 ○ 高等教育	◎ 中等教育	◎
ハンガリー Hungary	◎ 初等・中等教育 ○ 高等・成人教育	◎ 中等教育	○ 高等・成人教育
アイルランド Ireland	○ 高等教育	○ 高等教育	◎ 移民への英語教育
オランダ The Netherlands	○	-	◎
スイス Switzerland	◎	○ 中等・成人教育	○ 成人教育
英国 ^{注3} The United Kingdom	◎	-	○

(2004年11月末までの調査結果に基づく)

- 注1 オランダ語共同体のみ
注2 ノルトライン・ウエストファレン州のみ
注3 スコットランドを除く

- ◎ 公的刊行物で記述されるなど、教育行政管轄機関の主導で、言語教育政策に取り入れられている。
- 国(州、共同体)の言語教育政策ではないが、方針、達成目標などに取り入れられている教育機関もある。
- 不明もしくは取り入れられていない。

ヨーロッパにおける ELP 使用状況：調査対象国例

国名	外国語教育	日本語教育	自国語教育
ベルギー ^{注1} Belgium	○ 高等教育	-	-
フランス France	○	-	-
ドイツ ^{注2} Germany	◎ 初等教育 ○ 中等教育	-	-
ハンガリー Hungary	○ 初等・中等・成人教育	-	-
アイルランド Ireland	○ 中等・高等教育	○ 高等教育	○ 移民への英語教育
オランダ The Netherlands	○ 中等・高等・成人教育	-	-
スイス Switzerland	◎ 中等・高・成人教育	○ 中等・成人教育	○ 成人教育
英国 ^{注3} The United Kingdom	○ 中等・高等・成人教育	○ 初等教育	○ 成人教育

(2004年11月までの調査結果に基づく)

注1 オランダ語共同体のみ

注2 ノルトライン・ウエストファレン州のみ

注3 スコットランドを除く

- ◎ 公的刊行物で記述されるなど、言語教育政策として取り入れられ、使用されている。
- 国（州、共同体）もしくは教育機関で、推奨、紹介され、使用されている。
- 不明もしくは使用されていない。

認定 ELP リスト

認定番号	国/機関	開発者	対象	使用言語
1.2000	スイス	Swiss Conference of Cantonal Ministers of Education	青少年および成人	仏語、独語、伊語、英語
2.2000	フランス	Centre International d'Etudes Pédagogique, Sèvres	子供	仏語
3.2000	ロシア	Ministry of Education of the Russian Federation represented by Moscow State Linguistic University	中等教育後半	露語、英語
4.2000 ¹	ドイツ (ノルトライン＝ヴェ ストファーレン州)	Landesinstitut für Schule und Weiterbildung, Soest, Nordrhein-Westphalen	中等教育前半	LP：独語、英語、仏語 LB & D：独語
5.2000	フランス	Centre Régional de Documentation Pédagogique de Basse 5 Normandie	青少年および成人	LP：仏語、英語 LB&D：仏語
6.2000	EAQUALS /ALTE	European Association for Quality Language Services (EAQUALS) Association of Language Testers in Europe (ALTE)	成人	仏語、英語
7.2001	チェコ	Ministry of Education, Youth and Sport of the Czech Republic	中等教育前半 (11～15歳)	チェコ語、英語、独語、仏語
8.2001 ²	英国	Centre for Information on Language Teaching and Research (CILT)	子供	英語
9.2001	英国	Centre for Information on Language Teaching and Research (CILT), for the Languages National Training Organisation (LNTO)	成人 (限定はしな いが特に職業訓練を目的とする)	LP：仏語、英語 LB&D：英語
10.2001 ³	アイerland	Centre for Language and Communication Studies, Trinity College, Dublin, Ireland	中等教育	LP：英語、アイerland語 LB：アイerland語、仏語、独語、西語、伊語 D：英語、アイerland語

11.2001 ⁴	アイอร์แลนด์	Integrated Ireland Language and Training Ltd (IILT)	初等教育 (移民英語学習用)	英語
12.2001 ⁵	アイอร์แลนด์	Integrated Ireland Language and Training Ltd (IILT)	中等教育 (移民英語学習用)	英語
13.2001a ⁶	アイอร์แลนด์	Integrated Ireland Language and Training Ltd (IILT)	成人 (移民英語学習用) [Reception 1]	LP: 仏語、英語、アイルランド語 LB & D: 英語
13.2001b ⁷	アイอร์แลนด์	Integrated Ireland Language and Training Ltd (IILT)	成人 (移民英語学習用) [Reception 2: 13.2001aからの 継続]	LP: 仏語、英語、アイルランド語 LB & D: 英語
14.2001 ⁸	アイอร์แลนด์	Integrated Ireland Language and Training Ltd (IILT)	職業訓練 (移民英語学習用)	LP: 仏語、英語、アイルランド語 LB&D: 英語
15.2001 ⁹	ハンガリー	Centre National de l'Éducation Pubulique	中等教育	英語、独語、仏語、露語、西語、 伊語、スロバキア語
16.2001 ¹⁰	ハンガリー	Centre National de l'Éducation Pubulique	初等教育	英語、独語、仏語、露語、西語、 伊語、スロバキア語
17.2001 ¹¹	ハンガリー	Centre National de l'Éducation Pubulique	成人	英語、独語、仏語、露語、西語、 伊語、スロバキア語
18.2001 ¹²	オランダ	BVE Raad (Dutch Council for Vocational and Adult Education)	中等教育後半職業高校	LP: 蘭語、英語、仏語、独語 LB&D: 蘭語
19.2001	スウェーデン	In-Service Training Department, Uppsala University, on behalf of the Ministry of Education and Science, Sweden	職業訓練を含む中等教育後半、 成人教育	LP: スウェーデン語、英語 LB&D: スウェーデン語
20.2001	ポルトガル	Ministry of Education, Portugal	10 ~ 15 歳	ポルトガル語
21.2001	ポルトガル	Ministry of Education, Portugal	中等教育後半	I&LP: ポルトガル語、英語、仏語 LB&D: ポルトガル語
22.2001	チェコ	Ministry of Education, Youth and Sport of the Czech Republic	11 歳までの学習者	チェコ語
23.2001	チェコ	Ministry of Education, Youth and Sport of the Czech Republic	中等教育後半	チェコ語、英語、仏語、独語

24.2001	オーストリア			中等教育後半		
25.2002	イタリア (ウンブリア州)	MIUR: Direzione Generale Ufficio Scolastico Regionale Umbria		中等教育前半	伊語、英語、仏語、独語	
26.2002	イタリア (ピエモンテ州)	Ministero dell'Istruzione dell'Università e della Ricerca, Piemonte		初等教育	伊語	
27.2002	ロシア			言語教師、翻訳・通訳者		
28.2002	ロシア			初等教育		
29.2002	CercleS (European Association of Language Centres in Higher Education)	Centre for Language and Communication Studies, Trinity College, Dublin, Ireland		高等教育	英語、仏語 (英語、仏語以外のものも開発中)	
30.2002	イタリア (ロンバルディア州)	Ministero dell'Istruzione, dell'Università e della Ricerca Ufficio Scolastico Regionale per la Lombardia		中等教育前半	LP: 伊語、仏語、英語、独語、西語 LB&D: 伊語	
31.2002	ロシア			中等教育前半		
32.2002a ¹³	ドイツ (テューリンゲン州)			初等教育	独語	
32.2002b ¹⁴	ドイツ (テューリンゲン州)			5～9年生	独語	
32.2002c ¹⁵	ドイツ (テューリンゲン州)			10～12年生	独語	
33.2002	オランダ ¹⁶	National Bureau on Modern Languages (NaB-MVT), het institute voor leerplanontwikkeling, SLO		9～12歳	英語	
34.2002a	オランダ	National Bureau on Modern Languages (NaB-MVT), het institute voor leerplanontwikkeling, SLO		12～15歳	英語	

34.2002b	オランダ	National Bureau on Modern Languages (NaB-MVT), het institute voor leerplanontwikkeling, SLO	15 歳以上	英語
35.2002	European Language Council	European Language Council (Brigitte Foster Vosicki)	高等教育	英語、仏語
36.2002	オランダ (CINOP ¹⁷)		成人第2言語学習者	蘭語
37.2002 ¹⁸	The Milestone Project	The Milestone Project 以下の5つの機関から成るプロジェクト	成人移民	LP：仏語、英語および各受入国の言語 LB&D：各受入国の言語
37.2002-FI	フィンランド	Helsinki City College of Technology, Helsinki City College of Culinary Art, Fashion and Beauty		
	ドイツ	Institute for Teacher Training Hamburg, Vocational School for Work - Technology, Vocational school for Foreign Languages, Vocational School for Health and Food		
	アイルランド	Integrated Ireland Language and Training (IILT)		
	オランダ	Amsterdam Teleport (Techniek) - ROC, ROV van Amsterdam - Unit Educatie		
	スウェーデン	Komvux Örebro		
38.2003	ベルギー (フランス語圏)		初等教育	
39.2003	ベルギー (フランス語圏)		中等教育後半	
40.2003	イタリヤ		高等教育	
41.2003	北アイルランド		初等教育	
42.2003	スロバキア		11 ~ 15 歳	
43.2003	ギリシヤ		12 ~ 15 歳	

	フランス	ENS/CIEP/DIDIER	中等教育前半	仏語
44.2003	フランス		中等教育前半	仏語
45.2003	ゲルジア		15 歳以上	
46.2003	ドイツ (ハンブルグ市)		中等教育前半	独語
47.2003	トルコ		15 ～ 18 歳	
48.2003	ブルガリア、英国、フランス、ドイツ、イタリアの5か国および Sofia University の Modern Languages Department により開発		職業訓練	以下の5か国語で発行 48.2003 - BG ブルガリア語 48.2003 - EN 英語 48.2003 - FR 仏語 48.2003 - DE 独語 48.2003 - IT 伊語
49.2003 (8.2001 IT)	イタリア		初等教育	
50.2003	スペイン		3 ～ 7 歳	
51.2003	スペイン		8 ～ 12 歳	
52.2003	スペイン		12 ～ 18 歳	
53.2003	ブルガリア		6 ～ 10 歳	
54.2003	イタリア (トリノ州)		青少年および成人	
55.2004	チェコ		成人	
56.2004	トルコ (アンカラ大学)		成人	
57.2004	スロベニア		11 ～ 15 歳	
58.2004	オーストリア		10 ～ 15 歳	
59.2004	スペイン		成人	
60.2004	スウェーデン		6 ～ 11 歳	

61.2004	スウェーデン		12～16歳	
62.2004	ポーランド		10～15歳	
63.2004	オーストリア (CERNET ¹⁹)		10～15歳	
64.2004	イタリア (プーリア州)		14～20歳	
65.2004	イタリア (ボルツァーノ州)		初等教育	2005年1月現在

注 この表は、欧州評議会ELPウェブサイトを (http://culture2.coe.int/portfolio/) の認定ELPリストに多少の情報の付け加えをしたものである。

LP : Language Passport (言語パスポート)
 LB : Language Biography (言語学習記録)
 D : Dossier (資料集)

children = 子供
 young people/learners = 青少年
 adults = 成人

- ¹ <http://www.learn-line.nrw.de/angebote/portfolioよりダウンロード可能。>
- ² http://www.nacell.org.uk/resources/pub_cilt/portfolio.pdfよりダウンロード可能。
教師用指導書 (Teacher's Guide) http://www.nacell.org.uk/resources/pub_cilt/teachers.pdfよりダウンロード可能。
- ³ http://www.tcd.ie/CLCS/portfolio/ELP_network/IrishPostPrimaryELP.pdfよりプレビュー可能。
- ⁴ <http://www.ilt.ie/publications/Primary%20ELP%20enlarged.pdfよりダウンロード可能。>
- ⁵ <http://www.ilt.ie/publications/Secondary%20ELP%20extended.pdfよりダウンロード可能。>
- ⁶ <http://www.ilt.ie/publications/Reception%20Portfolio%20final.pdfよりダウンロード可能。>
- ⁷ <http://www.ilt.ie/publications/Reception%20Portfolio%20Final.pdfよりダウンロード可能。>
- ⁸ <http://www.ilt.ie/publications/Fast%20track%20and%20pre-vocational%20portfolio%20final.pdfよりダウンロード可能。>
- ⁹ <http://www.om.hu/main.php?folderID=288&ctag=articlelist&iid=1&articleID=55よりダウンロード可能。>
- ¹⁰ <http://www.om.hu/main.php?folderID=288&ctag=articlelist&iid=1&articleID=55よりダウンロード可能。>
- ¹¹ <http://www.om.hu/main.php?folderID=288&ctag=articlelist&iid=1&articleID=1065よりダウンロード可能。>
- ¹² <http://www.europeestaalportfolio.nl/よりダウンロードが可能になる予定。>
- ¹³ http://www.thueringen.de/tkm/hauptseiten/grup_presse/sprachen/index.htmよりダウンロード可能。
- ¹⁴ http://www.thueringen.de/tkm/hauptseiten/grup_presse/sprachen/index.htmよりダウンロード可能。
- ¹⁵ http://www.thueringen.de/tkm/hauptseiten/grup_presse/sprachen/index.htmよりダウンロード可能。
- ¹⁶ <http://www.europeestaalportfolio.nl/よりダウンロードが可能になる予定。>
- ¹⁷ Centrum Voor Innovatie Van Opleidingen (Centre for the Innovation and Training)
- ¹⁸ <http://www.eu-milestone.de/index.php?page=subcat&sid=196&vsp=1より各国版ダウンロード可能。>
- ¹⁹ Central European Regional Network for Education Transfer

資料 4

各国の学校教育における日本語公的資格試験一覧

1. France フランス

試験名 (位置づけ)	Baccalaureat バカロレア 国の高等学校卒業資格試験。この資格により大学に無試験入学できる
対象	第1、第2、または第3外国語として日本語を学習した高校生。高校で授業を受けていなくても受験は可能。
形態	第1外国語の場合は筆記。第2外国語の場合は、理科系、経済系、文系かによって筆記または口頭。第3外国語の場合は、口頭。
時間	口頭試験は20分。筆記の場合は、3時間。
レベル基準	筆記試験の場合は、レベル基準は特にない。第3外国語の場合は、習得すべき文法項目、漢字リストの規定はある(1987年から変更されていない)。
内容	口頭試験 ① 10分間、テキストについての質問。受験生は各自学習した八つのテキストを持参、試験官がその場で一つを選択。準備時間20分間。 ② 10分間、自由会話。絵、写真等を用いて語らせることが多い。 筆記試験 読解問題と記述式の問題の両方を含む。 読解10点、記述式問題10点(20点満点) 例：(2003年度、第1外国語試験、経済、理科系、3時間) 皿海達哉著『にせまつり』より「不思議な客」
試験開始年度	1970年代後半
受験者数	不明
各言語受験者数順位	第1外国語 1. 英語、2. ドイツ語、3. スペイン語、4. イタリア語 第2外国語 1. スペイン語、2. ドイツ語、3. 英語、4. イタリア語 第3外国語 1. イタリア語、2. スペイン語、3. ロシア語、4. ドイツ語、 5. ポルトガル語

教育省統計 <http://www.education.gouv.fr/stateval/rers/repere.htm>
 過去問入手先：La maison des examens, Service intercademique des examens et concours
<http://www.siec.education.fr>
 2002年度の第2外国語文系・理系の問題は、
<http://www.ac-bordeaux.fr/WEB/compedag/pedag/program/japonS2.pdf>

2. Germany ドイツ

試験名 (位置づけ)	Abitur アビトゥア (大学入学資格試験)
対象	通常、高校で第2または第3外国語として日本語を学習した高校生
形態	筆記・口頭 (ベルリンでは2005年より筆記試験開始。受験者は、アビトゥアの他の科目との関連で、筆記か口頭かを選ぶ)

時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ノルトライン＝ヴェストファーレン州の例 筆記 180分 口頭 60分（準備時間 30分、試験 30分） ・ベルリン州の例 口頭 40分（準備 20分＋試験 20分）
レベル基準	B1 (Threshold) レベル
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ノルトライン＝ヴェストファーレン州の例 筆記：テーマ例「学歴偏重社会」（2004年） 第1部 テキスト内容の要約 第2部 ドイツと日本の学校制度の比較－作文 第3部 自分の学校生活について作文 口頭：テーマ例「外来語について」「日本の学校」（2004年） ・ベルリン州の例 口頭： 第1部：テキストに基づく質問 第2部：説明や意見を求める質問 テーマは1～3学期目（12年生前半～13年生後半）の学習内容から一つと第4学期目（13年生後半）から一つ、計二つ 〔四つのテーマ分野と各分野の必修項目〕 芸術 - 文学、造形 歴史 - 江戸時代、明治時代 政治経済 - 戦後の政治と経済システム、21世紀の構造問題 社会 - 職業生活、家庭生活
試験開始年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ノルトライン＝ヴェストファーレン州：2004年 ・ベルリン州：1994年
受験者数（2004年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・ノルトライン＝ヴェストファーレン州：筆記 2人 口頭 11人 ・ベルリン州：16人 ・ドイツ全体：34人
各言語受験者数順位	<ul style="list-style-type: none"> ・ノルトライン＝ヴェストファーレン州（2002/03） 1. 英語 2. フランス語 3. スペイン語 4. ラテン語 5. イタリア語 （日本語はこの翌年から実施）

情報源：州文部大臣常設会議（Kultusministerkonferenz：KMK）日本語アビトゥア基準

3. Hungary ハンガリー

試験名 (位置づけ)	Érettségi vizsga 大学入学資格試験（中等教育修了試験） (2005年度より大学入試制度改革が導入、出題基準が変更になる)
対象	高校で第2または第3外国語として日本語を学習した高校生
形態	筆記・口頭試験
時間	<p>筆記試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ①文法及び語彙テスト 90分、辞書持ち込み不可 ②900～1200字の文章を日本語からハンガリー語へ翻訳、辞書持ち込み可、90分 <p>口頭試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ①10～15行の日本語の文章を読み上げ、その後ハンガリー語で要旨をまとめる ②日常生活や授業で学習済みの文化的テーマについて試験官と5～10分の会話（準備時間なし）
レベル基準	日本語能力試験3級相当

内容	筆記試験出題範囲：ひらがな、カタカナ、初級漢字 300 字（読み書き能力） 口頭試験会話テーマ（以下のものから選択）：①人と社会（家族・祭・友人・愛） ②周辺環境（居住地、首都、交通、ハンガリーと日本の地理・社会、宗教、習慣、日常生活） ③人と自然（天候、季節、植物、動物） ④学校（学校生活、ハンガリーと日本の教育制度、進路） ⑤健康、病気（病気、事故、怪我、病院、健康な生活） ⑥食生活（ハンガリーと日本の習慣） ⑦日常生活（買い物、貨幣、暮らし、アルバイト、就職、職場） ⑧旅行（文通、郵便、旅行計画、宿泊予約、両替） ⑨余暇（趣味、スポーツ、娯楽） ⑩文化教養（文学、伝統、祭、諺）
試験開始年度	1995 年 11 月にハンガリー教育省認可による出題基準が制定された
受験者数（2004 年度）	24 名（高等学校 6 校にて）
受験者数順位	不明

ハンガリー教育省認可出題基準より（A Művelődési és Közoktatási Minisztérium 1995. november 6-án kelt 57801/95/XII. sz. leirata）

4. Ireland アイルランド

試験名 （位置づけ）	Leaving Certificate Examination 履修認定試験 （大学入学資格試験）
対象	後期中等教育（シニア課程）修了時、外国語の選択科目
形態	筆記、聴解、口頭
時間	筆記：2.5 時間 聴解：40 分 口頭：15 分
レベル基準	Higher Level と Ordinary Level の二つのレベルがある Higher Level は日本語能力試験 3～4 級、CEF レベル A2 終了程度に相当するが、これは正式なレベル基準ではない
内容	Higher Level 全体の点数配分（400 点満点）：筆記 55%（読解 30%、作文 25%）、 聴解 20%、会話 25% 文字：ひらがな、カタカナ、漢字 100（非公開リストあり） Ordinary Level 全体の点数配分：筆記 50%（読解 30%、作文 20%）、聴解 25%、会話 25% 文字：ひらがな、カタカナ、漢字 100（非公開リストあり） 筆記： Higher Level 1. 読解 A：情報読み取り（漢字の読みを含む） 2. 読解 B：内容理解（漢字の読みを含む） 3. 読解 C：内容理解 4. 文化知識：与えられたトピックに関して英語で解答 5. 作文 A：二つのトピックから一つ選ぶ 6. 作文 B：二つのトピックから一つ選ぶ Ordinary Level 1. 読解 A：情報読み取り 2. 読解 B：内容理解（漢字の読みを含む） 3. 読解 C：内容理解 4. 作文：三つのトピックから一つ選ぶ 口頭： ①一般的な Q&A 5 分 ②与えられたトピックに関して（準備 1 分、発表 1 分、Q&A 3 分） ③与えられた絵に関して（準備 1 分、発表 1 分、Q&A 3 分）

試験開始年度	1998 年
受験者数 (2004 年度)	Higher Level : 28 人 Ordinary Level : 3 人
各言語受験者数順位	2003 年度 Higher Level (アイルランド語、英語および古典語を除く言語科目順位) 1. フランス語 2. ドイツ語 3. スペイン語 4. アラビア語 5. イタリア語 6. ロシア語 7. 日本語 2003 年度 Ordinary Level (日本語に関する情報がないため不明)

過去の試験問題、採点基準 : State Examinations Commission (<http://www.examination.ie/>) よりダウンロード可能

5. The United Kingdom 英国

試験名 (位置づけ)	General Certificate of Secondary Education : GCSE (中等教育修了試験)
対象	16 歳、義務教育修了時、一般にも開かれている
形態	筆記・口頭
時間	50 分 + 55 分 + 75 分
レベル基準	漢字 200 字、日本語能力試験 4 級レベル相当
内容	試験 1 聴解 音と絵を合わせる 試験 2 口頭 トピックの中から三つ異なるものを選んで会話 試験 3 読解 絵と文字、短い文章 試験 4 作文 はがき、作文 1 と 3 は続けて行う。各試験 25% の比重
試験開始年度	2003 年より新シラバスによる試験が行われ、口頭試験が始まった
受験者数	(2004 年度) 437 名 口頭試験無しの受験者数 620 名
各種言語受験者数 順位	1. フランス語 2. ドイツ語 3. スペイン語 4. ウルドゥ語 5. イタリア語 6. 中国語…13. 日本語
試験名 (位置づけ)	General Certificate of Education, Advance Level : A-level (大学入学資格試験) 1 年目の AS 試験と 2 年目の A2 試験を合わせる
対象	17、18 歳、高校卒業時、一般にも開かれている
形態	筆記
時間	AS : 3 時間 A2 : 3 時間
レベル基準	AS 漢字 200 字、A2 漢字 200 字 (GCSE からの合計 600 字) 日本語能力試験 3 級レベル相当
内容	AS ①読み書き 20% 文章題二つ、文法、漢字、内容に関する質問 ②翻訳 10% 和文英訳 ③作文 20% 文章を読んで、それについての作文 A2 ①読み書き 20% 文章についての質問、英文和訳 ②課題に基づく作文 30% 地理、歴史、社会、または芥川龍之介、 星新一、ラフカディオ・ハーンの課題の中から作文を二つ

試験開始年度	2001年より新シラバスによる試験が行われている。
受験者数	(2004年度) AS 452名 A2 299名
各言語受験者数順位	1. フランス語 2. ドイツ語 3. スペイン語 4. 中国語 5. イタリア語 6. ウルドゥ語 7. ロシア語 8. 日本語

出題基準、過去問の入手先：Edexcel 試験機関 <http://www.edexcel.org.uk>

執筆担当・協力者

—執筆者—

大島弘子	フランス パリ第7大学	フランス (2章の2) 1章の2
小木曾左枝子	アイルランド ダブリン大学トリニティカレッジ	アイルランド (2章の5) 1章の4
櫻井直子	ベルギー ルーヴァン・カトリック大学	ベルギー (2章の1) 1章の2、3章
佐藤紀子	ハンガリー ブダペスト商科大学	ハンガリー (2章の4)
田中和美	英国 ロンドン大学東洋アフリカ研究学院	英国 (2章の8) 1章の3、3章、英文要旨
松尾馨	ドイツ デュースブルク-エッセン大学	ドイツ (2章の3) 1章の1
スルツベルゲル- 三木佐和子	スイス ギムナジウム・ブルグドルフ	スイス (2章の7)
吉岡慶子	オランダ ライデン大学	オランダ (2章の6) 1章の3

—各国記事執筆者—

猿渡晶子	マールブルク大学	ドイツ (2.3.5)
クラフト増井良子 (共著)	ライデン大学	オランダ (2.6.5)
コスラ恭子 (共著)	ライデン大学	オランダ (2.6.5)
飯塚晶子 (共著)	キング・エドワード VII スクール	英国 (2.8.6)

—各国協力者—

アイルランド	ウルスラ・ツイママン 織田智恵 黒田いずみ
オランダ	亀田佳代子
スイス	長嶺孝子 村野千江
ドイツ	磯洋子 大和田邦子
ハンガリー	セーカーチ・アンナ
ベルギー	ピーター・クールス

—編集担当—

大島、小木曾、櫻井、田中

時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ノルトライン＝ヴェストファーレン州の例 筆記 180分 口頭 60分 (準備時間 30分、試験 30分) ・ベルリン州の例 口頭 40分 (準備 20分+試験 20分)
レベル基準	B1 (Threshold) レベル
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ノルトライン＝ヴェストファーレン州の例 筆記：テーマ例「学歴偏重社会」(2004年) 第1部 テキスト内容の要約 第2部 ドイツと日本の学校制度の比較－作文 第3部 自分の学校生活について作文 口頭：テーマ例「外来語について」「日本の学校」(2004年) ・ベルリン州の例 口頭： 第1部：テキストに基づく質問 第2部：説明や意見を求める質問 テーマは1～3学期目(12年生前半～13年生後半)の学習内容から一つと第4学期目(13年生後半)から一つ、計二つ 〔四つのテーマ分野と各分野の必修項目〕 芸術 - 文学、造形 歴史 - 江戸時代、明治時代 政治経済 - 戦後の政治と経済システム、21世紀の構造問題 社会 - 職業生活、家庭生活
試験開始年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ノルトライン＝ヴェストファーレン州：2004年 ・ベルリン州：1994年
受験者数(2004年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ノルトライン＝ヴェストファーレン州：筆記 2人 口頭 11人 ・ベルリン州：16人 ・ドイツ全体：34人
各言語受験者数順位	<ul style="list-style-type: none"> ・ノルトライン＝ヴェストファーレン州(2002/03) 1. 英語 2. フランス語 3. スペイン語 4. ラテン語 5. イタリア語 (日本語はこの翌年から実施)

情報源：州文部大臣常設会議(Kultusministerkonferenz：KMK) 日本語アビトゥア基準

3. Hungary ハンガリー

試験名 (位置づけ)	Érettségi vizsga 大学入学資格試験(中等教育修了試験) (2005年度より大学入試制度改革が導入、出題基準が変更になる)
対象	高校で第2または第3外国語として日本語を学習した高校生
形態	筆記・口頭試験
時間	<p>筆記試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ①文法及び語彙テスト 90分、辞書持ち込み不可 ②900～1200字の文章を日本語からハンガリー語へ翻訳、辞書持ち込み可、90分 <p>口頭試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ①10～15行の日本語の文章を読み上げ、その後ハンガリー語で要旨をまとめる ②日常生活や授業で学習済みの文化的テーマについて試験官と5～10分の会話(準備時間なし)
レベル基準	日本語能力試験3級相当

日本語教育国別事情調査
ヨーロッパにおける日本語教育と
Common European Framework of Reference for Languages

2005年（平成17年）3月発行

著作・編集 ヨーロッパ日本語教師会
独立行政法人国際交流基金

発行 独立行政法人国際交流基金
〒102-6021
東京都港区赤坂1丁目12番36号
アーク森ビル21階
電話 03-5562-3525（日本語事業部 企画調整課）
FAX 03-5562-3498（日本語事業部）

久平和の実現、市場統合による経済の活性化、自由、民主主義、基本的人権、法支配の確立などのEUの理念は、欧州評議会のそれと非常に近い。EU加盟国はすべて欧州評議会の加盟国でもある。EUと欧州評議会の間では、欧州評議会各種会合へのEU代表の出席、欧州評議会の条約へのEUの加入、EU（理事会議長国議長、欧州委員会対外関係委員）と欧州評議会（欧州評議会事務総長、欧州評議会閣僚委員会議長国議長）の四者会談、共同プロジェクトの実施、EU本部のあるブリュッセルへの欧州評議会の連絡事務所の設置など、良い協力関係を構築するための努力が常になされている。

1.1.2 ヨーロッパの教育政策

欧州統合が拡大、深化するにつれ、競争力のある経済を育てるため、教育政策および職業訓練政策の重要性の認識が高まってきた。ヨーロッパ・レベルでの教育に関する施策は、主に欧州評議会とEUが主体となっている。

欧州評議会は、その基本理念を普及させ、加盟国間の相互理解の基礎を築くために、設立当初から着実に文化・教育施策を展開してきており、これまでに果たしてきた役割は非常に大きい。特に高等教育には早くから関心が持たれ、既に1950年代に高等教育入学資格や修学期間の同等性などに関する三つの条約を結んでいる。また、これまで、欧州市民教育（citizenship education）、歴史教育、言語教育、教育資格の相互認定などに関するプロジェクトを実施している。現在の欧州評議会の教育問題は、文化協力審議会（Council for Cultural Cooperation: CDCC）所管となっている。そのアプローチは、セミナーや会議を通して意見交換を行い、教育に関する試みや政策研究を重ねていくプロジェクト方式と、ヨーロッパ教育大臣会議の議論を経て出される決議・勧告方式の二つに分けられる。この決議・勧告は、広い範囲の教育問題が扱われ、各加盟国に対する法的拘束力は持たないが、加盟国間の意思決定事項として各政府に対する強い影響力を持っている。

一方、EUの前身であるECは、当初、教育に関わる施策に関する権限を持たなかったため、職業訓練、および経済発展につながる高等教育に限定された分野での活動が中心であった。その後マーストリヒト条約に文化、教育に関する条項¹が初めて加えられ、EUも初等・中等教育を含めた教育分野の活動に本格的に取り組むようになった。EC時代に策定された多くの教育・職業訓練のプログラムは、EUの設立にともない再編成され、現在広く普及している。ただし、マーストリヒト条約の「教育」の条項では、各国の制度や法律を尊重しながら共同体としての事業を進めていくことが原則とされており、政策導入の権限については明言されていない。このため、EUの役割は、加盟各国の補完、支援に限定されており、教育プログラムは、資金助成が中心となっている。現在のプログラムは、「ソクラテス」という教育プログラムと、「レオナルド・ダ・ヴィンチ」という職業訓練事業が主体である。ソクラテス・プログラムの中には、高等教育を統括する「エラスムス」、初等・中等教育を統括する「コメニウス」、外国語教育を統括する「リングァ」がある。これらの新事業はまず1995年から5か年計画で実施され、2000年からは、知識基盤型社会（knowledge-based society）創設のための知識のヨーロッパ（Europe of knowledge）を全体テーマに据え、第2期の事業（2001～2006年）が行われている。教育プログラムのソクラテス第2計画は、交流とその促進のための情報交換や研究調査の資金助成金として、総額18億5000万ユーロの

¹マーストリヒト条約第126条



ヨーロッパ日本語教師会 (AJE)



JAPAN FOUNDATION

国際交流基金